官報 号外

昭和二十五年十二月十日

○第九回国会 衆議院会議録第十三号 附録(一)の一

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問の総数及びその結果

内閣提出議案 四十七件

内
- 予算 三件 可決
- 法律案 四十三件
  - 内
    - 四十二件 可決
    - 一件 未決
- 国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件 一件 可決

議員提出案 二十八件

内
- 法律案 十一件
  - 内
    - 十件 可決
    - 一件 未決
- 決議案 十二件
  - 内
    - 一件 可決
    - 二件 否決
    - 六件 未決
    - 三件 撤回
    - 五件 可決

重要動議 三件

参議院提出法律案

内
- 二件 可決
- 一件 未決

第七回国会に提出され今期国会に継続したもの 一件

内
- 決算 一件 未了
- 公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件 一件 委員長報告の通り議決

右の二件は第七回国会において閉会中の審査に付し第八回国会に継続したがさらに閉会中の審査に付し今期国会に継続したものである。

第八回国会に提出され今期国会に継続したもの 五件

内
- 内閣提出法律案 二件 可決

右は第八回国会において閉会中の審査に付し、今期国会の継続したものである。

議員提出法律案 二件 可決

右は第八回国会本院提出、参議院において閉会中の審査に付し今期国会に継続し本院に送付されたものである。

参議院提出法律案 一件 未了

右は第八回国会に参議院から提出され、本院において閉会中の審査に付し、今期国会に継続したものである。

請願 五百四十九件(六百二通)

内
- 四百六十四件 採択(五百十二通)
- 八十四件 未決(八十九通)
- 一件 取下

質問 百七十三件

内
- 質問 百六十九件 書面答弁
- 緊急質問 四件 口頭答弁

議長の報告

一、今九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

競馬法の一部を改正する法律

船員保険法等の一部を改正する法律

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律

中小企業信用保険特別会計法

国立学校設置法等の一部を改正する法律

地方公務員法

水産業協同組合法の一部を改正する法律

日本輸出銀行法

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律

一、今九日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

昭和二十五年度一般会計予算補正(第1号)

昭和二十五年度特別会計予算補正(特第1号)

昭和二十五年度政府関係機関予算補正(機第2号)

一、今九日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

人事委員会

- 理事 田中 重彌君(理事田中重彌君去る五日委員辞任につきその補欠)
- 理事 藤枝 泉介君(理事藤枝泉介君昨八日委員辞任につきその補欠)
- 理事 松澤 兼人君(理事松澤兼人君去る四日委員辞任につきその補欠)

文部委員会

- 理事 小西 英雄君(理事小西英雄君去る四日委員辞任につきその補欠)
- 理事 圓谷 光衞君(理事圓谷光衞君去る五日委員辞任につきその補欠)

厚生委員会

- 理事 松永 佛骨君(理事丸山直友君今九日理事辞任につきその補欠)

一、今九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員

- 小淵 光平君
- 加藤 充君

地方行政委員

- 飯塚 定輔君

大藏委員

- 藤枝 泉介君

農林委員

- 足立 篤郎君

郵政委員

- 吉田吉太郎君

労働委員

- 江崎 一治君

一、今九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員

- 足立 篤郎君
- 藤枝 泉介君
- 江崎 一治君

地方行政委員

- 吉田吉太郎君
- 久野 忠治君
- 川野 芳滿君

大藏委員

- 小淵 光平君

農林委員

- 飯塚 定輔君

郵政委員

- 加藤 充君

労働委員

一、今九日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

世界連邦運動会議に日本代表団派遣並びに同代表団の欧米各国の該運動視察に関する決議案(松岡駒吉君外四十四名提出)

食糧確保に関する決議案(濱野三郎君外十五名提出)

食糧確保に関する決議案(小林運美君外百二十七名提出)

昭和二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

一、今九日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案
一、今九日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。
国立学校設置法等の一部を改正する法律案
一、今九日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
地方公務員法案
一、今九日次の本院提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
国立学校設置法等の一部を改正する法律案
一、今九日次の内閣提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
地方公務員法案
一、今九日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
水産業協同組合法の一部を改正する法律案
一、今九日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
競馬法の一部を改正する法律案
国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案
一、今九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
船員保険法等の一部を改正する法律案
郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
一、今九日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
競馬法の一部を改正する法律案
国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案
一、今九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
船員保険法等の一部を改正する法律案
郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案
米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法案
所得税法臨時特例法案
物品税法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険特別会計法案
日本輸出銀行法案
昭和二十五年度一般会計予算補正（第1号）
昭和二十五年度特別会計予算補正（特第1号）
昭和一十五年度政府関係機関予算補正（機第2号）
国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案
一、去る二日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員並木芳雄君提出青年団及び婦人会育成に関する質問に対する答弁書
衆議院議員並木芳雄君提出国鉄五日市線電化に関する質問に対する答弁書
衆議院議員並木芳雄君提出かな文字に関する質問に対する答弁書
衆議院議員並木芳雄君提出八王子鉄道管理局設置に関する質問に対する答弁書
衆議院議員並木芳雄君提出東京都三多摩地区の消防に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出馬肉、らくだ肉類の輸入に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出米価決定に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出鉄の生産計画等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出警察職員のけん銃使用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出政府職員の給与ベース改訂に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出地方行政調査委員会議の運営に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出長期欠席及び不就学児童に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出住宅金融公庫の運営に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出政府の親米政策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山口武秀君提出地方税の賦課徴収に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出牧草の増産対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊員の採用條件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員樹代文久君提出警察官の態度に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出米価単位の表現形式に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出電力再編成問題に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出鉱工品貿易公団総裁辞職理由に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出鉱工品貿易公団の滞貨処理に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

青年団及び婦人会育成に関する質問主意書

一　私の知る範囲では、青年団（青年会及び婦人会などの自主的、民主的つどいは、だいたい地域別に編成され、社会生活上重要な役割をなしている。しかも、いずれも、自治の精神に満ち満ちて運営されているから、画一性、天降り性、封建性などはみじんもない。ただ惜しいことには、運営の費用に事欠くのである。せっかく、よいプランを持っていても、それを実行する金が不足している。この点について国全般としてはどういう傾向を示しているか。

二　政府は、青年団及び婦人会に対し、特にいかなることを期待するか。抽象的でなく、具体的に示されたい。

三　もし、これが重要性を認めるならば、政府は、その育成について、干渉はすべきでないが、経済的援助だけはなすべきであると思うが、如何。又、そのためには必要なる法的措置（改正、制定等）をすべきであると思うが、その用意ありや。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

衆議院議長幣原喜重郎殿

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議員並木芳雄君提出青年団及び婦人会育成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出青年団及び婦人会育成に関する質問に対する答弁書

一　今日、青年団体は、いわゆる文化団体、政治団体、職域職能団体を除いて二万六千三百四十七団体、婦人会は約一万三千団体に達しており、その結成運営の進歩、活動の活ぱつ化は漸次著しくなっている。しかし、これらの団体が、経費の不足から、思うように活動ができない実情にあることは、社会教育関係のあらゆる会合で問題となっているところであり、又全国的な傾向である。

二　政府としては、青年団がその活動を通じて人格を向上し、健全なよい社会の公民として育成され、社会奉仕を活ぱつ化することは、わが国の将来にとり大きな希望として期待をかけている。又婦人会の自主的な活動は、婦人の教養を高め、地位を向上し、子女の正しい育成や教育をはかり、社会の進歩発展に貢献するところ偉大なものがあるので、常にその動向に注意している。

実際運動としては、青年団体に対して青年学級の企画及び参加、役員幹部の資質向上のための講習会の開催、不良化防止、郷土復興運動の促進、産業振興及び職業技術向上の研究、レクリエーションの振興等又婦人団体としては、家庭教育の振興、新生活運動の展開、婦人講座の拡充、社会改善及び奉仕運動の促進等に、特に期待をかけている。

三　国及び地方公共団体は、社会教育法により、これらの団体に対して目下何らの経済的補助は行っていない。このことに関し、法律の改正とか制定については、現在の状況ではなかなか難しいが、将来の問題として考究したいと思う。

右答弁する。

国鉄五日市線電化に関する質問主意書

一　秋川流域の五日市線は、多摩川沿いの青梅線（電車）と並んで新しい国立公園地帯への重要路線であるが、電化になっていないため、その不利不便はなはだしいものがある。五日市線電化は、地元住民の懇願中の懇願であるが、その計画と見通しはどうか。

二　同時に、五日市線を檜原村まで延長することも地元住民の要望となっている。現在は、民営バスが一本通っているだけである。檜原村までの延長の計画と見通しはどうか。更にその実現を見るまで、国営バスを運転すべきであると思うが如何。

三　五日市線は去る十月一日から再び、往復二本増発され、現在まで、運転回数も増加され、サービスはよくなっているが、まだ不足している。客車の連結数はもつと少なくてよいから、運転回数を増加してもらいたい。そうすれば、自転車やバスをやむなく利用している住民は、こぞって五日市線を利用するようになる。それとともに、美しい秋川けい谷への観光客の数は急増する。さしあたり、ガソリンカーでもよいから青梅線並みに増発してもらいたいと思うが如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出国鉄五日市線電化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出国鉄五日市線電化に関する質問に対する答弁書

一　電化については、一般的に経済効果大であつてサービスの向上に役立つ主要幹線の電化を優先的に実施すべき考えの下に従来の計画は立案されている関係で本区間は調査未了であるから今後充分調査することとしたい。

二　新線建設については、目下全面的に中止の止むなき事情にあるので今後当分の間本区間を檜原村まで、延長する見透しはない。又実現するまで国営バスを運転する計画もない。

三　五日市線は、十月一日より往復一本増発され、輸送量も増加しているが、更に近く、運転回数も増加する予定である。又ガソリンカー運転については現在研究中である。

右答弁する。

かな文字に関する質問主意書

小学校で、カタカナから入らずに、ひらがなから入ることは、相当問題であると思うが、所見如何。やはり、一通りカタカナを習熟してから、ひらがなに移るようにしたらどうであるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出かな文字に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出かな文字に関する質問に対する答弁書

かな文字に関する質問にお答えいたします。

お説は、小学校で、カタカナからはいらずに、ひらがなからはいつていることは、相当問題であり、一通りカタカナに習熟してから、ひらがなに移るようにしたらどうであるかというようにうけたまわりました。

国語教科書における文字採用の歴史をふりかえつてみますと、ふるくは、小学校の一年生は、カタカナ文または、漢字交りカタカナ文を用い、二年生以上では、科学的な教材をのぞいては、全部漢字交りひらがな文が用いられておりました。

いわゆる「さくら読本」や「あさひ読本」では、一年生の前期用はカタカナ文を用い、後期用から漢字交りひらがな文が原則として用いられておりました。

しかるに、昭和二十二年の終戦後最初の新読本では、一年生のはじめからひらがな文または、漢字交りひらがな文を用い、二年生から、外国の地名、人名、外来語、擬声、擬音のような発音を示すことばにかぎつてカタカナ文字を用い、その他は、すべて漢字交りひらがな文を用いて、現在にいたつております。

一年生から、ひらがなを先に提出したかと申しますと、だいたい次のような理由によるものであります。

1　新憲法及び法律文が漢字交りひらがな文になりましたので、国家、公用文は、横書きにかぎりカタカナを用いてもよいという例外以外は、すべて、漢字交りひらがな文になりましたので、カタカナを用いる機会は、非常に少なくなつております。また、一般社会生活においても、電文以外はすべてひらがなでありますので、カタカナを用いる必要性は、非常に減少したということができましょう。したがつて、そうした社会的現実のうえからカタカナを教えなければならないという理由が少なくなつたと思います。

2　第二に、もし従来のように、一年生の前半またはその全学年においてカタカナを指導し、それ以後において、ひらがなを指導するとすれば、わずか一箇年の間に、児童は二種のかな文字と漢字との三種の文字を習得しなければならない結果となり、児童の文字学習による負担は過重なものとなるおそれがあります。また、その結果

は、最初に習得したカタカナと、次に習得したひらがなが混用されがちになつて、文字言語による表現力をおそろしく低下させるきらいがあります。

従つて、一年生から、ひらがなを習得させることは、児童の文字による表現をいちじるしく減少するばかりでなく、児童の表現力を高める結果となることと信じます。

3　第三に、現在の一般社会生活における印刷物や、子どものための絵本・雑誌・新聞などは、すべてひらがなが用いられていますので、一年生のはじめからひらがなを指導すれば、児童の読書力を制限するようなことがないばかりでなく、児童の個人差に応じて、一年生といえども高い程度の読書力を持たせることができます。

以上のような理由から、昭和二十二年発行の国語教科書から、ひらがなを一年生の最初から提出する方法をとつておりますが、お説のような御意見も少くありませんので、政府といたしましては、慎重に研究致したいと存じます。

右答弁する。

八王子鉄道管理局設置に関する質問主意書

一　八王子市（東京都）の八王子管理部は、当然八王子鉄道管理局として新発足するものと期待されたのであるが、その実現を見ないのは遺憾である。管理局になるため、現在、その條件として欠くるところのものは何と何であるか明示されたい。

二　甲府、宇都宮、姫路、下関などの鉄道管理局設置の話が出ていると聞くが、事実か。もし然りとすれば、立川、昭和、横田、相模などの連合軍基地を接えての八王子鉄道管理局設置はまつさきに行わるべきものと思うが、如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出八王子鉄道管理局設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出八王子鉄道管理局設置に関する質問に対する答弁書

一　国鉄の機構改正が行われてから日なお浅く、鉄道内部の作業運営を行う機関である鉄道管理局の数の増減については今日直ちに結論を得る状態には達していない。

二　鉄道管理局を青森、宇都宮、姫路及び下関に増設する件については衆議院運輸委員会の決議のあつた事は承知している。

右答弁する。

東京都三多摩地区の消防に関する質問主意書

消防組織法が制定されてから自治体消防として現在に至つたが、東京都のうち、三多摩地区の状況は、市町村消防力の強化はもちろん、火災予防並びに災防の万全を期しえない傾向にある。

即ち、各自治体ごとにそれぞれ任意設置された関係上、弱い消防力並びに通信、水利その他諸施設とも個個独立分散し、出火の際必要ポンプ車の早急出場ができず、且つ、火災現場における相互応援指揮連絡の統制を欠く実情である。近来各地に大火災発生の情勢にあるのは、かかる欠陥がその主な原因と思われる。

特に、三多摩地区においては、消防の対象物件も国有並びに都有建物極めて多く、且つ連合軍関係建物及び賠償施設物件等、国家的重要警備対象物が多数ある現下の諜情勢の見地より、これを一市町村機関のみに任すことは不合理であり、更に本年六月三多摩を包含する首都建設法が制定され、首都は単に特別区に限らず、三多摩を包含する以上、消防施設は自治体の本質より、特別区及び三多摩の区別なく、一本に統一すべきではないかと思うが如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出東京都三多摩地区の消防に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出東京都三多摩地区の消防に関する質問に対する答弁書

消防組織法施行に伴い、消防の責任は挙げて各市町村に委ねられ（消防組織法第六條）その相互関係については、市町村長は相互応援協定を結び、その独立分散を防ぐ（同第二十一條）ことができる外、非常事態の場合に対しては警察等ともあらかじめ協定することができる（同第二十四條第二項）。その応援の際の統制指揮についてはその協定の上で、あらかじめ定め、混乱を防ぐべきである。

なお、独立して第六條の責任を完うしえない市町村は、地方自治法第二百八十四條に基き、消防の一部事務組合を設けることができるのであつて、その一部事務組合に対しては市又は町村としての規定が準用されるのである（地方自治法第二百九十三條）。

組合の結成を強制することは、地方自治の立前から当を得ないのであつて、真に必要であるならば特別区の消防責任者たる都知事と協議の上、解決さるべきであると思料する。

将来の問題としては、単に消防のみでなく、東京都行政全般の問題として取上ぐべきかと思われる。

右答弁する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出麦、らく農品類の輸入に関する質問に対する答弁書

一

二十一年度	九、二二六、二〇〇	封度
二十二年度	四七、四九〇、六八四	〃
二十三年度	七七、四一五	〃
二十四年度	三七、六九八、〇六一	〃
計	九四、四五二、三六一	〃

二　麦類

二十一年度	六七、二八八、〇八〇	円
二十二年度	七、五六〇、四九一	〃
二十三年度	一、三〇一、七〇一	〃
二十四年度	二一、〇〇一	〃
計	七六、四六一、二七三	〃

右答弁する。

麦類、らく農品類の輸入に関する質問主意書

戦後今日に到るまで、麦類、らく農品類はどの位の数量を輸入したのか、その金額はどの位か。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出麦類、らく農品類の輸入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出麦類、らく農品類の輸入に関する質問に対する答弁書

一

二十一年度	七四、五二三、八三七	円
二十二年度	一、三二七、〇二六、七九九	〃
二十三年度	四、六七〇、九七〇、四三一	〃
二十四年度	五五二、八五六、八六一、九三一	〃
計	一、九四九、〇七八、四六九、四九	〃

二　麦類

二十一年度	一四一、二三七、六六八、一八八	円
二十二年度	七七、一七四、三三二、七六	〃
二十三年度	二一、九一〇、二三〇、〇二	〃
二十四年度	三、八二〇、一〇四、四七	〃
計	二四四、一四二、三三五、四三	〃

右答弁する。

備考

一　前記のものは、ガリオア資金により入つたもの並びに、現地軍放出による輸入雑穀類である。

二　前記輸入雑穀類は戦後食糧庁

において今次の食糧管理法の一部改正により買入停止までに通商産業省より買入したものである。(四)については、昭和二十五年一月三十一日までに取扱(買入)たものであり、(一)については昭和二十四年九月一日までの取扱(買入)数量並びに金額である。

三　前記輸入雑穀類は、当庁において取扱の便宜上(一)については輸入雑穀C級(ミルク類)並びに(二)については輸入雑穀C級(肉類)と大別したものであるから、その主成分は肉類又はミルク類である。

米価決定に関する質問主意書

米価をどの位にきめ、その米価で、農民の手もとに、諸税、諸掛り、生産費等を差し引いて、石どの位残るように決定したつもりなのか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鈴木喜三郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出米価決定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員横田甚太郎君提出米価決定に関する質問に対する答弁書

本年産米の生産者価格については、従来のパリテイ方式に基くパリテイ価格(本年九月末パリテイ指数一八二、二)石当四、九四八円に、特別加算額四七二円、包装代一〇九円を加え、石当包装込、五、一二九円に決定したいと考えている。

右の価格により供給、諸掛り、生産費等を差し引いた一農家の手もとにどの位残るかについては、差し引くべき生産費等が農家により極めて区々にわたるので一概には言えないが一般の農家においては生産費を償うことができるものと考える。

右答弁する。

鉄の生産計画等に関する質問主意書

本年度内の鉄の生産計画とその変更、及び朝鮮内戦を境とした鉄の輸出入先の推移を示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鈴木喜三郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出鉄の生産計画等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員横田甚太郎君提出鉄の生産計画等に関する質問に対する答弁書

本年度当初の鉄鋼生産計画は、高炉銑一九三万トン、普通鋼鋼材二五〇万トンであつたが、年初より生産は好調で、特に朝鮮動乱により鉄鋼需要が増大したため、その生産実績は本年度末において高炉銑二〇〇万トン、普通鋼鋼材三〇〇万トンを相当越えるものと思われる。

本年七、八月を境として鉄鋼総出は月三万トン程度から六万トン程度に増加している。総出入先の推移については顕著な変化はみられない。

右答弁する。

警察官のけん銃使用に関する質問主意書

人権の尊重がやかましくいわれた敗戦後において、警官の腰にピストルがぶら下がり、労働者をよくうつているが、今また労働者との衝突で、敗戦後米国より與えられたピストルをどの位うつか、どの位の労働者を傷つけたか。又政府はこのようなやり方を好むか。好まないならば、この防止策にあるのか、明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鈴木喜三郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出警察官のけん銃使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員横田甚太郎君提出警察官のけん銃使用に関する質問に対する答弁書

御質問のような場合における、けん銃の使用は、今まで国家地方警察本部部内においては一件もなく、最近、自治体警察管内において一件事例があつたようであるが、正当防衛の範囲内と承知している。

警察官がけん銃を所持しているのは、警察官が危険な業務に従事するので、その護身のためで、その取扱並びに使用についてはあくまで警察官等職務執行法の規定を遵守し、最も慎重、且つ、適正を期するよう従来より厳重注意しているところであるが、今後とも一層指導教養を徹底し、事故の未然防止に努めたい。

右答弁する。

政府職員の給與ベース改訂に関する質問主意書

政府は給與ベースをいつから、どのように改訂するつもりか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鈴木喜三郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出政府職員の給與ベース改訂に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員横田甚太郎君提出政府職員の給與ベース改訂に関する答弁書

政府は、国家公務員の給與については、昭和二十六年一月一日より現在の実際給與平均額を一人当平均約一、〇〇〇円引上げることを内容とする改正法案を今国会に提出すべく準備を進めている。この案によれば公務員の平均給與月額は七、九八一円となるはずである。

右答弁する。

地方行政調査委員会議の運営に関する質問主意書

地方行政調査委員会議はどのようなことを、どの位の費用で、どの位かかつてやつたのか。決定事項、及び現在進行中のものもあわせて明答されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鈴木喜三郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出地方行政調査委員会議の運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員横田甚太郎君提出地方行政調査委員会議の運営に関する質問に対する答弁書

一　当会議は、地方行政調査委員会議設置法(昭和二十四年十二月二十四日法律第二三一号)に基いて設置せられ、地方自治を基底とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して国会に勧告することを任務としている。

二　委員及び専門調査員氏名

第一　組織

1　設置法第五條の規定による委員として、左の五氏が昨年十二月二十四日両議院の同意を経て任命された。

高橋誠一郎　杉村章三郎

全国の都道府県知事の連合組織の代表者の推せんした者

渡辺　銕蔵

全国の市長の連合組織の代表者の推せんした者

神戸　正雄

全国の町村長の連合組織の代表者の推せんした者

稲沢　総明

右のうち、渡辺委員は五月二日衆議院議員立候補のため辞職し七月二十四日後任として湯河元威が任命された。

2　設置法第九條の規定による専

門調査員は現在まで二十人の任命をみている。専門調査員の職氏名は別紙第一のとおり。

3　事務局

設置法第十條第一項の規定による事務局職員については、一月十九日大野連治が事務局長に発令を見たが、その他の職員については定員が当初僅かに五人しか認められず、二十五年度から事務局長以下二十五人に増加された。しかし、それでもなお手不足であるので、関係各省から兼官の派遣を求めている。

現在、事務局長のもとに連絡室、調査第一課及び調査第二課の一室二課が置かれている。

4　連絡職員

設置法第十一條の規定による連絡職員については、関係行政機関の職員から二十五名、地方公共団体の職員から十一名、これまで指名がなされている。

5　予算（会議の運営に必要とする経費）

昭和二十四年度

一、〇〇〇、〇〇〇円（三月分）

人件費　金額不明

物件費　二六、〇〇〇円

昭和二十五年度

七、〇〇〇、〇〇〇円

内人件費　五、六〇〇、〇〇〇円

物件費　一、四〇〇、〇〇〇円

第二　現在までの経過の概要

本年一月七日から五月末日まで

1　本年一月七日第一回の委員会が開かれ、神戸正雄が議長に互選された。

一月には全委員神奈川県庁及び鎌沢市における実地に地方自治の運営を視察したが、二月及び三月中には、主として関係行政機関の出先機関から、行政事務の再配分に当つて特に問題となるべき事項についての説明を聴取した。三月十六日神戸、鎌沢、杉山三委員に事務関係者を加えた一行八名がアメリカ地方行政の実情視察に出発し五月二十七日帰国した。

2　委員会の調査研究と併行して専門調査員には、専門の事項について調査を依頼し、また関係行政機関の連絡職員にはそれぞれ所管事項について関係法令、事務配分、補助金等に関する資料の提出を求めた。事務局においては、時に府県、市町村における行政の実情は現地を目的として、千葉県、兵庫県及び神奈川県厚木町についてそれぞれ実態調査を実施した。

二

六月以降現在まで

1　視察した委員の帰国後、委員会は、定例会を週一回として、いよいよ本格的な調査研究にとりかかつた。

2　先ず、公議は行政事務再配分の基本方針についての検討を行い、七月十七日その第一次試案（別紙第二）を決定した。

その後この試案を参考として河川、道路、社会福祉等各個々の行政事務について再配分等の研究をすすめるとともに、大阪市、名古屋市、福岡市の大都市及び福星部都市の行政の実態を視察し、又千葉県及び群馬県におもむき県内の土木、警察等の実情を聴取した。

十月以降委員会の定例会を週三回として鋭意検討を続けた結果成案を得たので近く勧告の運びになる予定である。

三　行政事務の再配分の研究と併行して国庫補助金等に関する研究を行い、差当り昭和二十六年度において実現すべき事項を内示として、国庫補助金制度、災害復旧国庫負担制度及び地方債制度について大体十月十四日勧告を行つた。長期にわたる改正については、引続き調査研究の上、後の機会に適当な勧告を行うことになつている。

四　この間専門調査員に専門的事項について調査検討を依頼し、関係行政機関の責任者よりそれぞれ意見を聴取するの外、各府県及び市町村等により意見の提出を求めて会議の参考とした。

事務局においては、北海道、足利市及び四日市において実地調査を行い、港湾問題について静岡県、運輸問題について愛媛県の実態調査を行い地方行政の実態の把握に努めるとともに各種資料の整備にあたつた。

有者百十名。

別紙第一

地方行政調査委員会議専門調査員名簿

田中二郎	東京大学教授、全国市長会事務局長
小島　徹	同大学教授、全国町村会事務局長
辻清明	同大学助教授
川島武宜	同大学教授
小倉庫次	市政調査会理事
今井一男	元大蔵省給与局長
渡辺　広	元神奈川県知事
有光次郎	元文部次官
奥井復太郎	慶応義塾大学教授
猪間驥一	中央大学教授
細川一郎	東京大学教授
橋貫勇源	東京教育大学助教授
堀村茂夫	全国町村会相談役
大道安次郎	全国自治協議会連合会事務局長
鈴木武雄	武蔵大学経済学部長
岩本善治	京都府議会議長
杉原荒太	岐阜市議会議長
中島正行	山梨県町村会事務局長
蓮井正吉	全国市町村事務局長
上浦一雄	全国町村長会政務部長
藤田武夫	立教大学教授

別紙第二

行政事務再配分の基本方針について（第一次試案）

地方行政調査委員会議

一　地方団体に配分するの基準

地方団体に配分するの基準としては、原則として、その行政の運営に地方団体の住民を参加せしめ、これによつてそれが真に住民自身の行政であることを認識せしめることが必要であるのであると考えられるが、それは更に次のような種類の行政事務であるということができる。

一、地方団体の住民の日常生活に直接の利益を与えるもの、いわゆるサービス行政の事務といわれるものはこれに当る。

二、主として地方的単位において行われるもの、すなわち全国的に、規模において画一的に行われることが必ずしも必要でないもの。

地方自治法第二編第三章には地方団体の事務として二十一項目が列挙されているのであるが、この二十一項目を列挙した場合においては、実は右に掲げた基準がその基準とされたものであると考えられる。即ち同法第二条第三項第一号において「法令に特別の定めがあるときは、この限りでない」とされているその「法令の特別の定」の整理をこの基準によつて勇敢に行うことに存するのである。

二　もつとも、これらの種類に属する行政事務を地方団体の事務として配分するということは、必ずしもそれに対して国が何ら関与し得ないことを意味するのではない。例えば、国が基準法規の区域をこえる事務を調整し、都道府県間の著しき不均衡を調節する等の必要のために最少限度の関与をすることは認められてよいであろう。ただ、国の関与をする必要があるということを理由にしてそのような行政事務はあくまで国の事務であるとし、その執行を地方団体又はその機関に行わしめるという考え方をする必要はないのである。国が関与する必要があるものであつても適途の基準に合致するものは、これを地方の事務として地方に配分し、それに対して個々の限られた行為によつて国が関与することのできる余地を個々的に法律によつて具体的に定めておけばその目的

は達し得るのである。

そして右の国と関係は、従来のような権力的関係は極力これを避け、基準の設定、情報の公開、助言、技術的援助等の方法によることを原則とすることが必要である。

三、国に留保すべき事務は、現在国の事務とせられているものを極力整理して既ね次に掲げるような事務に止める。

一、外務

二、貿易に関する国際事務

三、司法に関する事務

四、公職審査に関する事務

五、国家地方警察及び海上保安に関する事務

六、郵便及び電信電話に関する事務

七、專売に関する事務

八、国有鉄道に関する事務

九、全国的な統計

十、直轄河川及び直轄国道並びに北海道のような未開発地域の開発に関する事務

十一、麻薬取締に関する事務

十二、国立の大学、博物館、図書館、研究施設及び医療施設に関する事務

これらの事務は原則としてはできる限り地方団体の事務として行わしめることが望ましいのであるが、種々の事情により一定の部分については国に留保することも差支えないであろう。

十三、災害、災害防等の国家緊急に関する事務

十四、特殊権に関する事務

十五、国力の統合、気象及び水路業務に関する事務

四　地方団体に配分すべき事務は、国に留保せられる事務以外のすべての事務とする。地方団体に配分されるべき事務は、地方団体が自主的に処理することができるものであることに、国の関与を認める必要のある場合もあるが、しかしその場合においてもその権力的関与をなしうるものは極力整理し、例えば左に掲げるような事務に止めることができるであろう。

一、労働基準、鉱業安全及び労働関係の調整に関する事務

二、全国的な伝染病予防に関する事務

三、物資及び物価の統制に関する事務

四、災害の供出に関する事務

五　府県と市町村の事務の配分

一、市町村は、住民に直結する基礎的地方団体であるから、地方団体の事務とされるものは原則として市町村に配分するという方針をとるべきである。

二、府県は、市町村に対し上級の地方団体たる地位にあるものではないが、その地域的範囲において前者が後者を包括する関係にあるという意味において、市町村の区域をこえて処理しなければならない事務、市町村間の著しい不均衡を調整する事務等は府県に与えられるべきである。

長期欠席及び不就学児童に関する質問主意書

事務次官より文部大臣宛

参議院議員横田甚太郎君提出長期欠席及び不就学児童に関する質問に対する答弁書

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員横田甚太郎君提出長期欠席及び不就学児童に関する質問に対し別紙答弁書を送付する。

（別紙）

参議院議員横田甚太郎君提出長期欠席及び不就学児童に関する質問に対する答弁書

一　長期欠席者（昭和二十五年五月五日（十八日に実施された第二回青少年実態調査の結果による、内閣統計局調）

公立中学校

二つ九、八〇六人（全生徒数七、九六五、〇四一人に対する百分率　三・八五）

公立小学校

二六四、七一九人（全生徒数一、五七四、七三二人に対する百分率　七・四三）

これを理由別に全長期欠席者に対する百分率の大きいものから順に並べると次の通りである。

公立小学校

本人が病気のもの　一五、八四四人　全長期欠席者の　三七・九%

自宅で家事手伝をしなければならないもの　七六、五七四人　〃　一五・四%

家庭が教育に無関心のもの　三五、一五七人　〃　八・三%

本人が教育に無関心のもの　三二、七三二人　〃　七・七%

学校がきらいなもの　一七、八七一人　〃　四・二%

教育費がでないもの　一四、一五七人　〃　三・三%

外で働いて家計を助けなければならないもの　一八、三一六人　〃　四・三%

友達にいじめられるもの　六、〇九〇人　〃　一・四%

災害にあったもの　一、八一〇人　〃　〇・四%

その他　一、〇〇〇人　〃　〇・二%

公立中学校

自宅で家事手伝をしなければならないもの　一三三、五七一人　全長期欠席者の　五〇・五%

本人が病気のもの　三八、一九一人　〃　一四・四%

か。長期欠席、不就学児童等に学類しその学業につかせる理由、それに対する政府の対策等を明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

参議院議長松平恒雄殿

一　就学していないもの（昭和二十五年度文部省指定統計による）

小学校　四〇、三三九人（全学齢児童一一、一六四、六八四人に対する百分率　〇・三六）

内訳　就学猶予のもの　二四、九五六人
　　就学免除のもの　四、二〇六人
　　その他　一一、一七七人

中学校　四一、九一〇人（全学齢生徒五、二八五、七七二人に対する百分率　〇・七九）

内訳　就学猶予のもの　二、八八八人
　　就学免除のもの　一、九三二人
　　その他　三七、一〇〇人

教護院、少年院にあるもの　一、五六一人
その他内訳　貧困によるもの　一八、八三四人
　　居所不明のもの　一、九四九人
　　その他　一四、七五六人
　　計　三七、一〇〇人

教護院少年院にあるもの　四九七人
貧困によるもの　三、三六三人
その他内訳　居所不明のもの　一、一五三人
　　その他　五、一六四人
　　計　一一、一七七人

本人が教育に無関心のもの　二一、五九〇人　〃　八・二%
家庭が教育に無関心のもの　二〇、七八六人　〃　七・九%
外で働いて家計を助けなければならないもの　一八、三二六人　〃　六・九%
学校がきらいなもの　一八、〇六八人　〃　六・八%
友達にいじめられるもの　〃　〃　〃　〃
教育費が出ないもの　一四、一七八人　〃　五・三%
災害にあったもの　〃　〃　〃　〃
その他　〃　〃　〃　〃

以上のうち調査員が自宅訪問その他により救済措置ができるかどうかを調べた結果は次の通りである。

何等かの方法により救済措置が講ぜられる見込のあるもの
小学校　二一一、七七七人　全長期欠席者の　六八・四%
中学校　六一、八九八人　〃　六七・〇%

処置不要のもの
小学校　八七、五六四人　〃　二八・五%
中学校　五九、四四〇人　〃　二四・四%

処置の見込のたたないもの
小学校　九、六六五人　〃　三・一%
中学校　一一〇、八七七人　〃　八・六%

三　対策　二にあげられた数字により概観すれば長期欠席者のうち経済的貧困によるもの、本人の病気によるもの、家庭又は本人の教育に対する無関心のものが著しく大きな数字をしめている。

これらに対する対策は次の通りである。

a　経済的貧困によるものについては、生活保護法による生活扶助、特に教育扶助にまたなければならないので、関係各省と協力してこれらの増額をはかり、救済につとめたい。

b　本人の病気によるものについては、学校保健衛生の改善充実をはかるとともに関係各省の協力により社会保障制度の確立を期することによりその数の減少をはかるよう努力する。

そのほか義務教育が無償で受けられるような措置をできるだけ早く講じたいと考えている。

c　家庭又は本人の教育に対する無関心については保護者の啓蒙によって解決できるものもかなり多いと思われるので、学校と家庭の連絡を一層緊密にするとともに地方の教育委員、児童福祉司、児童委員その他の関係者の協力を得て活発に啓蒙活動を行いたい。更に学校にうるおいを与え、学校を児童生徒に魅力あるものとするために、学習指導、生徒指導の改善充実と徹底を期するとともに、学校の教育環境を整備し、教師の資質の向上をはかるよう万全の努力を払いたい。

右答弁する。

住宅金融公庫の運営に関する質問主意書

住宅金融公庫法の適用によつてどの位住宅が建つたか、金額、建坪、軒数等明確にされたい。右公庫法運営のために働いている従業員の数はどの位で、その費用はどれほどかつつたのか、明示されたい。

右質問する。

昭和三十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長船田中殿

衆議院議員横田甚太郎君提出住宅金融公庫の運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出住宅金融公庫の運営に関する質問に対する答弁書

御質問の住宅金融公庫から融資を受けて建設された住宅の戸数、金額、軒数等について、十月三十一日現在において次の通りであります。

建設戸数　七七四戸
（但し十一月十日現在）

支出済額　七六、〇四九、〇〇〇円

従業員数　一六五名

事務費支出済額　二七、八七九、六九一円

なお、十月三十一日現在における申込状況及びこれに対する設計審査状況等は次の通りであります。

一　申込戸数　一、〇五、四四〇戸

二　設計審査済戸数　三六、八〇五戸

三　貸付契約済戸数　二二、二一八戸

以上の通りでありまして、住宅金融公庫の貸出は全体的にみてやや遅れてはおりますが、最近は、とみに上昇傾向をしめしております。

右答弁する。

政府の親米政策に関する質問主意書

日本国民はどうして親米的でなくてはならないのか。米国にも悪いことに随分あるではないか。これは共産党員の私のみがいうのではなく、アメリカのフイリピン調査団が発表したパル報告書によると、フイリピン政府のとった態度行為をはげしくしているが、それに対して、キリノ大統領は「この破壊と腐敗と堕落はアメリカのお手本に習つているのである。うんぬん」とのべていると、ロンドン三十日発テレプレスに記している。従つて親米的と言うのは日本を発展させるとは思わない。余りにも親米的な日本の吉田自由党政府に対して、親米の内容と実践、そしてその行為のみが日本に富強し、日本人としての最良の生活いを終る理由を明示してもらいたい。

右質問する。

昭和三十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長船田中殿

衆議院議員横田甚太郎君提出政府の親米政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出政府の親米政策に関する質問に対する答弁書

御質問の趣旨が明らかでないが、政府の親米政策に関する御質問であるとすれば、それは国民全般が自然にそうなつたのであつて、それに強制されたのでも又は強制されたのでもない。

政府は、現在降伏文書に基く義務を忠実に履行しているのであつて、これは、当然のことであり、又、これ以外に日本の行くべき道はないと信ずる。

右答弁する。

地方税の賦課徴収に関する質問主意書

地方税の賦課徴収は、最初のことでもあり、特にその執行に当るものに法に対する無知と無反省な態度があるときは、混乱を誘発するので、次の事実をあげて、政府の見解を質すものである。

地方税法は、地方税の賦課徴収について、法の定める当該地方団体の条例によらなければならないとき

まっているが、茨城県龍島地方事務所では、茨城県会で県税條例の決定した九月一日以前の八月二十八日若しくは同月三十一日附で、昭和二十五年度において課する事業税及び特別所得税課税標準決定の通知書（それには前期、後期の税額も記入されている。）及びそれに基く第一期分徴収令書を納税者に出している。

これに対し、納税者が不審をもって「違法でないか。」と問い合せたのに、地方事務所長は、「絶対違法でない、違法ならば私は腹を切る。」と答えていた。さらに賦課徴収は違法であるとのうわさが一般に出るや、それについて地方事務所長に公文書を管内町村長に出して、違法でない旨を強調し、その旨を一般納税者へ普及徹底させるよう通告している。

ところが、一般納税者へは何の説明もなく、十月二十八日に突然さきの課税標準額決定通知及び徴税令書はこれを取り消すとの通知書が届けられた。このため多くの混乱が生じてしまった。それ故に、納税者は再度地方事務所に質したところ、十一月十三日、所長の見解として税務課長が次の如く答え、さらに将来ことあるときのためにとその答弁を文書にして所側が採印して納税者へ渡している。

それによると、「取消通知書は県の上司から命令があったからやったのである。」「取消は県会に対する関係のためにやった。」所長としてはいまだに違法とは考えていない。」等のことを明らかにしている。

徴税令書などの取消をしなくてはならないような違法行為は重大な失態事件であり、納税者を混乱させており、しかもそれに対して一片の釈明もない態度は許されない。将来かかることが各地に起らないように政府は充分指導の必要ありと考えられるが、政府の見解は如何。

さらに、龍島地方事務所長の場合、所長は今も違法でないと確信し、一方県の上司は取消を命じている。両者の見解は全く異つて、対立している。これは法の執行に当るものとしてまことに、放任しえないことである。政府の見解をききたい。

なお、県会に対する関係で取消をしたというが、それは法の誤らない運営、県税條例の誤りない適用という点からだと思われる。県会への政治的考慮からということで取消がなされるべきものではない。とすると所長の考えと態度はここで大きい問題になる。この点についても政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員山口武秀君提出地方税の賦課徴収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口武秀君提出地方税の賦課徴収に関する質問に対する答弁書

茨城県県税條例は、昭和二十五年九月一日公布施行せられ、事業税については昭和二十五年度分から適用せられるのであるが、同條例第百十二條は、事業税の課税標準額は「地方事務所長が、納税義務者の申告により申告がないとき又は申告を不相当と認めるときはその調査に基いて、これを決定する。」と規定せられており、申告又は調査に基いて決定せられるのであるから、申告義務の発生しない以前において申告のないものとして調査に基き賦課処分をすることは、瑕疵ある行政行為というべく、又同第百二條において申告期限を九月十日と規定してあるにもかかわらず、その期限の利益を奪つて当該期限以前において、申告のないものとして調査に基き賦課処分をすることは、同じく瑕疵ある行政行為というを免れない。従つて事例の如き事態を生じたことは誠に遺憾であり、政府としては既にこの件に関して是正するよう指示したのであるが、今後ともかかる事態の生じないよう充分の指導を行いたいと考える。

右答弁する。

牧草の増産対策に関する質問主意書

日本には牧草の増産対策があるのか。わが国ではどの位の牧草が生産され、どのように使われているのか。

又今後の対策を明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

衆議院議員横田甚太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出牧草の増産対策に関する質問に対する答弁書

わが国牧野草の生産資源地に、放牧採草地一四〇万町歩、河川敷、堤とう二〇万町歩、道路、鉄道敷約一万町歩、その他耕地の畦畔、林地、耕地の一部等で、これから生産される草量は約二、二八〇万トンと推定され、わが国粗飼料推定供給量の約五四％に当る。

牧草の利用状況は地方により異り、一概に論断することに困難であるが、いわゆる牧野地帯に家畜の生産地として主要な地位を占め、その他の資源地には一般農家の家畜の飼養のために充当されている。

特に耕地を家畜の飼養のために輪作ないしは間混作の形において利用している所は高度の畜産物なかんずく乳肉の生産を行つている地方に見られる。

今後の牧草対策については次の点を考えている。

全般的に見て、これら牧野草の生産地に適正な管理保護が行なわれていないのみならず、永年にわたる牧野の結果生産力は減退し、その生産量は低位にあり、又一部牧野地帯においてはエロージョンを誘発するおそれすらあるので、いわゆる牧野については、さきに成立を見た牧野法の施行によつて、その保全と効率的な利用を図ることになつているが、その他の牧野草資源地についても適正な指導援助をなし、その生産性の向上に努力する。

全体として生産性の向上と効率的利用を促進する上において重要なことは、牧野その他牧草資源地に適正な管理保護を加え恒常性を持続するとともに更に積極的に適正な草種の導入を図り質量両面にわたる改良を図ることである。

このために次の施策を講じつつある。

イ　優良種子種苗の供給を確保するための原種圃の設置

原種圃は原則として国においてこれを経営し生産した原原種ないし原種の地方の採種圃に供給しその倍率を高め系統組織を通じ農家に供給する。

ロ　種子、種苗の輸入

気象その他の条件によつて採種が困難なもの又は新品種でわが国に適応性のあるものについては極力輸入の措置を講ずる。

以上の種子種苗対策を講ずるとともにサイロの設置、乾燥、貯蔵法の普及等により加工利用の全般について適正な指導援助をなし生産物の効率的な利用を促進する。

右答弁する。

警察予備隊員の採用条件に関する質問主意書

警察予備隊員採用條件の一つに思想堅固という一項目があつたそうだが、思想堅固とは一体どのようなことを意味するのか、具体的に示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊員の採用條件に関する質問に対

し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊員の採用條件に関する質問に対する答弁書

警察予備隊は、わが国の平和と秩序を維持し、公共の福祉の保障に任ずる目的をもつて設置されたものであるから、その職員は、特に厳正な規律を保ち、健全な社会的良識をそなえていなければならない。すなわち、職員は、国民全体の奉仕者であり、公共の利益のために職務を遂行するものであること、各自が国民の生命、身体及び財産の保護者であること、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守すべきこと、あるいは、信義を重んじ、誠実を尊び、勇気をもつて職務の遂行にあたるべきこと等を心得、且つ、これを実行し得るものでなければならない。

警察予備隊員採用要綱にいう「思想関係な者」とは、結局右のような條件をみたし得る者という意味である。

右答弁する。

警察官の態度に関する質問主意書

一　福岡県八幡市警察署長（松島某）は、十一月二日、日鉄八幡の首切りを中心として起つた労働者六十数名の不当検束事件に関し、十一月三日、国会議員の私が正式に面会を申し入れたのに対し、「会う必要なし。」と面会を拒否したが、政府は、かかる行為をなすべく関係者に指示したかどうか。

二　この松島署長のとつている態度措置を正当と認めるか。

三　不当と認定せば、政府はこの問題に対していかに処置し、署長に責任を取らせるか。今後かかる態度に出ないよう、必要な指示をなす意思ありや如何。

四　政府、地方自治体の末端機構までかかる態度に出ることこそ、人民の権利をふみにじり、社会不安を増大せしめるものと信ずるが如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長苫米地義三殿

衆議院議員田代文久君提出警察官の態度に関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田代文久君提出警察官の態度に関する質問に対する答弁書

一　政府としては質問主意書に記載されたような行為をするよう関係者に指示した事実はありません。

二　八幡市警察署長のとつた措置は、当時の状況としては緊忙のためやむをえなかつたものと思われます。

三、三、四の質問に関しては一及び二により了解を願います。

右答弁する。

主食の輸出入に関する質問主意書

一　日本産米麦の海外輸出量、輸出価格、輸出先等を詳細に説明されたい。

二　外国小麦、米、食糧の輸入量、輸入価格、輸入の相手国等詳細に説明されたい。

三　今後の米、麦等の食糧の輸出入計画如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長苫米地義三殿

衆議院議員田代文久君提出主食の輸出入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田代文久君提出主食の輸出入に関する質問に対する答弁書

一　わが国の食糧事情の現段階では、米穀、大麦、小麦及び小麦粉等は、これを輸出することは到底不可能なので、本会計年度において輸出した実績はない。

二　1　外国産米、小麦及び大麦の相手国別、資金別輸入実績（昭和二十四年四月―昭和二十五年十月）は別表一の通りである。

2　外国産食糧の価格は朝鮮事変の性つ発以来上昇の傾向にあるが、最近（七月―九月外貨予算による）の契約価格は米、小麦、大麦について別表二の通りである。

三　（一）　昭和二十五会計年度の主要食糧輸入見透

本会計年度予算編成に当つて輸入補給金算定の基礎となつた主要食糧の輸入見込数量は、三四〇〇千トンであつたが、その後朝鮮事変等のため、現在における本会計年度の見透は次の通りである。

1　本会計年度の四―十月における輸入実績

米　四七一千トン

小麦　八五四〃

大麦　八一〃

計　一、四〇六〃

2　十一月―三月の輸入見込は最低次の通りと思われる。

米　三三四千トン

小麦　七三二〃

大麦　三一二〃

計　一、三七八〃

3　従つて年間の輸入見込数量は次の通りとなる。

米　八〇五千トン

小麦　一、五八六〃

大麦　三九三〃

計　二、七八四〃

4　右の外に日下穀物の出廻り期にあるので外貨予算の実行にあたり買付が順調に行われれば次の数量の年度内到着が予想される。

米　九〇千トン（シヤム、香港及びエジプト）

小麦　二四〇〃（オーストラリヤ、ベルギー、カナダ及びアメリカ）

大麦　九〇〃（フランス連合及びカナダ）

5　4の数字を考慮すれば本年度内の輸入は次の通りとなる。

米　九〇〇千トン

小麦　一、八二〇〃

大麦　四八〇〃

計　三、二〇〇〃

（二）　昭和二十六会計年度の主要食糧輸入見込

昭和二十六会計年度の主要食糧の補給金予算算出に当り昭和二十六年四月以降昭和二十七年三月末までの輸入到着数量を三二〇〇千トンと見込んでいるが、その品目別内訳は次の通りである。

米　九〇〇千トン

小麦　一、七〇〇〃

大麦　六〇〇〃

計　三、二〇〇〃

従つて昭和二十六年度にあつてこれに必要な外貨予算をくみ、世界市場の変動に応じ最も有利な国から適切な価格で必要量を確保していきたい。

右答弁する。

別表1ノ1

NO. 1.

昭和24年4月以降輸入実績

	小麦							
	カナダ	イラク	アルゼンチン	オースト・ラリア	パキスタン	計	援助資金分	合計
昭和24. 4	—	—	—	4,732	—	4,732	87,255	91,987
5	—	—	—	7,563	—	7,563	179,605	187,168
6	—	—	—	—	—	—	201,181	201,181
7	—	—	—	—	—	—	178,517	178,517
8	—	—	—	2,680	—	2,680	183,791	186,471
9	—	—	—	—	—	—	236,489	236,489
10	—	—	—	—	—	—	171,398	171,398
11	—	—	—	—	—	—	125,968	125,968
12	—	—	—	—	—	—	128,176	126,176
昭和25. 1	29,323	—	10,013	—	—	39,336	89,743	129,079
2	—	—	29,489	47,666	—	77,155	74,234	151,389
3	37,108	10,616	40,970	79,227	—	167,921	92,594	260,515
4	—	10,070	19,145	62,607	—	91,822	98,236	190,058
5	19,048	2,090	27,749	9,586	—	58,473	124,540	183,013
6	27,119	946	16,965	—	—	45,030	59,840	104,870
昭和24会計年度計	66,431	10,616	80,472	141,868	—	299,387	1,748,951	2,048,338
1950米国会計年度計	112,598	23,722	144,331	199,086	—	479,737	1,563,526	2,045,943
7	25,296	—	—	10,455	—	35,751	56,911	92,662
8	—	—	29,068	—	25,825	54,893	31,007	55,900
9	—	—	38,153	—	17,637	57,790	56,750	114,540
10	—	—	—	—	29,530	29,530	58,029	87,559
昭和25米穀年度計	137,894	23,722	211,552	209,541	74,992	657,701	996,028	1,653,729

註 1. 昭和24年4月から昭和25年6月までは Reclept による。
2. 昭和25年7月以降は Manifest による。
3. 単位：噸

別表1ノ2

NO. 2.

	米							
	エヂプト	ビルマ	シヤム	韓国	コンゴ	メキシコ	滅菌	小計	援助資金分	合計
昭和24. 4	—	—	8,396	—	—	—	—	8,396	—	8,396
5	—	—	8,470	—	—	—	—	8,470	130	8,600
6	—	—	13,940	—	—	—	—	13,940	—	13,940
7	—	—	7,666	—	—	—	—	7,666	—	7,666
8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	—	—	13,398	—	—	—	—	13,398	—	13,398
10	—	15,362	20,425	—	—	—	—	35,787	—	35,787
11	—	22,116	—	—	—	—	—	22,116	45	22,161
12	—	7,473	13,589	—	—	—	—	23,062	—	23,062
昭和25. 1	—	8,528	19,219	—	—	—	—	27,747	1,342	29,089
2	—	8,638	57,596	—	—	—	—	66,234	3,963	70,197
3	—	55,547	7,519	—	—	—	—	63,066	740	63,806
4	—	29,397	81,255	22,497	875	9,950	—	144,474	—	144,474
5	7,575	19,442	39,771	38,066	—	—	—	104,854	—	104,854
6	—	24,050	16,921	28,988	977	—	—	70,936	2,074	73,010
昭和24会計年度計	—	117,664	172,28	—	—	—	—	289,882	6,220	296,102
1950米国会計年度計	7,575	191,053	279,59	89,551	1,852	9,950	—	579,340	8,164	587,504
7	—	10,327	9,870	—	—	—	3,000	23,197	19,865	43,062
8	—	6,371	17,900	—	1,323	—	6,984	32,578	12,099	44,677
9	9,389	4,572	12,256	—	—	—	3,708	29,934	11,163	41,097
10	940	8,228	5,450	—	—	—	4,902	19,580	—	19,580
昭和25米穀年度計	17,913	205,249	283,246	89,551	3,175	9,950	18,594	627,778	51,291	679,069

別表1ノ3

NO. 3.

	大麦							総計	内訳	
	アルゼンチン	北阿	イラク	オーストラリヤ	小計	援助資金分	合計		米国援助資金分	援助資金分
昭和24. 4	—	—	—	—	—	9,580	9,580	109,963	13,128	96,835
5	—	—	—	—	—	22,292	22,292	218,060	16,033	202,027
6	—	—	—	—	—	24,416	24,416	239,537	13,940	225,597
7	—	—	—	—	—	35,248	35,248	221,431	7,666	213,765
8	—	—	—	—	—	45,488	45,488	231,959	2,680	229,279
9	—	—	28,217	2,491	30,708	38,497	69,205	319,092	44,106	274,986
10	—	29,535	10,090	—	39,625	34,482	74,107	281,292	75,412	205,880
11	—	17,777	—	—	17,777	15,710	33,487	181,616	39,893	141,723
12	—	—	1,931	—	1,931	23,766	25,697	176,935	24,993	151,942
昭和25. 1	—	17,738	29,151	—	46,889	10,755	57,644	215,812	113,972	101,840
2	—	9,415	8,672	26,062	44,149	3,234	47,383	268,969	187,538	81,431
3	16,847	9,507	1,718	—	28,072	629	28,701	353,022	259,059	93,963
4	9,379	9,809	—	—	19,188	647	19,835	354,967	255,484	98,883
5	—	—	—	—	—	—	—	287,867	163,327	124,540

調査24給	6	—	—	—	—	177,880	115,966	61,914
計年度年		16,847	83,872	79,779	95,553	209,151	264,097	473,248	2,817,688	738,420	2,019,268
1950年度計年度	7	—	—	—	—	—	135,724	58,948	76,776
	8	—	—	9,900	—	9,900	140,477	97,371	43,106
	9	—	—	—	—	15,064	170,701	87,724	82,977
	10	—	—	—	—	36,458	143,597	49,110	94,487
調査25米		26,226	64,246	51,372	36,062	167,306	106,263	274,169	2,606,967	1,453,353	1,153,582
郷計年度年											

別表2

外国産食糧の輸入価格

一、米

シャム　一二六、〇〇〇（CIF　以下同じ）

満洲（民間貿易）　一四九、九〇

エジプト　一四五、七四

ブラジル（〃）　一五二、四七

二、小麦

ガリオア　九三、五〇

オーストラリア（政府貿易）　八二、六七

満洲（民間貿易）　八〇、〇〇

オーストラリア（〃）　六九、二二

ガリオア（民間貿易）　七五、九〇

カナダ（民間貿易）　七四、九五

アルゼンチン（〃）　七七、〇二

イラク（〃）　七〇、〇八

オーストラリア（〃）　八一、〇六

地租、家屋税の使用者課税に関する質問主意書

第七、八国会において固定資産税（地租、家屋税）を庶民住宅居住者に課することは、現状の住居費負担の不均衡を一層激化せしめるゆえんについて質問したが、その答弁に関し、改めて次のことを質問する。

一、前回の政府の答弁によれば、日本国有鉄道、日本専売公社の官公舎については

日本国有鉄道　坪数　十坪

平均使用料月額　一、五六〇円

平均地租、家屋税年額　一、二六〇円

月額　一〇五円

日本専売公社　坪数　十二坪

使用料年額　七、二〇〇円

月額　六〇〇円

地租、家屋税年額　二、四二三円

月額　一二八円五〇銭

となっているが、一方東京都内の一庶民住宅の課税実例についてみれば

坪数　十坪

使用料月額　一、一七〇円

地租、家屋税年額　九七五円

月額　八一円三〇銭

となっている。（共に昭和二十四年度分）

この両者を対比考察して、政府は果して負担の均衡が図られているとなるか。

二、地租、家屋税の課税に当っては「使用者の性質」を勘案考慮すると答弁しているが、庶民住宅というものの「使用者の性質」についての政府の見解如何。

三、政府は、「庶民住宅については、その使用料と税金の総額が一般の家賃より低額であるべきことはもちろんである。」という見解をとっているものの如くであるが、ここにいう「一般の家賃」とはいかなるものを指すのか。

今ここに十坪の住宅を考えるものとしてその一般家賃はいくらであるか、数字をもって答えられたい。

四、政府は、地方団体に前項の主旨の通達を発したいと思うと答弁したが、その後いかなる通達を発したか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長松岡駒吉殿

衆議院議員並木芳雄君提出地租、家屋税の使用者課税に関する質問に対する答弁書

別紙

衆議院議員並木芳雄君提出地租、家屋税の使用者課税に関する質問に対する答弁書

日本国有鉄道及び日本専売公社に係る官公舎の平均使用料が、御例示の庶民住宅の使用料に比して比較的に低額であることには、庶民住宅には日本国有鉄道及び日本専売公社の官公舎と比して建築時期の最近のものの多いことに原因するものと考えられます。これに、一般家屋の家賃統制による家賃においても、昭和十五年建築のものと昭和二十四年に建築したものの家賃の比に一対九以上となっているのと同様であると考えられるのであります。なお、同一時期の建築に係るものについては三において述べる通りであります。居住者の所得等を考慮致しますと必ずしも負担の均衡を得られない場合がありますので、その場合には適宜減免の措置によって負担の均衡を保たしめるよう指導しています。

さきにお答え致しました使用者の性質を勘案考慮して減免するかどうかを判定して減免するか又は免税するかをきめなければ、ここにいう「一般の家賃」とはいかなるものを指すのか。

今ここに十坪の住宅を考えるものとしてその一般家賃はいくらであるか、数字をもって答えられたい。

四、政府は、地方団体に前項の主旨の通達を発したいと思うと答弁したが、その後いかなる通達を発したか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長松岡駒吉殿

れば、とらなければならないということをお答え致したのであります。

三　庶民住宅の使用料と税負担額の総額と、一般家賃すなわち地代家賃統制令の適用を受けております住宅の家屋との比較をなす場合には家屋の建築時期の同じものをとらなければならないことは申すまでもないことと存じます。御質問によりまして左に昭和二十二年建築のものと、昭和二十三年建築のものとで十二坪の住宅の一例をとりますと、

昭和二十二年建築のもの

庶民住宅

使用料年額　四、四五二円
地租及び同附加税　二八八円
家屋税及び同附加税　七二〇円
合計　五、四六〇円

一般住宅

月額　四五五円
家賃統制額　二二、八九四円
月額　一、九〇七円

昭和二十三年建築のもの

庶民住宅

使用料年額　一四、一八四円
地租及び同附加税　一七三円
家屋税及び同附加税　四三二円
合計　一四、七八九円
月額　一、二三二円

一般住宅

家賃統制額　四一、一八六円
月額　三、四三二円

（いずれも四割減額されている。）

となります。これは庶民住宅は東京都営住宅をとり、一般住宅は、物価庁家賃統制額をとったものであります。

四　いわゆる使用者課税の場合の使用者に対する固定資産税の課税につきましては、昭和二十五年七月二十一日、二五発地財委管第一六六号地方税法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」によりまして地方財政委員会事務局長より各都道府県知事宛左記のように示達しております。

記

左に掲げるものの使用者課税については、使用料その他使用者の負担状況にかんがみ適宜減免の措置を講ずることが適当であること。

1　略

2　いわゆる庶民住宅

3　土地及び償却資産で前二号に掲げる家屋の性質と同様の性質をもつもの

右答弁する。

供出麦の用途に関する質問主意書

一　政府は、麦作農家に強制超過供出をさせたため、地方自治体では、多額の奨励金まで出して宗穏の責任を果したにもかかわらず、これを全部主食としての配給に回さず、営利の対象となるみそ、醤油の原料に回し、しかもこれが多量に上るとのことであるが、事実か。

二　事実とすれば、いかなる理由に基づいてそのごとくしたのか。

主食用として不用であるか、又は不適当であることが判明したなら、今回の場合は、特に全部を供出農家に還元する処置を講ずべきではないか。

三　供出農家に還元する場合、当然供出価格をもってすべきであると考えるが如何。

又、地方自治体で拂つた犠牲に対して、これを補償すべきである。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鳩山一郎殿

衆議院議員並木芳雄君提出供出麦の用途に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出供出麦の用途に関する質問に対する答弁書

一　昭和二十五年産麦類については、品質が比較的不良であつたため、特に検査等級に五等級を設定したのであるが、これらのもののうち一定数量を限りこれをみそ、醤油等に売却する方針であり、すでに第一回醤油用割当として五等小麦約二万トンの売却を指令した。みそ及び醤油用に政府所有麦類を売却する措置は、政府が主食の全面的管理を行つている以上、毎年必要な措置であり、政府としては本来は上位等級のものは主食用としてこれを活用することとし下位等級のものをこれら用途に売却することとした次第である。

二　昭和二十五年産麦類の供出農家で供出の結果保有に対して不足を生じた者に対しては一の工業用途に対する麦類の売却に先立ち供出の事後調整の措置として関係府県当局との打合せに基いて玄麦類の配給措置を第一に講じた次第である。

三　玄麦類の農家に対する配給の場合の価格については、農家経済の現状をも考慮して五等麦類について特別の価格を設けたのであり一俵当り（一俵小麦は六〇キロ、大麦は五二・五キロ）一俵小麦一、三七七円、大麦一、〇六二円）供出価格との差額は一俵小麦七一円、大麦八〇円である。この価格に買入れた麦類の保管運送等の管理に要する政府の経費を償うに足りない実状にある。

今年の麦類の供出に対して地方自治体の拂つた負担に対しては特別に補償することはできないが主要食糧の供出に要する地方自治体の経費については従来から集荷委託費の配付等により考慮しているところである。

右答弁する。

災害復旧費予算をめぐる不正事件に関する質問主意書

昭和二十五年十一月十一日石川県手取川天狗橋が落下し、死者二名、重傷八名を出した。原因はジェーン颱風の災害復旧に名をかり、予算増額をねらつた土木関係公務員と請負業者らとの合作による破壊工作だといわれている。

ついては次の事項に関して政府の明確なる答弁を求める。

一　石川県が政府に申請した同橋のジェーン颱風による災害復旧費の全額、申請年月日並びに政府のこれに対する査定額、決定年月日及び調査に出張した者の氏名とその都否

二　落下現場の実情の詳細及び犯人捜査の進行状況

三　災害復旧費査定の方針とその基準

右質問する。

昭和二十五年十一月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鳩山一郎殿

衆議院議員梨木作次郎君提出災害復旧費予算をめぐる不正事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員梨木作次郎君提出災害復旧費予算をめぐる不正事件に関する質問に対する答弁書

一　石川県が、政府に申請した同橋のジェーン颱風による災害復旧費の全額

1　一千万円

2　申請年月日

昭和二十五年十月四日

3　政府のこれに対する査定

額、決定年月日、災害原因等概重調査の要があるので採決は保留してある。

4　調査に出張した者の氏名とその報告

建設技官　警視正男

建設事務官　諏谷一友

本橋は、指定府県道鶴来小松線中手取川に架設された三経間よりなる木造補剛箱鈑桁橋である。橋長二二・七米有効幅員四・五米のもので昭和九年の出水により流失し同十五年竣功したものである。ジェン鉄塔に取り被害を受け一千万円の復旧費二回査定の検査を申請したものであるが、十一月十一日午前十時頃上流方の鉄線が全部切断し又は緊結クリップが飛び補剛箱及び床版に多数の亀裂を生じ下流方鉄線に全荷重がかかっている状態である。本橋の落橋原因については種々議論もあるので慎重調査する必要があるので採択に躊躇して来た。

二　石川県災害復旧関係による往来妨害致死傷罪容疑事件の捜査進捗状況について

十一月十一日石川県鶴来町警察署管内（自治体）に発生した贈収賄事件については、同町会議員の要請に基いて国家地方警察石川県本部はこれを応援し捜査に当っているが現在まで検挙取調べたもの

1　石川県土木部
道路課長　竹島　清一（四五）
2　石川県金沢土木出張所長
島倉　武男（三九）
3　石川県金沢土木出張所
技師　今西　三郎（二七）
4　石川県金沢土木出張所
鑑時屋　宮川　勉（二二）
5　同右　届　山森　郁夫（二三）
6　同右　届　松野　二郎（二一）
7　宮竹組
専務取締役・金山　岩松（四一）
8　同右
取締役　小林　淳（三二）
9　土木請負業
迎山初三郎（五五）

の九名で、いずれも災害による国庫補助金をうける目的で工事の上昭和二十五年十一月十一日石川県能美郡山上村字岩本と同県石川県鶴来町地内の県道にまたがる天狗橋なる橋の上落下させ死傷者十名を出した容疑によるもので、罪名は往来妨害致死傷罪である。その後小林淳は十一月十七日、今西三郎は十一月十八日、金山岩松、宮川勉、山森郁夫、松野二郎、島倉武男及び竹島清一は十一月二十日それぞれ身柄と共に金沢地方検察庁に送致し、検事に引継ぎ迎山初五郎は十一月二十八日逮捕したもので現在鶴来町において取調中である。

なお宮川勉、松野二郎は十一月二十四日一応釈放され、金山岩松は十一月二十一日金沢地方検察庁において取調中発病したので釈放し、現在金沢医大に入院中であるが、その他の者は十一月二十八日逮捕した迎山初三郎を除いていずれも検事拘留となり現在取調続行中である。

三　災害復旧費査定の方針とその基準

災害復旧費査定の方針とその基準については、昭和二十五年法律第一八九号昭和二十五年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律に準拠して報行している。

すなわち、災害の原因は、暴風、洪水、高潮、地震等の異状な天然現象により生じた災害を採択し査定は原則として原形復旧する程度とし但し、原形復旧が著しく困難又は不適当な場合は、これに代るべき必要な施設をなしうることとし、基準は一箇所の工費十五万円以上のものに限つている。

有答弁する。

国会議員の身体保全に関する質問主意書

十一月二十一日、第九回臨時国会の召集当日、衆議院第一議員会館の五〇三号室において暴力事件について、政府の所信をお聞きしたい。

イ　政府は、この犯人をいかに処置しようとしているか。

ロ　この種の犯罪に対して、国会議員の身体保全対策如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出国会議員の身体保全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出国会議員の身体保全に関する質問に対する答弁書

（イについて）

十一月二十一日午後　時半頃衆議院第二議員会館内において衆議院議員風早八十二氏に対し暴力を注ぎ掛けた事件については、現在までに被疑者として平田盛之外三名を逮捕し、目下東京地方検察庁において、身柄勾留のうえ鋭意取調中である。その処分については、捜査の完了を待つて、しかるべき措置をとる考えである。

（ロ）について

この種の暴力事犯に対しては厳重な処分方針をもつて臨むことはもちろんであるが、その防止排除についても、検察、警察に緊密に連絡しその万全を期する考えである。

右答弁する。

大阪府における薪炭不正事件に関する質問主意書

大阪府を中心とする薪炭不正事件の全貌いまだ明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出大阪府における薪炭不正事件に関する質問に対する答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出大阪府における薪炭不正事件に関する質問に対する答弁書

御質問の大阪府における薪炭不正事件は、国家地方警察大阪府本部捜査課において去年五月頃より捜査を開始したもので、同府下における薪炭生産業者に対する特別増産助成金の詐取事件を第一着手とし、これを九月二十六日に送致し、更に捜査を進め薪炭の生産、供出、集荷配給の全面にわたる本正とこれに関連する闇政断並びに大阪燃料配給林産組合の闇鎖に伴う業務上横領、闇鎖機関令違反事件及び目下なお捜査継続中のものであるが現在までに送致した事犯の概要は次のとおりである。

一　家検収、家供出等による特別増産助成金詐取事件

被疑者　元大阪府薪炭生産林産組合理事兼熊支部長

下村　金次

は昭和二十三年三月頃林産物検収員である大阪府技師芝伊兵衛と共謀し、薪及び木炭の家検収、家供出を行い大阪府林産課に助成金の交付申請書を提出し、同年九月頃一八五、八〇〇円を助成金名下に詐取したほか、下村は昭和二十三年二月頃より翌二十四年二月頃までの間に前記組合西能勢出張所の助成金を、その保管責任者吉仲届太郎を欺いて支部経費の立替、本部返還金名下に三三七、〇〇〇円を詐取した。

二　薪炭値上りに伴う差益金の詐取事件

被疑者　元大阪府燃料配給林産組合理事長

同　事業第一課長　片上　慶三

同　第二課長　滝水　直次

同　小林　時雄

同　経理部長　江川　修一

らは、昭和二十二年七月頃から同二十三年七月頃までの間に前後四回にわたつて、薪炭値上りに伴う差益金の詐取を企図し、値上り前

の手持滞荷を不正に減量申告し差額金合計五、一九七、三〇七円を不正に取得した。

三　業務上横領並びに閉鎖機関令違反

被疑者　前記　片上　慶三
同　江川　修一

らは昭和二十三年三月頃前記大阪燃料配給林産組合が近く閉鎖機関に指定せられることを予想し、組織の経営資金に充当する目的をもつて、組合資金中より消耗雑費、運送賃等架空名義による出金伝票をもつて、同月頃より前後数回にわたり、三和銀行玉造支店その他から合計三四、五六八、四二四円九〇銭を不正に支出の上、これを東京銀行大阪支店その他に無記名定期預金として隠匿し、昭和二十三年十一月十六日同組合が閉鎖機関に指定された際これを閉鎖整理機関に引継がなかつたほか閉鎖後設立された大阪府燃料荷受販売株式会社の運営資金に流用することなく該資金を自己が関係する別会社に融資する等はしいままにこれを費消横領した。

四　贈収賄事件

1　対米炭事務所関係

（贈賄被疑者）

前記　片上　慶三
元大阪燃料運送株式会社々長　中山　鶴亜
元大阪府諸炭生産林産組合事務理事　小島　憲

らは、諸炭の生産、集荷、運送、配給等に関し便宜寛大な取扱をされたいという趣旨のもとに昭和二十二年九月より同二十五年八月までの間に前後二十回位にわたり

（収賄被疑者）

元大阪生炭事務所長　恩田　芳彦
同　福山良三郎
同　事業第一課長　酒井　登
同　事業第二係長　荻原　長次
同　事業第三課事故係長　寺坂信次郎
同　事業第二課長　難波　博
同　総務課長　上北　俊夫
大阪府会議員
燃料部会委員長　大橋　治彦

ほか二十名に贈賄した。（贈賄金額、合計二、〇四九、〇〇〇円）

2　対金融機関々係

（贈賄被疑者）

前記　片上　慶三

は、資金の融資並びに融資について特別便宜寛大な取扱をされたい趣旨のもとに昭和二十四年七月頃から、本年三月頃までの間に前後二十八回位にわたり

（収賄被疑者）

千代田銀行南生野支店長　中村　文夫

ほか金融業者二十九名に対し贈賄した。（贈賄金額、合計四五二、〇〇〇円）

右答弁する。

刑務所の服役者に関する質問主意書

一　戦後全国の各刑務所は、服役者を作業に使用し、現在においては、ますますその規模及び範囲を拡大し、このために民間業者に重大な脅威をうけている。この事実について政府の所信をお聞きしたい。

二　又、戦後全国各刑務所において、服役者が作業によつて不具になつた者が相当数に上つていると思料する。そこでこれらの不具者の数を明らかにされたい。

政府は、これらの服役者に対していかなる生活の保障をするのか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員江崎一治君提出刑務所の服役者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員江崎一治君提出刑務所の服役者に関する質問に対する答弁書

一　刑務所の収容能力にはおのずから限度があるから、いわれるように作業の規模及び範囲を拡大することには、事実上大きな制約がある。しかし、刑務所が作業を経営することは、事実上民業と競合することになるから、第一に自給作業（つまり刑務所の需要）に主力を置き、次に司法部その他の官公庁に註文を求め、民間からの註文は最後に廻す方針で進んでおり、その民間の需用を求める場合にも現地職業安定所と話し合つて、その障碍を避けているのである。

二　政府は、これらの服役者に対して死亡し、又は被傷した者の数は三箇年間の数字は次の通りである。

刑務作業に従事中、被災によつて

種別	二十二年	二十四年	二十五年	備考
死亡	二二人	一一人	七人	但し二十五年は十月末現在
傷病	終身自由を失うこと能はざる者	七人	三〇人	三人
	終身労務に服することは能はざる者	一〇人	三三人	二人
	労務能力大部を失つた者	二三人	七人	二人
	労務能力に著しく支障を来す者	一四人	四人	二人
	労務能力高度に減退せる者	三四人	一人	一七人
	計	一〇〇人	八六人	四三人

これについては工場における安全管理、衛生管理には、万全の措置を講じており、かかる被災者の絶滅に最大の努力を払つている一方、万一そうした不幸の者に対しては、次の金額を保障している。これは従来に比し大幅の増額であるが、今後も増額に努めて保障の万全を期したいと考えている。

種別	最高	平均	最低
死亡手当	一五、〇〇〇円	一三、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
傷病手当			
終身自由を失うこと能はざる者	一八、〇〇〇	一三、〇〇〇	八、〇〇〇
終身労務に服することは能はざる者	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇
労務能力の大部を失いたる者	一一、〇〇〇	七、〇〇〇	三、〇〇〇
労務能力に著しく支障を来す者	八、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇
労務能力高度に減退せる者	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇

右答弁する。

議員の質問に対する内閣の答弁書作成手続に関する質問主意書

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出議員の質問主意書に対する政府の答弁書は、おおなりの御同にあると思料せられる。ついては答弁書のできるまでの経過を詳細に説明されたい。

右質問する。

（別紙）

衆議院議員横田甚太郎君提出議員の質問に対する内閣の答弁書

作成手続に関する質問に対する答弁書

国会法第七十五條によつて議長から内閣へ転送された質問主意書は、答弁書案作成のため内閣から夫々の主管庁へその謄本を回付する。その際、内閣は、国会法第七十五條第二項によつて七日以内に答弁をしなければならない旨を附記し、内閣に答弁書案を提出すべき日限を指定する。

指定された日限までに内閣に提出された答弁書案は、これを閣議において検討し、決定の上質問書提出議員の所属議院議長にあてて提出する。

以上が質問主意書受理から答弁書提出までの経過であつて、右によつても明瞭である通り、答弁書の作成は所定の期限のうちにあたうる限りの慎重さをもつて行われるのであつて、御質問の如き傾向は全くありえないことと思料する。

右答弁する。

滋賀県安土町等における逆水工事に関する質問主意書

滋賀県安土町外五箇町村における逆水工事は、過去数年間にわたつて不正工事の代表的なものとして県民からえらさの的となつている。そこで次の事項について政府の見解をお聞きしたい。

一　本工事をめぐつていかなる不正事実があつたか

二　もし不正事実があるとせばいかほどの不正か

三　その原因はどこにあると思われるか

四　かかる不正工事に対して政府はいかなる態度をとるか

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員江崎一治君提出滋賀県安土町等における逆水工事に関する質問に対する答弁書

本件は、昭和十五年かい害防止農業水利事業として補助採択し、以来今日まで継続施行中の滋賀県営事業である。

一　不正事実と思料される件としては、安土村外五箇村農業水利事業所長内堀善二が、昭和二十三年工事請負人小杉栄から金五万円及び洋服地一着並びにウイスキー一本の贈与を受けたとの理由で昭和二十五年三月大津検察庁に起訴された件があるが、本件については目下裁判所に係属中であり、被告はその事実を否認している。

二　県は本事件発生に伴つて内堀所長を休職とした。

三　本件は裁判所に係属中であるので、その原因は明確にされない。

四　この種事件の発生を防止し、国費の高率的使用を計るため、検査制度を強化し、会計経理及び工事の施工面において指導監督を厳重に実施する考えである。

五　なお、本工事は請負工事で、円滑な推進を見なかつたが、逐々昭和二十四年ヘスター颱風により災害を受けたため一部農民の困難を受けたことがあるが、現在においては、耕地整理組合幹部及び関係農民は協力態勢を示しつつある状態である。

右答弁する。

滋賀県下における失業者及び半失業者に関する質問主意書

十月一日政府の行つた国勢調査の結果、滋賀県下における失業者及び半失業者の郡、市別における数如何。又これらの主な原因は何であるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員江崎一治君提出滋賀県下における失業者及び半失業者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員江崎一治君提出滋賀県下における失業者及び半失業者に関する質問に対する答弁書

本年十月一日施行された昭和二十五年度国勢調査の結果については、報告の蒐集中であつて、現在のところ分明しない。

従つて、御質問の滋賀県下における失業者の郡市別数は、現在のところ不明である。

なお、半失業者数については、今次調査の対象となつていない。

右答弁する。

右側通行実施に関する質問主意書

右側通行になつてからの交通事項と左側通行時代の交通事項を明記し、右側通行でなければならない理由を明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出右側通行実施に関する質問に対する答弁書

歩行者が右側通行になつてからの交通事故と、左側通行時代の交通事故との比較は、別表の通りであります。

対面交通の趣旨は、歩行者が右側通行することにより、車馬と対面して通行し、車馬からの追突事故や、不用意の道路横断の際の事故を防止しようとするものでありますが、別表のように歩行者の右側通行実施後も事故が増加しているのは、交通量が増加したことによるものと思われます。例えば、この一年間に自動車の増加率は、二六・五%であつて、死傷者の増加率二〇%よりも多くなつております。（別表に示すように新交通法令施行後しばらくは成績良好でありました。）

今後とも、道路上における高速度交通は、益々増加するでありましようし、これに対応するためには、歩行者と車馬とが道路の同じ側で相対面して通行することが必要であります。この対面交通制度が円滑に行われれば所期の効果をあげることができると思われますのでその指導に遺憾なきを期する考であります。

右答弁する。

対面交通実施後における交通事故発生状況（前年度同期との比較表）

昭和二十四年十一月十昭和二十五年八月（全国統計）

区分	件数			死者			傷者		
月別＼年別	昭和二十四年	昭和二十五年	増減比	昭和二十四年	昭和二十五年	増減比	昭和二十四年	昭和二十五年	増減比
十一月	一、九五五	二、二一〇	＋一三五	三九	五一	＋三〇	一、四二六	一、六五八	＋一六二
十二月	一、八二一	二、〇五二	＋一二五	三五	五五	＋二〇	一、三二五	一、五四四	＋一一九
月別＼年別	昭和二十四年	昭和二十五年	増減比	昭和二十四年	昭和二十五年	増減比	昭和二十四年	昭和二十五年	増減比
一月	一、八四三	二、四三二	＋一三二	三七	五三	＋一六	一、三五二	一、七四三	＋一三九
二月	一、六八八	二、四二四	＋一四三	三七	五三	＋一六	一、二五九	一、七二一	＋一三六
三月	一、九三一	二、四二五	＋一四二	三七	五三	＋一六	一、二九六	一、七二一	＋一三三
四月	二、一八	二、四二五	＋一三七	三四	五一	＋一七	一、二九六	一、七二一	＋一三六
五月	二、〇四〇	二、四二五	＋一八三	三五	五五	＋二〇	一、三一〇	一、七二一	＋一三〇
六月	一、八七七	二、四二五	＋一七四	三五	五五	＋二〇	一、二八六	一、七二一	＋一三九
七月	二、一四〇	二、四二五	＋一〇四	三八	五六	＋一八	一、三五一	一、七二一	＋一一〇
八月	二、三〇九	二、五六八	＋一〇八	三四	五六	＋二一	一、四一〇	一、七二一	＋一一一
計	二、〇五四	二、五六八	＋一四四	三四	五六	＋二一	一、三一八	一、七二一	＋一三九
	（実施前）	（実施後）		（実施前）	（実施後）		（実施前）	（実施後）	

註　対面交通に直接関係のある歩行者と車馬との間の事故のみを抽出した統計がありませんので、この統計表は、対面交通に関係のない事故をも含むあらゆる交通事故の統計をあらわすものであります。

配電会社の電力料金不当徴収に関する質問主意書

全国の各配電会社が供給する電力について詳細に調査してみると、人口もよう密でない農村、山村においては、ほとんど例外なく、その電圧は許容限界をはるかに低下し、はなはだしいものになると、今なお配電線に鉄線を使用し、電圧は規定値の二分の一以下にも低下し、従つてその電力は四分の一以下に低下しているにもかかわらず、定額の料金は、あたかも税金を徴収するがごとき態度で徴収しているが、政府は、電力事業のごとき独占事業に、かかる横暴が公然と行われていることに対して、いかなる措置をとるか。速やかに適当な措置を指示する意思があるかどうか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員江崎一治君提出配電会社の電力料金不当徴収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員江崎一治君提出配電会社の電力料金不当徴収に関する答弁書

電気事業は、従来より基礎産業として低廉な料金におさえられてきたため、収支に制約され減価償却の計上も標準額に達せず、修繕費の支弁も不十分となり、資本の喰い潰しが行われて来たのである。

従つて昨年電気料金の改訂によつて若干収支の改善をみたのであるが、電気施設は全般的にわたり戦争中よりこのかた資材の極端な入手難によつて拡充、改善が困難であつて、今後の改修に待たねばならぬ状態にあるものが多々あり、加えて、新規需用の著しい増加もあつたため、配電末端の電圧の保持も意に任せず、現に電圧降下の已むなき区域を生じているのはなはだ遺憾とするところである。

これに対し、政府としては、電気事業者をして復金その他による資金の調達によつて改善に努力を致させて来たが、これが改良の工事は、極めて巨額の投資を必要とするため、全般的に且つ急速に、これを行うことは、事業収入の関係から困難であるが、料金の改訂を機として、更に電気事業者においては需用家に対するサービスの向上に意を注ぎ、漸次配電線改修の計画をたて、規定電圧による供給を完遂するよう努力して、おり政府においても更に電圧の保持についての指導を講ずるよう督励している次第である。

右答弁する。

米価単位の表現形式に関する質問主意書

政府は、昭和二十五年産米の消費者価格を一〇キロ五二〇円、生産者価格、基本米価を石当り四、九四八円、特別加算額（一・五割）四七二円、包装代一〇九円という表現形式を用いているが、どうして生産者価格の場合は石で、消費者価格の場合はキロというような謀略的表現形式を用いているのか。キロ又は石のどちらか一方に一元化できないか。

又、末端農業調整委員会では、作柄査定を石でやつている。それをキロに換算すると昨年の各種補正運動の時のように、農民は数字的換算はできて、米は残らないというような結果にならないか。

右の事情につき詳しく説明されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出米価単位の表現形式に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員横田甚太郎君提出米価単位の表現形式に関する答弁書

一　石単位の表現は、従来の慣習もあり便宜的に一五〇キロ（六〇キロ俵二俵半）の価格を一石として表現しているにすぎずキロの表現に一元化されている。

二　末端農業調整委員会における作柄査定の場合は、慣行上「石」という表現形式を用いている処が多いと考えるが、右の場合における「石」は実際においては「俵」（一俵は四斗）を基礎として算定している。しかして一俵という単位は現行検査規格において正味六〇キロと規定されているので、米麦等に関しては、いわゆる「石」は重量の単位と解してもさしつかえない。なおこれらの誤解を避けるために農業計画の生産量、農家保有量、供出割当量ともに数量「キロ」で指示し、従来の表現慣行上一五〇キロ一石としたところの石であわせ指示している。

右答弁する。

電力再編成問題に関する質問主意書

政府は、電力再編成法案を国民の同意による憲法上の立法手続によつて解決せずに、何故に国会開会中にポ政令というような野蛮至極な強圧手段によつて解決しなければならなかつたか。その事情を明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出電力再編成問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

［別紙］

衆議院議員横田甚太郎君提出電力再編成問題に関する質問に対する答弁書

政府は、電力事業の再編成及び電力行政機構の改革については、先に第七回会に提出し審議未了となつた電気事業再編成法案及び公益事業法案に国会の意向及び世論に基き必要な修正を加え第九国会に提出するよう準備を進めていたが、内外の情勢から、日本国民主化の要請に基き急速にこれを実施に移すことを要求する昭和二十五年十一月二十二日附内閣総理大臣あて連合国最高司令官からの書簡により「ポツダム」宣言を受諾し、連合国の占領下にある日本国の現状から、直ちにこの要請を実行する必要があり「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）により電気事業再編成令及び公益事業令を制定公布したのである。

右答弁する。

鉱工品貿易公団総裁辞職理由に関する質問主意書

鉱工品貿易公団総裁辞任の理由並びに本正問題が表面化してから現在まで、その進退決定の遅れた理由を明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出鉱工品貿易公団総裁辞職理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

［別紙］

衆議院議員横田甚太郎君提出鉱工品貿易公団総裁辞職理由に関する質問に対する答弁書

一　進退決定の遅れた理由

(1)　鉱工品貿易公団総裁藤沢氏は、不祥事件（昨年十二月発覚直後（昭和二十五年四月）通商産業大臣に対し進退伺を提出いたしましたが、政府におきましては事件の複雑性にかんがみ、その処理を公団業務に明るい藤沢氏をして当らせるのを適当と考え留任せしめておきました。

(2)　政府におきましては貿易公団の解散を昭和二十五年九月三十日に予定し貿易公団の整理を進めておりましたので、総裁辞任の時期をも九月三十日として、それまでに事件を収拾すべき旨総裁に指示しておりましたが、九月三十日をもつて貿易公団を解散する件につきましては、関係方面の諒解がつかず、解散は十二月三十一日に延期されることになりました。

(3)　これがため総裁の辞任も遅れたのでありますが、不祥事件に伴う過渡期の収拾も漸次進行しておりますので、この機に辞任を適当とするに到つたのであります。

二　辞任の理由

辞任の理由につきましては前項において説明した通り総裁本人が、部下の監督不行届の責任を痛感し辞意を表明していたことと、不祥事件後の公団業務の整理に関し一応の見透しがつき又健康を害するに到つたので政府におきましてもこの点を諒としたことによるものであります。

右答弁する。

鉱工品貿易公団の滞貨処理に関する質問主意書

鉱工品貿易公団の滞貨はどのようなものであり、且つ何故大量の滞貨となり、又このような滞貨をどう処理するつもりか。

右質問する。

昭和二十五年十二月二日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出鉱工品貿易公団の滞貨処理に関する質問に対する答弁書を送付する。

［別紙］

衆議院議員横田甚太郎君提出鉱工品貿易公団の滞貨処理に関する質問に対する答弁書

一　鉱工品貿易公団の滞貨は輸出品、輸出用資材並びに輸入保管品の滞貨であり、その内容及び処理状況は次の通りである。

1　輸出品及び輸出用資材在庫高

輸出用資材三月末在高五〇、三三五千円に対し十月末現在は六二、七八九千円となり四四〇、五四六千円を処分し、輸出品在高は三月末現在一〇、三九三、二九五千円中鋼造船八、五八〇、八〇三千円は通商産業省へ引継ぎを完了し、残額中十月末までに一、三〇一、八一一千円の処分を終つた状況であり、残り五一〇、六八一千円は本年十二月末までに処分終了の見込みである。

2　輸入保管品在庫高

輸入保管品三月末現在高一八、三一〇、八四〇千円のうち米国より援助にかかるもの六、三三二、一五一千円は援助物資特別会計に引継ぎ、更に五、八五五、六〇〇千円の処分を十月末日までに了し、十月末現在在庫六、一二三、〇八九千円である。

今後処分を必要とするこれらの物資の大部分はほとんど本年十二月末までに処分可能の見込であるが、鋲及び鉛一、八二五、九〇六千円については現在の需給状況にかんがみその大部分を一月以降において処分の予定である。

3　現在在庫の滞貨内容及び処分状況は別紙の通りである。

二　滞貨となつた理由

1　輸出品

イ　総司令部の命令で政府貿易としての契約成立に基き、発註買上後その命令及び契約が取消されたこと

ロ　計画生産したものの中には戦後のめくら貿易のため海外市場が不明なることにより見込違いを生じたこと

ハ　公団において発註当時は流行品であつたものが発註後製作期間の経過により流行遅れとなり輸出不適品となつたこと

ニ　レートの変更により輸出不能となつたこと

2　輸出用原材料

輸出用原材料は旧原材料貿易公団よりの引継品であつて国内の生産回復に向い新製品の出廻り潤沢となり統制の撤廃、市況不振、価格の下落等により売行が止つたのである。

3　輸入品保管品

イ　複数レートの時代に円高レートにより契約を締結し当該価格においては処分可能であつたものが、その後単一レート設定によつて、国内捌で価格が高くなつたため（円安）処分困難となつたこと。

ロ　輸入懇請の時期より遅れて輸入されたため実際の輸入されたときにおいて国内の生産が回復されて当該物資需給は緩和され、その処分が困難となつたこと。

ハ　輸入品の品質が粗悪であつたり、本邦の需用に適合しないものがあつたこと。

等のため滞貨を生じたのである。

右答弁する。

単位千円

区別	昭和25年3月末現在高	通商省へ割当高	昭和25年4―10月処分高	昭和25年10月末現在高	備考
（輸入保管品）					
機械器具	1,181,487	811,155	358,272	12,060	
雑貨	3,211,804	506,789	2,351,951	353,064	
皮革	792,005	716,016	75,989	0	
ゴム	504,298	134,605	293,693	76,000	
金属鉱産品	7,427,129	2,971,764	1,231,080	3,224,285	
化学薬品	4,921,936	1,128,777	1,357,292	2,435,867	
燃料	136,017	1,267	134,750	0	
肥料	23,304	14,646	250	8,408	
農水産品	112,860	47,132	52,323	13,405	
小計	18,310,840	6,332,151	5,855,600	6,123,089	
（輸出品）					
機械類	9,114,891	8,580,603	246,389	317,699	
ゴム皮革製品	104,062	0	97,400	6,662	
其他雑貨	1,144,342	0	958,022	186,320	
小計	10,393,295	8,580,603	1,301,811	510,681	
（輸出用資材）					
金属類	268,325	0	243,174	25,151	
化学品	95,652	0	76,414	19,238	
雑品	139,358	0	120,958	18,400	
小計	503,335	0	440,546	62,789	
合計	29,207,470	14,912,954	7,597,957	6,696,559	

一、去る五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員田中一郎君提出栃木市及び下都賀郡一帯の市町村復興等に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中一郎君提出栃木県の地力増強に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中一郎君提出栃木市の電力利用に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中一郎君提出栃木市及び下都賀郡一帯の災害復旧に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中一郎君提出栃木県の災害状況に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中一郎君提出小山町口蹄疫に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中一郎君提出栃木県の農業災害に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中一郎君提出栃木県の金の増額に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中一郎君提出電気事業の再編成に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中一郎君提出栃木県の災害復旧に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

栃木市及び下都賀郡下の市町村の激甚災害に関する質問主意書

激甚の被害については、今事実上なる調査決定はあるにしても、栃木市及び下都賀郡一帯の市町村は、人口、世帯数その他諸般の点から見ても、余りに不公平且つ不合理な決定であると言わざるを得ない。これは、おそらく栃木市及び下都賀郡の現地調査が徹底的に行われなかつたためであろう。栃木市及び下都賀郡においては、現地調査の際、調査官に対し、あらゆる角度から、あらゆる資料を提供して、大いに陳情を行い、極力その実情を訴えたにもかかわらず、実際においては、その陳情が全然無視されたものと言わざるを得ない。

よつて、左の事項について、政府の明確なる答弁を求める。

一、栃木市及び下都賀郡一帯の市町村の激甚災害の決定が、実際の被害状況に比べて、余りに不公平且つ不合理であると思うが、政府の見解如何。

二、栃木市及び下都賀郡一帯の市町村の激甚災害の決定が、実際の被害状況に比べて、余りに不公平且つ不合理であると思うが、政府の見解如何。

三、栃木市及び下都賀郡一帯の市町村の激甚災害の決定が、実際の被害状況に比べて、余りに不公平且つ不合理であると思うが、政府の見解如何。

四、栃木市及び下都賀郡一帯の市町村の激甚災害の決定が、実際の被害状況に比べて、余りに不公平且つ不合理であると思うが、政府の見解如何。

五、栃木市及び下都賀郡一帯の市町村の激甚災害の決定が、実際の被害状況に比べて、余りに不公平且つ不合理であると思うが、政府の見解如何。

六、栃木市及び下都賀郡一帯の市町村の激甚災害の決定が、実際の被害状況に比べて、余りに不公平且つ不合理であると思うが、政府の見解如何。

七、栃木市及び下都賀郡一帯の市町村の激甚災害の決定が、実際の被害状況に比べて、余りに不公平且つ不合理であると思うが、政府の見解如何。

八、栃木市及び下都賀郡一帯の市町村の激甚災害の決定が、実際の被害状況に比べて、余りに不公平且つ不合理であると思うが、政府の見解如何。

右質問する。

別紙

区分	面積	人口 世帯数	25年度当初予算 金額	25年度得所額 一人当り	25年度得所額 一世帯当り
宇都宮市	平方粁 20.18	人 100,468 戸 21,505	円 319,331,498	円 366,569,000	円 3,648	円 17,045
足利市	9.13	人 52,478 戸 10,989	138,213,957	171,160,000	3,261	15,575
栃木市	15.07	人 43,032 戸 8,647	88,221,473	197,961,000	4,600	22,893
佐野市	54.40	人 56,011 戸 10,853	87,618,196	125,431,000	2,239	11,557
鹿沼市	9.64	人 32,759 戸 6,440	62,949,000	86,047,000	2,626	13,361

昭和二十五年十二月五日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長　河井彌八　殿

一、去る五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員田中一郎君提出栃木市及び下都賀郡一帯の市町村復興等に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員山口好一君提出栃木市及び下都賀郡下の所得税徴収等に関する質問に対する答弁書

一　現税制下においては、各人の所得金額は利子、配当及び不動産の資産所得、営業、農業等の事業所得等より構成されている。従つて課税が不均衡であるかどうかは、単に一世帯当りの所得金額等を比較するの方法では判断することはできない。

二　所得税法においては、申告納税の制度を採用しており、申告納税額が政府の調査額と相違する場合又は申告が無い場合において政府の調査額により更正決定を行うのであつて、この場合において、課税の公平を図り、適正な負担の実現を期するため、特に農業所得及び営業所得等の課税については、税務署のみに一任することなく、同税局において常に管内の課税の均衡について随時指示することとしているので特定の地域にのみ重税を課するようなことはない。

三　市（町村）民税の課税標準たる国税の所得税額が当初決定額に比し、若干減額を見ることは当然予想せられるところであるので、地方財政平衡交付金の基準財政収入額の算定に当つては、すべてこの点を考慮して仮決定額を決定したのであるが、なお本決定額の算定に当つては、更に調査検討の上適確な資料に基き算定すべく目下作業を進めている。なお、特別の事情により一般の減少率を著しく上回つて減額されたようなものに限り特別交付金の交付に際し、この事情を考慮したいと考えている。

右答弁する。

特定関係の電力申請に関する質問主意書

特定関係産業が電力の擡配をどの位申請しているか、又これに対していかように配電を実施しているか。

右質問する。

昭和二十五年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長苫米地義三殿

衆議院議員横田甚太郎君提出特定関係の電力申請に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出特定関係の電力申請に関する質問に対する答弁書

電力需要の昭和二十五年度下期以降の動向については、その発注形式が特別需要としては明確なるものと、従来からP・Dの形式によるその他のものがあり、従つて明確に特別需要に対するものとしての電力需要申請量は把握し得ない状況である。なお、電力の割当においても特に特別需要産業に対しては、別段特別の取扱いをしていないが、明確なるものについては今日まで一般需要に優先的取扱いをなす様出生産に対すると同様に措置している。

右答弁する。

配電会社の利潤に関する質問主意書

配電会社は増配を決定しているが、どの位もうけているか、年間七〇億円もうかつているというわさがあるが、事実かどうか。

右質問する。

昭和二十五年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長苫米地義三殿

衆議院議員横田甚太郎君提出配電会社の利潤に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出配電会社の利潤に関する質問に対する答弁書

電気事業の昭和二十五年度下期収支は、異常豊水に恵まれ良好であつたが、料金織込の原価計算には人事費、修繕費、雪害者指導費、特別費、諸税金、退職給与金等に計上不足の無理があるので、これらについてやむを得ない増加経費を支出している。

その他当期の収入の好調は、主として異常豊水によるものであるから、収支の余裕分は渇水期等に備えて準備金として三億二千万円を引当てており、純粋の処分利益金は合計約五億九千百万円（内日発二億八千七百万円、九配電計三億四百万円）となつているが、この額は一割配当のできる額に相当している。すなわち配電会社の昭和二十四年度下期及び二十五年度上期の収支は左記の通りである。なお、配電会社の昭和二十五年九月末決算に当つては、総司令部からの非公式覚書により電気事業の再編成に関連して利益金の処分延期方の指示があつたので、利益金の処分は十二月末の定時総会において延期の決議をしている。

記

	二十四年度下期	二十五年度上期	計
総収入	三、三六四百万円	三、三六百万円	七、三〇百万円
総支出	三、二五一〃	三、〇五四〃	六、三〇五〃
差引利益	二一三〃	二一二〃	五一一〃

右答弁する。

電気事業の災害状況に関する質問主意書

電気事業は、本年の災害によつて、いかなる被害を受けたか。その復興状況並びにその対策を明示されたい。

特に、ジェーン颱風における被害状況、同復旧状況及びその対策を大阪を中心に明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長苫米地義三殿

衆議院議員横田甚太郎君提出電気事業の災害状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出電気事業の災害状況に関する質問に対する答弁書

一　昭和二十五年度における電気事業の受けた災害中、殊に被害の大なるものは、七月十八日のグレース颱風（中国、四国、九州）、八月三日の熱帯性低気圧（東北地方）、八月十三日及び十九日の熱帯性低気圧（九州地方）、九月三日のジェーン颱風及び九月十三日のキジア颱風（中国、四国、九州地方）によるものであつてこれに熱帯性低気圧及び颱風により、火力発電所、水力発電所、変電所、送電線路、配電線路、通信線路に被害を受け、報告を受けているものだけでも、被害復旧費は、総計二十三億円を超えている。このうち特に被害の大きかつたのは、ジェーン颱風及びキジア颱風によるものであつて、災害状況は次の通りである。

十五億九千四百五十万円

ジェーン颱風　被害復旧費

火力発電所	電気及び土木、建物関係		一三箇所
水力発電所	土木関係	一〇四箇所	
	建物関係	一二八箇所	
変電所	電気関係	三〇箇所	
	建物関係	五六箇所	
送電線路	支持物倒壊、折損、傾斜	三、九〇三基（本）	
電線断線及び混線		二五二箇所	
配電線路	支持物倒壊、折損、傾斜	六二、八八四本	
電線断線及び混線		七三、九八六箇所	
引込線、断線及び混線		五四二、八五六箇所	
キジア颱風	被害復旧費	五億二千四百万円	
火力発電所	電気関係		三箇所
	土木、建物関係		二四箇所

水力発電所	電気関係	三六箇所
	土木、建物関係	二三二箇所
変電所	電気関係	四〇箇所
	建物関係	一六箇所
送電線路	支持物倒壊、折損、傾斜	二六六基（本）
	電線断線及び混線	八二箇所
配電線路	支持物倒壊、折損、傾斜	一三〇、三一三本
	電線断線及び混線	一四、九一六箇所
	引込線断線及び混線	八〇、八九〇箇所

被害の復旧は、各事業者において、最大の努力をはらい、ジェーン颱風の場合を除き、短時日のうちに復旧して、一般電灯、動力工場動力を確保している。

これらの災害に対する予防対策としては、事業者において電気工作物の改良と、補修を平常より充分行うことが必要であり又火力発電所に対しては、高潮の侵入を防ぐ防潮堤の建設、颱風襲来時の補機関係の吊し上げ等が考えられている。

水力発電所	電気関係	八箇所
	土木関係	四七箇所
	建物関係	四五箇所

九月十五日九四%復旧

火力発電所　電気、土木、建物関係十三箇所（殆んど浸水せるも九月二十五日九九%復旧）

変電所	電気関係	一〇箇所
	建物関係	二四四箇所

運転不能五箇所、浸水二九箇所

九月七日九九%復旧

送電線路	支持物倒壊、折損、傾斜	三三基（本）
	断線及び混線	三箇所

九月十日大部分復旧

配電線路	支持物倒壊、折損、傾斜	三、九三六本
	断線及び混線	三七箇所

九月九日大部分復旧

引込線断線及び混線　三七、三三箇所

被害復旧費約十三億五千六百万円

前記被害に対する復旧状況は九月中旬より上旬にかけてはとんど復旧したのであるが、これを各設備についてみると送電線路については九月十日より九月末日までに、変電所及び配電線路は九月二十日までに、火力発電所は九月二十五日までに、水力発電所は九月十五日までに復旧し、動力需要家に対する送電は九月十七日までには復旧する外一般電灯需要家に対する電灯供給も九月十一日には大半復旧し、点灯の最も遅れた大阪市内の浸水地区も廿四日には復旧した。

なお、電気工作物の被害復旧については、大阪通商産業局に対策本部を設置し、石油製品、労務者用物資その他の資材を確保し早急なる復旧に努力した次第である。

右答弁する。

小貝川河口附替工事に関する質問主意書

一　小貝川河口の附替工事については、賛否両論にわかれ、久しくせん議された対策を続けているが、政府はこの両論に対して公平に耳を傾け、万人の首肯しうる論拠に立つて工事計画を進めているかどうか。

二　聞くところによれば、計画には一案から四案まであり、地元の利害関係に左右されて始終動揺し、科学的基礎の上に立つた確固たる信念に乏しいといわれているが、どうか。

三　又、政府は地元の意見対立を目実にして工事の実施を遷延し、実際に予算がなくてできないのを地元の責任に転嫁しているが、この点はどうか。

四　工事はどういう計画によつて、どれだけの予算で何年から何年までに完成するつもりか。

五　工事によつて犠牲になるものについて具体的にいかなる対策をとるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員池田峯雄君提出小貝川河口附替工事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員池田峯雄君提出小貝川河口附替工事に関する質問に対する答弁書

一　小貝川河口の附替工事については、直接利害関係のある地元民間に種種論議せられていることは政府も充分承知し、もちろんそれらの各意見については、公正な立場からこれを傾聴している。工事計画については技術的に最善の案をたてるよう努力している。

二　計画案は利根川根本治水計画に則つた当初案のほかに、今一案を考慮し確固たる技術的信念に基ずいて比較検討している。

三　政府は、予算的措置を充分に勘案して計画を進めているので、予算関係で竣工が遅れているのではない。又その施工遅延の責任を地元に転かした事実もない。

四　工事の計画並びに予算及び完成年度等は、目下検討中で発表の段階に至らない。

五　工事によつて犠牲になる人達については、適正なる補償を行うほか、見返耕地の斡旋等についても県当局とも連絡の上誠意をもつて解決に努力したいと考える。

右答弁する。

り災農民の飯米貸与に関する質問主意書

茨城県北相馬郡高須村外二町五箇村は、本年八月小貝川堤防の決壊により家屋の浸水、家財の流失はもとより農家によつては水田、畑作の収穫皆無であつて、来年収穫時までの生活維持にすこぶる困難をきわめている実情である。従つて、明年秋の水稲収穫に至る期間、政府より飯米貸与の特別措置を講ぜられたい旨の陳情は、県知事等を通じ何回かなされたのであるが、未だにこれら災農民の要望にそうような措置の実現をみず、不満の声がみなぎつている。

現地農民は、来年度収穫にて返却する約束で飯米を他より一時借り入れしつつ、再起に努力しているのであるから、若し政府によつて適当な救済措置が講ぜられない場合は、明二十六年の供米には応じ難い結果となるであろう。これに対する政府の所見並びに対策如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員池田峯雄君提出り災農民の飯米貸与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員池田峯雄君提出り災農民の飯米貸与に関する質問に対する答弁書

茨城県下における小貝川堤防の決壊により被害を受けた農家の飯米の貸与に関する陳情については、左により措置している。

すなわち、本年産米の収穫皆無となつた完全保有農家に対し、所要の主要食糧を政府より直接配給し、あわせてこれが購入に要する資金については、農林中金より系統機関を通じ、融資を行うことに定め配給所要量、融資所要金額等についての県当

局との打合も略々完了したので、近くその実施について適当局に指示しうる見込である。
右答弁する。

電気料金の滞納に関する質問主意書

電気料金の滞納はどの位あるか。
又この滞納をいかに処分しているか。更にこの滞納に対する政府の対策如何。
右質問する。

昭和二十五年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出電気料金の滞納に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出電気料金の滞納に関する質問に対する答弁書

電気料金の滞納は、八月末の全国合計において三箇月以上滞納のもの三億二千万円、三箇月滞納のもの一億二千万円、一箇月滞納のもの一億五千万円計六億九千万円であり、大体この程度の滞納額は、従来から各月持ち越している。

しかしながら電気料金の滞納がこれ以上となる場合は電気事業の資金繰にも悪影響を与えるので、電気事業者としてはその回収に努力を致している。

政府としては、現在のところ、この滞納の処分については電気料金に関する物価庁告示において料金請求日以降四十五日以上を経過するものにつき、事業者が送電停止を行うことを認めている。
右答弁する。

電気事業再編成による労働條件に関する質問主意書

今回のポ政令による電気事業再編成の結果、電気事業関係労働者の間よう並びに労働條件はどう変るか。
右質問する。

昭和二十五年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出電気事業再編成による労働條件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出電気事業再編成による労働條件に関する質問に対する答弁書

今回の電気事業再編成により日本発送電株式会社及び配電会社は、明年十月一日までに全国九地区に発送、配電一貫経営の新会社を設立し、各社は解散せられることになるが、従業員については、それぞれ新会社に引継が行われるが、その際の引継條件は、日本発送電及び各配電会社の従業員は同一の労働條件のもとにあることにもかんがみ、当然に引継時の條件で新会社に承継せられるであろう。

なお、新会社設立後の労働條件については、それぞれの会社は独立採算制の原則に基いて経営せられる関係上、企業能率のいかんによつて労働條件が決定せられるものと考えらる。
右答弁する。

松島遊かくの配電復旧に関する質問主意書

ジエーン颱風で西大阪一帯が停電に悩んでいるとき、松島遊かくだけが、どこよりも早く停電から救われて点火された事実がある。これは電気法規のいかなる項目が適用され且つ、この復旧工事を指導した責任者はいかなる理由で遊かくに対する優先配給を決定したのか。
右の報告は政府にどのようになされているか。
右質問する。

昭和二十五年十二月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出松島遊かくの配電復旧に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出松島遊かくの配電復旧に関する質問に対する答弁書

九月三日来襲したジエーン颱風によつて、予想外の被害を受けたので、政府においては直ちに大阪通商産業局に災害対策本部を設けるとともに、関西配電会社においても電力復旧対策本部を設け復旧に努力せしめた結果、配電線の総被害数の約三〇%が四日に、九日には全体の約八〇%が復旧した。

なお松島遊かくを含む同方面の復旧が他より早かつたことについては、その詳細については不明であるが、浸水が速かつた地区であるので、復旧が早かつたものと考えられる。
右答弁する。

一、昨八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員横田甚太郎君提出尼崎及び小倉発電所の発電能力に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出緊急停電に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出昭和電工、住友産業の所在県における使用電力量の比率に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出配電停止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出発電と配電に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出電力受配者に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国からのトラクター発注に関し日本政府の対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の大豆に対する日本政府の対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の土地改革に対する情報入手に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の紡績機械増設に対する日本政府の対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の輸入に対する政府の対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国全国貿易会議の情報入手に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹村奈良一君提出高野山の国有林払下げに関する質問に対する答弁書

衆議院議員田代文久君提出綿岡、小倉、直方及び筑豊各地区地方公務員の地域給に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の管理貿易及び民間業者の日本に対する輸出品種に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井上良二君提出米麦の生産者価格算出に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井上良二君提出消費者米価に対する価格差補給金復活に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国に対する化学肥料輸出に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出米国対日援助見返資金の解除に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出フィリツピン鉱石の輸入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井上良二君提出消費者米価に対する価格差補給金復活に関する質問に対する答弁書

衆議院議員深澤義亮君提出「食糧事務所事件」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出綿岡県における水田用トラクターの使用成績に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出中華民国との貿易決済に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国との輸出入品に対する船舶

事情に関する質問に対する答弁書
衆議院議員梨澤義守君提出農業協同組合に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出来年度輸出の原料資材入手対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国に対する国産鋼輸出に関する質問に対する答弁書
衆議院議員井上良二君提出地方自治体議会の決議執行停止に関する質問に対する答弁書
衆議院議員梨澤義守君提出臨約校舎改築費補助に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出国鉄地域の学童に対する保護政策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出労働者災害補償に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出遊興街設置に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出暴力団による労働者の権利侵害に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出相模原元造兵廠小松製作所従業員の労働條件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出税務官吏の職権濫用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員梨澤義守君提出米麦の中間経費に関する質問に対する答弁書
衆議院議員梨澤義守君提出甘しよの取扱いに関する質問に対する答弁書
衆議院議員梨澤義守君提出主食配給に関する質問に対する答弁書
衆議院議員竹村奈良一君提出特別調達庁の取扱物資に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出第三次大戦防止に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出石油貯蔵タンク増設許可に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出血液売買に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出千葉県茂原町旧飛行場開拓農地接収に伴う損失補てんに関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出中共地区及び国府地区との貿易に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出前大戦の原因と相手国に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出国鉄のスピード・アップに関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出対日講和條約の締結に関する質問に対する答弁書
衆議院議員梨木作次郎君提出キャリング倉庫の補助金に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小林運美君提出上信鉄道敷設に関する質問に対する答弁書
衆議院議員小林運美君提出長野県北佐久郡芦田村外五箇村の用水ため池工事継続に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出日本の再武装並要に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出地方財政平衡交付金返還に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出百貨店の繁栄ようと中小商人に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出失業対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出側近親衛隊に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出千葉県茂原町旧飛行場開拓農地接収に伴う損失補てんに関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出大橋法務総裁の職責に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出預金部資金に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出廣川農相の辞職に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出タス通信社用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出主食増配に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出配給辞退主食の処理に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出やみ食糧根絶に関する質問に対する答弁書
衆議院議員梨木作次郎君提出生活保護と就労手帳の交付に関する質問に対する答弁書
衆議院議員梨木作次郎君提出警察官の結婚に関する質問に対する答弁書
衆議院議員深澤義守君提出産業開発青年隊に関する質問に対する答弁書
衆議院議員深澤義守君提出印章法案に関する質問に対する答弁書
衆議院議員池田峯雄君提出ヒロポン等の製造並びに中毒患者に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出麦の供出に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出失業対策に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出池上特殊飲食街に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出申告貿易の現状に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出生活保護法の弾力運用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出南アフリカ、関領インド及びインド等の貿易に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出輸出増大の国民経済に及ぼす影響に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出特需輸送の民需輸送に与える影響に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出国民金融公庫の運営に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出外国為替管理特別会計に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出輸入食糧と国内産食糧の量及び金額に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出人絹及び紡績産業の利潤に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出シャム米の輸入価格に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出地方税の條例に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出麦の追加供出後の対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員風早八十二君提出固定資産税の徴収に関する質問に対する答弁書

衆議院議員風早八十二君提出所得税の課税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国との講和条約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出ユーザンスに関する質問に対する答弁書

衆議院議員高田弥市君提出木材資源確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員風早八十二君提出外国為替管理委員会に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊員の解雇に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出朝鮮内戦と日本人の生死に関する質問に対する答弁書

衆議院議員林百郎君提出傷い者の街頭募金禁止に関する質問に対する答弁書

衆議院議員風早八十二君提出浅草税務署の不当徴収並びに浅草警察署の不法逮捕に関する質問に対する答弁書

衆議院議員風早八十二君提出国鉄のダイヤ編成に関する質問に対する答弁書

衆議院議員風早八十二君提出姫路

就労に関する質問に対する答弁書

衆議院議員横田甚太郎君提出米価に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

尼崎及び小倉発電所の発電能力に関する質問主意書

関西の尼崎発電所及び九州の小倉発電所は、月どれ位の発電能力を有しているか。特に小倉は八万一千キロの電力を発生したことがあるか。

日本の発電能力はどうして発電量を実際よりも大きく発表しているのか。この点を明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出尼崎及び小倉発電所の発電能力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出尼崎及び小倉発電所の発電能力に関する質問に対する答弁書

一　尼崎東発電所　月平均最大発電力　八〇、〇〇〇キロワット

ロ　尼崎第一発電所　月平均最大発電力　二二〇、〇〇〇〃

ハ　尼崎第二発電所　月平均最大発電力　二三〇、〇〇〇〃

ニ　小倉発電所　月平均最大発電力　六九、〇〇〇〃

二　小倉発電所は七七、七〇〇キロワットを発電したのが最大である。

三　火力発電所の発電力として、公表されている認可出力は、建設当時における出力の最大限度を示しているのに対し、現在の可能出力はその時々の現実に出しうると見込まれる出力をもつて表示しているからその数字には当然相当の開きがある。

右答弁する。

緊急停電に関する質問主意書

緊急停電は必要とするのかどうか、その場合常に電力が足りないといつているが、その電力の足りない状況を改善するためにいかなる計画がたてられ、その計画がいかように進められているか。緊急停電を必要としない条件はいつできるのか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出緊急停電に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出緊急停電に関する質問に対する答弁書

一　今冬の電力需給の見透しは、出水状況が平年並にあるとしても、需用増加のため、最渇水日には相当量の不足が予想せられるが、これに対処して、左の如き対策を講じ、電気事業者を督励して需給の均衡を保持せしめ極力緊急停電を回避する方針で、現在実施中である。

すなわち、供給力確保のために電気事業の水火力発電設備の最大利用、特に補修中の火力発電所の完成促進並びに貯水池、調整池の適切な使用及び自家用火力発電設備の委託発電の増強を図るとともに、これと併行して一般電気使用者に対し、電力需給のきゆう迫状況を周知し、消費の節減に協力を要請し、特に負荷調整可能の大口電気使用者に対しては電気事業者より依頼してせん頭負荷時の使用電力の自主的低減あるいは休日の平日振替等の協力を求める外、操用防止について電気事業者として最大の努力を拂わしめている。右の自主的消費規正によつて、なお需給の均衡を保持し得ない場合は、必要に応じ、伏電日の指定、需用最大電力の指定、使用電力量の制限、せん頭負荷時における動力及び電熱使用の禁止等の法的措置をも行い、緊急停電を極力回避する方針である。

二　前述の需給不均衡を早急に改善するため、現在左のような電源拡充計画が進められている。

本年度においては、昭和二十四年度において融資せられた見返資金九六億円と本年融資を予定されている百五十億円とによつて水力二十二地点、火力九地点の建設が計画され、その内水力十六地点、火力五地点の工事は現在順調に進行している。

明二十六年においては水力十三地点、火力四地点の新規着工を予定し、この建設費は、二百五十億円に達する見込である。

右答弁する。

電力料金に関する質問主意書

関東配電は、電力を大口に売つている方が一般に売つているより多いのにもかかわらず、料金は逆に大口の方を少く集めている。これはいかなる政策上の必要からなされているのか、政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出電力料金に関する質問に対する答弁書

大口電力料金の一KWH当りの収入は、その他の一般料金に比しかなり低くなつているが、これは一般電燈及び小口電力等に比して経費が僅少で済むことと送配電上のロス率が低いことによる、原価計算上の結果に基くものである。

右答弁する。

昭和電工、住友産業の所在県における使用電力量の比率に関する質問主意書

四国の住友産業、神奈川県の昭和電工が四国、神奈川の電力送電量の

何程位を使つているか明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出昭和電工、住友産業の所在県における使用電力量の比率に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出昭和電工、住友産業の所在県における使用電力量の比率に関する答弁書

一　配電会社に対して、緊急制限の指示をしないことになつている。

二　電線切断、配電停止についての法的根拠は、一般的にない。

三　電気事業法に基き監督官庁の認可を得て定められた配電会社の供給規定に、電気事業者の責めによる停電の場合の割引規定がある。

四国における使用電力量の内、住友系産業の使用電力量並びに神奈川県使用電力量の内、昭和電工が使用した電力量はそれぞれ三割五分、三割位である。

右答弁する。

配電停止に関する質問主意書

配電会社は、滅火ということをやかましくいつているが、この動きは政府が指示したのか、電線切断、配電停止についての法的根拠如何。

又切断された人々が保護を受ける法的根拠如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出配電停止に関する質問に対する答弁書

一　配電会社に対して、緊急制限の指示をしないことになつている。

二　電線切断、配電停止についての法的根拠は、一般的にない。

三　電気事業法に基き監督官庁の認可を得て定められた配電会社の供給規定に、電気事業者の責めによる停電の場合の割引規定がある。

電気事業者が正当な理由により電気の供給を停止した場合は、電気使用者の申し立により通商産業大臣又は通商産業局長が公正な解決をすることになつている。（電気需給調整規則第二十條）

右答弁する。

発電と配電に関する質問主意書

日本の、発電量及びこれが配分方法如何。

又各月別の発電量が違うのであれば、その理由を示せ。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出発電と配電に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出発電と配電に関する答弁書

一　水力発電の状況により一定しないが、一電気事業では水火力合計で、年間、全国二四〇億ないし二六〇億キロワット時が発電されている。この配分の基準としては、一応日本発送電株式会社、配電株式会社間の受給契約があるが、電力割当の運用とも関係あり、必ずしも一定していない。

二　わが国は、水力発電が発電量の大部分を占めるため豊水季と渇水季では変動を生じ、これを火力発電で補充している。しかしながら、この火力発電施設に限度があるため渇水季の発電量は、豊水季に比べ、下廻るのが普通である。

右答弁する。

電力受配者に関する質問主意書

電力受配者（使用者）はいかなる種類に分けられているか。定額燈、従量（メーター）による使用者数はどうなつているか。この両者の使用量の割合は全日本の使用電力量のどれ程を占めているか。又電気料金は何種類に分れ、いかなる理由で料金差をつけているのか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出電力受配者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出電力受配者に関する答弁書

一　定額電灯契約者数　八、四二五、〇〇〇

従量電灯契約者数　六、〇三六、〇〇〇

（二十五年九月現在）

一　全国の使用電力量は、昭和二十四年度において年間二四、五八七、八三六、〇〇〇キロワット時でそのうち定額電灯の使用量は、二、六四一、〇三三、〇〇〇キロワット時（全国使用量の一〇・八%）従量電灯は、二、四八九、六九〇、〇〇〇キロワット時（一〇・一%）である。

一　電気料金は、大別して電灯料金、電力料金に分けられるが更に電灯料金は、定額電灯、従量電灯、大口電灯の三種に、また電力料金は小口電力、大口電力、業務用電力の三種に分たれている。更に臨時供給という供給種別があるが、料金は、以上電灯又は電力料金のそれぞれ該当種別のものによることとなつている。

これらの供給種別に対して、それぞれ異る料金が定められているが、その理由は各原価を異にするためである。

右答弁する。

中華人民共和国からのトラクター発注に関し日本政府の対策に関する質問主意書

本年七月から九月までに中華人民共和国及びその民間業者が、日本に対し農業用トラクター二〇〇台を発注してきたが、どこの工場で製作し、いかなる輸出形式で製品が引き渡されたか。

三菱重工業が米軍戦車を生産した場合と、中華人民共和国からの発注によるトラクターを生産した場合とのもうけは、どのように違い、かつ日本経済の発展にどちらが寄与するか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国からのトラクター発注に関し日本政府の対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国からのトラクター発注に関し日本政府の対策に関する答弁書

今夏中共から農業用トラクターに対する引合があり、八月頃日本側の業者との間に三二馬力トラクター一〇〇台の仮契約が成立した。本件は米とのバーターによるものであり、未だ信用状も開設しておらず正式契約の運びに至つていない。

トラクターは六五馬力未満のものは政府の許可を要せず、支拂條件その他で許可を要しない限り自由に輸出することができることになつているため、政府はすべての契約を事前に承知する立場にない。従つて右の外すでに輸出契約の成立したものがあるか、否かは現在のところ不明である。

米軍戦車の生産と中国向トラクターの生産との比較については不明である。

右答弁する。

中華人民共和国の大豆に対する日本政府の対策に関する質問主意書

政府は、大豆を来年度にどの位輸入しようとしているか。アメリカの軍備拡張の状況から見て、アメリカから大豆が入つてこないように思うが、中華人民共和国においては六百六十万トンほどの大豆が生産されている、このうちから日本の必要量だけ輸入する対策はとられているのか。今まで中華人民共和国の大豆は各国にどのように配分されていたか。又この事情を政府はどう入手しているか。右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の大豆に対する日本政府の対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の大豆に対する日本政府の対策に関する質問に対する答弁書

一　日本における大豆の年間需要量は大体七十万トン位で、この内、約三十三万トン位は国内産大豆をもつてまかなえるので、結局、年間、約三十七万トン位を海外からの輸入に仰がねばならない。

政府としては、来年度七万トンガリオア輸入が見込まれるので、民間貿易を通じ約三十万トンの大豆の輸入を計画している。

二　現在のアメリカの状況から見ても、アメリカから大豆が輸入されないとは思われない。現に年間八万トン以上がガリオア物資としてアメリカから輸入されている。

日本政府としても、中共からの大豆輸入が種々の理由から、計画通りに実行出来ない現状にかんがみ、来年度からは、計画量の約半分位をアメリカから輸入し、残余を中共の供給に仰ぎたいと考え、これが準備を行つている。

三　中国大豆が各国にどのように配分されていたかは、現在の日本としては正確にこれを知り得ない。

本年一月から十月末までに、約九万七千トンの大豆が日本に輸入された。

民間からの情報によれば、欧洲方面からの買付が盛んのように聞いている。

右答弁する。

中華人民共和国の土地改革に対する情報入手に関する質問主意書

中華人民共和国が、一億二千五百万の人口を有する地域を解放したというが、その土地改革がどの範囲に、又どのように進められたかについての事情並びにその情報をどのように入手しているかを明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の土地改革に対する情報入手に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の土地改革に関する質問に対する答弁書

一　中共の石炭生産事情は、種々の情報から判断すれば、満洲地区については、撫順炭が年間約一〇〇万トン、鶏岡炭、密山炭が併せて約七〇万トンその他約一〇〇万トン合計約二七〇万トンと推定されるが、このうちわが国に対する供給余力は約二〇万トンと予想される。また北支地区については、開らん炭が年間約三五〇万トンの生産と推定され、このうちわが国に対する供給余力は約一五〇万トンと予想される。なお、正豊、井径中興、大同等の炭鉱は、内戦による荒廃のため目下排水作業中であつて、この完全復旧は、明年半ばごろまでかかるものと思われる。

なお、開らん炭は、目下天津招商局の斡旋および外国船により輸送しているが、輸送事情悪く、月間約四万五千トン程度の輸送実績であり、また日本船については、積出海域が封鎖区域となつているため、目下のところ配船困難な事情である。

参考までに米国炭の輸入実績は、昭和二十四年度において約一二〇万トンであり、本年においては約四五万トンの買付が予想される。中国炭がトン一二ドル程度であるのに比してトン一七ドル程度であるが、前者の灰分が二〇パーセントであるのに対し、米国炭の灰分は五パーセントであり、その他一般に品位の点からみて割安となつている。

中共における二千万錘増設三箇年計画については、何も聞いていない。中共の紡績機械に対する需要は、潜在的には相当なものがあると考えられるが、現在までのところ殆んど活発なる動きを見せておらず、本年四月―九月の半箇年の契約実績は、約四十五万ドル（紡織機換算一八、〇〇〇錘）であり、現在引合中で近く輸出見込のものは最大限二万錘を出でない。

なお、紡織機械の輸出は通産省の許可を要せず自由に取引できる建前になつている。

右答弁する。

中国炭の輸入に対する政府の対策に関する質問主意書

アメリカが軍備拡張に狂奔しだした結果、アメリカ並びにカナダ炭は、日本に輸入されなくなつてくると思うが、中華人民共和国の石炭事情は逆によくなると思う。（石炭は増産され、輸出力が生じ、賃貸が安い。）よつて、中国炭の生産状況を政府はどのように入手しているか、又これが対策をどのように立てているか。今までに中国からどの位の石炭が輸入されたか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中国炭の輸入に対する政府の対策に関する質問に対する答弁書

一　中共の石炭生産事情は、種々の情報から判断すれば、満洲地区については、撫順炭が年間約一〇〇万トン、鶏岡炭、密山炭が併せて約七〇万トンその他約一〇〇万トン合計約二七〇万トンと推定されるが、このうちわが国に対する供給余力は約二〇万トンと予想される。また北支地区については、開らん炭が年間約三五〇万トンの生産と推定され、このうちわが国に対する供給余力は約一五〇万トンと予想される。なお、正豊、井径中興、大同等の炭鉱は、内戦による荒廃のため目下排水作業中であつて、この完全復旧は、明年半ばごろまでかかるものと思われる。

なお、開らん炭は、目下天津招商局の斡旋および外国船により輸送しているが、輸送事情悪く、月間約四万五千トン程度の輸送実績であり、また日本船については、積出海域が封鎖区域となつているため、目下のところ配船困難な事情である。

参考までに米国炭の輸入実績は、昭和二十四年度において約一二〇万トンであり、本年においては約四五万トンの買付が予想される。中国炭がトン一二ドル程度であるのに比してトン一七ドル程度であるが、前者の灰分が二〇パーセントであるのに対し、米国炭の灰分は五パーセントであり、その他一般に品位の点からみて割安となつている。

二　わが国の長期的な鉄鋼政策にかんがみれば、製鉄用石炭は東亜炭に依存することが適当であると考えられるので、米国炭への依存性は極力抑制する方針を採用している。しかしながら、中国炭の輸入が前述のような輸送事情その他の状況により充分行い得ない立場においては、米国炭に一層依存しなければならなくなるが、米国炭は、前述のように品位の点からみて割安であり、また米国は年間約五億トンの出炭能力があるので、明年度米国炭依存が増加しても年間約一〇〇万トンの対日輸出は容易であると考えられる。

三　中国炭の輸入は、終戦後において、本年に入つてから始めて行われ開らん炭は貿付契約済約七五万トン、このうち入荷済約三〇万トンであり、その他の中国炭の入荷済は約三万六千トンであつて、従つて中国炭の輸入量合計は約三三万六千トンとなつている。

右答弁する。

中華人民共和国全国貿易会議の情報入手に関する質問主意書

一九五〇年七月十三日から十五日まで中共政権のもとにおいて、全国貿易会議を開いていたが、政府は、それらの情報をいかには握し、どう対処しようとしているか。日本国内においても、中国貿易を希望する人人が、多数関係官庁に陳情しているはずだが、それら陳情の内容を明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員橋田甚太郎君提出中華人民共和国全国貿易会議の情報入手に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋田甚太郎君提出中華人民共和国全国貿易会議の情報入手に関する質問に対する答弁書

一　全国貿易会議は、七月十三日から二十五日までの十三日間北京で開かれた趣であるが、この会議は政府の関知するところではない。

二　中共との貿易を希望している業者からの陳情には、左の如きものが多い。

イ　見返輸出品の制限緩和

ロ　現行輸入先行によるエスクローバーター方式のみによる決済方式を改正し、バツクツウバツク方式等の採用希望

ハ　日本船の就航希望

右答弁する。

高野山の国有林拂下げに関する質問主意書

和歌山県高野山の国有林一千八百町歩を金剛峯寺が無償拂下げを申請していると聞くが、これは事実か。又これだけの反別でないとすればどのくらい申請しているか。

二　社寺に拂下げられる基準は、その社寺に必要な境内地のみが拂い下げられるべきであつて、その社寺の財政的援助の見地から国民の財産を無償で拂い下げられるべきでないと思うが、政府の見解如何。

三　金剛峯寺が、一千八百町歩のほう大な境内地を必要としないことは明らかであるが、この申請に対して政府はいかなる処置をとり、国有林を何町歩金剛峯寺に無償で拂い下げたか。

四　この国有林の立木の伐採を次の如く金剛峯寺に拂い下げたといわれるが、その事実の有無と、代価はどうなつているか。

二十四年度　五万六千石
二十五年度　四万六千石
二十六年度　三万石程度

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員竹村奈良一君提出高野山の国有林拂下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹村奈良一君提出高野山の国有林拂下げに関する質問に対する答弁書

一　「寺院等に無償にて貸付しある国有財産の処分に関する法律」(昭和二十二年法律第五十三号)の規定により元保管林のうち一、三四二町七反六畝二〇歩の譲与を申請している。

二　この法律では、国有林野法によつて社寺等に保管させてあつた国有林野で、その社寺等の宗教活動を行うのに必要なものは、その社寺等がこの法律施行後一年内に申請したときは、社寺保管林処分審査会に諮問した上で、譲与することができるのであつて、譲与の基準は昭和二十二年勅令第百九十号第一條に左の通り示されている。

1　本殿、拝殿、社務所、本堂、くり、会堂その他社寺等に必要な建物又は工作物の敷地に供する土地
2　宗教上の儀式又は行事を行うため必要な土地
3　参道として必要な土地
4　庭園として必要な土地
5　社寺等の尊厳を保持するため必要な土地
6　社寺等の災害を防止するため直接必要な土地
7　歴史又は古記等によつて社寺等に特別由緒ある土地
8　その社寺において現に公益事業のため使用する土地
9　前各号の土地における立木竹その他の定着物

三　金剛峯寺保管林の譲与は未決定で、目下譲与該当個所を調査中である。

四　高野山国有林の立木は、従来営林署が金剛峯寺と、関係なく売拂をしており金剛峯寺に売り拂つたものはない。

右答弁する。

福岡、小倉、直方及び筑豊各地区地方公務員の地域給に関する質問主意書

福岡県、福岡、小倉、直方、飯塚、田川及び筑豊各地区の物価指数は、東京都を一〇〇とする場合この平均一〇〇を超えているにもかかわらず、地域差を東京地区より一〇%以上引き下げているのはなぜか。

二　直方、飯塚、田川地区は福岡、小倉地区よりむしろ物価指数が高いにもかかわらず、地域給が、福岡、小倉地区より低いのはなぜか。

三　右地域の地域給を引き上げる意思はないか。

四　地方自治体は、財政的に破たんし、大部分ベースアップも地域給支拂いも不能になると考えられるが、かかる際政府はいかなる措置をとる考えであるか。

五　政府は、今度地域給を五%ずつ引き下げたが、漸次生活給、地域給をやめ、アメリカ式職階級、能率給一本にするつもりか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員田代文久君提出福岡、小倉、直方及び筑豊各地区地方公務員の地域給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田代文久君提出福岡、小倉、直方及び筑豊各地区地方公務員の地域給に関する質問に対する答弁書

現行勤務地手当の割合及び地域の区分は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二條第三項の規定に基いて、なお従前の例によることとなつており、従つて昭和二十四年度以降現在まで従前のままであつて変更されていない。しかしながら本臨時国会に提出の右法律の一部を改正する法律案において、勤務地手当の支給

割合が改正されることになっている。しかしながら、支給地域の区分については、右改正法律案とは別に法律を以つて定めることになっており、且つ、支給地域の区分については、現行同法律の第二條第五号において、人事院にその適正な改訂につき国会及び内閣に勧告する権限が與えられているので、政府としては人事院から提出されるであろう勧告に基いて、法律をもつてこれを定めることにする予定であるから、御質問の点に関しては、その際適正な決定がなされるものと考える。

地方公務員のベース・アップ等の関係については、本年度補正予算において平衡交付金を三十五億円増額することにしている。

又今回の給與法改正案において地域給を五パーセントずつ引き下げたのは人事院の勧告を尊重した結果に基くものである。

右答弁する。

中華人民共和国の管理貿易及び民間業者の日本に対する輸出品種に関する質問主意書

中華人民共和国管理貿易及び民間貿易業者から、日本に輸出を希望して来ている品種は何か。

右の輸出品種に対する可・不可を決定するのは、占領下の日本では、どこがやつているのか。総司令部がやつていると聞くが、総司令部の判断によつてそれが許可又は不許可になる場合、日本政府は、たとえば不許可になつた品種がわかるのか。

わが国の発電機、レール、チヤンネル、アングル、パイプ、コンクリートバー、ドラム罐用鉄板、通信機械、変圧器・鉱山用機械、船舶、鉱山用蒸気機関車、農業用トラクター、モーター・自転車等を中共は、どれ位輸出を希望してきているか。又その結果はどうなつたか。

右の輸出希望品種に対して中共側の希望條件は何か。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の管理貿易及び民間業者の日本に対する輸出品種に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国の管理貿易及び民間業者の日本に対する輸出品種に関する質問に対する答弁書

輸出品のうち産業鉄鉱、軽機械、農水産物等は政府の許可を要せず、政府の許可を要する品目は、輸出貿易管理令別表第一に掲上されている。要許可品目のうち、金属、重機械、化学薬品等の一部は総司令部の承認を要し、それ以外のものは通商産業省の許可のみで足りることになつている。総司令部が承認又は不承認の決定をした場合には直ちに通商産業省に通報される。

中共側の希望している品種は、機械、金属、鉄鋼等かなりの範囲にわたつておる模様であり、その希望数量は不明である。特に銅線および薄鋼板、厚板、薄板、棒鋼、形鋼等の鉄鋼製品ならびにトラック、トラクター等の希望が最も多い。更に最近は人絹糸、自転車等の引合も見られる。これらに関する中共側の希望條件としては、ドルを支拂うことは極めて少くバーターによる取引を條件とするものが少くない。中共地区に対する最近の輸出は九月は二百万ドル、十月は四百万ドル程度となつている。

右答弁する。

米麦の生産者価格算出に関する質問主意書

一　政府は、本年度産米の生産者価格をいかなる根拠に基いて算定せんとするのか。価格算定の基礎を、働く生産農民が得心し理解しうる資料によつて説明されたい。

二　政府は、明年度産麦の価格をいかなる方法によつて算定せんとするのか、農林大臣は、農民の得心する最善の方法により価格を決め、生産農民には迷惑をかけないという答弁を本会議で行つているが、明年産麦の価格と、その価格を形成する根拠を示されたい。

三　政府は、明年度産麦の価格を買入前に決定する意思があるか。

四　政府の決定せる麦の生産者価格で、農民が政府の予定した量を販売しない場合は、いかなる処置をとるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員井上良二君提出米麦の生産者価格算出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井上良二君提出米麦の生産者価格算出に関する質問に対する答弁書

一　二十五年産米価格については、従来のパリテイ米価に約一五%の奨励金を加算し、石当り五、五二九円程度に決定する予定である。

二　明年産麦類の生産者価格については、未だ決定していないが、明年度においても米価の見透しを基礎に対米価比率を考慮して決定したいと考えている。

三　明年度産麦価については、可能な限り早期に決定したいと考えている。

四　明年産米類については、従来のごとき供出割当等を行わず、政府への売渡希望者に対して無制限買入を行う予定である。

右答弁する。

消費者米価に対する価格差補給金復活に関する質問主意書

一　昭和二十五年度産米の生産者価格改訂に伴い、必然的に消費者価格も大幅に引上げられることが予想される。このことは低賃銀のもと、朝鮮動乱以来物価の急騰によつてその生活を急激に圧迫されている勤労国民の生計に重大な負担となるが、政府にその対策ありや。

二　しかも、一方において政府は主食の統制を緩和し、撤廃への政策を推し進めんとしているが、これが国民経済全般に及ぼす影響を考え、政府は、本来翌年度より消費者価格に補給金制度を復活し、本年度補正予算並びに明年度予算に主要食糧価格差補給金を計上する意思なきや。

三　政府は、この消費者価格改訂に伴つて、一般消費者に対する配給量を米麦のみで二合八勺に増配し、同時に農家保有米を四合に引き上げる意思なきや。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員井上良二君提出消費者米価に対する価格差補給金復活に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井上良二君提出消費者米価に対する価格差補給金復活に関する質問に対する答弁書

一　消費者価格の値上りは、八八%程度に止めたいと思う。この分は生計費において減税分と見合い吸収可能と考える。

二　生産者価格と消費者価格との間に補給金を支出することは、現在のわが国の財政では、不可能であるので、予算にも計上していない。但し輸入食糧補給金は明年度予算にも計上し、消費者家計の安定を計ることとした。

三　現在の食糧需給からみて、配給量を増加せしめることは不可能である。

右答弁する。

中華人民共和国に対する化学肥料輸出に関する質問主意書

中華人民共和国では、今次土地改

革成功の結果、農村の購買力は増し、化学肥料に対する需要が激増していると聞くが、同国より化学肥料を日本に買入れを希望した事実はないか。

又今まで同国に対して輸出したことがあるならば輸出年月日、数量、単価等を明示し、その結果の成績はどのようであつたか、明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国に対する化学肥料輸出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国に対する化学肥料輸出に関する答弁書

化学肥料の輸出は、政府の承認を要することになつているが、中共地区向の輸出承認の申請はこれまで一件もなく、従つて同地区からの買入れ希望は具体的には明かではない。

右答弁する。

米国対日援助見返資金の解釈に関する質問主意書

アメリカの対日援助だという資金の性格説明が今まで何回位変つたか。対日援助資金に対する各種の見解を政府はどの位は掴しているか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出米国対日援助見返資金の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出米国対日援助見返資金の解釈に関する答弁書

アメリカの対日援助の性格について政府の説明が変つたことはない。政府は、対日援助の性格を十分掴しているが。

右答弁する。

フイリピン鉱石の輸入に関する質問主意書

フイリツピンより日本への鉱石輸入についての今までの経過はどうなつているか。又今後の見込はどうか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出フイリツピン鉱石の輸入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出フイリツピン鉱石の輸入に関する答弁書

フイリツピンからわが国に輸入されている鉱石のうち主なものは、鉄鉱石、マンガン鉱石およびクローム鉱石であるが、数量的、金額的にみて九〇パーセント以上を占める鉄鉱石について従来の輸入の経過及び今後の見透を概説すれば次の通りである。

終戦後におけるフイリツピンからの鉄鉱石の輸入については、昭和二十三年十月から同二十四年十二月に至る間において六次にわたる政府貿易による契約が締結され、契約高は六三万トンに達した。これらの鉄鉱石は、戦争の結果に起因する困難な積出作業の継続にもかかわらず、本年八月その完了をみるに至つた。他方本年当初から始められた民間貿易による買付は、まず第十四回及び第二十回の二回にわたる輸入公表により、約四五万トン、二八六万ドルが計画され、本年十月までに約一万二千トンについては、来年二月までにその大部分が出荷される予定である。更にこれに続いて輸入長期買付契約の実施により、来年七―九月期までに合計五十万トン、三二五万ドルの買付が予定されている。これらの積出は、明年八月頃に完了するものと予想されている。なお、最近、七―九月期において、約二〇万トン、一三〇万ドルの長期予算枠の追加が認められ、近く公表される予定である。明年度におけるわが国の鉄鉱石の輸入所要高は、四〇〇万トンを下らないものと予想される。これがためには、マレー、インドおよびその他ドル地域に多量を期待しなければならないが、それでもなおフイリツピンに最少限一〇〇万トンを依存しなければならず、これが確保にわが国としてもあらゆる努力を払うべきであり、対策の如何によつては、二〇〇万トン出鉱を期待することも可能であることは、戦前の記録が明確に示しているところである。

右答弁する。

「食糧事務所事件」に関する質問主意書

一　本年七月頃より農林省管下の二十余府県の食糧事務所において、いわゆる、から輸送、から出張の不正事件が起り、熊本、山口、大阪、徳島等の食糧事務所長が起訴されたことが朝日新聞に「食糧事務所事件」として報導されているが、食糧行政に重大関係があると思うので、事件の内容を明確に答弁されたい。

二　本事件に関連して、食糧庁の金城主計課長が依願免職の形式で辞職しているが、これはいかなる関連を持つていたのか、具体的に明示されたい。

三　読売新聞によると、金城主計課長と全食糧労働組合委員長横田嘉明氏等が湯ケ原温泉で談議の結果、から出張、から輸送の方法による支出が、全国に指示されたと、徳島県で起つた事件を追求した結果、明らかになつたと報導されているが、これは事実であるかどうか。

四　このような同種の事件が、全国各府県に起つたことは、中央よりの指令、通達等がなければ起る訳がないことは常識的に明らかである。その根拠を明らかにしてもらいたい。

六　これは、食糧管理特別会計の中でいかに処理されているか、数字的に明確にされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員深澤義守君提出食糧事務所事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員深澤義守君提出「食糧事務所事件」に関する質問に対する答弁書

一　昭和二十四年十月徳島地方検察庁は、徳島食糧事務所長の収賄容疑をもつて取調を開始した事件は、同事務所から出張による給与の支給、から輸送による運賃の横領があるとの疑惑をもつて同事務所を取り調べた結果、その一段落をまつて同様な事件が他の食糧事務所においても行われたのではないかとの疑をもつて、北海道食糧事務所ほか二十八事務所の調査が行われ、大阪、徳島、山口、熊本の四事務所長及び職員は次の如き経過をたどり起訴された。

1　起訴せられた食糧事務所関係

イ　徳島食糧事務所長小河重保収賄虚偽公文書作成同行使詐欺業務上横領、同所前業務部長杉山猛三夫、同前業務課長奥村隆虚偽公文書作成同行使並び収賄の容疑で二十四年十一月起訴された。

杉山猛三夫及び奥村隆に関する容疑は、昭和二十二年一月から同二十三年二月ないし三月中米八万俵のから輸送の公文書を偽造して百五十二万円を請求せしめ騙取したという容疑である。

小河重保に関する起訴内容は、職員の出張命令、資金前

渡金の支拂命令すること等の職務權限を有する小河重保が、それぞれ担当者と共謀の上、昭和二十四年二月頃より三月頃までにかけ出張により五十二万円を不法に拂出し職員に分配する等公金をみだりに横領したという容疑である。

ロ　大阪食糧事務所長熊谷三郎、同業務部長大庭三治は、虚偽公文書作成同行使詐欺容疑で本年五月起訴された。起訴内容は、昭和二十二年産米の海上運送途中欠減の弁償金免除を日本通運梅田支店より要請されたため、同損害金額の一部二百六十二万円を補てんするため輸送証明をなしたものである。

ハ　山口食糧事務所長岡安良雄、同経理課長中村博は、本年七月收賄容疑で起訴された。起訴内容は渉外事務自動車修繕費等に消費する目的で、関係者から二十九万円を收賄した容疑である。

ニ　熊本食糧事務所長大津嘉明、同経理課長岡崎喜八は、本年八月收賄容疑で起訴された。起訴内容は、昭和二十四年五月関係業者より同事務所の接待費の寄附を受けたことによるものである。

二　元主計課長金城順隆が本年六月十五日附で依願免官となつたのは、これらの事務所事件の起きた理由の一つとして予算配付方法がうんぬんされたので予算配付の直接の責任的立場が感じ、退職を願出たもので、一、に述べた事件とは直接関係がない。

三　かかる事実はない。

四　一、に述べたように熊島食糧事務所におけるから出張、から輸送の問題が同様な仕事をやつている他の事務所においても行われているのではないかという疑で、北海道外二十八事務所の調査を受け、その結果熊島食糧事務所のほか大阪、山口、熊本の三食糧事務所において二、に述べてあるような各容疑で起訴せられているのであつて、これらの問題について中央から指令通達等がなされた事実はない。

五　食糧事務所で行われるこれら経費の支出については、常時注意を與え、又内部監査等により過誤拂等のある場合は、直ちに訂正せしむる等かかる事件の一掃に努めている。

右答弁する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出福岡県における水田用トラクターの使用成績に関する質問に対する答弁書を送付する。

［別紙］

衆議院議員横田甚太郎君提出福岡県における水田用トラクターの使用成績に関する質問に対する答弁書

一　水田用日本製トラクターには現在二種類がある。

一つは、従来より特に昭和一五、六年の戦時中より相当実用化され最近その普及量三万を超えると推計される自動耕転機であり、これは水稲作の中最も基本的且つ、重労働である耕起と碎土の專用に使われ、麥作の中耕にも使われる。この基本作業が緩慢な手労働によるときは、適期を失したり、浅耕になつたり、又他の連接作業を粗略化するので、二毛作地の米麥作重複作業や適期間の短かい單作地の増收あるいは二毛作化に重用されつつある。

今一つは、昭和二十二年末頃よりやく試作機を完成したばかりで、すでに本年普及量六〇〇台を超えているハンド・トラクターであり、これは耕起より收穫までの一連の圃場作業が作業機部分のとり換えによつて全部できるし、エンジンを利用して、動力噴霧、脫穀調整までできる汎用機械である。

二　このような小型トラクターの普及に対する政府の指導対策としては、一般経済合理化の線に沿つて、これ等の機械利用による農業の能率化、精密化、ひいてはその効果として、すでに頭打ちしている土地生産性、土地利用率の向上、労働生産性の引上げのため、極力その普及に努めているが、しかしあくまで各地域の特殊性を考慮し、機械化の経済効果を愼重に分析檢討した上、普及を図つているのであつて、その裏付けとして、左の調査研究をしている。

1　トラクターの研究改良の試験

農林省関東山試験場、青森県試験場を中心に各地試験研究機関において、專門的に機構及び性能の研究並びに実地試験を継続しており、又製作者の依頼に応じて、常時性能檢定を行い、公正信頼できる性能表示を行つて、製作者の改良を促している。現在のところ、なお、改良を要する点も多々あるが、それでも人力の六ないし九倍の能率と1.6ないし1.19のカロリー所要低減を示している。反当收量も最低五%の増收であり、労働当り生産量は約倍になつている。

2　トラクター利用の実態調査情報しゆう集

トラクター利用の先進地又は多收篤農家表賞にみられるトラクター利用農業の生産技術並びに経営高度化の実態を調査し、一般経営改良の指標を研究している。現在、北海道、青森、宮城、新潟、神奈川、岐阜、岡山等を調査中であるが、すでに普及量二千台を超える福岡県においても、九州大学に委託して、三潴郡木佐木村を中心に調査中である。

3　農村に対する実演指導

農林省主催又は農業機械化協会等の民間団体の主催、又は共催で農村現地において、実演研究会を昨年来すでに一〇〇回以上開催し、農民の意見を求めて、その土地ごとの適応性を檢討して改良と普及に努めている。

三　トラクター普及に対する都道府県の指導措置

各都道府県においても、農事試験場等において利用試験を行う一方、北海道、東北、北陸、関東の諸県においては助成金を交附して普及に努めている。

四　トラクター普及に対する製作会社の態度

自動耕転機メーカーは約二十社、月産能力最大のもの一〇〇、最小のもの四、五台で製作数量は月産約二〇〇台である。ハンド・トラクターは三社（中休止一社）月産一〇〇台である。これらの会社は單独で、あるいは協同で研究会実演会を開催して、次々に改良を加え、または新型機を作出している。又、農業者へのサービスとしては、代理店の再整備をなす一方、農林省の要望に基き農業協同組合の農機具関係者を自工場に無料招へいして利用及び修理技術の短期講習を開いたりしている。そ

の製品に対する責任として、破損理由が農民側にあると否とに関せず、無料新品取替を四回も続けて信用維持に努めているところもある。企業的には苦境にありながらも、従つて不充分とは言え、改良とサービスへの努力と熱心さは五大なアメリカ農機具会社の範に対応するものと称して良い。その結果一町村一度に一二〇台も導入した事例が見られる。

五　結論

以上のごとく日本製小型トラクターは最近急激に普及しつつあり、その結果増産並びに経営の多角高度化を進めている（機械のない多角化はかえつて失敗している。）が、問題は一台当り八万―十五万円の高価格である。府県によつては、半額助成をしていることは先述の通りであるが、一般的には農業金融の対象として考慮しなければならない。一台年間作業を一〇町歩とすれば、五、六年で回収できるもので決して危険な融資対象ではない。もつとも故障の防止、修理の簡易化、迅速化のサービスの完備が伴わなければならない。農林省においては、農業改良局に農業機械化推進協議会を設けて、機械の改良、合理的な利用法、農法及び経営の改善、サービス機構の整備等日本農業機械化、能率化の問題を、専門家、農業者、製作者等を結集して、研究し推進している。

右答弁する。

中華民国との貿易決済に関する質問主意書

日本と、中華民国との今までの貿易決済はどうなつているか。

中華民国は日本に拂うべき七〇〇〇万ドルほどの（貿易に関する金）金を未済のままになつていると聞くが、右事実はどうなつたか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鳩山一郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華民国との貿易決済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出中華民国との貿易決済に関する質問に対する答弁書

一　日本と中華民国との決済については、去る九月六日に調印された日台協定によりすべてオープン・アカウント決済によることとなつているが、それまでは昭和二十三年並びに昭和二十四年司令部より中国ミッション宛のメモランダムによる旧オープン・アカウント（A・B・Rの区別があつた）による決済と、日本への輸入先行によるエスクロー信用状決済によるものがあつた。新協定調印後はエスクロー信用状による決済は廃止され、また旧オープン・アカウントは、原則として使用を停止して新オープン・アカウントに引継がれることとなつており、目下清算中である。

二　未済金七、〇〇〇万ドルという数字は誤りで、旧オープン・アカウント勘定の帳尻は、十一月二十日現在における日銀為替局の調査によれば約七〇〇万ドル日本が受取勘定となつており、この未済分は逐次新勘定に移され、遅くとも昭和二十八年一月一日までに清算されることになつている。

右答弁する。

中華人民共和国との輸出入品に対する船舶事情に関する質問主意書

中華人民共和国は、その成立以来日本及び同国物資の輸出入に対し、積込船舶について希望条件をつけてきていないか。

又、最近は日本船による中国との輸出入品積出入を望んでいるそうだが、このような事実を察知しているか。

日本船がアメリカ航路につく場合と中華人民共和国の航路につく場合とは、本年度の実績から見てどちらがもうけがよいのか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鳩山一郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国との輸出入品に対する船舶事情に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国との輸出入品の積載船舶については、同国を承認している第三国船舶であれば別段の制限は設けられていない。

二　最近の世界的船腹不足に伴い、極東の運賃市場も高騰しているので、船腹確保と運賃節減のため、むしろ日本において、日本船舶の廻船を希望する向があるが、中華人民共和国自体が日本船舶の入出港を許可していないので、就航不可能である。

三　アメリカ航路と中華人民共和国航路のいずれに従事する方が有利かは就航船舶の種類が全く異るので簡単に論ずることが困難である。

右答弁する。

農業協同組合に関する質問主意書

一　農業協同組合が、全国、各県、市町村各段階とも経営困難に直面していることは、基本的には農民生活の破壊に基くものであるが、経営者の行為に基くこともあるのである。政府は、農業協同組合法第八章の監督権を発動して、全国段階、各府県段階の業務の報告を求め、又は検査を行つたことがあるか。あればその詳細を明示されたい。

二　昭和二十五年度補正予算において農業協同組合の供出預託物資損失補塡のために、五億六千四百八十二万三千円を計上しているが、そのためには当然業務状態を明らかにした上での処置と思うが、如何なる根拠によつて処置したか。

三　経済調査庁で業務状態の報告を求め、あるいは検査したと聞いたが、その結果を明らかにされたい。

四　農林省農業協同組合課において、山梨県購買農業協同組合連合会の赤字六千万円の内容を調査したことは明らかであるが、その内容を明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鳩山一郎殿

衆議院議員梁瀬義守君提出農業協同組合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員梁瀬義守君提出農業協同組合に関する質問に対する答弁書

一　政府は、農業協同組合法第九十三條の規定に基き、全国段階、府県段階の組合又は連合会については、その業務報告書の提出を求めて監督指導を実施して来たのであるが、更に第七回国会を通過した農業協同組合法の一部を改正する法律（法律第百三十七号）により行政庁は毎年一回を常例として組合の検査をしなければならないことになつた。現在までに、全国段階の連合会四、府県段階の連合会二十二の検査を実施している。なお、今後検査に関する予算の計上をまつて積極的に検査を実施する予定である。この検査は、組合の育成指導を図るために経営に関する助言、法令等に違反する事項の是正、会計上の誤謬事項の訂正を内

容とするものであつて、刑事上の摘発を目的とするものではないので、これを一般に公開することは妥当でないと思料する。

二　第八回臨時国会において成立した「主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失の補てんに関する法律」に基ずき、政府は、昭和二十五年二月末現在農業協同組合その他の配給機関が保有していた主食供出報奨物資のうち、衣料品、自転車、魚肥を農家に売り渡すために避けることができないと認められる損失を補てんすることになつたので、右品目の二月末現在保有量を調査することとし、昭和二十五年五月四日知事を通じ市町村長に農業協同組合その他の配給機関の商品受払簿につき調査するよう依頼した。その結果を品目別に集計し、一方当時の経済状態において妥当と認められる値引率を定めて積算を行い、政府の負担すべき損失の額を算定した結果八億九千八百八十二万三千円となつた。このうち昭和二十五年三月三十一日の閣議決定により取扱卸商より値引きさるべき金額三億三千四百五十万円を差引き、五億六千四百八十二万三千円を昭和二十五年度補正予算に計上した。

三　経済調査庁では、農業協同組合について、質問の意味するような業務状況一般の報告を求めたことはない。ただ二、で述べた通り、供出報奨物資損失補てんについて、二月末現在の在庫分に限り、補償することとなつているので、都道府県知事の農林省に対する在庫量の報告が果して正当なものかどうかについて、本年六月から八月までの間、全体の在庫量において約二〇％（在庫金額にして約五、〇％）について調査したが、その結果実在庫量は、一、三九八、〇三四、〇三〇円で、過大報告をしていたものは金額にして一〇七、三六〇、二九四円、過少報告をしていたものは、五八、八〇三、一四六円であるので、食糧庁に対して補償金の不当支出とならないように右の結果を連絡している。

四　一、で述べた通り、組合の検査の結果、内容について一般に公開することは妥当ではないと思料する。但し、検査の結果改めるべき点等については、県当局に指示を與えてある。

右答弁する。

来年度輸出の原料資材入手対策に関する質問主意書

フイリピンでは、フク団の活発なる民族独立の闘争があり、従つてフク団の本拠である山岳地帯よりは、鉱石もうまく出ないであろう。又、アメリカは軍備拡張でそう簡単に自国産原料を手離さなくなつてくるであろう。このような條件下において、日本は、数億ドルの輸出を図らねばならない実情である。数億ドル輸出のための原料資材入手のための対策はできているか。

右の対策を明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出来年度輸出の原料資材入手対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出来年度輸出の原料資材入手対策に関する質問に対する答弁書

一　外貨予算制度における金繰り予算の実施

二　輸入方式における自動承認制並びに長期輸入契約制の実施

三　主要貿易国との通商協定の推進と運用の円滑化

四　求償貿易方式の改善、ドルキヤツシュ拂の実施促進

五　輸入金融におけるユーザンス制度の採用

等に重点をおきすでに着々実施するとともに、個々の物資確保については、それぞれ機に応じ必要な措置をとつている。従つてこの実効は、来年一月頃からの輸入物資の現実の入荷の著増となつて現れるものと思われる。

一方来年度の輸出計画は、約十一億ドルを予定しているが　このためには更に輸入について一層の促進対策を講ずるとともに、状況に応じては内需並びに特需との競合を調整して、輸出原材料の確保措置を講ずることが必要となると思われる。

右答弁する。

中華人民共和国に対する国産鋼輸出に関する質問主意書

中華人民共和国より日本国産銅の買入を希望してきたではないか。中日貿易の促進、中日親善を望むならば、これが事情を明示されたい。なお、向う側の希望條件、又それを許可したならば数量、値段等、不許可の場合はその理由を明答されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国に対する国産鋼輸出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国に対する国産鋼輸出に関する質問に対する答弁書

地方自治体議会の決議執行停止に関する質問主意書

一　地方自治体議会が成規の手続によりなした議決は、憲法に規定せる国会の議決と同じく尊重されねばならぬと考えるが、政府の所見如何。

二　若し、地方自治体議会の議決が憲法上に規定されていないとか、その他の理由によつて自治体議会の正当なる議決の執行を停止し、又は撤回せしめることのできる法的根拠があれば明らかにされたい。

三　大阪府茨木市議会が、去る九月三十日地方自治法に基き、当該議会の議事規則による成規の手続を経て、一議員除名の議決を行つたので、大阪府選挙管理委員会は法規に基き、その補欠選挙を告示して選挙運動中、被除名議員は、市議会議員除名議決取消の行政訴訟を提起し、行政処分執行停止命令の申請を行つた。ところが、大阪地裁は、この訴訟を受理し、且つ行政処分執行停止の仮執行を許可したので、市議会の議決の執行は停止され、補欠選挙は中止のやむなきに、いたつた。この市議会の議決執行を停止し、選挙告示と運動を中止せしめた法的根拠を明らかにされたい。

四　該市議会が調査せるところによると、前項の法的根拠は、行政事件訴訟特例法に基いたものと解釈しているが左様解釈して差支えないか。

五　若し、同法の規定によるとすれば、同法は行政執行上に生じた問題、事件を処理する法規であつて、これを立法機関たる自治体議会の議決事項に適用することは不当ではないか。

六　立法機関たる自治体議会の議決に違法又は不当なりと認むるところある場合の抗告の途は、別途法的に規定すべきであると考えるが政府の見解如何。

七　若し、政府が大阪府茨木市議会の議員除名の執行停止を命ずる裁判所の法的根拠が、行政事件訴訟特例法に基くものと解釈した場合、去る十月六日茨木市議会の議決によつてなされた内閣総理大臣宛の陳情書をいかに処理されるか。

八　裁判所が行政事件訴訟特例法に基いて茨木市議会の議員除名の議決執行を停止したことに対する市議会側の抗告の途は行政事件訴訟特例法の第十條の但書による法文の適用を至当と考えるが如何。

九　以上各項は、立法機関たる議会の議決の効力に関する重要な事項であるから詳細に答弁されたい。

右質問する。

13

附録

1-2

官報 号外

昭和二十五年十二月十日

○第九回国会 衆議院会議録第十三号附録(一)の二

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員井上良二君提出地方自治体議会の決議執行停止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井上良二君提出地方自治体議会の決議執行停止に関する質問に対する答弁書

一　地方公共団体の議会の議決は、法の定めるところによつて効力を有し、その限りにおいてこれを尊重すべきことはいうまでもない。

二　特に地方公共団体の議会の議決だけを対象として、その執行を停止し、又はこれを撤回せしめることを直接明定した法の規定はないが、行政事件訴訟において、地方公共団体の議会の議決の効力が争われることである。

三　具体的な訴訟事件に関して裁判所がした処分の当否につき、当該訴訟事件の係属中に、政府が判断を下すことは差し控えたいが、大阪地方裁判所が茨木市議会の議決の執行を停止すべきことを命じたのは、行政事件訴訟特例法第十條第二項本文の規定によつてしたものと考えられる。

また、大阪府選挙管理委員会が行つた補欠選挙の告示の改訂は、右の執行停止命令があつたことによつて、当該補欠選挙において選挙すべき議員の数が変更するに至つたことに伴うやむを得ない措置と考える。

四　地方公共団体の議会の違法な議決に関しては、当該地方公共団体の長が特定の措置をすることができる旨の地方自治法第百七十六條の規定もあるが、なお研究することにしたい。

五　諸般の事情を慎重に検討して適切に処理したい。

六　行政事件訴訟特例法によれば、処分の執行停止を命ずる裁判所の決定に対しては、不服を申し立てることができないのであつて（第十條第五項）、同法第十條第二項但書の規定は、右の決定に対する抗告の道をひらいたものではないと考える。

右答弁する。

腐朽校舎改築費補助に関する質問主意書

政府は、文教政策の重要性を常に強調しているが、現実には文教政策を軽視している。その証拠として次の事実がある。

山梨県甲府市立相川小学校の北校舎は、建坪百五十五坪で、建物は木造かわらぶき二階建十教室の建物である。この校舎は、大正八年八月に建築されたものであり、三十一年を経過しているため、その腐朽はなはだしく危険性極りない。特に腐朽の完全に目立つ点をあげると、

1　二階建の大建築でありながら、階上、階下を通ずいわゆる通し柱は四本しかない。

2　階上、階下のくいちがいがはなはだしく傾いている。

3　倒壊防止のため、昭和十年周囲に二十六本の支柱をたてたが、これも腐朽が著しい。

4　床及び天井は腐朽のため波うつている。

5　はり、かもい、土台等は組手がはづれ、かもいは缶にぶら下つている。

その他不安定な箇所は至る処にあり、平穏な日においても、児童の廊下歩行によつて校舎の振動がはげしく、落ち着いて授業ができない。

ことに、九月及び冬季は季節風のために校舎は揺れ、落ち着いて授業はできない。風速十メートル以上の場合は、柱のきしる音、床のあおり等で待避する状態である。昨年の冬は六回避難した。この校舎には、千名の児童が収容されているが、父兄はすでに「大風が吹いた日には小供を学校にやらぬ。」と決議しているところもある。この状態に対して次の事項について、政府の明確なる答弁を求める。

一　政府は、現在腐朽校舎改築に対しては全然補助を行つていない。この種の校舎に対しては全額国庫補助によつて至急改築さるべきものと考えるが如何。

二　又、地方自治体がこれら工事のため起債要求の場合は、即時認可さるべきことと考えるが如何。

三　政府は、今後腐朽校舎改築にどのような政策をもつて臨むつもりか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員深澤義守君提出腐朽校舎改築費補助に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員深澤義守君提出腐朽校舎改築費補助に関する質問に対する答弁書

一　現在のところ、原則として腐朽校舎の改築は、設置者の行うべきものであるので、全額国庫補助の制度はない。

二　腐朽校舎の改築に伴う起債の要求については、起債のわく内において認めているが、今後そのわくをひろげるよう努力したい。

三　腐朽校舎の改築は、原則として設置者の責任であるが、戦争中及びその後の資金資材の統制並びに新制中学校の設置による市町村財政に対する負担の増加により、小学校校舎の補修や改築がのびのびになつたため、全国において四〇年以上経過の老朽校舎は、二三三万坪に上つている。このうち使用危険のものは、四四万坪もあるので、これを市町村の義務として改築を行うことは財政に無理が伴うので、又教育重点の上からも今後研究の上何らかの財政的援助の道をひらきその改築を促進したい。

右答弁する。

困窮地域の学童に対する保護政策に関する質問主意書

東京都中野区多田小学校では、全生徒九五〇名のうち、雨降りの日にはその二〇%が学校を休んでいる。これはけものとかさがないためである。更に天気のよい日にも休む者が多数いるが、これは洗たくをする時の着替えがないためである。

このような状態にあるとき、当該学校の近くである中野区八島町では、生活保護者が去年の四月の九十名から四十名に削減されている。この主な理由は戸籍謄本が不備であるというためである。

以上の点から、政府の次の点に対する明確なる答弁を求める。

一　政府は、困窮地域の学童に対する特別の保護対策を講ずる意思があるか。

二　若しありとすれば、いかなる方針をとるか、具体的に明示されたい。

右質問する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出困窮地域の学童に対する保護政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出困窮地域の学童に対する保護政策に関する質問に対する答弁書

義務教育は無償であるべきで、全学童に対して教科書はもちろん学用品、学校給食及び通学用品等を無償で支給することを理想とするが、教科書については明年度から無償配付できる予定である。しかし、困窮家庭の学童については、特に生活保護法により、教育扶助費を支給している。この事務に厚生省が直接当たり、文部省がこれに協力しているが、具体的には市町村長が学校長と連絡して漏給のないように努めている。しかし教育扶助の給付は往々にして学校長との連絡不十分のため被扶助者においてこれを生活費に充当するような場合もありうる。

政府としては、義務教育無償の見地から将来は完全就学のために特別な法律を立案したいと考えている。

右答弁する。

労働者災害補償に関する質問主意書

日野ディーゼル工場は、一昨年から労災指定工場であり、同社社宅では、病患者が続出している。発表によれば、一九四九年六月は三六人、七月は四八人、八月は六三人、九月には一〇〇人を突破している。これが更に今年に入つてからは同工場の従業員は悲惨を極めている。そこで次の事項について政府の所信を質したい。

一　これは朝鮮事変以来、国連協力政策のため、又特需が激増したため、労働強化によつて労働者の災害が増加したと思うが如何。

二　右は一工場の例であるが、全国で労働者の災害はどの位で、いかなる産業部門に多いか。

三　この解決のために、どのような対策を講じ、且つ実行しているか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出労働者災害補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出労働者災害補償に関する質問に対する答弁書

一　労働省の調査によれば、日野ディーゼル工場における本年の労働者の災害状況は、一月から五月までの災害件数に比して六月以降九月までは幾分増加しているが、労働者数も増加し又、労働延時間数も増加しているから、災害度数率についてみれば七月以降は、むしろ減少している。又、疾病についてみると消化器系の疾患が主であつて、結核患者数はその後増加していない実情にあり、従つて、朝鮮事変勃発以来労働強化によつて災害、疾病が増加したとは認められない。

二　本年上半期における全国の労働者の死傷災害件数は、死亡一、四七八、負傷一一四、〇〇〇余となつており、産業部門別にみれば災害度数率の最も多いのが石炭鉱業、第二位が海運荷役業、第三位が水力発電用建設事業、第四位が鉄道建設事業、第五位が金属圧延業の順となつている。

三　右の如き災害を減少せしめるため、労働基準法に基く安全衛生関係の諸法を励行し、更に労使双方の災害防止に対する認識理解を深からしめるとともに、特に災害の多い重要な事業場に対しては、特別の指導を加える等の措置を講じ、災害の減少に努力中である。

右答弁する。

遊興街設置に関する質問主意書

最近社会問題として取り上げられている遊興街は、極めて重大な結果をもたらしている。たとえば、東京都務施区亀有の遊興街のために、今のところ判明したものでは、子供が三人性病に感染している。

これに対して附近の住民は、適切な措置を要望しているが、政府は何らの処置をもとつていない。そこで次の二点につき政府の所信を質したい。

一　右の事実は、性道徳のたい廃及び犯罪を醸成し、一にかかつて政府の責任と思うが如何。

二　政府はいかなる具体的処置をとる方針であるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出遊興街設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出遊興街設置に関する質問に対する答弁書

一　遊興街が設置される場合は、建築関係法規、風俗関係法規等のほか、旅館業法、食品衛生法等が適用されるが、更にその構造、設備等について、都道府県条例又は規則が定められており、その基準に適格であれば、一応公衆衛生上支障なきものとして、許可されるものである。

しかしながら、かく適法に許可された営業施設を利用して、性道徳のたい廃及び犯罪を醸成している業者があることについては、何らかの法的措置を講ずる必要があると思われる。目下給付中である。

二　具体的措置としては、旅館業に対しては当該吏員たる、環境衛生監視員を督励し、指導せしめ、公衆浴場については、性病感染の経路を調査するとともに、浴槽の清潔、洗い場の衛生管理、浴場の温並びに適温保持その他入浴者の守るべき事項の徹底等について、厳重指導中である。

なお、関係業態者の入浴については、公衆浴場以外の施設を完備せしめるよう指導中である。

又一般的に性病予防の見地からしても医師の届出の励行をはかり、これに基いて接触者を調査して未知の患者を探しだすみやかに治療するよう努力し、又売いん常習の疑の著しい者等につきましては、随時健康診断命令書を交付して検診を行いあるいは治療を受け、又は病院、診療所に入院入所することを命じたりして取締つているが、一層これが徹底を図りたいと考えている。

右答弁する。

暴力団による労働者の権利侵害に関する質問主意書

日野ディーゼル工場では、十一月七日いきなりレッド・パージの挙に出で、解雇の内容証明をそれぞれの自宅に送付した。組合代表十五名位が会社との交渉に出かけたところ、門前には五十名位の暴力団が配置され、代表が済くやいきなり乗りかかり、なぐる、けるの暴挙に出た。代表の一人は打撲症により脳震とうを起した。日野警察署の真野警部は、最初からこれを見ていたが、何らの処置をも施さなかつた。

その後日野警察署から一個小隊が派遣され、暴力団と交替している。このような労働者に対する不法弾圧について、政府の所信を質したい。

一　この暴力団に対していかなる処置がとられたか。

二　とられないとするといかなる理由によるか。

三、警察の責任者は、職務怠慢で処分されると思うが如何。

四、警察と暴力団は同じ穴のむじなというべきであると思うが如何。

五、暴力団の暴行を見て、見ぬふりをしている事実は、暴力団を公認若しくは黙認するつもりか。

六、警察と暴力団とが事実上労働者の権利の侵害に協力している状態に対して政府の方針を聞きたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出暴力団による労働者の権利侵害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出暴力団による労働者の権利侵害に関する質問に対する答弁書

日野デイゼル工業株式会社では、十一月六日午後二時より会社会議室において労資双方代表による経営協議会を開催し、その席上人員整理問題を上提労組側の了解を求めた上、同日午後五時頃整理人名を発表するとともに郵便による個人あて整理通告書を発送した。

翌七日午前七時三十五分頃共産党南多摩地区委員久保喜太郎外被整理者四、五名を交えた十五、六名の外部団体はヌクラムを組んで工場門前にきて赤旗やプラカードを押立て、且つ同社工員に対し「労働者は団結せよ。」と呼びかけながら工場に入門する工員の入場を阻止した。警備中の守衛がこれを制止すると外部団体は抵抗し、その中の一人が所持するプラカードを左右に大きく振つたため、これが守衛の左眉を強打し双方なぐり合いとなつた。

警察署においては今回の整理の性格上労働争議を考慮し、警察官一名を現場附近に派遣するとともに、真野警部補以下五名は近くの駐在所に待機していたが、現場に派遣してあつた警察官は事態の悪化をみて、直ちに駐在所に急報したので、警員六名が現場に出動鎮圧したのである。

以上が当日の状況であつて、質問にあるごとく最初から見ていて何らの措置を施さなかつたという事実はない。

なお、同会社では二〇名位の者を警備補助員として工場内で使用していた模様であるが、門前にはみられなかつたとのことであるので、暴力団使用の事実はない。

右答弁する。

相模原元造兵廠（小松製作所）従業員の労働条件に関する質問主意書

相模原元造兵廠は、従業員約二万名の大工場であるが、特に過酷事変以後、労働条件が悪くなり、全く非人間的な状態におかれている。たとえば、昼食中にいきなり作業命令が出たり、夜勤をしても、夜食手当等が全然出ていない。又、賃金なども、勤続年数や、家族の状態は全然考慮に入れていない。これに対して日本の労働関係者は何ら関知していない。

よつて次のことについて政府の所信を質したい。

一、日本の労働関係法規は、適用されないのか。

二、急速に対策を講じて労働者を保護する意思はないか。

三、今まで何ら対策が講じられていないのは何故か。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出相模原元造兵廠（小松製作所）従業員の労働条件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出相模原元造兵廠（小松製作所）従業員の労働条件に関する質問に対する答弁書

相模原元造兵廠（小松製作所）の従業員に対し、一般の労働法規は適用されている。すなわち労働組合法に基く労働組合は、本事務所に設立されており、又労働基準法の適用についても、所轄の相模原労働基準監督署において監督を実施しているが、原則として、基準法違反の行為は認められず、又現在のところ、従業者及び労働組合からも苦情の申し出は受けていない。政府としては、万一労働基準法違反の事態があれば、今後更に監督の上、是正させたいと考えているが、本事業所のみに特別に労働者保護対策を講ずる必要は認めない。

なお、本製作所の従業員に、質問によれば二万名となつているが、本年十二月四日現在で四千五百六十八名となつている。

右答弁する。

税務官吏の職権濫用に関する質問主意書

東京都足立区興野町の大谷氏は、元紙すき業を経営していたが、今夏から廃業して織業安定所に働いている。十一月五日足立税務署の徴税係士谷某が昭和二十四年度所得税六、〇〇〇円の徴収にきて脅迫的行為に出た。大谷氏は、配給物を買うために借りてきた金一、五〇〇円を渡したが、士谷某は自転車を差し押えた上、領収書も渡かずに帰つた。その後大谷氏の妻が帰宅して、近所の人と税務署にかけあいに行き、双方同意の上金を返却してもらつた。このあと、士谷某は大谷氏を公務執行妨害で告訴した。士谷某の職権濫用は明白であると考えるが、政府の見解如何。又これに対しいかなる処置が取られるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出税務官吏の職権濫用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出税務官吏の職権濫用に関する質問に対する答弁書

十月三十日大谷鶴松方に滞納整理のため臨場し、一部収入として一、五〇〇円を領収、領収証を発行（本税六、〇四三円）した。残額に対して中古自転車を差押え、調書に立会の捺印を要請すると拒んだので、配達証明とする旨を告げて次の山本菊二方に滞納整理に臨場し、現金納付を促したが応じないので差押処分に着手、鏡を差押えて調書に記載中、民商会員大谷某外数名が山本方に来て、大谷鶴松の差押調書を民商会員の前で破棄し、すでに納付済の大谷鶴松の一、五〇〇円を返済するよう要求したのである。

その後悪口雑言をなすので一旦帰署の上、署長に相談すべく帰ろうとすると入口に三名立塞り二名に両袖をつかまれて監禁された上、差押調書を破棄することを強要され、更に現金の返還方をも強要するのでやむなく、領収証と引換に現金を返還したのである。帰署後警察へ出頭し、状況報告中前述の公務執行妨害をなした二名が現れたので、警察側において公務執行妨害容疑で逮捕したのである。

以上のような実状であるので何ら職権濫用の事実はない。

右答弁する。

米麦の中間経費に関する質問主意書

一、過般経済調査庁において、全国百数十箇所にわたつて行つた主食集荷、配給に関する中間経費の査察の結果について詳細を明示されたい。

二、新米価に基く中間経費はどうなるか。その内容を明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員深澤義守君提出米麦の中間経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員深澤義守君提出米麦の中間経費に関する質問に対する答弁書

一　主食集荷、配給に関する中間経費につき経済調査庁が実施した監査の結果は、目下取纏め中であり、未だ最終的な結論を得ていない。すなわち、この監査は、十、十一月にかけ急きよこれを実施したので、今のところ神奈川、群馬、栃木、新潟、富山、福井、福岡、京都の一府七県だけの事情が判明しているにすぎず、従つて、その結果をもつて直ちに全国的傾向と即断するわけには行かないが、只今のところ物価庁、食糧庁においてほう大な生の資料のまま、これを二十六年度消費者価格算定の参考に資している次第である。

なお、監査の中間的結論によれば、おおむね次の通りである。

一　食糧管理特別会計段階

1　集荷手数料　二十四年産米以来絶対額が据置きになつているので、その節減は困難

2　特別指定倉庫搬入加算額　相当額の節減可能

3　運送費

一　鉄道納金　実費支弁に近い実績を示している。

二　附属作業料　調負料率が丸公基準となつており、市場料率は丸公料率を下回つているので、若干の節減可能

4　保管料　営業倉庫保管調負料率の丸公一割引は市場料率を考慮するとき、なお若干の節減可能

農業倉庫　保管調負料率面は、従来の期間プール支拂の方法を改め、保管期間別支拂の方法に合理化されている。

5　加工賃　麦、麦糠等の副産物の値上りが、相当に上つているので、この面から相当額の加工賃節減可能

6　輸入諸掛　輸入諸掛調負入札方法の合理化を実施すれば、若干の節減可能

二　食糧公団段階

1　運送賃、保管料　いずれも市場賃率と比較し若干の節減可能

2　保険料　自家保険積立金制に移行しているので、そのままの実損発生額に拠ることとすれば、マーヂンに対比し相当の節減可能

3　修繕費、配給用具費、配給奨励費、いずれも末端配給機構の公団切離しに伴い、相当の節減可能

4　事業雑費　稍々他の費目に流用支拂の事実が見られるので、これを抑止すれば若干の節減可能

5　副産物収入控除面　精米配給経費中から控除される副産物収入は、米糠の丸公値上り、胚芽等の市場価格の値上り等により相当上つている。これを二十五年繰込マーヂンに対比すれば、若干の精米配給経費節減に役立つ。

「備考」　明年一月からの給與ベースの改訂により、食管、公団両段階を通じ若干の経費の増加を必要としよう。

二　新米価に基く消費者価格は、目下検討中である。すなわち右監査の結果を参酌するとともに、消費者の家計に対する負担をできるだけ軽減するために、目下中間経費の節減を検討中であるが、未だ結論を得ていないのでその内容を具体的に明示しうる段階に至つていない。今暫く時日をかされたい。

右答弁する。

甘しよの取扱いに関する質問主意書

一、甘しよの統制廃止後、政府は、当然農家の保有から甘しよを除くべきだのに、今なお従前通り甘しよを農家保有の中に算定することは不合理であるが、いかなる理由に基くものであるか。

二、昭和二十五年産甘しよの政府買上げがいまだに極めて少量であるのは、買上価格が十貫当り二〇〇円という市価に比し半額程度の低価格にあるが、これを改訂する意図はないか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員深澤義守君提出甘しよの取扱いに関する質問に対する答弁書

一　いも類の統制撤廃に伴い、いも類は食管法の「米麦等」、食糧法上の「主要食糧農産物」から除外されたので、生産者保有基準数量を六月八日附農林省告示第一七〇号をもつて改訂した。

この改訂保有基準数量算定に際しては、当時すでに従来の保有基準数量いも込四合によつて算定された二十五年産米の農業計画の指示が完了していたこと、他方四十万トンのいも類を買上げてこれを一般消費者に配給する計画であつたことからして、いも込四合という保有基準数量からいも類を除外した数量を米麦等の保有基準数量と定めたのであつて、この改訂の効果としては、実質的に保有基準数量を増減することなく、単に生産者保有基準数量からいも類を法制的に除外したに留るのである。

保有基準数量の増量は、従来から各方面より要望されているので、二十六年産以降の米麦について現行のような保有供出制度が継続されるとすれば、保有基準数量を実態に即応した合理的なものとし度いと考え、現在検討中である。

なお、農家配給については、二十五年十一月一日から従来の甘しよを自家消費食糧として見込んでいた方式を廃止したので、甘しよ作農家の保有事情はこの面から相当改善されたと考えている。

二　昭和二十四年産甘しよの政府買入価格は、一〇貫当一等二〇〇円であつたが、昭和二十五年産甘しよはそれを相当上廻つて自由市場で消化されたことは、農家にとつて極めて好ましい事態であると考えられる。

これは、政府買入によつて生ずる効果を略々達成したと思われるので、御質問のような措置を採ることは考えていない。

右答弁する。

主食配給に関する質問主意書

最近全国的に米の配給が極めて不足している状況にあるが、いかなる理由によるか。

一　配給米のつき精度が著しく低下しているが、いかなる理由によるか。

二　政府米の委託加工に対する検査、監督に基く状況の詳細を明らかにされたい。

三　今米穀年度の各主食の配給率はどうなるか。明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員深澤義守君提出主食配給に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

一　最近全国的に米の需給状況が窮屈になつているのは、朝鮮動乱の

影響としての貨車事情のひつ迫のため、昭和二十五年度産米の県間輸送がやや円滑を欠くこと（二五、一一、二〇現在到着三三七千トン（一、五八〇千石）前年対比四八千トン（三二〇千石）減）及び、本年十月以降外米の輸入量が減少していることが主たる原因である。外米輸入実績、二五年九月四二、一九八トン、十月二五、六七トン、十一月五、四二四トン）

二　配給米のつき精度については、食糧検査官により厳格な検査を行わしめ、規定つき精度に達しないものについては、再つき精を行わしめる等、万全を期しているのであるが、御指摘のごとき事態があるとすれば、極めて遺憾であるから、具体的事例については実情調査の上適処致したい。

三　本年度の委託つき精については、昨年度までの実績に対する検討の結果、ここに最近倒料事情が著しく改善された等の諸事情をも考慮に入れて、その全国数量を明年五月末日までに配給を完了しうる見込数量に限定することを基本方針とし、つき精計画樹立の方針等をも具体的に現地に指示して極力変質事故等発生の絶無を期することとした。

特にその生産精米の検査に関しては、従来その品質、量目等に関してもとかくの非難があつた事例にかんがみて、政府委託精米検査実施要領を定めて現地に指示し、検査の適正、慎重を期するとともに検査の結果不適格品等を生じた場合はすべてつき精工場の負担で再調製を行わしめることとした。なお精米を管外に搬出する場合には、品質及び量目について再確認をなすこととし、不適格品発見の場合は、これを除去する等その取扱に万全の措置を講ずることと致した次第である。

四　今米穀年度の主食の配給率は、今後の供給数量の増減によつて今後変更する可能性があるが、大体前年程度の米食率を維持するとともに、米以外の主食は、麦製品を充当する計画によつて極力努力中である。

右答弁する。

特別調達庁の取扱物資に関する質問主意書

一　昭和二十三年度以来物品の購入及び管理について当を欠き、数十億円に上る資材がストックとなり、これが保管料の支拂等について乱脈をきわめ、国庫に損失をもたらしているもので判明したものが、二十数件あるといわれるが、事実かどうか。

二　昭和二十三年度だけでも会計検査院に不正を指摘されたものが三十八件といわれるが、その内容と金額はいかほどか。

三　過拂回収の意図によつて、数十件、二億三千余万円が未回収になつているといわれるが、その原因と、回収の対策は如何。

四　これらの不正事業が判明しているとすれば、政府はこれに対していかなる処置をとつているか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員竹村奈良一君提出特別調達庁の取扱物資に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹村奈良一君提出特別調達庁の取扱物資に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

一　過剰な物品を生じたのは事実であるが、これらはほとんどすべて軍の指令に従つて購入したものであり、その後軍側の計画変更等によつて不要に帰したのである。保管については、当時ほう大な物資を発足当初の特別調達庁が戦災復興院から引継いだため、引継に伴う混乱、職員の不足、未熟練等に起因して若干の事例につき会計検査院から不当を指摘されるにいたつたことは誠に遺憾であり、その後保管中の物品について厳密な調査を実施し、保管料の引下げを行う等万全の措置を講じている。

なお物品の購入及び保管について当をえないものとして、昭和二十三年度会計検査院決算報告書に指摘されたものは二十三件である。（別表第一参照）

二　昭和二十三年度右決算報告書に不当事項として指摘された三十八件の内容と金額は別表第二の通りである。

三　特別調達庁における過拂金の収納未済額は、本年九月末日現在において五十八件総額五六、九一四、八〇八円四銭であり、その内訳及び収納状況は別表第三の通りである。特別調達庁としては過拂の事実を発見すると同時に返納の措置をとつているが、業者の資金繰その他の事情によつて必ずしも円滑に回収されなかつた状況である。現在は返納につき怠慢と見られる者に対しては強制執行手続に訴える等厳正な態度をもつて回収に努力中である。

四　決算報告書に指摘された事案については将来このようなことのないよう事務改善に鋭意努力中であり、過拂金の回収等結末処理の未済事項についてもその完結に努めている。

右答弁する。

石油貯蔵タンク増設許可に関する質問主意書

一　所在地　松山市大可賀町

二　所有者　大栄倉庫株式会社

三　許可申請者　大栄油槽株式会社

四　許可年月日　昭和二十五年八月十五日

五　許可された施設能力

六　所要面積　約二万五千坪

七　関係面積　約十一町歩

八　所要敷地の現状

如き終戦後附近の住民（主として元の農地所有農家）が前記所有会社より農耕用に借り受け開墾したもの。

九　関係農耕者　約九十名

十　大栄倉庫株式会社は、昭和二十三年十二月二日附をもつて愛媛県農地委員会より、前記農地について自作農創設特別措置法第六條第五号の承認を得、管轄地区農地委員会より同法同条同号の指定を受けたが、昭和二十五年一月二十七日までに前記農地の使用目的の変更承認並びに指令を県農地委員会並びに地区農地委員会より得た。

十一　しかしながら右農地を耕作している八十五名の耕作者は、県農地委員会に対し、右会社は新たな企業を行う資力も意思もないにもかかわらず、所有農地を農地法により買収されるのをがれんがため、種々口実を設けて農地の買収を妨害しているのであるから、農地法を適用して買収するよう陳情を続けたが、県委員会は農耕者の陳情を採用せず、前記会社の申請を承認した後も農耕者と会社間に耕作権をめぐつて紛争を続け、目下会社は土地明渡しの訴訟を継続中である。

十二　しかるに、通産省の所管課（資源庁鉱山局配油課は、前記のごとき紛争については、農耕者等の陳情等により充分承知しながら、前記会社より提出された石油貯蔵タンク増設許可申請を本年八月十五日附をもつて許可したが、これはいかなる理由で許可したのであるか。政府の見解如何。

十三　しかも、同社の申請書中には必要記載事項である

一　工事請負人住所氏名

二　タンク使用者住所氏名

三　施設の使用目的

四　建設費及びその調査方法

等について何ら明確な記載が行われず、すなわち完備した形式を備えていないにかかわらず、許可した理由如何。

十四　同社は現地において、まだ何ら建設に必要なる具体的準備を行つていないが、万一同社の計画が農地買収をのがれるための手段に過ぎず、所定の期日までに工事を完了しないときは、政府は許可を取り消す用意があるか、否か。

十五　同社の許可申請が前記のごとき考えのもとに発足したものであり、結局許可事業の建設を行わないことが判明した場合、政府は、このような事情について充分な調査を行わずして許可し、その結果農耕者に物質的にも精神的にも損害を与えたことに対しいかなる責任をとる考えであるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員木村榮君提出石油貯蔵タンク増設許可に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村榮君提出石油貯蔵タンク増設許可に関する質問に対する答弁書

一　増設許可は左の事情を考慮して行つたものである。

1　朝鮮動乱に端を発に伴い、輸送のと絶等非常事態に備えるため、わが国経済の原動力である石油製品並びに原油の相当量の貯蔵を必要とする状況に立ち至つた。

2　左の事態に対して、太平洋岸の各製油工場に対する原油貯蔵用としては、主として瀬戸内海地区に存在する旧軍用施設の一時使用を考慮し、製品貯蔵タンクとしては現有全施設を活用するほか、基地の強化を考慮しても、四国地区においては石油製品の輸入並びに配給基地施設として見るべきものがない情況である。

3　問題の場所は、丸善石油株式会社松山製油所の隣接地域であり、一万トン級タンカー繋留可能の岸壁、さん橋に充分なる施設を有するので、原油、製品兼用の石油貯蔵タンク施設を建設するには最も適している。

4　又隣接の土地問題についても、愛媛県農地委員会長よりの昭和二十五年五月七日附申し越しにより一応問題ないものと思料し、許可したものである。

二　別途書類を提出せしめ完備したものである。

三　現在農地に属する以外の敷地において、該附属施設建設に着工しているので、許可取消の意思はない。

四　充分調査の上、許可したものである。

右答弁する。

血液売買に関する質問主意書

一　東京都葛飾区東戸町にある日本製薬東戸工場では、人体より血液を買う商売をしているそうだが、事実か。

二　そのとおり、一合の血が七〇〇円で買い取られるようになつているはずだが、一部看護婦と地方暴力団が協力して、血を売つた人に一合につき四〇〇円しか支拂わないそうだ。このような日本人の血液が国連等に売られるときには、一合につき一、五〇〇円になつているとのことだが、右は事実であるか。事実であるとせば、政府の指示によるものか。

三　なお、血液売買についての関係法規、血液を売らねばならない必要に迫られている人々の階級層、このような事業をいつごろから始めたか、又血を売る人々が職業化していないか。血液を売つた人々のその後の人体への影響等、政府は、事人命に関する問題であるから、もつと明確な答弁書を作成してほしい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出血液売買に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出血液売買に関する質問に対する答弁書

一　東京都葛飾区本田立石町にある日本製薬株式会社葛飾工場では、「プラスマ」と称する乾燥血しようの製造業を行つている。

二　御質問のとおり約二〇〇〇・〇〇を四〇〇円で購入しているが、一部看護婦と地方暴力団とが協力して血液売買の仲介を行つている事実はない。

販売は乾燥血しようの形態でなされるのであるが、価格については政府は何らの指示をもしていない。

血液の採取及び輸血に関する取締規則としては、かつて輸血取締規則が厚生省令をもつて定められていたが、昭和二十二年その効力を失うことになつたので、これに代る措置として先般医師法及び歯科医師法の一部を改正し、厚生大臣が医師及び歯科医師に対し、必要な指示をすることができるようにした。この規定に基いて必要な基準を定め、給血者の健康の保護等を図るよう目下その案を研討中である。

なお、プラスマの製造許可に当つては給血者の選定採血する人、採血する場所及び採血法については厳重な条件を附して、人体に悪影響を及ぼさないようにしている。葛飾工場の製造許可は、本年九月十一日に行われており、この種製剤の製造は同社芝浦工場において本年十月四日に許可せられたのが始めである。

三・葛飾工場において血液を売る人人は、主として主婦、学生、青年サラリーマン等で雨天の日などは、いわゆる日雇労働者もいるといわれている。又血を売る人々が職業化しているか、どうかという点につきましては、採血は健康人で月二回毎回約二〇〇〇・〇〇の採血が大体限度となつているので、血液を売ることが職業となることは、事実上存しえないこととなる。血液を売つた人々のその後の人体への影響は、一回の採血が二〇〇〇・〇〇であり給血者の健康状態に十分注意しておりますので、特に身体に及ぼす影響はほとんど認められない現状である。なお、同工場では採血のつど栄養食を支給している。

四　最後に御質問の主意のように、これはこと人体に関する問題であるので、政府も慎重な考慮の下に條件なり又は基準なりを設定して、給血者の健康を保護するように努力する所存である。

右答弁する。

千葉県茂原町旧飛行場開拓農地接収に伴う損失補てんに関する質問主意書

千葉県茂原町旧飛行場開拓農地の接収に伴い、関係開拓農民の損失補償及び移転地、移転家屋等のあつせんはいかになつているか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出千葉県茂原町旧飛行場開拓農地接収に伴う損失補てんに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出千葉県茂原町旧飛行場開拓農地接収に伴う損失補てんに関する質問に対する答弁書

千葉県茂原町旧飛行場開拓農地の接収に伴う損失補てんについては、未だ接収されていないが、もし接収されることとなれば、P・D（調達要求書）が提出されて補

償がなされるはずである。
右答弁する。

中共地区及び国府地区との貿易に関する質問主意書

支那大陸では、いかなる政治形体が統治していると思うか。中華人民共和国の統治下にある土地、人口、産物等をいかように認識しているか。中華民国（国府軍）は現在いかなる島、人口、土地等を統治し、日本が輸入したい産物としては何を持っていると思うか。日本国発展のためには、日本との輸出入を盛んにする物的資源、人的資源、材料こそ第一に考慮に入れるべきではないか。中共を無視し、国府にのみ態を呈する吉田首相の講和論評は非常にアメリカ好みであって、日本の必要よりの実情を無視していると思うが如何。中華民国が中華人民共和国よりも日本の輸出入希望国としてまさる理由を承りたい。
右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中共地区及び国府地区との貿易に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出中共地区及び国府地区との貿易に関する質問に対する答弁書

中国との貿易については、戦後の政治的、経済的事情により戦前のごとき貿易を期待できなくなつたことは、御承知の通りである。政府が講和問題について、「中共を無視し、国府にのみ態を呈」しているというような事実はない。
右答弁する。

前大戦の原因と相手国に関する質問主意書

第二次大戦といわれている戦争は、いつから始まり、いつ終つたと思うか。終戦後の日本人は、前大戦を第二次大戦といわせられているが、戦つているときには日本人全体が大東亜戦争だといわされていたことは忘れていないであろう。戦い半ばにおいて米国と戦わざるをえなくなつたその戦争の原因は何々で、相手国は何国であつたか。
右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出前大戦の原因と相手国に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出前大戦の原因と相手国に関する質問に対する答弁書

質問の趣旨は不明瞭であるが、いずれにしても、質問主意書にあるような史実に関する質問に対しては、政府としては答弁すべき筋合でない。
右答弁する。

国鉄のスピード・アップに関する質問主意書

最近国鉄では、スピード・アップをやつているが、スピード・アップをやるに至つたまでの準備（車両・人員・交通量）及び対策並びにスピード・アップの目的とその結果を伺いたい。
右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出国鉄のスピード・アップに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出国鉄のスピード・アップに関する質問に対する答弁書

一　列車のスピード・アップの原因と相手国民生活の向上とサービスの改善を目的とし、国鉄の復興が相当程度なされた時期をもつて実施したものである。

二　列車のスピード・アップには特に車両、人員の準備等は必要としない。むしろ、運用面から見れば経済的になるのであつて、スピード・アップによつて得られた余裕をもつて、列車の増発等の措置を講じた。

三　スピード・アップの結果は、良好であり、一般からも喜ばれている。
右答弁する。

対日講和条約の締結国に関する質問主意書

講和論議の前提として、次の二点について政府に質問する。

一　日本が今次講和を必要とするに至つた諸原因は何だと思うか。

二　日本が講和を結ばねばならない地球上にある国々は何々であると思うか。
右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出対日講和条約の締結国に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出対日講和条約の締結国に関する質問に対する答弁書

一　質問の趣旨が不明瞭であるが、速やかに平和関係を回復することを望むのは、当然のことである。

二　日本と戦争状態にある国とは、いずれも、平和条約を締結しなければ平和関係が回復されない。
右答弁する。

キャアーリング倉庫の補助金に関する質問主意書

石川県においてキャアーリング倉庫を許可した個数及び坪数の明細を示されたい。

二　これに対して出した補助金の額並びに時期の明細、未払いの有無、等を明示されたい。
右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員梨木作次郎君提出キャアーリング倉庫の補助金に関する質問に対する答弁書

一　石川県におけるキャアーリング倉庫建設棟数及び坪数

	棟数	坪数計
五〇	四	一〇〇、〇
五七、五	六	三四五、〇
五八、〇	二	一一六、〇
六四、〇	一	六四、〇
六六、〇	五	三三〇、〇
六九、〇	一	六九、〇
六九、五	一	六九、五
合計	二〇	一、一九三、五

二　倉庫建設棟数及び坪数

	貸付金額	償還期限	利率	坪数
高松農協	金四〇、〇〇〇	元、三、三〇	年五分	五〇坪
大屋村農協	金四〇、〇〇〇	元、三、三〇	年五分	五〇
根上町中央農協	金四〇、〇〇〇	三、三、三〇	年五分	五〇
国府村農協	金四〇、〇〇〇	〃	〃	〃
七塚町農協	金四〇、〇〇〇	〃	〃	〃
諸岡村農協	金四〇、〇〇〇	〃	〃	〃
宝立町農協	金四〇、〇〇〇	〃	〃	〃
宇ノ気町農協	金四〇、〇〇〇	元、三、三〇	年五分	五〇、〇（六六、〇）二棟
北大海村農協	金四〇、〇〇〇	〃	〃	五七、五
東増穂村農協	金四〇、〇〇〇	〃	〃	五七、五
石川県販売農業協同組合連合会	金三〇、〇〇〇	〃	〃	五七、五
寺尾谷農協	金三〇、〇〇〇	〃	〃	五七、五

貸付時期　昭和二十四年度末
備考
1　施設資金は補助金ではなく融資である。
2　融資予定額は全額融資済
右答弁する。

上信鉄道敷設に関する質問主意書

群馬県渋川と長野県上田間を連結する上信鉄道の敷設は、碓氷トンネルの老朽をカバーするただ一つの方途たるは地元民の確信し、熱望するところで、識者またこれを要望することはすでに政府の知るところと思われる。右鉄道の敷設に対する計画並びに実施に関し、政府の所信を承りたい。
右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員小林運美君提出上信鉄道敷設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小林運美君提出上信鉄道敷設に関する答弁書

本路線は、御趣旨の通り、運輸経路及び資源の開発上一応考慮されるので、今後充分調査研究したい考えである。
右答弁する。

長野県北佐久郡芦田村外五箇村の用水ため池工事継続に関する質問主意書

長野県北佐久郡芦田村外五箇村の用水ため池工事は、着手前政府並びに県当局の技術的調査を経て着手し、地元村民の熱烈なる協力のもとに工事進行中のところ、本年に至り地質調査の疎漏のため漏水はなはだしく、工事中止となり、地元村民の失望はもちろん、食糧増産に支障をきたすことはなはだ大である。
政府は、事前調査の疎漏の責任を痛感して、更に厳重なる調査と計画をもつて本工事を継続する意思があるか。
右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員小林運美君提出長野県北佐久郡芦田村外五箇村の用水ため池工事継続に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小林運美君提出長野県北佐久郡芦田村外五箇村の用水ため池工事継続に関する答弁書

本件は、昭和十五年用排水幹線改良事業として補助採択し、今日まで継続施行中の長野県営事業である。
堰堤地点の地質調査は、六箇所ボーリングを行つた。その試錐延長は、各々八米ないし十一米で箇所数も不足と一部の岩塊を不透性と認め、岩盤に到達したものと誤信し、床堀工事を実施したところ計画線まで堀さくしたるも予定岩盤に到達しなかつたので、再度地質調査を行つた結果、本地点は、旧噴科山の噴火生成当時の爆発に撥出された火山岩塊等の撥出物であることが判明した。
これは火山岩塊が数米にも達する大塊をなし、集塊岩が各処に分布しているものを基盤と誤認したもので、実に遺憾なことである。従つて本事業を継続施行することは技術的にも不可能であるので、一応現行工事を中止し、各種試験を施行し、技術的検討を行つた上善処致したい。
右答弁する。

日本の再武装強要に関する質問主意書

一　ビジネス・ウイーク七月一日号の社説は「日本に対しては米国はこれを米国の永久基地とする計画を推し進めるだろう、そのかわり日本は内政処理に関しより大きな自由と日本経済に対する永久補助を受けることになろう。又マッカーサー元帥の監督下に再軍備を許される機会があることはいうまでもない。」と述べている。
右のような米国内での世論は多多あるが、米国の利益のみを考えた排外的米国人好みの暴言であつて、右のようなことを日本に押しつけられては日本の破滅だと思うが、如何。
二　又、右のようなことは日本には厄介至極なことだが、総司令部を通じて日本政府にどのような形で、その再軍備政策の実現を強要してきているか。
三　日本政府は、右のような意向を占領されているという口実のもとに日本の国政を外力によつて押しゆがめている場合、どう思い、どう処置し又将来どう処置しようと思うか。又、再武装の問題は日本人一般の投票によつてきめようと思う意思はないか。
右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出日本の再武装強要に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出日本の再武装強要に関する答弁書

一　外国で行われている様々の所説については、政府として所見を述べる筋合でない。
二　質問のような事実はない。
三　質問の前提について、所見を異にする。再武装うんぬんについては現実の問題となつていないから答えない。
右答弁する。

地方財政平衡交付金の返還に関する質問主意書

吹田市に対して今まで平衡交付金が、いか程出ているか。政府は、税制の改革によつて前記平衡交付金の半額ほどを十二月十日までに返還しろといつているそうだが、吹田市にはそのような金はない。その原因は、政府が吹田市に課した伏託事務のために使つてしまつたので、もだに使つたのではない。金策はつかず、非常に困つたことだといつて岡本老市長が嘆息吐息であり、市会がそのために紛糾しているではないか。法規適用並びにその理由がどうあろうとも、なくなつてしまつた平衡交付金を返せというが、右のような結果になつてしまつた市町村に対しては、政府はいかなる便宜的対策を講じているか。
右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出地方財政平衡交付金返還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出地方財政平衡交付金返還に関する答弁書

吹田市に対する本年度分の地方財政平衡交付金は、同市の基準財政収入額が基準財政需要額をこえるので一応交付されない見込である。同市に対しては、現在まで四月、六月及び七月の三回にわたり総額二二、五二九千円を概算交付しているが、この交付額は改正地方税法成立の遅延に伴い、地方税収入に変動状態を招来した結果、これに対する応急措置としてもつぱら歳計現金の不足を緩和する趣旨において交付されたのであつて、さきに成立した改正地方税法の実施により相当の税収入の増加が期待され、従つて、交付金の交付されないこととなつた以上当然返還を要することとなるのである。返還を要すべき額はそれぞれ要還付額の二分の一に相当する額を遅くとも十二月十五日までに、残額は交付金の

正式決定後直ちに還付すること、し、当該都道府県知事が市町村の税収状況その他具体的実情を勘案の上還付額、還付方法及びその時期を定めることとしているのである。

右答弁する。

百貨店の築じょうと中小商人に関する質問主意書

東京、大阪、京都等の百貨店は、非常ににぎわっているが、もうけのよさ、売上高の上昇は統計でも明らかである。これは、この地帯の中小商売人を圧迫していないか。政府は、右のようなことに関して配慮し、対策をたてたことがあるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出百貨店の築じようと中小商人に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出百貨店の築じようと中小商人に関する質問に対する答弁書

東京、大阪、京都等の大都市において、百貨店の売上げが増進していることは事実であるが、これによる中小商業への影響を少くするため、中小商業者自体の経営の振興を図ることが肝要であるので、政府は中小商業対策について鋭意これが振興に努力中である。

右答弁する。

第三次大戦防止に関する質問主意書

ベルリン二十六日発A・F・Pは、「ベルリン英占領地区で発行許可されている日曜発刊紙デイ・ヴェルト・アム・ゾンタークは、二十六日、ドイツの政府防衛問題に関し、次のように報道したが、この意見は米管理委員会の、有力筋からえた情報とみられる。若し西独連邦議会が欧洲防衛に対するドイツの協力に反対するならば、米国としてはドイツに対する米軍増強計画を修正せざるをえなくなるであろう。若しそういう事態になれば、米国の増強部隊は、フランス、ベルギー及びオーストリアに駐在することになるかも知れない。だが、米国がこのような態度をとるとしても、これは欧洲をソ連のなすがままに放つてしまうという意味でなく、このような情勢のもとでは、エルベ河が果して西欧にとつて適当な防衛線であるかどうか、再検討する必要のあることを意味するものである。」と報じているが、西独には米国が右のような西独人民の意向を考慮しなくてはならないような平和を望み軍備増強すなわち、戦争とそのコースに反対する好ましき気風が充満している。右のような情報を、日本政府はどのように察知しているか、西独人民は占領下とはいえ、自民族の自主性を守るき然たる態度を日本国政府はいかように思うか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出第三次大戦防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出第三次大戦防止に関する質問に対する答弁書

ベルリン二十六日発A・F・Pの報道なる事実は存しない。

米国の対独政策については、政府としては、米国政府の公表するところ以外に承知するところはない。

右答弁する。

側近親衛隊に関する質問主意書

北海道の警察予備隊には、側近親衛隊があると新聞紙は一斉に報じている。側近とはだれの側近親衛隊なのか。米国人マックアーサーか。衆議院勢力二八五名の自由党総裁吉田茂の親衛隊か。神聖でなくなつた人間天皇の親衛隊なのか。「親衛」という字句の解釈了解に苦しむので、地方に帰つた場合、日本人の右の質問に明確に答えられるよう占領下衆議院議員の心得としてはつきり知りたいと思うので、右について特に懇切ていねいなる答弁を期待する。

親衛隊でないというならば、新聞記者達が側近親衛隊だと思つてしまつたこの隊のやり方が、特に知りたいと思うので、装備、人員、任務、所在地、訓練、終了後の任地、現地の訓練科目、過程、給与等を明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出側近親衛隊に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出側近親衛隊に関する質問に対する答弁書

警察予備隊には側近親衛隊は存在しない。

右答弁する。

見返資金の貸与条件に関する質問主意書

見返資金の貸付、貸与条件とは何か。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出見返資金の貸与条件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出見返資金の貸与条件に関する質問に対する答弁書

見返資金の貸付条件の主なものは次の通りである。

一　私企業に対する貸付条件

1　利率　年七分五厘

2　償還期限及び担保　実情に応じ個々に決定する。

二　公企業に対する貸付条件

1　利率　年五分五厘

2　償還期限及び担保　実情に応じ個々に決定する。

右答弁する。

大橋法務総裁の醜聞に関する質問主意書

昭和二十一年十二月頃に、特調契約局長に伊藤という男がおつたか。前記伊藤が足利板金工業組合総務部長高橋政雄に二重焼突（ガス排気筒）二五万ファイト、時価四、〇〇〇万円を発注したことがあるか。

これは金が拂われておるにかかわらず、品物は納まつていない部分が多い。右事実を会計検査院が調査しているようだが、調査した事実はあるか。

右の事件は世に二重焼突事件といわれているが、そのことに関し現法務総裁大橋君に好ましくないうわさが飛んでいる。その一例を示せば、大橋法務総裁が建設院次長をやめ法務総裁になる前、大橋君の仲介により、足利工業に特調の請負をさせ、前渡金四、〇〇〇万円を渡した。足利工業は二、〇〇〇万円分の仕事をした後、残りの半分は物資納入を放てき解散し、この金を着服分配した。大橋君と足利工業との間にたつたのは、国警予備隊経理局長の候補にとりざたされた石破次郎であつた。（石破はこの事件のために経理局長になれなかつたというわさをされている。）二、〇〇〇万円の過拂いについては、大橋君の復興院次長時代の腹心の部下であつた横田広吉が特調の計理第二課長にいたのを利用してインチキな伝票をきらせたというのが真相らしい。元来、特調は前渡金を渡すことができないことになつているはずだが、若し渡しておれば明らかに違法行為である。この事件は現在検察庁とともに会計検査院の

不正支出調査に移されている。大橋君はもみ消しに必死になつているが、会計検査院に移された。この事件だけはもみ消しが困難な模様だとこう聞もつぱらのうわさだが、検察庁、会計検査院等は右のような調査をしているのか。しているとすれば検察庁はどこの検察庁であり、係検事はだれで、会計検査院でもだれが扱つているのか。そしてこれらの調査の進行はどの程度か。

又大橋君は前安本会計課長鎌田庄太郎の紹介で足利板金工業の高橋政雄(元通産省官吏)と結び、同統制組合の顧問になつていたといわれているが、その事実はあるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出大橋法務総裁の職閲に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出大橋法務総裁の職閲に関する質問に対する答弁書

昭和二十一年九月二十日附L・D三五号により二重煙突二五万呎の調達要求があり、同年十二月九日、戦災復興院は、商工省の生産指示に基き、足利板金工業組合(その後足利工業株式会社に改組されて現存している。)に対し金属の発注契約を行い、その後特別調達庁発足に伴い、右の契約も同庁に移管された。その後右発注品は昭和二十三年九月三十日全量が納入せられ同年十二月二十八日代金が支拂われたこととなつているが、納入にあたり現品の検収事務等に遺憾の点があつたため納品不足となり二、〇〇〇万円過拂の結果を生じている。この点については、会計検査院において調査の上、昭和二十三年度決算非違事項として第六回国会に提出せられ、更に引続き詳細に審査が行われたのであるが、特別調達庁においても自主的に各責任者の処分、過拂金の回収につき最善を盡しており、現在のところは問題はすでに一段落している。

右契約の発注、代金の支拂等に関し質問に挙げているようなわさについては、関知していない。刑事事件として検察庁において取調べを行つたことはない。

右答弁する。

預金部資金に関する質問主意書

日本国国民の零細貯蓄の結晶である予金部資金は現在どの位あるのか。この資金は日本政府の自由なる判断によつていかようにも使用できるのか。

それとも占領軍当局の御ちゆうを受けるのか、受けるとすればその理由を明示し、これら項目の拘束によつて日本政府の金融操作に與える影響はどうか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出預金部資金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出預金部資金に関する質問に対する答弁書

一　預金部資金の総額は二、三二三億余円(昭和二十五年十月末現在)で、そのうち、郵便貯金は一、四七八億余円、厚生保険預金は一六一億余円、簡易生命保険及郵便年金預金は二六〇億余円である。

二　右の資金は、法律(預金部預金法第四條)にも明らかである通り、預金部資金運用審議会に諮問した上、有利、且つ、確実な方法をもつて、国家公共の利益のために運用することになつている。

三　預金部資金の運用は、昭和二十一年以来占領軍当局の覚書によつて、原則として国債又は地方債に限定せられていたが、今回新たに金融債にも運用し得るよう運用対象が拡大されることとなつたので、これによつて日本経済の復興と発展がかなり促進せられることが期待せられている。

右答弁する。

廣川農相の朗報に関する質問主意書

廣川農林大臣は、一石増配、興農国会、公共事業費の増額、あるいは、雑穀統制の撤廃等を言明し、はなはだしきに至つては、朝鮮の動乱を忘れたがごとき世捨人にも等しい主食統制撤廃をうんぬんし、農村を混乱させている。世間ではこれらを廣川朗報といつているが、朗報の根源はすべてうそから出発しているのであつて、うそこそ自由党廣川農政の基本方針である。一つとしてまじめに論議研究され、政策実現のために善処された根跡はない。よつて次のことを伺いたい。

一　廣川朗報なるものを必要とする農村現象、農林行政の根拠はどこにあるのか。

二　司令部のドッジ、ラインによる締めつけ政治経済にあえぐ廣川農林大臣は、日本の大いなる不平屓を代表し、現政治に対するアドバルン的政策を掲げて、内外人にデモンストレーションをやつているのか。

三　農林大臣の叫びが、右のように真しなものであるならば、日本国民の意向を代表して、単に朗報に止まらず、実現できるような政策を関係当局、総司令部、その他に折衝これ努めてはどうか。

四　朗報のような趣旨の政策は、日本政府のみの決定でできると思うか、日本を占領する連中の承認を必要とすると思うか。

五　若しそう思うのであるならば朗報発表の前からそう思つてやつたか、発表後にそう感じたか。若しそう感じたならば、占領当時者たちといかように折衝したか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出廣川農相の朗報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出廣川農相の朗報に関する質問に対する答弁書

一　政策の最終的決定の前に、探らんとする政策の方向なり、意図なりを発表することのあるのは、民主政治における普通のことである。

二　現在の諸情勢に即応して適切強力な農林政策の推進につとめていることは申すまでもないが、その結果については、やがて国会に提出される二十六年度予算について見られたい。

三　今後とも農林政策の実現につとめてゆく道程において、適当と考える場合には、事前に政策の意図を発表して、世間の反響をみることはあるつもりである。

右答弁する。

タス通信引用に関する質問主意書

タス通信は、A・P、U・Pと同じように新聞記事であると思うが如何。

日本ではタス通信を引用して政令三一一号違反に問われている人が多いが、右はタス通信そのものを弾圧する意味か。引用した結果日本国民が米ソ両陣営の二つの異つた見解に接し、自己の自由なる判断で正確なる行動の指針を決定するのを防ぐ意味か。

タス通信、U・P、A・P記事を引用して今日までに政令違反に問われた件数は各どの位で、結果はどうなつているか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出タス通信引用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出タス通信引用に関する質問に対する答弁書

タス通信も、ニュース報道の一種であり、これらの通信を何らの主観的意図なく、単純に引用することは、もちろん妨げない。

しかし、これをある一方的な立場から宣伝目的のために主観的に利用する場合は、内容によつては、昭和二十五年政令第三百二十五号占領目的に有害な行為として取締の対象となる。

この種事件で起訴したものも数件ある。

右答弁する。

主食増配に関する質問主意書

廣川農相の一勾増配なるものの根拠はどこにあるのか。現在の配給量では足りない。どうしても増配しなければならない。せめて一勾でもという必要からか。それとも現在の配給量では政府手持米が余るため、一勾位増配してしまえという意味か。それとも自由党の党勢拡張のための人気取りか。あるいは単なる思いつきか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出主食増配に関する質問に対する答弁書

主要食糧の一勾増配については、国民の食生活の充実を期する上に適切な施策であると考えられるのでき得ればこれを実施したいと考えて研究を進めて来たのであるが、その後昭和二十五年産米の作柄が頭初予期した数量を相当下廻る結果となり又食糧輸入量についても最近の見透しによれば、頭初計画数量の確保には特段の努力を必要とする実情にあるので目下の処、近く一勾増配を実施する考はない。

右答弁する。

配給辞退主食の処理に関する質問主意書

配給食糧の品質の不良による配給辞退のあることは政府も認めているようだが、どのような品質のものがどの位辞退され、辞退されたそれらのものはいつ頃どう処分したか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出配給辞退主食の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出配給辞退主食の処理に関する質問に対する答弁書

配給辞表された食糧については、食糧配給公団において原則として再度綜合配給用に充当し、その数量だけ食糧事務所より公団に対する爾後の売却数量を差引くよう指示している。但し、配給辞退された結果品質の低下等により綜合配給不適となつた食糧については、本年三月より都道府県知事の指示により、公団をして給食用、工業用、飼料用等綜合配給以外の用途に処分せしめる道を開いている。

右答弁する。

やみ食糧根絶に関する質問主意書

日本の農村には、やみ食糧というものはどの位あると思うか。又、どのようなものがどの位の値段で取引されているか。やみ食糧のある原因並びにやみ食糧をなくするにはどうしたらよいと思うか。やみ食糧に対する政府の見解、希望、対策等を明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出やみ食糧根絶に関する質問に対する答弁書

農村におけるやみ食糧については、その性質上その数量の把握が困難である。又価格は地域によつて異るが、十一月十五日現在の食糧庁の調査によれば、農村のやみ食糧の価格は、米一升当り最高一三八円、最低五九円、小麦一升当り最高八五円、最低四〇円、大麦一升当り最高七五円、最低二六円となつている。

やみ食糧の発生の原因は、いろいろあるが、その主なものとしては、一　食糧の生産高の正確なはあくが困難であること、二　末端供出割当がいかんながら必ずしも適正に行われていないこと、三　農家経済の窮迫に伴う農家の保有食糧の販売等が考えられる。

やみ食糧については、極力その絶滅を図ることが、流通秩序を確立し、統制経済の本来の目的を達する上に必要であると考え供出割当の適正化、生産数量の正確なはあく等やみ食糧の発生の防止に必要な行政的措置を講ずると共に取締当局とも連絡して不正行為発生の場合の取締についても適切な措置を講ずるよう努めている。

右答弁する。

生活保護と就労手帳の交付に関する質問主意書

武蔵塚一五四八番地に住む椙振東君は、昭和二十四年九月以来失職し、病気の家族をかかえて困窮したので生活保護法による扶助三、四四〇円を受けていた。しかし、これだけでは食えないので、昭和二十五年七月東京都三鷹公共職業安定所に対し、働かせてほしいと就労手帳の交付を要求した。しかるに同所では「審査をするから待て。」というので毎日通い、二十日も待たされたあげく、「調査したところ生活保護を受けているからまずい。生活保護を打ち切つたらやる。」と言明した。そこで同君は同年九月扶助打切りの手続をしたが、同所は就労手帳の交付をしぶり、こんどは「労働運動をする危険があるから、運動をしないという一札を入れるなら交付する。」と放言した。そこで政府に次のことを聞きたい。

一　生活扶助を受けるほど困つている者が働くため就労手帳の交付を求めているのに対し、まだ職を与えない前にあらかじめ生活扶助の打切りを求め、しかも二十日余も就労手帳を交付しないようでは、これら生活困窮者はその間どうして食つていくか。これははなはだ不都合なやり方であると思うが、政府は就労手帳交付につき、以上のような指示をしているのかどうか、その方針を明らかにされたい。

二　就労手帳の交付にあたり「労働運動をしない」という一札を入れ

させたり、学歴によつて交付を拒むことは、人権をじゅうりんする不当な取扱いであると思うが、政府の方針如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員梨木作次郎君提出生活保護と就労手帳の交付に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員梨木作次郎君提出生活保護と就労手帳の交付に関する質問に対する答弁書

一　生活保護法による被保護者については、一時は、失業対策事業への就労要件を欠くものとして取扱つたことがあつたが、現在は、この点についてなんらの條件を設けず、生活保護法の適用を受けている者も労働の能力を備えておれば、失業対策事業に就労せしめることとし、両相まつて日雇労働者の保護の厚きを期することとしている。

なお、公共職業安定所に対する求職者を、失業対策事業に就労せしめる場合には、一定の資格要件を具備することを要するので、これが審査のため、求職申込の受理後失業対策事業への就労までの間、ある程度の時日を要することは止むをえない。

二　失業対策事業に就労せしめるに当つて、「労働運動をしない」という一札を入れさせたり、学歴によつて差別待遇をすることはない。

又、東京都よりの報告によれば、かかる取扱をした事実は存しない。

右答弁する。

警察官の結婚に関する質問主意書

警察官が結婚するにあたり、「婆妻願」を出して上司の許可を受けねばならぬといわれている。

若しこれが政府の方針として指示されているものならば、政府みずから憲法の明記する基本的人権の保障をじゅうりんするものと思うが、その見解如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員梨木作次郎君提出警察官の結婚に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員梨木作次郎君提出警察官の結婚に関する質問に対する答弁書

警察官が結婚するにあたり、「婆妻願」を提出して上司の許可を受けなければならないというようなことは、政府の方針でもなく、かかることを指示していない。

右答弁する。

産業開発青年隊に関する質問主意書

一　農村の二、三男対策の一方策として、日本青年館、全国指導農業協同組合連合会、日本開拓協会等の民間団体により結成された農村二、三男対策中央協議会が農村二、三男対策促進趣意書及び同実施要綱を作成し、国土の開発、土地資源の高度利用等による農村二、三男の自立自営の方策の樹立実行を、農村の青年の自発的な意思に基き地方農村に自主的に行わせるよう仕向けようとしており、これに対する援助指導方について農林省に申出があつたので、現下の農村の実情にかんがみ適切なるものと思われるから、都道府県に対してその旨連絡した。

二　農村の二、三男対策協議会中央協議会が、最近産業開発青年隊創設要綱を発表しているが、これに農林省、文部省、建設省及び厚生省が参画していると伝えられているが、その関係を明確にしてもらいたい。

三　産業開発青年隊の性格は「養勇軍的」性格を持つといわれているが、その性格を明確にされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員深澤義守君提出産業開発青年隊に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員深澤義守君提出産業開発青年隊に関する質問に対する答弁書

一　農村の二、三男の対策の一方策として、日本青年館、全国指導農業協同組合連合会、日本開拓協会等の民間団体により結成された農村二、三男対策中央協議会が農村二、三男対策促進趣意書及び同実施要綱を作成し、国土の開発、土地資源の高度利用等による農村二、三男の自立自営の方策の樹立実行を、農村の青年の自発的な意思に基き地方農村に自主的に行わせるよう仕向けようとしており、これに対する援助指導方について農林省に申出があつたので、現下の農村の実情にかんがみ適切なるものと思われるから、都道府県に対してその旨連絡した。

二　三　産業開発青年隊については、政府は関知しない。

右答弁する。

印章法案に関する質問主意書

最近印章法案が国会に提出されると伝えられているが、政府はそのことに関してどう考えているか。

一　印章法案は印章関係業者に対して非常に不利益の結果となるため、反対運動が起つているが、政府の準備しているものはいかなる程度の内容か。

二　諸外国に印章法に類するものがあれば明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員深澤義守君提出印章法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員深澤義守君提出印章法案に関する質問に対する答弁書

政府は、目下のところ、お尋ねのような法案を国会に提出する意思もなければ、その準備をしているようなこともない。従つて、特にお尋ねのような外国の立法例を調査したこともない。

右答弁する。

ヒロポン等の製造並びに中毒患者に関する質問主意書

最近ヒロポン等覚せい興奮剤の中毒患者が急激に増加し、各種の犯罪を犯し、国民の身心を破壊に導いているが、政府は、これら患者をいくらと推定しているか。

ヒロポン等覚せい剤の製造は、どこの工場で、どれだけ製造を許可し、これをいかなる方法で販売せしめているか。又、いわゆるやみルートとなるものについていかなる対策をとつているか。

製造を全面的に禁止することの可否についての所見如何。

製造を全面的に禁止した場合、製薬工場のこうむる打撃の程度如何。

中毒患者の職業別分布状況如何。わからないとすれば、わかるためにどれだけの努力をしているか。

その他かかる中毒患者の発生を防止し、国民の肉体と精神を守るために、政府の現にとつている施策を明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員池田峯雄君提出ヒロポン等の製造並びに中毒患者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員池田峯雄君提出ヒロポン等の製造並びに中毒患者に関する質問主意書

ヒロポン等覚せい興奮剤のいわゆる中毒患者は、犯罪又は青少年の補導等によつて発見せられるものであつて、単なる中毒患者として仕発見できないものである。従つて現在のところ中毒患者数を推定する資料はない。

ヒロポン等覚せい剤の製造につい

ては、その生産割当は会社別に行つているが、この生産割当の違反は、現在薬事法その他の法規によつて直接に取締ることができないが、不実の報告等については処分することができ、本年七月以降の生産割当及び生産量については別表を参照されたい。覚せい剤の販売方法としては薬事法上劇薬に指定されており、更に同法四十一條第七項の医薬品に指定してあるので、医師の指示又は処方せんによつてのみこれを販売しうることになつている。又、いわゆるやみルートなるものについては、検察当局とも密接な連絡をして無登録薬業者として処罰している。

これらの覚せい剤を全面的に製造禁止することについては、医療上必要の点も考えなければならないが、弊害の大なるにかんがみ世論の帰するところであれば、製造禁止もまたやむをえないことと思うが、ただ現行薬事法によつては製造禁止の強制規定がない。

もし製造を全面的に禁止した場合に、これらの製造業者の受ける経済的打撃については、覚せい剤の生産金額が同社における医薬品生産額の約六〇%を占めているのが、その最高の例であり、中にはかなりの程度の打撃を受けるところもあるかとも考えられます。

中毒患者の職業別分布状況については、壮年層はよく判明しないが、青少年につきましては、各種の調査報告等を総合した結果によると、大体において無職(これは不良青少年に当ると考えられる。)が一番多く、それに次いで東京都では、有職者(これは露店商、飲食店従業員、ダンサー、特殊喫茶店従業員等を含む。)職工、学生の順になつており、大阪市では工員、日雇労務者、学生の順になつている。しかしこれはいずれも裏面に表われたものであつて、覚せい剤のいわゆる中毒患者は、潜在的なものであるため、はつきりつかめないのであるが、検察当局とも連絡の上調査を続行している。

政府はこのような中毒患者の発生を防止するため、現行法上できうる限りの措置をとるとともに、本年十二月一日各製造業者にヒロポン等の覚せい興奮剤の生産中止の厳重な勧告を発している次第である。

右答弁する。

麦の供出に関する質問主意書

本年産麦の供出完了農家に対して種子用麦、五等麦類等を配給し、事後調整を行つているが、いかなる理由があるにせよ、供出させておいて、又配給しなくてはならない農家供出では、意義がないと思うが、今後かような農家に対しては供出させないようにする意思はないか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出麦の供出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員横田甚太郎君提出麦の供出に関する質問に対する答弁書

推定実収高が予想収穫高とはなはだしく違う場合等において一部の農家が供出完了後配給を受けるという好ましからざる事例の発生をみることもあるが、この点についてはその絶無を期するよう今後とも一層努力してゆきたいと考える。

右答弁する。

失業対策に関する質問主意書

政府は、職業安定所で働かせろと騒ぐと、この騒ぎを赤だといい、一部小数分子とかにせん動されるといつているが、このような條件はどこにあると思うか。このような騒ぎをなくする対策はどうたてているか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出失業対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員横田甚太郎君提出失業対策に関する質問に対する答弁書

一　現在行われているいわゆる「職よこせデモ」は、単なる職業のあつ旋機関で、大部分の要求項目につき権限を有しない公共職業安定所に集中されていること、又、都道府県よりの報告によれば、「職よこせデモ」の大半が共産党員の指導によるもの、となつていること、及びその主要要求事項に就職とは直接の関係がなく極度に政治的目的を有する事項を掲げていることが多いこと等によつて特定の政治目的を有する行動であると思料される。

二　「職よこせデモ」は、現在の失業情勢にその原因を有することは明らかであるので、これが対策としては、わが国経済の振興により失業の根本的解決を図る他、特に公共職業安定所に求職する日雇労働者について、就労機会の増加を図るため、できるだけ失業対策事業の拡大に努めるとともに、併せて日雇失業保険制度の運用の円滑を期することによつて、その保護救済の厚きを図ることとしたい。

右答弁する。

連合国軍用住宅建設と日本経済安定とに関する質問主意書

経済再建安定費のうち約六十一億の金を出して連合国軍用住宅を造つているが、連合国軍用住宅がどうして日本の経済再建、安定になるのか。又、現在どの位建てられているのか。

連合国軍用住宅を今後どの位建てると日本の経済が再建され、安定されると思うのか。

日本政府は、日本人用住宅と外国人用住宅のどちらを早く建てることにおいて日本経済が再建され、安定されると思うか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出連合国軍用住宅建設と日本経済安定とに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員横田甚太郎君提出連合国軍用住宅建設と日本経済安定とに関する質問に対する答弁書

連合国軍人等の住宅の建設については、昭和二十五年一月二十七日付総司令部の覚書に基き、連合国軍人等住宅会社を設立し、見返資金からその所要資金を貸付けることになつたのであるが、これにより国民の租税負担によることなく、又国民に住宅を提供せしめることなく、連合国軍人等の住宅需要を満すことができることとなつた。この意味において、この措置は、経済再建及び安定に資するものである。

現在建設中の連合国軍人等住宅は、二、〇〇〇戸である。

連合国軍人等住宅を更にどの位建設する必要があるかは不明である。日本人の住宅については、昭和二十五年度に住宅金融公庫を設立し、一般会計から五〇億円を出資するとともに見返資金から一〇〇億円の資金を交付し、その建設に資することとしている。

右答弁する。

食糧管理特別会計に関する質問主意書

食糧管理特別会計は、非常な大もうけで、大黒字になつているのではないか。どの位のもうけになつているのか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日
内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出食糧管理特別会計に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出食糧管理特別会計に関する質問に対する答弁書

昭和二十四年度決算において、食糧管理特別会計の損益計算面の利益は四四二億円余となる見込である。従つてこれから前年度よりの繰越損失六〇億円余を差引いた三八二億円余が、昭和二十五年度への繰越利益として予定されている。

右の四四二億円余の利益が昭和二十四年度において発生した理由は、概ね次の通りである。

すなわち同年度末における手持食糧の価格は、四八六億円余であつて、前年度末の九〇〇億円余に比し五八六億円余の増加（益）となつている。この五八六億円余の増加の中一四四億円余は手持現金等の減少（二一億円余及び支出未済額の増加（一二三億円余）等であつて、差引四四二億円余が利益として計上されるわけである。この四四二億円余の利益の中二一〇億円余は価格改訂による差益すなわち評価益であつて、残り二三二億円余は同年度内の食糧特別会計における現金収入の不足を補てんするための一般会計からの繰入金一七〇億九千万円余及び前年度食糧配給公団に交付した公団変付金に対する公団からの納付金六一億三千万円余である。

右答弁する。

阪神地方の高潮対策に関する質問主意書

阪神地方の高潮対策費として補正予算に十二億が計上されているが、地元では、どの位の金を要求してきておつたのか。十二億に削つた理由、工事の内容、今後の災害に対する見通し等、専門的に答弁された い。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日
内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出阪神地方の高潮対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出阪神地方の高潮対策に関する質問に対する答弁書

一　阪神地区の高潮対策費として地元から要求のあつた金額は約一三四億円（但し、若干重複分を含む。）である。

二　十二億円に削つた理由は、昭和二十五年度内における工事能力を推定し、且つ地元上の事情により大阪尼崎等として八億円、その他の地区分として四億円を計上したためである。

三　工事の内容としては、大阪においては河川、海岸沿い延長約百十三粁にわたる高さ四米ないし六、五米の防潮堤と排水施設及び橋梁の嵩上工事並びに沈下地帯における地盤嵩上工事、兵庫県においては尼崎、その他において同様の防潮堤及び排水施設、その他の地区においては右に準ずる工事である。

四　今後の災害に対しては、昭和九年の室戸颱風は今回のジェーン颱風より潮位も高く、風速も強かつたが、今般の防潮計画は室戸颱風と同程度のものに対しても安全を見込んであるので、今後再度災害を被ることはないと考える。

右答弁する。

警察予備隊員の給与に関する質問主意書

警察予備隊員の給与支拂は、昭和二十五年十一月二十九日現在までにどのようになつているか。又、警察予備隊員はそれぞれどの様な要求と願望を持つているか。

なお、予備隊入隊後の身体検査において、結核病患者が発見されたことはないか。その人数並びにその処置はどうしたか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日
内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊の給与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊の給与に関する質問に対する答弁書

一　警察予備隊における給与について

警察予備隊員に対する給与については、昭和二十五年十一月十五日政令第三百三十三号「警察予備隊令施行令の一部を改正する政令」が公布され、これによつて定められた俸給、諸手当表に基いて給与支給をすることになつたので規定通り支拂を終つた。

二　予備隊における結核患者の対策について

最近結核性疾患について精密な検査を実施した結果、十二月一日現在で百七十七名の結核患者を発見したので、その療養方について万全の措置を講じている。

右答弁する。

税法の適用に関する質問主意書

電気事業再編成審議会委員長であつた松永安右エ門氏の事務所に、九配電会社が三八〇万円の寄附をしているが、寄附した者、寄附を受けた者、この両者には税法上の違法はなかつたか。今日この事実が明らかになり、国税庁はどう思い、どうしようとするか。又、この金で給料、謝礼、手当等の名目で金銭の受渡しをした者たちにも税法上の義務はないか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日
内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出税法の適用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出税法の適用に関する質問に対する答弁書

国税庁は、各国税局に対し、配電会社のみならず、調査未済のものについては極力早期に調査するよう指示しているが、配電各社は、いずれもばう大な設備を有し、企業の規模も極めて大であり、且つ、適正なる課税を期するためには、その調査を徹底させなければならないので、調査には多くの日子を要する実情である。そのために、全国の九配電会社に対する法人税法上の調査は遅延ながらいずれも未処理の状態である。

従つて、御質問の事項については、今後の調査によらなければ明らかでないが、速やかに調査し、適正に処理する方針である。

また、給料、謝礼、手当等が支給されていれば、その実情に照らして、それぞれ納税義務があることは勿論である。

右答弁する。

横浜地方検察庁の不正事件に関する質問主意書

横浜地方検察庁の会計係が、公金約二百万円を浮貸ししたという事実がこう間伝えられているが、同地検は、以前にも不正腐敗の事実が摘発され、厳重な査正をしたはずであるのに、再びかかる事実が起つた。そこで次の事実につき政府の明確なる答弁を要求する。

一　不正事実の詳細、特に金額、関係者の氏名

二　同事件の発生原因並びに責任の所在とその糾明に関する政府の方針

右質問する。

昭和二十五年十二月八日
内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員梨木作次郎君提出横浜地

方検察庁の不正事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員梨木作次郎君提出横浜地方検察庁の不正事件に関する質問に対する答弁書

横浜地方検察庁において、同庁検察事務官肥田喜が罰金として徴収した収入印紙を他に貸付けた被疑事件について目下捜査を進めており、近くその詳細が判明すると思う。この種の事件に対しては厳重な方針で臨むことはもちろんであり、鋭意綱紀の粛正を図つている。

右答弁する。

不当差押に関する質問主意書

一　十月十二日の東京都豊島税務署の署員は、池袋西口マーケット内の小野沢氏（青果商）方に現われ、同氏の抗議を無視して、税務署から用意してきた、大観紙四枚に「本日に限り五割引」と大書して、署員自ら時価約三万五千円の商品を八、三〇〇円で売りさばき、滞納分の一部として持ち去つた。小野沢氏妻女はこれがため発狂し民生委員によつて入院し、店は廃業同様となつた。そこで次のことについて政府の所信を質したい。

1　これは国税徴収法に違反する職権濫用であり白昼強盗であると考えるがどうか。

2　この事件は、本員自身、高橋国税庁長官に抗議してあるがいかなる処置をとつたか。

3　当時すでに同様のケースが同じ豊島税務署内に八件も起つている。

二　十月十三日東京都四谷税務署の山本某なるものが、新宿区山吹町の竹内氏（表具店）方に現われ、二十四年度所得税の滞納分を取りたてるため、店のガラス戸四枚をはがして持ち去ろうとした。竹内氏妻女が執拗的に抗議したところ山本はいきなり彼女の右の眼をなぐりつけ、全治一週間以上の傷害を與えた。これは、国税徴収法、国家公務員法に違反し、明らかに暴行傷害、職権濫用罪を構成すると思うが如何。

これに対して政府はいかなる善後処置を講じたか、責任者はどう処分したか。損害賠償をしたかどうか。

三　中野区本町通り四ノ一三棚部千代松氏（漬物委託加工業）は、二十四年度所得税のうち残金二万三千円があつたが、八月末中野税務署関根事務官外一名がトラックに乗つて店頭に現われ、証票もみせずにいきなり冷凍庫内の魚を引き出そうとした。

棚部氏が「金をととのえるからまつてくれ。」というと、関根事務官は「十分待つてやる」と答え棚部氏が外に出て金策に当つている最中にもかかわらず、棚部氏の自転車の鍵札をはずし、トラックに積んだ。これを見て駆けつけた近所の者が抗議したので、やつと自転車をおろし立ち去つた。

この関根事務官の行為は明らかに国税徴収法第十一條及び第十七條に違反していると思うが如何。

当局は、関根事務官に対していかなる処分を行つたか。又、棚部氏に対して損害賠償を行つたかどうか。若し、しない場合はなぜしないか、する意思があつてしない場合はいつまでにやるつもりか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鈴木喜三郎殿

衆議院議員風早八十二君提出不当差押に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出不当差押に関する質問に対する答弁書

一　執行官吏は、商品（青果物）の差押をなし即日公売するか、又は、滞納者が自発的に商品を廉売してその売上金を納税するかどちらかを選ぶよう本人の選択に任せたところ、問屋あるいは近隣に対する信用問題もあるから後者を選ぶ旨申し出たので、その売りさばいて得た代金を滞納税金に充てたのであつて職権濫用ではない。なお、本人の妻発狂入院の事実はなく、又、店は処分後三日にして開業している。

二　店のガラス戸四枚を取りはずした事実はない。又「いきなり彼女の右の眼をなぐりつけ」とあるのは、火ばちを差押の際、火ばちの灰につき交渉中いざこざを生じ、誤つて接触した程度で傷害を與えた事実はない。従つて、国税徴収法、国家公務員法違反の事実なく、又、暴行傷害職権濫用罪を構成しない。

三　国税徴収法第十一條は訓示的規定（昭和七、一〇、一五行、判）であつて、証票を提示しないでなした滞納処分も無効ではない。まして、この場合は滞納者に保管させていた差押財産の引揚げのみにおもむいたのであつて、差押におもむいたのではないから十一條違反ではない。更に、第十七條違反ではないかという点であるが、第十七條は他に督促手数料、滞納処分費及び税金を償うに足るべき物件を提供するときは差押をしない意味の條件附差押禁止の規定であるので、本件は同條に違反するものではない。

右答弁する。

市町村民税徴収に関する質問主意書

一　東京都では、市町村民税の減免申請に対して、何ら理由を附さずに却下し、一方的に分割納税のみを通知してきたが、これは地方税法に違反していないか。又、再度減免申請は提出できるか如何。

二　新潟県新津町では、所得のない、いわゆる家族専従者に均等割を課税しているが、これは地方税法第三百十四條に違反すると思うが如何。

これらのことは全国の市町村に起つており、そのため農商工業者にはばく大な負担となつているが、政府はいかなる対策を講じているのか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鈴木喜三郎殿

衆議院議員風早八十二君提出市町村民税徴収に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出市町村民税徴収に関する質問に対する答弁書

一　市町村民税の減免申請に対して、理由を附さずに却下し、別に、納税者の負担を考慮して分割納税の方法を認めることは、法律上違法ではないが、なるべく理由を附して本人に示すことが望ましいと考える。

又、減免の申請理由が異ならない限り再度申請書を提出することは、無意味であるが、提出しても別にさしつかえはないものと考える。

二　市町村内に住所を有し、前年に所得のあつた成年者は、一般に市町村民税の納税義務者である。併つて、家族専従者であつても前年に所得があつた場合には、租税負担の公平という見地から、当然、納税義務を負うものである。この場合、所得とは実質上の所得を意味し、たとえ、共同収入として世帯主等の名義になつているときも、その現実をはあくして課税すべきである。そこで「家族から所得を受けている者で所得税法人では、所得のないものとみなされているものについても、均等割はその者の生活の実態をは握し、他の納税義務者との均衡を考慮して課税すべきものである。旨、指導するとともに、機会あるごとに、課

税の適正を期するよう指導している。

右答弁する。

医療費の政府支拂に関する質問主意書

東京都中野区における城西診療所では、九月分四十五名、金額一万六千百五十八円の医療費を民生事務所に請求したところ、民生事務所では「治療が多すぎる。」という理由で支拂を拒否している。結核患者に対しストレプト・マイシンはおろか、ヴイタミン一本注射することも濫療といつている。医療は病気を治すための医者ではないのか。このような事実が多いため、一般の開業医はほとんど医療券による患者を拒否するか、又は当然その病気の治療に有効且つ必要な薬を用いることをしない者もいる。以上の事実は国民の健康を保持するためにある健康保険法を踏みにじつているものである。

濫療を口実にする医療費の政府支拂拒否若しくは支拂遅延に対する政府の方針を明確にされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出医療費の政府支拂に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出医療費の政府支拂に関する質問に対する答弁書

本件については、生活保護法の医療扶助の個々の医療内容に関する問題であるが、この質問のごときはなはだしく不適当な取り扱いの事例はあり得ないものと考えられるが、当局においても目下その事実を調査している。もしもかかる事実があるとすれば、具体的な事由を明かにして質問されたい。

右答弁する。

電力再編成に関する質問主意書

一　政府は、国土の土地、資源、産業等の総合開発を主張しているが、こんどのポ政令による潮流式電力分断によれば、かかる施策は不可能になると思うが、これに対する政府の見解並びに対策を伺いたい。

二　分断によつて電気條件の有利な地帯、特に大都市に産業、人口の集中が激化され、一方電気條件の不利な地方は永久に未開発のまま取り残されると思うが、これに対する政府の見解並びに対策如何。

三　河川流域を中心とした電力、こう水調節、かんがい用水等の河水に関する一貫せる未開発地域の総合開発は、著しい悪條件を生ずる（特にかんがい用水の確保について）と思うが、これに対する政府の見解並びに対策如何。

四　分断により、発電地帯は全く資源をさく取されるだけの結果となる（特に河川の維持、災害復旧費の負担）。政府は水利使用料金について特に対策を有するか。

五　現に一会社が一水系の発電ダムの大部分を支配している場合、新たに地方公共団体あるいは他会社等でその水系にダム建設をしたとき、その水系の管理、施設の点で著しい対立が生ずる。これに対する政府の見解並びに対策如何。

又この場合、他による新たな電力開発に非常に制限され、結局分断によつて電力開発は著しく遅れると思うが、これに対する政府の見解並びに対策如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員池田峯雄君提出電力再編成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員池田峯雄君提出電力再編成に関する質問に対する答弁書

一　電気事業の再編成による各地区新電力会社への電源の帰属は、電力需給の現状を考慮して、潮流主義が採られたものであるが、これは既設発電所についてのみ行われたものであつて、今後の新規電源の開発については、各地区新電力会社に独占せしめず、広く一般にこれを開放するものである。

必要ある場合は、電源開発の実施方式について、公益事業委員会において調整を行うから、電源開発の企業主体のいかんにかかわらず、国土総合開発と電源開発とは矛盾を生ずることなく、従つて、この点について支障を生ずることはないと考える。

二　電力の再編成は、電源地帯の特殊性を発揮せしめるのがその目的の一つであつて、日発の分断によつて電気條件の有利な地帯と不利な地帯を生ずるのは当然である。現在、東北、信越、北陸のごとき電源地帯が他地帯と均等に電力の配分を受けているため、これら電源地帯の産業は比較的遅れているが、電力再編成によつてこれら後進地帯の産業の振興が促進せられて産業、人口の吸收を行うことになるのであるから、全国的には産業人口の疎散となるものである。

三　電源の総合開発は、治山、治水、かんがい等に密接なる関係があるが、電源の総合開発は、これらの諸條件の調整によつて総合的見地から最も合理的なしめんとするものであるから、電力以外の治山、治水等に好結果こそ與えても悪影響を及ぼすことはないと考える。

四　潮流主義による電力再編成については、電源が他地帯の電力会社に帰属せしめらるる場合もあり、発電地帯は一見いわゆる「さく取」せられるように見えるが、水利使用料等の点について調整を加えうるから実際上は何ら支障はないと考える。

五　今後の電源開発は、地方公共団体あるいは工場、鉱山たるとは問わず、これが一般に開放せらるるものであつて、現に一会社が一水系の発電ダムの大部分を支配している場合でも、残余の地点の開発を他の企業者に許可しうるものであつて、これにより水系の管理、施設の点で既設電力会社と新規開発者と対立矛盾を生ずる場合には、公益事業委員会において調整を加えうるから、このため電源開発が著しく遅れる懸念はないと考える。

右答弁する。

町村農地委員会の不法不正に関する質問主意書

さきに政府は、茨城県農地委員会に対し、解散の処置をとり、農地改革の精神に反する農地委員会のありかたと、その行為に断を下したことには敬意を表するものである。事実、農地委員会には、町村のそれと県のそれとを問わず、多くの不法と不正の行為が見うけられている。その事情は、政府がさらに調査を行い、必要な処置と指導をすることを必要としていると考えられる。

一例をあげると茨城県鹿島郡大同村農地委員会は、昭和二十年十一月二十三日以後において、それまで全く耕作していなかつた同村の医者田澤新平が、自己の所有地水田七反歩を耕作者より取り上げるのに介在し、しかも耕作権移転後には、他の農民を使つて請負耕作をしているのを承認している。これに類する行為が他にも多くある。又、交付金についても疑惑がもたれている。

一　茨城県達第五二三号知事より大同村長あて二十四年度町村農地委員会嘱託登記費として二十四年十月五日附で三、〇六〇円交付

二　嘱託登記費として地方事務所長より農地委員長あて二十五年一月十五日附で九、八七七円交付

三　専任書記その他係員超過勤務手当として二十五年二月二十二日附で四、〇八〇円交付

四　同じく二十五年三月二十四日附で二、六〇〇円交付

五　同じく二十五年四月十四日附で五〇〇円交付

右の交付金については　大同村二十四年度予算決算は二十五年十月十四日ですんでいるが、決算報告のなかには含まれておらず、決算面から除外されているし、書記たちも支給されていないという。

この大同村農地委員会に対する政府の調査の結果の詳細と、それに基いての処置、さらに町村農地委員会の不法や不正をいかに処置し、指導せんとするかを明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員竹村奈良一君提出町村農地委員会の不法、不正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹村奈良一君提出町村農地委員会の不法、不正に関する質問に対する答弁書

一　政府は、町村農地委員会に対しては、各都道府県とともに不法、不正行為のないよう厳重なる指導監督をしており、もし、不法、不正行為が認められる場合においては、その取消、変更等必要なる指導勧告を行い、公正な農地委員会の運営を図りたい。なお、必要なる指導勧告を行つても公正なる農地委員会の運営を行わないような農地委員会については、上級庁による権限代行、農地委員会の解散命令等の措置もとるつもりである。

二　茨城県鹿島郡大同村農地委員会については、時間的に調査ができなかつたが、調査の上不法、不正があれば右方針で措置致したい。

右答弁する。

供米代金の支拂に関する質問に対する内閣の答弁書の権威に関する質問主意書

第七回国会の会期中に、私は茨城県鉾田町農業協同組合について質問書を出し、吉田総理大臣の名による答弁を受けている。その質問は「鉾田町農業協同組合長に不正があり、そのために農民は供出代金の貯金拂戻しができず、それが供米の促進を阻害する事情になつており、さらに農業計画割当に基く肥料の配給を農民が取れず、重大問題となつているが、うんぬん」という趣旨のものであつた。ところが、それに対する政府答弁は「調査したところ、鉾田町農業協同組合には不正はない。多少不健全かと思われる運営も一部に見られたが、全体としては健全で貯金拂戻に支障はない。一時あつたとりつけ騒ぎは一部せん動者によつておこつた混乱事態で、根拠のないことであつた。」旨を述べていた。

しかし、その後事実は判明し、政府答弁とは全く逆で、不正事件があり、そのため農民の貯金百万円以上がこげつき状態にあることが明らかになり、現在未だ解決をみずに重大問題化している。一体政府は、何故に左様な、誤りもはなはだしい答弁をなしたのであるか。政府の威信を傷つけること大なるものがあると思う。これは、どういう調査方法をとられたのであるか。政府答弁を作成する際に、今後一段の慎重さをもつてその権威を守り、信用できる回答をしてほしいと思うが、政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する質問に対する内閣の答弁書の権威に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山口武秀君提出供米代金の支拂に関する質問に対する内閣の答弁書の権威に関する質問に対する答弁書

茨城県鉾田町農業協同組合に係る供米代金の支拂に関しては、再三回答した通り支障が認められない。

なお、組合の経営上の欠陥については、政府においても農業協同組合経営対策協議会を通じ、逐々対策を講ずる様に努力中である。

右答弁する。

輸入麦から生産されたふすまに関する質問主意書

戦後輸入された麦から生産されたふすまはどの位の量で、その金額並びに処置如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出輸入麦から生産されたふすまに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出輸入麦から生産されたふすまに関する質問に対する答弁書

一　戦後輸入された麦から生産されたふすまの数量は、昭和二十一年三月より二十五年十月までの間に四九八、六二八トンであり、戦後輸入された麦から生産されたふすまの金額は、昭和二十一年三月より二十五年四月までの間に一、三四九、五七六、四〇〇円である。

二　その処置については左の通りである。

1　統制中は、主要食糧輸送増強用として工場還元(三〇%)した以外は、全量飼料配給公団（飼料配給公団発足以前は日本飼料統制株式会社）に渡した。

2　昭和二十五年四月一日配給統制解除及び四月二十七日価格統制解除により右以降は生産工場において自由に処分せしめている。

右答弁する。

池上特殊飲食街に関する質問主意書

一　池上では、特殊飲食街を設置することに対し、地元民の大反対を受けているが、この設置について、地元城南信用組合より二〇〇万円、東部殖産組合より二〇〇万円、東調布信用組合より一〇〇万円、その他の金融機関より多額の融資をしている事実がある。中小企業の倒産相つぐ現状であるのに、それらに対しては融資をせず、かかる事業に多額の融資をしていると思うが政府の見解如何。

二　さらに特殊飲食街設置について、土地あつせんを前池上警察署長、現警視庁第二予備隊々長大橋秀雄が、これに当つた事実がある。彼は地元民の反対輿情に対しても、その職にあるまじき態度をとり、陳情書を突き返すという暴挙をなした。（証人あり）

これは職権濫用ではないか。

かかる事実の明らかなものを、予備隊々長として現職にとどめておくつもりであるか。厳重なる処分をすべきだと思うが政府はどう考えているか。

三　右は一例にすぎないが、その他にも同じような事実があれば、例挙されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出池上特殊飲食街に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出池上特殊飲食街に関する質問に対する答弁書

一　池上特殊飲食街の建築費とし

そ、城南信用組合より融資が行われた事実はあるが、東調布信用組合より融資が行われた事実はない。なお、東部殖産組合なる金融機関は存しない。

右の金融機関は、一般中小企業者を対象として業務を執行しているのであつて、従来の取引状況、信用状態等により右のごとき業者に対しても融資を生ずるのはやむを得ないと思われるが、なお今後は一層社会教育上の配慮を拂わしめるよう指導して行きたい。

二　池上警察署長警視大橋秀雄が土地あつせんを行つた事実はない。地元民の反対陳述については、同署長は問題が東京都主管であることを説明し、当局に陳情するよう指導したものであつて、何ら職権濫用の事実はない。従つて何ら処分する必要をみとめない。

右答弁する。

中日貿易の現状に関する質問主意書

中日貿易は、日本経済の正常な発展のために欠くべからざるものである。ところが、中日貿易（中華人民共和国との貿易）は戰略物資の禁止によつて大きな阻ごをきたしている。この影響に関して次のことを質問する。

一　昭和二十五年四月より十月までの中日貿易計画とその実績

二　八、九、十、十一月における中国よりの引合いの主なもの

三　これらの引合いがどのようになつているか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出中日貿易の現状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出中日貿易の現状に関する質問に対する答弁書

一　中日貿易計画については、四月―六月、七月―九月予算としてエスクローC/Lによるバーター取引により強粘結炭、塩石、土貢岩、塩、鉄鉱石、無煙炭、滑石、米、落花生、ゴマ、菜種精、豚毛等約九〇〇万ドルを計画したが、その後順調な進展を見せ四月―十月間バーター取引による許可件数に、自動承認物資を含み強粘結炭、塩石、土貢岩、滑石、塩、鉄鉱石、落花生、桐油、菜種精、ゴマ、亜麻仁子等約七〇件七〇〇万ドルに達し、同期間における輸入実績は略々三四〇万ドル、他方輸出は鉄鋼製品、機械類等八四〇万ドル、（ストレートのC/L輸出を含む。）である。

二　引合いの主なるものは輸出については鉄鋼製品、非鉄金属製品（銅、真鍮製品）機械工具類（電動機、紡織機部品、車両等）化学製品（薬品、染料）等があり、輸入については大豆、落花生、桐油、亜麻仁子、粘結炭、滑石、塩、ラミー等がある。

三　これらの引合いは、輸出については事前許可を要するもののあることと最近の一般の品薄とにより品目、価格、輸出時期等について必ずしも相手側の要望に応ぜられない状況にある。

輸入については中共側に商品、価格の引合わねものの多いこと、輸入に対する見返輸出品の手当困難等の事情があり最近の引合いは必ずしも順調に成立していない。

右答弁する。

生活保護法の適用基準に関する質問主意書

一　東京都下日野町の某家は一〇人家族で主人は長期療養をしている病者である。同家で働いているのは銀行にいつている長女だけである。同家では、生活に全く苦しいので、生活保護法による申請をしたところ、民生事務所は「中学の昼間の学校に行つているから生活に余力があるだろう。夜間に通つておれば許可してやる。」と公言しているので、やむなく夜間に籍を移してやつと許可を受けている。

政府は、かかる措置を適当と認めるかどうか、若しかかる事実があるとすればいかなる措置を講ずるか。

二　西多摩郡某秋留村の新村盛一氏の家族は三名で、最低六、〇〇〇円の生活費を必要とするが、生活保護法による金額は一、五〇〇円であるので、妻女がはた屋の女工をして、月二、五〇〇円の賃金を受けている。そのために妻女は適用を受けていない。これは、生活保護では、生活できないから働きに出ているのであつて、これを打切る必要は少しもない。

又、当地方では新聞、ラジオのある家は生活力があるとして、生活保護法の適用を許可していない。よつて、次の質問をする。

1　右の基準は正しいか。正しいとすればその法的根拠を示されたい。正しくないとすればいかなる解決策をとつているか。とつていないとすれば今後の方針を至急にたてる意思があるか。

2　後者についていかに考えるか。これを是正する意思があるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出生活保護法の適用基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出生活保護法の適用基準に関する質問に対する答弁書

今回質問の一、二、の問題は、いずれも本法の取扱いとはなはだしくかけはなれた内容であり、且つ、未だかつて例をみないような問題であるので、おそらくこのようなことはないと考えられる。なお、念のため一応その実態を調査しているので、もしも、かかる事実があるとすれば今後適切な措置を講じたいと考える。

右答弁する。

南アフリカ、隣領インド及びインド等との貿易に関する質問主意書

南アフリカ、隣領インド及びインド等が最近、日本製品（特に綿製品）に対して関税引上げ、価格制限等の処置をとつているが、政府はこれに対していかなる見解を有するか。

又、その処置如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出南アフリカ、隣領インド及びインド等との貿易に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出南アフリカ、隣領インド及びインド等との貿易に関する質問に対する答弁書

一　隣領インド（インドネシヤ）及びインドが最近特に日本製品に対して関税引上げ、価格制限等の処置をとつたという事実はない。南アフリカについては、本年八月二十五日、同国産業の保護及びダンピング防止の理由のもとに綿製品及び羊毛品について大幅の輸入関税引上げを実施した。しかし同国のこれらの製品の生産高は実に微々たるもので、産業保護ということは理由にならず、またわが国製品の輸出価格は、外国製品の価格に比較し、廉価ではないので、決してダンピングということはできない。

従つて、かかる処置はわが国に対

して、事実に即しないものと思われる。

二　処置

政府は、右関税引上げに関する情報を入手後直ちに関係当局を通じ、撤廃方交渉を依頼し、今回の処置撤廃に対し、尽力している。

右答弁する。

輸出増大の国民経済に及ぼす影響に関する質問主意書

政府は、現在輸出が増え、日本経済が安定しているといっているが、輸出が増し、輸入が減ずれば外国為替特別会計の赤字がますます増大するか。インベントリー・ファイナンスをやって一般会計よりこの赤字を補てんすれば国民はますます重税を課せられることになる。

輸出が増えるとますます国民の生活が苦しくなるという点について、政府はどう考えるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出輸出増大の国民経済に及ぼす影響に関する質問に対する答弁書

本年度の貿易状況を見るに、輸出が相当順調に進捗して年度間の見透しは、特需を含めて約九億ドル程度に達するものと考えられる一方、これに見あつて、輸入も順調に進捗しており、本年度として援助輸入を含めて、十一億ドルを越えることが見込まれる状況にある。

以上のように輸出輸入ともに順当な伸長を示しておるのであるが、外国為替特別会計に対する貿易特別会計からの繰入れが、当初予定しておつた五〇〇億円を下廻る見込となつたので、その円資金不足額一〇〇億円を本年度補正予算により、外国為替特別会計に繰入れることとしたのである。

右のごとき貿易規模の拡大は、産業活動の活発化と雇傭の増大を通じて、国民生活の改善へ寄与するものと考える。

右答弁する。

特需輸送の民需輸送に与える影響に関する質問主意書

一　朝鮮事変以来、貨車ひつ迫のために、各種産業のこうむつている被害はじん大である。特に常炭鉱では、十月末、七万トンの貯炭が十一月十日現在では、十七万トンに増大しており、各所に自然発火、採炭制限、休坑が続出して、労働者の賃金遅配、欠業の事例もまた少なくない。運輸当局では十月中に常磐炭鉱に対しては貨車四千車両を増車したが総配車数から同数だけ削減していたために、何ら事態を解決しなかつたと非難されている。運輸省では送炭に関して、いかなる対策を講じてきたか。

二　大阪桟島では、進駐軍及び警察予備隊用の石炭輸送が優先するため、一般用炭の配車は十月中旬には、二、三両のみであつたといわれる。運輸省では軍用物資をもふくめて、すべての物資輸送についての優先順位を決めたことがあるか如何。決めているならその内容を具体的に説明されたい。

三　緊急配車及び抑留車のため、鉄道輸送が特に混乱している事例もまた少なくない。特に少なからぬ予備車を民需輸送に提供せよとの一般の要望があるが、当局ではこの点についてどのような対策を講じたか。

四　輸送能率向上のために、国鉄労働者に対して緊急作業が要求されているが、増務給が支給されず、又、一部の職員によつて消費されていると国鉄労働者の間で非難されている。操車場では人員不足のために、輸送の混乱が特にはなはだしくなつている。これらについて運輸省はどのような対策を講じたか。

五　朝鮮事変後の輸送の増大と混乱は、純粋な経済的活動によるものではなく、朝鮮事変への実質的な介入の結果である。さらに輸送の解決は朝鮮の内戦に介入することを直ちに中止する以外に方途なきものと思うが、政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出特需輸送の民需輸送に与える影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出特需輸送の民需輸送に与える影響に関する質問に対する答弁書

一　最近鉄道貨物輸送が繁忙を呈していることは御意見の通りであるが、これが各種産業に多大な被害を与えているとは考えない。しかし、輸送が競合している地帯において部分的に多少の輸送が遅れ勝ちであることは考えられる。常磐炭については、京浜地区と近接しているため輸送が競合しているので、ときに貨車の円滑を欠くことがあるが、極力増送に努めている。常磐炭坑が非常に苦境にあるのは、単に十月の輸送のみでなく、従前から取引等の関係で貯炭が相当あつたことと、八月の小貝川決壊の水害不通の影響を蒙つている点が多いのである。常磐炭については、その後重点的に手配を講じ増送に当つており、十一月については終戦後最大の月間二十七万トンを完送している。今後についても増送に努める考えである。

二　大阪地区桟島において、占領軍の石炭輸送のため一般用炭の輸送が一時抑制を受けたことはあつたが、まもなく緩和されている。占領下の現在占領軍貨物については優先輸送を行うことは占領軍指令によるものである。

三　軍関係予備室軍を民需輸送に提供せよとの要望があつたが、最近では予備室軍というのは原則として準備しないことになつている。

四　御指摘のような事実はない。

五　最近の貨物輸送の活況は、朝鮮事変による特需物資国連軍貨物の輸送要請、事変を契機とする一般経済活動の好況と、秋冬繁忙期が競合したためである。しかしこれがため輸送に混乱を招いているというようなことはないと信じる。

右答弁する。

国民金融公庫の運営に関する質問主意書

金融のごとき急を要するものを、国民金融公庫はなかなか貸し出さないというが、申込みから書面審査、本人の呼出し、面接試問を終るまでに一箇月、実態調査に又一箇月と、約二箇月もたたないと現金が手に入らない。しかも試験にパスして借り受けるものが又その半分、全体の二割しか借りられないというようなばかげた経営をやっているようだが、どうしてそんなに長い期間の審査や調査日数が必要なのか。又、どうして貸出率が二割程度というような、国民金融の狭い門となつているのか。資金がたりないのか。借受け希望表に、特に欠格事項が多いためか。これらの欠点を改めて早く金融の実を挙げる必要はないか。あると思うならば、その対策と具体化策を明示されたい。

又、一番早く借りられた人及びその所要日数、金額、条件と、その逆の人の例を明示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出国民金融公庫の運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出国民金融公庫の運営に関する質問に対する答弁書

国民金融公庫は、昨年六月一日発足し、貸付は、申込を受理してから大体二週間内外で行うことを目途とし、発足当初は非常に迅速に貸付ができたのであるが、その後逐次申込が増加し公庫の処理能力をはるかに超えるに至つた次第である。これは、大体左の理由によるもので、今後もできるだけ改善に努力したいと考えている。

一　貸付の対象が一般の金融機関から融資を受けることを困難とする中小事業者であるため、信用力が薄弱であり、又新規の貸付が多く、且つ、対人信用に重点をおくため信用調査に特別の困難が伴うこと。

二　貸付は、小口の事業資金であるため、貸付件数は、現在二十五万件の多きに達し、申込件数は、これに数倍し、著しく事務処理を困難にしていること。

三　公庫の人員の整備に努めているが、信用調査が困難であつて、且つ、取扱件数が多いにもかかわらず、現状では少数でその処理に当らざるをえないこと。

四　公庫の従来の経験に徴すると、借入申込者の三〇%から四〇%までが貸付の適格性を有するが、再三の公庫の増資にもかかわらず、これに応ずる資金の関係で貸付が遅れるものもでてくること。

これが打開策としては、資金量の増額と機構の整備拡充が必要であり、これについては、たびたび増資と機構の整備拡充が行われ御指摘の点についても漸次改善をみつつある。

なお、最も早く貸付けた実例としては、申込より約二週間で五万円を貸付けた例があるが、これは、資金が緊急に必要であり、経理内容が非常に明確であつたものである。又最も長く掛つた例としては、申込より約三箇月かかつて四十万円を貸付けた例があるが、これはたまたま営業所の移転等のために連絡に長時日を要したためである。

右答弁する。

外国為替管理特別会計に関する質問主意書

外国為替管理特別会計には、今どの位の金があるのか。その金の処分はどういうような形においてやられているか。

又連合国軍総司令部の手持外貨が外国為替管理特別会計に渡されたことがあるか、あればその金額、回数及び理由を明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出外国為替管理特別会計に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出外国為替管理特別会計に関する質問に対する答弁書

一　現在外国為替特別会計の現金残高は、国庫余裕金繰替使用分二百五十億円を含め百十五億三千五百万円（十二月五日営業終了時）となつている。

外国為替特別会計の実体をなすものは、わが国の外貨資金の集配機構であつて、輸入為替、送金為替等の決済のため、外貨資金の売却が行われれば、外国為替特別会計としては円の受入となり、輸出為替等の外貨代り金の買取が行われれば、外国為替特別会計としては円の支拂となる。外貨資金の売買に伴ない円資金が不足するときは、国庫余裕金の繰替使用又は外国為替資金証券の発行等により一時これを補填することができることになつている。

なお、外国為替特別会計は、外国為替特別会計法上は、金、銀、地金の売買が出来ることになつているが、現在金、銀、地金の保有はしていない。

二　連合国最高司令官商業勘定、連合国最高司令官繊製品勘定、連合国最高司令官清算勘定及びベルギー通貨地域現金勘定に属する外貨資金は、外国為替特別会計に属するものとして取扱われている。しかし当初はその勘定の経理だけを委任されたにすぎずその管理運営の権限は司令部に留保されていたが、その後昨年末から本年にかけて連合国最高司令官商業勘定の機能を別個のものとして、外国為替管理委員会勘定（外貨）が設置され、現在までに数次にわたつて一億五千万米ドル及び二千七百万英ポンドの外貨資金が連合国最高司令官商業勘定より該勘定に移転され、又該勘定設置後はわが国の取得する、外貨資金は原則として該勘定に入金されることとなつた。外国為替管理委員会勘定に属する外貨資金は総司令部の監督の下に、その外貨予算制度による管理運営が日本政府に任されている。

なお、外国為替特別会計に属する外貨資金の残高については未だ公表の段階に致つていない。

右答弁する。

輸入食糧と国内産食糧の量及び金額に関する質問主意書

戰後外国から輸入された食糧の量と金額、戰後日本国内において生産された食糧の量と金額はどれ位か。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出輸入食糧と国内産食糧の量及び金額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出輸入食糧と国内産食糧の量及び金額に関する質問に対する答弁書

終戰後昭和二十四年三月までの食糧輸入は、すべてガリオア資金によつていたため、正確な輸入総額を示すことは困難である。

昭和二十四年四月から商業資金による輸入が開始され、民間輸入は逐月増加したが、昭和二十五米穀年度（昭和二十四年十一月―昭和二十五年十月まで）の輸入総額は概ね次の通りである。

米	七六、〇百トン
小麦	五六、〇〃
大麦	一二、五〃
計	一九四、五〃

但し、右の数字には、昭和二十五年十月の分は含まれていない。なお、終戰後の輸入量の実績は別表一の通りである。

右答弁する。

人絹及び紡績産業の利潤に関する質問主意書

拂込み資本に対して人絹産業は三割、紡績産業は二割というように随分ばらいもうけになつているというが、事実か。又、政府は、別の統計をもつているか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出人絹及び紡績産業の利潤に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出人絹及び紡績産業の利潤に関する質問に対する答弁書

人絹及び紡績産業の経理について

は、商法の規定によつて会社は定時総会の承認を得た貸借対照表を公表することとなつているからこれによられたい。

政府としては、これらを明らかにする特別な資料を持つていない。

右答弁する。

シヤム米の輸入価格に関する質問主意書

昨年及び本年度に輸入されたシヤム米は、生産地価格の三倍から五倍程度の高値で日本に輸入されているというが、事実か。

どういう理由でこのような不当に高い米を売りつけられねばならないのか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出シヤム米の輸入価格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出シヤム米の輸入価格に関する質問に対する答弁書

昨年度輸入したシヤム米は約八万トンで、その平均価格は一トン当りF・O・B、一六九ドル、運賃約八・七五ドル、保険料約〇・七五ドル、検査費約〇・二五ドル、計C・I・F、一トン当り約一七八・七五ドルであつた。また本年一月より十月までに輸入したシヤム米は約三〇万トンで、その平均単価は、F・O・B、約二一〇ドル、運賃約四・三〇ドル、保険料約〇・五ドル、検査費約〇・二五ドル、計C・I・F、約二一五・〇五ドルである。

シヤムにおける米の集荷経路は、仲買人が農民（生産者）から集荷し、仲買人はこれを精米所に売り、輸出用米については政府が精米所より買受けて、これを輸出に向けている。この場合、生産者たる農民が仲買人に売渡す場合の価格には別に公定価格はなく、その時々の相場によつて行われているが、（現在一トン当り裸もみで約五五ドル見当）政府が精米所より買取る場合は、公定価格（現在一トン当り裸で五八ドル）によつて買受けている。従つて輸出米のF・O・B価格は、この公定価格に輸出税四・二パーセント、本船積込までの諸掛および政府収入分を加えた価格（現在一トン当り麻袋入約二〇〇ドル）であつて、これを生産者価格または政府買上価格に比べると約二・一―二・二倍となつており、この差額の大部分は政府の財政収入源となつているものである。しかしながら英国その他各国ともこの価格によつて取引しているのであり、日本だけが高値の米を買わされているわけではない。

右答弁する。

地方税の條例に関する質問主意書

地方財政委員会、地方自治体では、道府県、市町村に対して標準條例の見本、いわゆるモデル條例を作製して配付している。

事務当局及び地方議会では、これが不動のものかと思い込み、あるいは思いこませ、地方税法の範囲内において、減免範囲、繰進課税等、自由な條例が作れるにもかかわらず、事実上モデル條例通り地方議会を通過させている。東京都荒川区議会のごときは、充分な審議も討論も行わず、三分間で條例を可決している。

これは明らかに地方自治の精神をじゅうりんするものであると思うが、政府はこのモデル條例を配付するについていかなる注意を地方自治体に與えたか。

その関係文書があれば発表してもらいたい。

若し、何らの注意を與えていなければ今後どうするつもりか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出地方税の條例に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出地方税の條例に関する質問に対する答弁書

地方税の條例準則は、地方団体の條例作成の参考に資する等のため作成されたもので、もとより地方団体の條例制定の自由意思を妨げるものでないことは明らかである。従つて、これが配布にあたつてもそれが一つの参考資料であるというほかは何らの注意も與えていないし、また関係文書もない。以上の趣旨からして今後も別段注意を與える必要はないと考える。

右答弁する。

麦の追加供出後の対策に関する質問主意書

東京都下目野町の麦の追加割当は、本年度において二、五二一石三斗である。今年度は赤さび病で七割減收となつているが、町当局はこの実情を無視して供出をやつたので、そのため、農民は次のような方法で供出した。

1　買入れて供出したもの

2　親せきから借りて供出したもの

3　おかぼの早刈りで交換して供出したもの

このような実情に対して、政府はいかなる対策を講ずるか。

又、供出した結果保有量が減つたので、一箇月の増加を要求し、又、五等麦によつてなされた還元配給をなされているが、手持金がないため断つている。これに対する対策如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出麦の追加供出後の対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出麦の追加供出後の対策に関する質問に対する答弁書

本年産麦の供出について、もし御指摘のような事例が実際発生したとすれば、はなはだ遺憾である。

又その結果保有量に不足を生じたときは、還元措置をもつてこれに対処している。なお、手持金のない場合の措置については、政府としても十分その対策を考慮してまいる所存である。

右答弁する。

固定資産税の徴收に関する質問主意書

地方税法において、固定資産税に対して異議申立をする権利が與えられているが、自治体当局は「九〇〇倍の倍数、一・六%の税率は法律できまつており、賃貸価格は八月一日から廃止されているから」という理由によつて異議申立を受け付けていないところがある。

これは、納税者の正当な権利を無視するものであると思うが如何。

政府は、固定資産税の異議申立権についてどのように考えるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出固定資産税の徴收に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出固定資産税の徴收に関する質問に対する答弁書

固定資産税に関して異議の申立ができるのは、地方税法第三百七十條に規定しているように賦課について違法又は錯誤があると、賦課を受けた者が認めた場合である。

昭和二十五年度分の固定資産税中土地家屋に対する課税標準については、特例が設けられ、税率も百分の

一・六で決定されているので、課税標準及び税率を適法に用いている限り、これに関して異議の申立をしても成立しない。

なお、異議の申立が賃貸価格に関するものである場合には、税法の規定外となるので市町村では異議の申立を受理し得ないものである。

もちろん、課税標準の算出、税額の算出等について誤算、錯誤等がある場合には、市町村で当然これを訂正しなければならないものである。

右答弁する。

所得税の課税に関する質問主意書

一　所得税法によれば、納税者に減税申請の権利が與えられているにもかかわらず、何ら理由を附さずに却下している例が多い。

税務当局は、いかなる調査に基いて却下しているのか。その基準、方法等について具体的に明示されたい。

又、減額申請の件数及びその受理（承認）件数を明示されたい。

二　更正請求に対して国税庁及び国税局では、これをどのように取り扱うか。又、納税者にどう対処するつもりか。具体的に、実情に則して対処するなどという抽象的な答えではなく、具体的にどこの会議で、又どのような通達あいは通ちようによつて処理の方針を決めたか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出所得税の課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出所得税の課税に関する質問に対する答弁書

一　御質問の減税申請とは、所得税法第二十一條の三に規定するいわゆる事前承認の申請とは思われるが、これが処理に当つては事前承認の申請書に記載された事項及び添付された書類等により本年分の所得金額が前年分の所得金額よりも減少することの事実を肯認せしめるに足るものであれば、その提出された書面により、書面により事実関係が判明しないものについては、実地について調査した結果によつて処理しているので、單に漫然と一定の基準に従つて処理するというようなことはない。

なお、本年七月末日現在で事前承認申請件数は、六二〇千件で、これが承認件数は一二四千件である。

二　更正の請求に対しては、適時これが趣旨の普及徹底に努めていることは、もちろんであるが、特に風水害等の災害があつたために更正の請求に該当するような場合には、あらかじめ当該国税局及び税務署において地域又は個人別に被害状況を調査し、更正請求の手続の普及宣伝を図るほか、請求書の用紙を配付する等救済規定の適用につき、遺憾のないよう努めている。

右答弁する。

中華人民共和国との講和條約に関する質問主意書

アメリカ指導下の講和形式には、吉田自由党政府は非常に満足らしいが、第二次大戰（大東亜戰争）の発端は、中華民国並びに中国共産党地域との戰いであつたと思うが如何。

その後中華民国は領土と人民の信望を失い、その地域は中華人民共和国となつてしまつた。右事実を認めるか。当面の戰争の相手国であつた中華人民共和国は、今日ではアメリカに対して、日本政府のように卑屈（占領下とはいえ日本政府のアメリカへのび態はひどすぎる。）ではない。堂々と主張し、堂々と行動を起すようになつている。この新興の大国、戰争の当面の相手国であつた中華人民共和国を除外して講和を結んでは、政府のいう單独講和、多面講和條約締結後の中日関係はどうなり、どうするつもりか。

右のような中日関係なんかを考慮せずに、單独講和、多面講和を結ぶつもりか。又、多面講和、單独講和とは命令か。日本人の同意とか納得を必要としないものか。

單独講和、多面講和の名目のもとに日本人を米国がきめた対日不平等国交のわくの中に拘束することか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国との講和條約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出中華人民共和国との講和條約に関する質問に対する答弁書

一部の国が日本との講和を希望しない場合は、いわゆる多数講和ももやむを得ないと考える。

右答弁する。

ユーザンスに関する質問主意書

日本がやつているユーザンスは実にいんちきではないか。各国のユーザンスと日本がやつているユーザンスとの相違点は何々か。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出ユーザンスに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出ユーザンスに関する質問に対する答弁書

本来の輸入ユーザンス制度は、輸出国の業者が期限付手形を振り出すことにより、輸入国の業者が手形決済の猶予を受けるものであるが、わが国の現在のように、外国輸出業者が一覧拂手形を振り出して来ると、本来のユーザンス制度が成り立たない。

そこで、輸入促進を図るため本邦側輸入業者に対してその円拂を猶予して、本来の輸入ユーザンス制度と同様の実質的効果を納めさせるように銀行が日本銀行から外貨を借りて、これをもつて業者のために、手形を決済しておき、その円代金の取立を一定期間猶予する現行のいわゆるユーザンス制度を実施した次第である。

右答弁する。

木材資源確保に関する質問主意書

わが国森林資源の危機は、戰時中の乱伐、戰後復興資材の需要量の増大等に原因し、昭和初年頃の用材蓄積は一億一億五千万石に達したが、終戰後はまだ一億万石を前後していて、その前途は誠に悲観すべき実情である。

このような状態が続くとすれば、針葉樹は二十七年以内に、薪炭材は十七、八年位で森林資源の枯かつが予想される日本森林の造成、木材資源の確保こそ緊急重大なる問題である。

もとより政府当局においても林力の培養上、造林運動を実施しているが造林植樹の計画的な実施の反面、これと併行して使用木材の耐要年数の増大によつて消費量の縮減をはかることが、現実にそくした木材資源確保のため緊急緊切に要望されている。

すなわちクレオソート注入法、拂下法、その他の防腐剤使用の科学的処理による木材耐久年数増大のための処置と防腐木材の使用を積極的に奨励実施させるべきであると思う。

これによつて特殊建築資材、坑木、枕木、電信柱等が防腐処理されれば、枕木においては約二十三倍の耐用年数の増大を見、木材使用量縮減の上からけだしばく大な数量になる

ことを断言してはばからないものである。そこで政府は、木材防腐奨励のため、木材防腐処理事業に対して緊急積極的な補助奨励並びに防腐木材使用に対しても積極的な奨励方針を施策の上に講ずべきであると思うが、政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鳩原喜重郎殿

衆議院議員高田弥市君提出木材資源確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高田弥市君提出木材資源確保に関する資問に対する答弁書

わが国森林の利用可能林年生産量は、現在までの資料によれば用材林にあつては、四、八〇〇万石（丸太材積）薪炭林にあつては五、〇二九万石程度であるが、現実には用材にして七、四〇〇万石、薪炭原木として、八、一〇〇万石が昭和二十四年度に伐採せられている状況であつて、これは生産量に比べ約六割を超過しており、将来の森林資源保続の立場からはもちろん、治山治水上の見地よりして憂慮されることは御意見の通りである。

政府としても、木材薪炭の利用合理化により極力この消費節約を計ることが必要と考えられ、その一方法としての木材についての防腐処理の問題は最も重要なものの一つと考えている。従つて国鉄関係の枕木、通信関係の電柱については原則として防腐処理をしたものを使用する建前になつており、電力用の電柱についても電力会社に防腐電柱の使用を慫慂しているところである。

なお、建築関係については、先般建築基準法施行令の制定（十一月十六日付公布）により、建築物の土台、土台に近い部分の木材にはクレオソート等の防腐剤を塗布しなければならないようにしている。又、石炭坑木についても目下防腐剤の選定防腐効果等につき試験中であつて、その結果によつては、防腐坑木の使用を奨励したいと考えている。

ただ御意見の防腐木材処理事業に対する補助奨励であるが、消費者としては、防腐木材を使用した方が経済的であるので、むしろ消費者自体が進んで防腐木材を使用すべきであり、木材の防腐処理に対して国庫助成をする必要は今のところないと考えられこ。

右答弁する。

東南アジア貿易に関する質問主意書

日本経済の自立にとつて、中日貿易は決定的な役割を演ずると思うが、東南アジア市場に代替することによつて将来の日本の自立が真に可能と信ずるか。

しかりとすれば、その詳細な計画について発表されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鳩原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出東南アジア貿易に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出東南アジア貿易に関する質問に対する答弁書

対中国貿易は、国際情勢の影響によつて必ずしも円滑に運営されていない。日本としては戦前において対中国貿易が対アジア貿易の五割強を占めてきたものであるだけに、経済的には固より貿易の拡大を希望するものであるが当面の国際情勢から自らそこに困難の存することは避けられない。

すなはち対中共貿易については、日本、中共地区間の直接決済及び香港オープン・アカウントを経由する間接決済の方式によつて、粘結炭、大豆、塩、ちよ蘭、桐油、皮革、獣毛等の日本経済自立のための必須原料を輸入しつつあり、対台湾貿易については先般締結した日台通商協定によつて年間五千万ドルにのぼる砂糖、塩、米等の必要物資の輸入を進めつつある。なお、このような方式をもつてしても不足する必要物資については、東南アジア市場に代替するというよりもむしろ、東南アジアはもちろん広く世界各地域に輸入先を求め、支障のないよう措置を講じている。

右答弁する。

外国為替管理委員会に関する質問主意書

一　外国為替管理委員会の役員の氏名、役員の経歴、委員会の運営に関する最近の詳細な状況等を示されたい。

二　又総司令部との関係局、部、課の担当者の氏名経歴は如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長鳩原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出外国為替管理委員会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出外国為替管理委員会に関する質問に対する答弁書

一　外国為替管理委員会の役員氏名、並びに経歴については左の通りである。

委員長　木内　信胤

大正十一年文官高等試験合格、同十二年東京帝国大学法学部卒業、同十四年横浜正金銀行へ入行、同行頭取席東京上海、漢堡各支店詰、ロンドン支店支配人代理、上海、南京各支店副支配人、本店総務部次長、東京支店副支配人を経て同二十年総務部長（調査部長兼務）となる。昭和二十年大蔵省企画室参与、同年横浜正金銀行退職、同年大蔵省参事官、同終戦連絡部長、昭和二十一年同省退官、同年日本経済復興協会事務理事、同二十四年外国為替管理委員会委員長となり今日にいたる。

昭和二十三年資格審査済（第AR、一三三号）

委　員　奥村竹之助

大正十四年文官高等試験に合格、同十五年京都帝国大学法学部卒業、合資会社三菱本社へ入社、昭和三年三菱商事株式会社へ転入、同六年サンフランシスコ支店長代理、以後本店本部長代理、ロンドン、ニューヨーク各支店長代理を経て、同十七年本店業務部長代理、同十九年大阪支店次長、同二十一年終戦連絡地方事務局参与、同二十二年同社を退社、同二十四年外国為替管理委員会委員となり今日にいたる。

昭和二十四年資格審査済（二二六、四五八号）

委　員　大久保太三郎

大正十三年東京帝国大学経済学部卒業、同大学大学院を経て日本銀行へ入行、昭和十年同行ロンドン代理店監督役付、同十二年駐朝、以後、営業局勤務、調査役大阪支店次長、審査部次長、人事部次長、（文書局次長兼務）を経て、同十七年海外駐在参事として上海駐在、同二十年本店総務部参事、同二十四年同行理事となり、同年外国為替管理委員会委員となり今日にいたる。

昭和二十三年資格審査済（第九〇七号）

委　員　杉原　雄吉

大正十二年東京帝国大学経済学部卒業、同十四年横浜正金銀行へ入行、同十五年東京支店詰、以後上海、ニューヨーク、天津、大連各支店詰、奉天、新京各支店副支配人、哈爾浜支店支配人となり、同二十一年同行閉鎖に伴い退職、同二十三年証券

処理調整協議会総務室長、更に事務局長を経て、同二十四年外国為替管理委員会委員となり今日にいたる。

昭和二十二年資格審査済（第一〇七四二五号）

二　外国為替管理委員会の運営状況は次の通りである。

1　外国為替管理委員会の任務及び構成

外国為替管理委員会は、昭和二十四年二月二日附連合軍総司令部覚書に基き、ポツダム政令をもつて同年三月設置されたが、同年十二月、右ポツダム政令に代る「外国為替管理委員会設置法」が制定された。委員会は総理府の外局として外国為替資金の適正、且つ、正当な使用を確保することをその目的とし、これがため外国為替特別会計を運用し、又「外国為替及び外国貿易管理法」に基く管理の行政事務の一部を実施する権限が與えられている。

委員会は、右の任務を遂行するため、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命する委員長及び四名の委員（現員三名）から構成される。また委員会には委員会の事務を処理するため事務局が置かれ、且つ、委員会は日本銀行をしてその事務の一部を取り扱わせている。

委員会の最近における外貨資金の保管並びに外国為替及び外国貿易管理業務の状況は次の通りである。

2　委員会の運営状況

一　外国為替資金の管理運営

昭和二十四年十二月連合国軍総司令部が管理していた商業勘定が日本政府に移管され、委員会は同勘定に属する外国為替資金を総司令部に代り、「外国為替特別会計法」に基いて管理運営することとなつた。委員会は右の外国為替資金を総司令部の管理当時に引きつづき在日外国銀行に預金したが、その後本邦為替銀行と米国諸銀行との間にコルレス契約が締結されるに及び、ドル資金の一部をこれら海外のコルレス先諸銀行にも預金した。これらの勘定はいずれも「総司令部のための委員会勘定」（"FECB Accounts for Account of SCAP）となつているが、委員会は日本銀行及び外国為替銀行に対し委任状（パワー・オブ・アツトーニー）を発行し、委員会の外貨勘定を運用する権能を與えている。これにより外国為替銀行は自ら外貨を有せずして輸出手形の買取及び輸入信用状の発行等の為替取引をなしうるのである。

外国為替特別会計法によれば、委員会は、外国為替の売買のほか、外国為替の預入、貸付、借入、保証等をなすことができる。これに基き委員会は、外国為替の売買を行うほか、外国為替及び貿易取引の必要に応じ、預入、借入、保証等を行つている。外国為替特別会計は、外国為替資金（輸出等の場合）等を歳出とし、同売却費（輸入等の場合）等を歳入とする予算によつて運用される。最近の輸出振興の結果、特別会計の円資金は不足勝で、日本銀行よりの借入、及び外国為替資金証券の発行等によりこれを補つてきたが、補正予算案が成立すれば、一般会計及び貿易特別会計よりの繰入により皆済する予定である。

本邦の外国為替銀行は、昨年十二月一日より委員会の外貨勘定を引当として輸出手形を買取ることをみとめられ、本年一月一日よりは更に輸入信用状を発行しうることとなつた。委員会は、外国為替銀行の正当な取引にもとずく為替予約に応じ、もつて為替相場変動のリスクを負担する。

輸入における期限附（ユーザンス）手形の利用は、本年五月在日米国系銀行の自己資金による信用供與により始められたが、委員会、日本銀行より外国為替銀行に外国為替資金を貸付ける外貨貸付制度を樹立し、本年九月二十五日から実施した。

本年六月「外国為替管理令」及びこれに基く「外国為替等集中規則」の制定により、外国為替銀行は米ドルに関する限り、国際取引の便宜を計るため必要がある範囲内で、これを委員会に集中せず自ら保持（但し、委員会勘定のサブ・アカウントとして）できることになつた。但し、委員会は、いつでもこれを集中しうる権能を留保している。

二　外国為替及び外国貿易の管理事務

昭和二十四年十二月「外国為替及び外国貿易管理法」の制定に伴い、委員会は、これに基いて外国為替売買相場、輸出入等の決済條件、並びに外貨予算の使用確認手続に関する規則を定め、大蔵省、通産省とともに新管理制度の運用を担当することになつた。

更に本年六月外貨資金の集中及び貿易外の取引に関する「外国為替管理令」が制定されたが、委員会はこれに基き外国為替等の集中手続を定めた。又、特別預金勘定の制度が実施され、国内における外貨取引が原則的に禁止されることとなり、委員会は同勘定の交換性（Convertibility）を確保するため外国為替銀行による特別預金勘定の経理手続を定めた。

本年八月、従来の輸入先斟酌承認制が一部自働承認制に改められたので、委員会はこれに関し外貨予算の使用確認手続を改正実施した。

対外取引の決済條件は、従来輸出入及び貿易外取引について別個の規則により定められていたが、委員会は、十一月一日正常な対外取引に対する制限を緩和し、貿易の促進を図るため、「標準決済方法に関する規則」により各種取引に関する標準決済方法を定めた。

以上で明らかなように、外国為替及び外国貿易管理法上の委員会の主な職務は、外国為替の売買相場を定めること、外貨資金の外国為替特別会計への正当な集中を確保すること、外貨予算制度の運用を監視すること、及び銀行手続を定めることにある。又短期の外貨資金の導入を許可する機能は委員会に属している。

三　総司令部との関係局、部、課の担当者の氏名、経歴は次の如くである。

事務局長　牛場　信彦

昭和七年東京帝国大学法学部卒業、同年高等試験合格、外務書記生独国在勤、同十二年外務省條約局勤務、同十四年大使館三等書記官英国及び独国在勤、同十九年外務省政務局勤務、同二十年終戦連絡中央事務局第四部第一課長、同二十一年依願免本官、同二十四年外国為替管理委員会事務局長となり今日にいたる。昭和二十四年資格審査済（第二一七、七四一号）

事務局為替課長　渡辺　誠

昭和十二年高等試験合格、同十三年東京帝国大学法学部卒業、大蔵属となり、大蔵省理財局、為替局、貿易局勤務、興亜院事務官、大東亜省調査官、支那事務局、総務局、金融局、銀行局、

特殊財務部及び内閣官房審議室勤務を経て同二十一年経済安定本部部員、同二十二年商工事務官、貿易庁経理局資金課長、同二十三年大蔵省理財局為替課長、同二十四年外国為替管理委員会事務局為替課長となり今日にいたる。

同貿易課長　村上　公孝

昭和十三年高等試験合格、同十四年東京帝国大学法学部卒業商工属となる。以後貿易局勤務、大東亜事務官、上海在勤、同二十一年貿易庁勤務、更に商工省輸出局、官房秘書課勤務貿易庁輸入局化学課長となり、同二十四年外国為替管理委員会事務局貿易課長となり今日にいたる。

同調査審議室　持地　大三

昭和九年上海東亜同文書院卒業、日本銀行へ入行以後、文書局、営業局、松本支店、調査局、外国為替局、外事局勤務等を経て同二十二年門司支店営業課長となる。同二十四年外国為替管理委員会事務局調査統計課長、同年十二月委員会事務局局員となり今日にいたる。昭和二十四年資格審査済（第一二八、一五三号）

同調査審議室　林　実香

昭和十年高等試験合格、同十一年東京帝国大学法学部卒業、日本銀行へ入行以後文書局、国庫局、外国為替局、外事局、調査部勤務を経て、同二十年調査役門司支店次長以後副参事、秘書課調査役、外事局総務課長、同二十四年総理庁事務官、外国為替管理委員会事務局貿易課長、同年十二月委員会事務局局員となり今日にいたる。

同管理部長　近藤　一

昭和五年東京帝国大学法学部卒業、横浜正金銀行へ入行以後上海、ロンドン、天津、南京、新京各支店詰を経て本店総務部次長、同業務部次長となり退職、同二十五年外国為替管理委員会事務局管理部部長となり今日にいたる。昭和二十五年資格審査済（第一四五、一九三号）

同管理部管理課長　小島要太郎

昭和十三年高等試験合格、同十五年東京帝国大学法学部卒業、大蔵省に入り営繕管理局、主計局勤務、独国、伊国在勤を経て同十九年外資局勤務、同二十年瑞西国駐在、同二十一年理財局勤務、近畿地方物価事務局第一部総務課長、下京税務署長、臨時庁監査課長となり、同二十五年外国為替管理委員会事務局管理部管理課長となり今日にいたる。

同管理部外国為替予算課長　広田藤四郎

昭和五年東京商科大学卒業、横浜正金銀行へ入行以後奉天、孟買、東京支店詰、総務部長代理総務部次長となり同二十二年同行退職、東京銀行本店勤務、同二十五年外国為替管理委員会事務局管理部外国為替予算課長となり今日にいたる。

右答弁する。

警察予備隊員の解雇に関する質問主意書

一　警察予備隊では、最近盛んにかく首をしているが、かく首の理由は何か、明示されたい。

二　かく首されたものは総計何人か。

三　聞くところによると、発病を理由としているそうだが、入隊後の発病であるのか。病名は何か。入隊当時に厳格なる思想検査、身体検査をやつたのか。やつたとすればその結果はどうであつたのか。やらないとすれば、検査をやらなくても採用できるやうな規定があるのか。又、検査をやらずに急に人を集めねばならない理由があつたのか。

四　いずれにしても採用しておいて、今頃になつて病気という理由で首を切るようでは入隊後、一体どのような給食をしていたのか。どのようにむごい取扱いをしていたか。（訓練、時間、種目等）

五　今後発病を理由に相当数の被かく者が出るか。出るとすれば何人位か。その補充に対する政府の対策如何。

六　米国人教官が一切の訓練に当つているそうだが、米国人による日本人の戦闘訓練類似のような（戦争を放棄した憲法をもつ平和国家の日本人が）ばかげた訓練を今後いつまで何百万人が受けねばならないのか。

このようなことはだれが計画し、だれが実施に当つているか。政府は政府がやつているというであろうが、今回の被解雇者が、解雇の異議申立をしたとき、当事者に返答に困り、外人教官さえも、私では何ともできぬといつたというではないか。これは現実の事実であつて、戦争に狂奔する夢の国のいくさ物語の一節ではないのだ。

七　右の被解雇者に対する処置はどうしたのか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊員の解雇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊員の解雇に関する質問に対する答弁書

一　二　隊員で退職を余儀なくされたものは、主として入隊後勤務成績の不良なもの、又は病気のため隊員としての任務に堪えない者等であるが、その正確な人員は、目下調査中で不明である。

三　四　五　隊員は、すべて所要の身体検査を経たのであるが、短期間に多数の応募者について検査を実施した関係上、十分な手段をとり得なかつた事情があり、特にこれは、結核性疾患についてその傾みがあつたので入隊後全員につき更に精密な検査を行つた。その結果、結核患者として若干の退職者を出したが、すでに全般的に適切な予防処置も実施し、今後も健康管理の遺憾なきを期しており、又隊員の栄養についてもその任務遂行に十分堪えうるだけの給食を行つているので、今後疾病により退職する者は、極めて例外的な少数に止まるものと思われる。

六　幹部の任命が未だ進捗中で過渡的段階にあるため、進駐軍の監督の下に一般隊員中から選ばれた仮幹部によつて、警察官として必要な訓練を実施している。この訓練をうけるのは七万五千人の制服警察官である。

七　前記の結核退職者については、改めて警察予備隊の医師、又はその指定する医師二名による診断の結果活動性結核でないことが判明したときは、即時隊員させる。なお、これ等の者の当面の処置については、可及的に療養の便宜を与えるようこれが具体化について努力中である。

右答弁する。

朝鮮内戦と日本人の生死に関する質問主意書

一　朝鮮内戦発生以来、日本人にして、国連軍による徴用あるいは日本政府の命令、又は自己の意思によつて好んで勇躍、戦いと流血の朝鮮に行つている人は何人位か。

二　朝鮮半島、朝鮮領海及び朝鮮海岸に強制、任意を問わず、現存している人たちはどのような作業に従事し、どの程度の給與を受けているのか。

三　外電、外紙によると、日本人が、今どき朝鮮の内戦で死亡している記事が相当伝えられている。国連の論議にさえも、右のことが米、ソ両陣営から訴えられているようではないか。それにもかかわらず、日本政府は、一人も死んでおりません。参加しておりませんというのか。事は日本人の人命にかかわることであるから、明答をえたい。

四　朝鮮事変が混乱するにつれ、第三次大戦の危機がうんぬんされているが、第三次大戦になると否とにかかわらず、南北の朝鮮人よりうらみを受けたり、他国の戦禍にまき込まれたり、日本人が死なねばならない危険なばかな状態に追い込まれないようにするために、政府は、防止対策をいかに講じているか。

又政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出朝鮮内戦と日本人の生死に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出朝鮮内戦と日本人の生死に関する質問に関する答弁書

一　朝鮮動乱以来、連合国軍の発する労務要求書に基いて政府が提供した労務者（L・R労務者）で朝鮮に行つている者がある趣であるが何人あるかは不明である。

二　現在朝鮮方面で作業に従事していると思われる労務者には港湾荷役労務者、船員及び通訳がある。

これらの労務者は、凡て自由意思によつて作業に従事しており、強制労働は絶対にない。

給與については別添「連合国軍関係特殊港湾荷役労務者等給與規程」及び「連合国軍関係特殊船員給與規程」によつて一般のL・R労務者に較べ相当優遇しうるようになつている。

三　L・R労務者が朝鮮方面で船舶輸送任務に従事していて死亡した例があるかないかについては目下調査中である。

四　世界の平和を守ることをその使命とする国際連合に対して日本としてできるだけの協力をするのは当然のことである。

右答弁する。

傷い者の街頭募金禁止に関する質問主意書

侵略戦争の犠牲者である傷い者は、国家で保護する義務があるにもかかわらず、政府はなんら対策をたてていない。そのためこれらの傷い者は更生資金に充てるために街頭募金をやつていた。これについて最近傷い者の街頭募金を條例で禁止している。その反面、国連協力の募金運動はなんら取締の対象になつていない。これらに対する政府の明確なる答弁を求めるとともに、右はいかなる根拠によるものであるかを明らかにされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員林百郎君提出傷い者の街頭募金禁止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員林百郎君提出傷い者の街頭募金禁止に関する質問に対する答弁書

傷い者の保護については、政府においてもこれが対策に万全を期し、傷い者で生活に困窮しているものに対しては生活保護法を適用してその自立を助長し、また、身体障害者に対しては身体障害者福祉法を適用してその更生を援助する等保護の徹底に鋭意努力を続けている次第である。地方公共団体においても同様の努力が続けられているところであり、條例で街頭募金に関する一般的な取締を行つている地方公共団体はあつても、特に傷い者の街頭募金を條例で禁止している事例は聞いていないし、募金の目的、方法、使途等が適当と認められれば許可せられる筈である。

右答弁する。

浅草税務署の不当徴収並びに浅草警察署の不法逮捕に関する質問主意書

台東区馬道三丁目二十一番地宝川吉雄氏は、浅草税務署より昭和二十四年度取引高税の更正決定九十三万円を受け異議申請を出し滞納していた。この更正決定は、当人の二十四年度所得税更正決定額二十四万円を基準にして算出されたものといわれている。これに対し、宝川氏は所得税更正決定の異議申請を行つたところ六万五千円に減額訂正された。従つて取引高税の更正決定は、当然訂正されるものであると考えるが如何。

浅草税務署では、十一月二十一日差押を行つたが、これは「審査請求中も徴収を猶予しない」という規定にかかわらず、明らかに不当であり、速やかに取引高税の誤びよう訂正をすべきであると思うが如何。

差押にきた金山徴収官は、宝川氏と十一月二十一日異議申請中だから、税務署で話をつけようと約束したのを無視し、翌二十二日浅草警察署の警官一名、私服刑事二名を帯同してふたたび差押にきた。警察力を借りて、善良な市民の税金とり立を行うがごときは、職権濫用であると思うが如何。

差押にきたことを聞いてかけつけた、近所の野島喜一氏が、その不当を抗議したところ、私服刑事は、警察へこいと暴言を吐き、宝川、野島両氏を警察署へ連行し、二時間も待たせたあげく、同署江口捜査主任は、いきなり両名を公務執行妨害罪を理由にして逮捕した。これは明らかに不法逮捕、職権濫用であると思うが如何。

政府は、これに対してどのような措置をとるつもりか。

両名を即時釈放すべきだと思うが如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出浅草税務署の不当徴収並びに浅草警察署の不法逮捕に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出浅草税務署の不当徴収並びに浅草警察署の不法逮捕に関する質問に対する答弁書

一　所得税の課税標準と取引高税の課税標準とは、税の性質及び課税の方法が異るため必ずしも一致するものではないが、所得額と取引額の間には相当程度の関連があるので、御質問のような事実があれば再調査の上訂正することとしたい。なお、納税義務者が取引金額又は税額について更正決定を受けた場合に、その更正決定金額に異議があるときは、一箇月以内に不服の事由を具して審査請求ができることになつているのであるが、その手続きがとられていないので、本件は納税義務者において異議がないものとして確定したことになつていたものである。

二　国税徴収法第三十一條ノ二には審査請求中であつても徴収又は滞納処分の執行を妨げない旨の規定があり差押は不当ではない。「警察力を借りて……職権濫用うんぬん」とあるが、十一月二十一

日に差押のため臨場のとき本人及び数名の第三者からいいがかりをつけられ差押調書を取上げられた事実にかんがみ、二十二日臨場に際しても再びこのような脅威の発生を予期されたので、警察官の同行を求めた次第であつて、現に二十二日においても予想通り遂に多勢に差押を拒まれ自余の財産捜索も不能となり、あまつさえ差押調書を破棄されるに至つたような状況であつて、その間何ら職権濫用の事実はない。

三　国家地方警察本部が、警視庁から求めた報告によると、浅草警察署では、収税官吏からの応援要請に基ずき、捜査係員二名制服員一名計三名を収税官吏に同伴せしめて室川方に派遣、差押執行に立会わしめたところ、収税官吏の差押執行に当り、室川吉雄はこれに組付いて屋外に押し出し、又、浅草商工会事務員野島茂登一は収税官吏の所持する差押調書を破る等の暴行を加え、公務の執行を妨害したので、刑法第九十五條の公務執行妨害罪容疑として右の二名を現行犯逮捕したものであつて不法に逮捕したり、職権を濫用したものではない。

なお、右の二名は十一月二十三日東京地方検察庁に送庁、室川吉雄は同日身柄釈放、野島茂登一は十日間の検事拘留ののち、十二月二日身柄釈放となつており、両名とも処分留保中である。

右答弁する。

国鉄のダイヤ編成に関する質問主意書

一　東京都の品川検車区などでは、本来なら一月位前に完成していなければならないダイヤの編成が、わずか二時間前になされている。これはいかなる理由に基くものか。

二　そのために空車の貨車が特需輸送に充てるために沢山準備されて、民間産業に影響を與えている。政府は、この空車の貨車を民需輸送に廻す意思はないか。ありとすれば、いつからこれに充てるか。

三　又、これはどのような命令又は指令によつてなされたか。若し、命令でなされているとすればその法的根拠を示されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出国鉄のダイヤ編成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出国鉄のダイヤ編成に関する質問に対する答弁書

一　そのような事実はない。

二、占領軍輸送のため、準備空車の措置を指命されたことはあつたが、現在は、そのようなことはない。

よつて、そのため一般民需輸送に圧迫を加えているようなこともない。

三　占領軍の輸送については、P・Dによつている。

右答弁する。

婦人の就労に関する質問主意書

東京都では、全都にわたり子供及び婦人の就労手帳を取り上げて問題化している。このため婦人は、婦人であるしている事実を隠しているため、倒れてしまつた婦人、又は病院で堕胎している者が続出している事実が相当多い。

これに対する対策如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出婦人の就労に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出婦人の就労に関する質問に対する答弁書

一　失業対策事業の就労者については、通常の労働能力を有することが要求される。婦人については、単に婦人であるのゆえをもつて特別の取扱はしないが、その身体的条件から前記能力を欠くと認められる場合においては、当該期間中失業対策事業への就労要件を欠くものとして取り扱うことは当然の措置である。

東京都においても本趣旨に則して処置しているが、その労働能力に応じて就労配置を考慮し、できるだけ就労せしめるよう配意している。

なお、婦人が婦人であるの事実を隠しているため倒れ、又は病院で堕胎している者が続出する等の事実については承知していない。

二　子供及び婦人の就労手帳取り上げについては、東京都に照会したところ、かかる事実はない。

右答弁する。

米価に関する質問主意書

米価は、来年度米作を保証する再生産費を当然上廻らなければならないのに、政府は、農産物収穫高が平年作もしくは豊作と発表している。ところが、戦後日本農業経営の中において、農協の経営不振、農村購買力の減退、人身売買、徴税不能による差押え等、日本農村は窮乏の一途をたどつているが、農業はその収穫さえよければ、それで保管は平常であるはずではないか。平年作、豊作であつて、なお、経営不能に陥るようでは、政府は農業をいかに経営していくつもりか。米作農産物価格及び農業生産のために買い入れる諸物資の価格、諸税、諸かかりのうちにこそ、農作に報いるに足りないものがあるのではないか。つまりパリテイ計算による米価は、不合理だと思うが、政府の見解如何。

パリテイ方式の合理的な理由如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出米価に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出米価に関する質問に対する答弁書

パリテイー計算方式は、農業生産のための物資を含む農家の購入物資の価格騰貴率と基準年次の農産物価格により、農産物価格を決定しようとする方式である。従つて農業生産のために農家が買入れる物資の価格の変動は、直ちに、農産物価格に反映するわけであつて農業生産のために買入れる諸物資の価格のうちに農作に報いるに足りないものがあるとの見解には同意できない。

農産物価格決定の方法としては、生産費計算方式も考えられるが、わが国のごとく農業経営形態がさまざまであり、且つ、大部分自家労力による経営である場合、適確に全部を代表する生産費の計算は極めて困難であるが、パリテイー計算方式は農家の購入するものの価格と極力釣合のとれるように計算されているものであり、農家経営また経済状態を十分に反映しうるものであると考えている。

右答弁する。

一、今九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員高田弥市君提出農村住宅の改造に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井之口政雄君提出鉱工品貿易公団の不正事件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員立花敏男君提出地方起債に関する質問に対する答弁書
衆議院議員林百郎君提出警察予備隊に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出政府の対共政策等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出警察官のピストル事故に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出政府貯蔵米に関する質問に対する答弁書
衆議院議員川上貫一君提出日本の貿易輸出市場確保に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出宮城県栗原郡の早場米供出に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出民同系労組の合法的実力行使に関する質問に関する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出日発の不正事件に関する質問に対する答弁書
衆議院議員高田富之君提出農家の負債整理に関する質問に対する答弁書
衆議院議員川上貫一君提出日本の軍事体制と国際的動向に関する質問に対する答弁書
衆議院議員風早八十二君提出小滝炭鉱に対する不正融資に関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出占領軍と日本人とに関する質問に対する答弁書
衆議院議員横田甚太郎君提出占領余りに長しというだつ日本人対策に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

農村住宅の改造に関する質問主意書

住宅金融公庫によつて庶民住宅の建設は、手数の繁雑、ある種の制限、建築資材の値上り等はあるが、全国都市方面に促進されつつある。

しかるに、農村における農民住宅の改造は、屋根替えにさえも何ら顧みられていない現状である。

農村の住宅は、御承知のごとく一般民家と構造を異にし、特に東北方面においては、農家の住宅の大部分はかやぶきであり、且つ、住宅面積は比較的広大である。しかるに、戦時中その屋根葺えはほとんど時間的にも経済的にもその余裕なく、ために雨は漏るにまかせ、はなはだしきは屋根裏より星を眺め、月を眺める悲惨な風流の家屋に住むものすらある。

それに、家屋の広大は、地方税の改正による固定資産税の増額、開墾のためぶきがやの著しい不足による値上り等の悪條件に窮農ならいざ知らず、中小農家はその臨時の改造はもちろん、一部の屋根ぶきのさしかえさえ農家経済上困難な状態にある。現に農村の屋根葺えの実情は、その資金を高利の融通や無尽に求め広大なる家屋を手放して、小さな小屋に移り住む傾向となつている。

しかし、今日こそ農村住宅改造の好機会であり、採光通風衛生上の見地より、家屋の改造、又、防火上の見地よりかやぶき屋根を廃止して、トタンぶき又はまさきぶきへの改造等、積極的な指導を與え、農村の生活、文化の向上は、農村住宅の改造を第一歩として出発すべき機会であると思う。よつてこれがためには緊急金融措置の途を講ずべきである。

すなわち住宅金融公庫は、主として都市方面の庶民住宅に実施されているが、これを拡大して農村住宅の改善にまで及ぼすか、又は別に単一の農村金融公庫を設立して、窮状にある農村住宅の改善のため速やかに長期金融の途を講ずべきであると思うが、政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員高田弥市君提出農村住宅の改造に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高田弥市君提出農村住宅の改造に関する質問に対する答弁書

政府が住宅難解決の一方途として設立しました住宅金融公庫は、住宅難が特に都市においてはなはだしいこと、及び現在の業務能力の点から見て運用上融資地域を都市及びその近傍町村に限定しているが、公庫業務の整備強化とともに現在の融資地域の指定はこれを漸次拡張してこれを全国に及ぼす方針である。又、既存住宅の修理及び改築等に要する費用の融資について法律の改正を必要とすることでもあるので目下研究中である。

右答弁する。

鉱工品貿易公団の不正事件に関する質問主意書

鉱工品貿易公団の不正事件には、新日本海事興業株式会社重役福田利明が黒幕というわさがあるが、これを調査をしたかどうか。

二　しかも、福田氏は、この不正を隠ぺいするために、田中警視総監を抱き込み、自由党にも、多額の政治献金をしたと伝えられているが、これに対して調査をしたか、したならば調査の経過を聞きたい。

三　若し事実とすれば政府はいかなる処置をとるか。

四　鉱工品貿易公団の不正には、部長、次長、総裁についていろ〳〵うわさがある。しかし、「築地警察署に押収された帳簿には、幹部の分を書き替えた跡が歴然としている。」と早稲田大学同窓川村晋氏が語つているが、これは事実か如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員井之口政雄君提出鉱工品貿易公団の不正事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井之口政雄君提出鉱工品貿易公団の不正事件に関する質問に対する答弁書

一　福田利明は、東京地方検察庁で取調の結果起訴されている。

なお、通商産業省が被害金の回収及びかかる不正事件の防止という見地から調査を行つた結果、福田利明と公団の不正事件との関係については次の事実がわかつている。すなわち福田利明は、元公団職員川村晋と、川村が公団在職中から知合であり、川村の不正使用した公金の内三千万円が福田利明を通じて新日本海事興業株式会社に流れている。

二　警視庁の取調によれば、質問二のごとき事実は認められないとのことである。

通商産業省は調査したことはない。

三　警視庁の取調によれば質問四のごとき事実は認められないとのことである。

なお、通商産業省が調査した範囲でもかかる事実ありと認められず、又同省が依嘱して公団の監査に当つた日本計理士会の意見も同様である。

右答弁する。

地方起債に関する質問主意書

三七〇億の昭和二十五年度地方起債のうち、三〇〇億は各地方に配分されたが、残額七〇億についてはなんら政府の措置がない。

これは池田大蔵大臣が交渉していた相手が辞任、帰国し、その後の新任者との話がつかないとのことだが、これは明らかに大蔵大臣の責任だと思うが、政府の見解如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員立花敏男君提出地方起債に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員立花敏男君提出地方起債に関する質問に対する答弁書

本年度地方債の起債の枠は、三百七十億円と予定されているが、関係方面の正式承認を受けているのは三百億円であつて、この範囲で起債承認をなしており、七十億円については関係方面の承認をうるように鋭意努力している。

未承認額については、御質問のような事情で承認が遅れているとは考えられない。

右答弁する。

警察予備隊に関する質問主意書

一　九月二十二日、広島県海田市の予備隊三十二名が、米軍指揮官の命令で解雇されたという事実があるが、同予備隊は、アメリカの指揮下にあるのか如何。

二　予備隊の訓練には「後向き前へ進め」「かた向き前へ進め」「かしらなこ」とかいう、明らかに誤訳的な言葉を用いているが、予備隊の教範はアメリカ軍隊の翻訳を用いているのかどうか。

三　予備隊訓練に、小銃訓練、部隊戦闘訓練、カービン銃とかが用いられているが、これは軍隊ではないか。又、国内治安のどんな場合に用いるのか。

四　大橋総裁は、予備隊の経理は、日本の会計法でやつているとかいつているが、一方増原長官は、ほうき一本買うにも関係筋の指揮官のサインを要するといつている。総裁と長官の答弁が違つているが、どういうわけか。又、日本の会計法でやつているなら、なぜ退職金を出さないのか。経理は米軍でやつているのではないのか。

五　外電では、警察予備隊が拡張されるように伝えているが、これは事実か。その場合費用の増額はどうするか。

六　最近、警察予備隊に脱走者がある。札幌、広島等にその事実が伝えられているが、本当か。

七　予備隊の中に、朝鮮に連れていかれるというわさで、本人も不安をもち、家族からも帰つてこいという手紙がたくさん入つているし、又朝鮮につれていかれるならばやめるといつているが、最近に朝鮮につれていくのか。又、将来はどうか。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員林百郎君提出警察予備隊に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員林百郎君提出警察予備隊に関する質問に対する答弁書

一　海田市の部隊は十月十六日に設置せられたものであつて、御質問の時期にはまだ部隊の設置を見ていない。当予備隊は、政令に基く政府機関であつて総理大臣の指揮下にあるものである。

二　予備隊は、その編成を急いだため、幹部の人選が遅れ、従つて一般隊員中より選ばれた旧軍部が部隊の随所である進駐軍将校の指揮の下に訓練を実施しており、これがため用語としては過渡的現象として不適当なものがあつたことは事実であるが、政府としては予備隊に必要な教範類を目下作成中である。

三　予備隊は、警察予備隊令に明らかな如く、国の秩序と平和を維持するため、国家地方警察及び自治体警察の警察力では事態の収拾の困難と認められるような場合にその支援として出動するものであつて、軍隊にあらざることは極めて明瞭である。

装備については、予備隊の任務にかんがみて一般警察よりもやや重装備であり、又訓練についても部隊行動を主とすることはむしろ当然であるといえる。

なお災害等の発生の場合も、将来は全力をあげて、これが救援に出動するつもりである。

四　予備隊の経理は、日本の会計法に基いて行つていることはもちろんであり、米軍が行つていることはない。なお、退職金については昭和二十五年政令第三百三十三号で定められている。

五　警察予備隊は、現に設置されてある七万五千名の隊員の教育訓練に精励し、国内の治安維持の任務を完遂することを期しており、目下のところ人員の増加等については、考えていない。

六　予備隊員で、無届で帰郷又は旅行をしたものが極く少数あること、は事実であるが、いずれも団体生活に対する不なれに起因している模様である。

七　予備隊は国内の治安維持に任ずるものであつて、国外に出て行動するというようなことはない。

右答弁する。

政府の対共政策等に関する質問主意書

吉田自由党政府は、どのように共産党を弾圧し、共産主義を克服あるいは抑圧してゆこうとしているか。又米国本位の国連協力、反共政策、すなわち低賃金、低米価、高物価、重税等の強行で、日本国民はどのような国際的利益を受けるのか。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出政府の対共政策等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出政府の対共政策等に関する質問に対する答弁書

一　政府は、思想自体に対してこれを抑圧する意思はもたず、また、現在特に共産党自体を対象とする措置について別段の意図を有するものではない。

二　政府は、速やかに経済を安定し、更に積極的な復興自立を達成することによつて、国民生活の安定及び向上を図ることを意図し、施策を進めている。又、経済自立の努力と相まつて、速やかに国連加盟国を中心とする国際社会に参加し、わが国の国際的地位の向上、国際的利益の増進を図るべく努力している。

右答弁する。

警察官のピストル事故に関する質問主意書

本年度、警察官が所持しているピストルで、どのような事故がどの位起つたか。又、事故の性質はどのようなものか。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出警察官のピストル事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出警察官のピストル事故に関する質問に対する答弁書

本年一月以降十一月末までの間の、国家地方警察部内におけるけん銃事故は、十六件（自殺事故等）内死亡人員十一、負傷人員三であり、そのほか、盲発事故による死傷事故十一件、死亡人員二、負傷人員九）の発生を見ている。

右答弁する。

政府貯蔵米に関する質問主意書

現在日本国政府の貯蔵米はどの位あるのか。

日本政府の貯蔵米はいかなる場合にも日本政府のみが操作できるのか。占領軍の命令によつて、日本政府が国外に日本政府手持米麦を今日までどんな場合、どの位出したか。

右質問する。

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出政府貯蔵米に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員横田甚太郎君提出政府貯蔵米に関する質問に対する答弁書

政府手持食糧の在庫高は、本年十一月一日現在で総計玄米換算一九、〇〇〇千石（推定）であり、その品目別内訳は左の通りである。

国産名	
米	九、一〇〇千石
大麦	二、七一三〃
小麦	一、九〇〇〃
雑穀	一六七〃
計	一三、八八〇〃
輸入	
米	六八〇千石
大麦	四八七〃
小麦	三、五五三〃
雑穀	四〇〇〃
計	五、一二〇〃
合計	一九、〇〇〇千石

政府手持食糧中輸入食糧については、その配給について総司令部関係部局の了解を要することに定められている。

本件九月以降、総司令部の要請により、日本政府と米国経済協力局及び第八軍との間に主要食糧の交換に関する契約を締結し韓国向として、これらの機関に主要食糧の引渡しを行つているが、その数量は左の通りである。これらの機関に引渡された食糧は等質、等量のものを返還されることとなつているから需給上に影響を与えるうれいはない。

輸入米　一五、七千トン（実トン）

小麦（輸入小麦の製品）一八、〇〃

押麦（輸入大麦の製品）二四、〇〃

計　五七、七〃

右答弁する。

日本の貿易輸出市場確保に関する質問主意書

日本向輸入品総額のうち外綿原料が最大で、四四%を占めると伝えられるが、日本よりの輸出繊維製品が東南アジヤの主要な市場、殊領インド、インド及び南アフリカ連邦諸国よりダンピング税の賦課、特別レートの設定、最高価格の設定等の措置をもつて総ボイコットされる結果となり、既契約品のキヤンセルが続出し、関係業者に大恐慌を来していることが報ぜられている。

このような措置がとられるにいたつた原因について、政府はどのように考えているか。又、これに対する今後における貿易対策はどのようにたてられているか。

この例を示せば、さる八月二十五日以来、南アフリカ連邦政府は、日本からの輸入綿、スフ、毛織物製品に対し五〇%のダンピング税を課したと伝えられ、その後の報道によれば、綿、スフ製品に対して最高価格制が適用され、これによると、最高価格はスフ一〇〇%の繊維品八シリング、スフ五〇%以上の製品十二シリング、綿一〇〇%の繊維品八シリング、綿五〇%以上の製品十シリング六で、関税は右製品価格に対して三五%が課せられ、毛織製品には最高価格制を適用せず、五〇%の関税のみ課せられる。この結果南アフリカ諸国の各商社は、八月二十五日着荷以後の契約は、すべてキヤンセルしており、毛織物は戦前（一九三九年）五〇〇万ヤードの輸出実績を持つ大市場を失うばかりでなく、戦後はもちろん本年の契約もすでに百万ヤードに達するとみられたものが、この措置により今後の輸出を絶望的にするとともに既契約品で来積出の商品が約六〇万ヤードあるとみられている。

又関領インド向綿布の輸出は、同国政府が対日輸入綿布に対しては公定レート（一ドル＝三・八一ギルダー）に対し、その三倍に当る（一ドル＝十一・四三ギルダー）の特別レートを実施していると伝えられ、このために引合もほとんど止つたと報ぜられている。

さらにインド政府は、対日輸入スフ綿に対し七月から十二月までの輸入綿スフのうちポンド当りCIF二五ペンス（二九セント四分の一）以上のものは輸入禁止の措置をとつた模様であると報ぜられる。

これについて商社筋では、現在の綿スフ織出価格は、六〇から六五セント（FOB）という高価を示しているため、ここ当分の間インド向輸出はまつたく望みなしとみられている。

他方中華人民共和国では、本年六月六日の三中全大会で、毛沢東主席が明確に指摘した経済好転の三大条件（一）土地改革の徹底的遂行（二）現存商工業の調整（三）国家財政支出の大幅削減を成功裡に遂行しつつあり、すでにその成果は中国農村の工業化への発展に現われ、農作物の大増産となり（昨年に比べ五〇〇万トン増し、これは日本の全産米供出量に相当する）農村の購買力の急上昇となり（国営公社合作社を通じて農村へ供給せる農具は昨年のみで七百万個、綿布の需要のみをみても一九四七年八〇万俵（単位四〇ヤード）に比べ一九五〇年は十倍（九〇〇万俵）

この結果都市と農村との物資の交流は活潑化し、農村副業の発展がもたらされ、中国の特産物たる茶、桐油、豚毛の増産となり、これが貿易面に活潑な引合増加となつて現われている。

一方鉄道の復興は昨年一月一二、七六八キロメートルより本年六月二六、九二二キロメートルと開通し、三箇年計画の目標が二〇万キロメートルと伝えられ、レールをはじめ鉄道建設資材の需要は無限といつてよい。

また紡織機の増加目標は二千万錘というばく大なもので、このプラント輸出が要望されている。

他方日本への工業原料の輸入は、国際価格の高騰と輸入難のおりから外貨輸入の昨年度計画をみても中国よりの石炭が開らん炭を中心に過半数を占め、これら中国よりの引合は日本にとつて好条件であることはすべてが認めるところであり、またあらゆる国との間における互恵平等の利益を保障する通商上、経済上の関係の拡大こそが世界平和の基礎であると新中国は主要な政策に掲げている。

この中国に対し犯罪的戦争を犯し中国人民に多大な被害を与え、国際的裁判のもとにある日本が貿易決済においては輸入優先のエスクロ方式を取り、各種の制限がこの公正な貿易を阻害し、日本の対外信用は日に失われつつある、かくのごとき措置をもつて新中国にむかうのはいかなる理由に基くものであるか。

又中国、ソ同盟以外の諸国との貿易において、取引価格、取引条件、決済方法等についてどのような互恵平等の利益が保障されているか、具体的に示されたい。又貿易市場としての安定性と有望さは右の具体的事実が示す以上のものであるが、新中国に関し、英帝国との関連におけるチベット問題等を捨え、複雑な態度を示しているインド首相ネール氏の言葉をもつてしても「もうそろそろすべての人口がこのことを理解してよいときである。偉大なアジアの一国――これまでの歴史の上で最も統一され――最も中央集権化された――の明白な事実を承認することを拒むのはまことに慨くべき事態である。――」このように偉大な発展を遂げつつある中国に対し、中国よりは、日本人民との公正な取引を中心政策に日本の平和的発展には喜

援助の手を差しのべている中国に対する現在の日本の取つている態度、ことに過去の犯罪的侵略を行い、中国人民に多大な被害を與えた日本の態度が公正であると考えるか如何。右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員川上貫一君提出日本の貿易輸出市場確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川上貫一君提出日本の貿易輸出市場確保に関する質問に対する答弁書

一　關領インド（インドネシヤ）及びインドが最近特に日本製品に対して関税引上げ価格制限等の措置をとり、そのために日本の繊維製品の輸出が総ボイコットされているという事実はない。

インドネシヤは、輸入為替について特別の措置（公定レートの約三倍）をとつているが、これは同国の本年三月十三日公布された為替管理規則によりすべての輸入為替に適用されるもので、特に日本品のみに適用されるものでなく、從つてそのために日本綿布の輸出が阻害されていることはない。

またインド政府が、対日輸入スフに対し七月から十二月までの間特定価格のものの輸入禁止措置をとつたということについて在日印度ミッションに紹介したところでは、かかる事実はないとの問答である。ただ同国向けのスフについては、昨年の下期以降より価格の折合がつかず、事実上輸出されていないが、このために日本のスフ輸出が打撃を受けているという現状ではない。

二　南アフリカについては、本年八月二十五日に同国産業の保護及びダンピング防止の理由のもとに綿製品及び羊毛製品について大幅の輸入関税引上げを実施した。しかし同国のこれらの製品の生産量は実に微々たるもので産業保護という理由とならず、またわが国製品の輸出価格に外国製品の価格に比較して廉価ではないので決してダンピングということはできない。從つてかかる処置はわが国に対して事実に即せざるものと思われる。政府は、関税引上げに関する情報を入手後直ちに総司令部を通じ、撤廃方交渉を依頼し鋭力を悪請している。

貿易決済方式について輸入先行エスクロ決済方式を採用しているのは、国際情勢等により同国との貿易が必ずしも安定していないので取引を確実に実施するためであり、これが改善については検討中である。

右答弁する。

宮城県栗原郡の旱場米供出に関する質問主意書

一　「宮城県栗原郡の旱場米供出について一億四千万円の供出代金があり、そのうち現金として受け取つたのは六千万円で、平均すると農家貯金が三万九千三円、農業手形の返済三万五千三円、勝連の売掛代金三千五円、秋肥代金三千三円、結局借金を返すと金の顔を見たのは二日か、三日であつた。」と十一月八日の河北新聞が報じている。

右の内容を明らかにしたいのだが、政府には同地方の旱場米供出数量、交拂金額、その他関係農民数等どういふように報告されているか。

二　又このようにせつかくの收穫米と、その金等をまき上げられてしまつた農民は、どう暮してゆけばよいのか、政府の対策如何。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出宮城県栗原郡の旱場米供出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出宮城県栗原郡の旱場米供出に関する質問に対する答弁書

本件について直ちに現地に調査せしめたがまだ回答がこない。回答到達次第御答えする。

右答弁する。

民同系労組の合法的実力行使に関する質問主意書

一　民同系労組が再三再四の政府及び関係官庁への各種各様の要求申入れにもかかわらず、一向に目的を達しないので、最近ではついに合法的実力行使を決議しているが、合法的実力行使というような珍妙なものがあるのか。実力行使を制限、制約し、法文化したのが法律ではないのか、民同系労組の合法的実力行使とは、どのようなことをやろうとしていると政府は情報を得、又、それにどう対策をたてているか。

二　「実力行使」の言葉ゆえに、去年初夏、国鉄を始め一切の産業労働者を首切り、最近ではレッド・パージとまで行過ぎ政策をもつて労資の闘争を激化したのではないか、昨年初夏の国鉄も非合法、実力闘争とは当初は言わなかつた。よつて両者実力行使の相違点を問う。

三　協調妥協的な民同幹部もついには合法的とのいいのがれ文句はあるにせよ、実力行使もやむなしとまで決意せしめた政府の労働政策に再考の余地はないか。労働者をここまで追い込んだ強圧手段を何だと思い、又それを緩和する意思はないか。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出民同系労組の合法的実力行使に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出民同系労組の合法的実力行使に関する質問に対する答弁書

一　合法的な実力行使という言葉の正確な意味や、これに関する格別の情報は、政府としては承知していない。

実力行使という名称のいかんにかかわらず、政府としては、労働運動の実体について、法の禁ずるものはこれを取締り、合法なものはこれを労働法規の趣旨に照らして保護助成の方針をとりたいと考えている。

二　お説の昨夏の国鉄の問題は、いわゆる実力行使という言葉とは何の関係もないのであつて、あれは行政整理なのである。レッド・パージを実力行使という言葉と何らか関連をつけて考えているようであるが、そういうことは全然ない。二の後段の質問は前段の答によつて明らかである。

三　政府の労働政策は、民主的な労働組合の育成助長と、労働者の生活の向上を図るものであり、現在再考の必要を認めない。

右答弁する。

日発の不正事件に関する質問主意書

一　日発に対する不正事件が、関係筋から調査を提起されて、衆議院の考査委員会が調査を開始されたと伝えられたが、このことは事実か。何故政府が自発的に取り上げないで、関係筋の示さに基かねばならなかつたのか。

二　これは、国民の大きな疑惑を呼んだ事件であるから、政府においてこの事件の真相を発表されたい。関係筋の示さは真実性がなかつたのか如何。

三　この事件について、田中清玄氏は、日発から一、〇九三万円を電源防衛費献費としてもらつたといつているが、このことを調査したか。調査の結果はどうであつたか。

四　この事件の調査に当つた竹内勝平氏は、三浦襲一氏を取り調べたという理由で、大阪特審局に転勤させられたというが、事実か。転勤はいかなる理由に基くか。又その時期はいつか。

五　三浦氏は、日発副総裁の桜井氏と関係が深く、日発使用のセメント、電動機の購入に強力な発言権を有すると伝えられている。さらに、桜井、大西両氏の辞職について三浦氏が口入れをし、三浦氏が両氏の辞表をもつて後任総裁問題を吉田首相と交渉したと伝えられている。かかる三浦氏の行動は事実かどうか。

この事件に、三浦氏はなぜこんなにタッチする理由があるのか。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出日発の不正事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員横田甚太郎君提出日発の不正事件に関する質問に対する答弁書

一　日発事件を衆議院の考査委員会が調査を開始した動機については関知していない。

二　日発事件については確たる捜査の端緒を得ていないので、捜査を開始していない。

三　田中清玄氏が日発から金員を受けたとの事実についても調査していない。

四　特別審査局員には竹内勝平という者はいないが、元同局第二課勤務事務官竹田勝平がかつて覚書該当者三浦襲一に対する昭和二十二年勅令第一号違反容疑事件の調査に関与した事実はあるが、いわゆる日発事件に関する調査に従事した事実はない。

同事務官が本年九月六日付特別審査局近畿支局勤務を命ぜられたのは、同人が大阪出身者であるから私生活の都合上同支局勤務を希望していたためである。

五　特別審査局において前記三浦襲一が日発の経営並びに幹部の人事問題に介入したとの情報を入手したことなく、又調査したこともない。

右答弁する。

農家の負債整理に関する質問主意書

供出過重のため、各地でいわゆる「買出し供出」なる違法行為が公然と行われている現状にあるが、このため農業協同組合を通じての負債並び高利貸その他からの負債が累増し、農家経済を破たんに陥れている。一例として埼玉県北葛飾郡吉川町附近数箇村（二百年領地帯）のごときは昨年度の供出のため、多きは一戸当り三十万円、平均一〇万円ないし二〇万円の負債を背負つた農家が極めて多く、農業協同組合からの負債のみでも一町村平均八〇〇万円程度に上り、このため、今年度の供米代金も差し押えられようとしている。従つて農民は、肥料その他必需品を購入するためには、やみ売りをしなければならない。その結果は、再び米供出とならざるをえない悪循環に陥つている。現在この地帯は土地の放棄による経営の縮小、税金の滞納、不供出罪に問われるもの等続出し、荒廃の極に達している。

政府はかかる状態から農家経済を救済するため、至急この種の負債をたな上げ整理することは、当然緊急にとるべき措置と考えるが如何。

この地帯では右の農業協同組合からの負債は、現在農業手形に振り替えられているが、全国的にもこの種の農業手形債務を別途に整理して、農業経営に対する債務の重圧を排除することはぜひ必要と思うが如何。具体的に緊急措置に関する政府の考えを説明されたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員高田富之君提出農家の負債整理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高田富之君提出農家の負債整理に関する質問に対する答弁書

本件については、御趣旨のごとく負債のたな上げの措置を採ることは、現在においては困難であつて御質問の事例に対しては、供出制度の合理化や農業経営の改善に関する諸施策の実施によつて解決を図りたいと考える。

右答弁する。

日本の軍事体制と国際的動向に関する質問主意書

一　国際安連議事録によればアメリカの国会議員カーン氏は、「アメリカはすでに装地をもつに至つた。われわれの必要とするのはわが国の青年を戦場に送ることである。」と言明した。このような国際的な動きにつれて、佐藤参議院議長も、「国連協力は、日本の人的資源を動員することである。」といつている。

政府は、かかる国際的な日本を戦争へ介入させる動きに対していかなる見解を有するか。

二　日本国憲法により、戦争反対、平和を守る運動は、正しい民主主義的運動と思うが、これに対する政府の見解如何。又これを押える意思があるか。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員川上貫一君提出日本の軍事体制と国際的動向に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川上貫一君提出日本の軍事体制と国際的動向に関する質問に対する答弁書

一　政府は、日本を戦争へ介入させるような国際的な動きがあるとは考えない。

二　「戦争反対、平和擁護」の標語を掲げて運動することは自由であるが、どんな運動でも、その具体的な内容については、各種取締法令の適用をうけることは、当然のことである。

右答弁する。

小滝炭鉱に対する不正融資に関する質問主意書

小滝炭鉱に、炭鉱の調査もせず、炭質も不明であり、資源庁も参与していないのにかかわらず、融資したのは何故か。

二　融資後その使用についていかなる監督をしたか、どんなに生産が増加したか。

三　この問題について、田中章治氏は、質問を通産委員会で打ち切つたが、これについて田中氏の経営する炭鉱にも見返資金が融資されるというわさがあるが、これは事実であるのか。調査の結果を聞きたい。

四　田中氏は、かつて復興金融金庫から二、〇〇〇万円の融資を受け、そのうち五〇〇万円を政党献金し、一、〇〇〇万円を選挙費用に使われたというわさがあるが、この融資は政党に使われたのか、又政府は調査したか。調査の結果はどうか。若し事実とすればどういう処置をしたか。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員風早八十二君提出小滝炭鉱に対する不正融資に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員風早八十二君提出小滝炭鉱に対する不正融資に関する質問に対する答弁書

一　小滝炭鉱については、資源庁において調査を実施した。炭質については、製鉄用強粘結炭であることが確認されている。同炭鉱については見返資金を融資する方針を決定したが、未だ融資を実行していない。

二　見返資金の融資はまだ実行していない。従つて見返資金融資後の使用等については監督する段階に至つていない。

三　田中彰治氏が会長に就任している振興鉱業開発株式会社から見返資金融資の申請が提出されているが、これについては現在調査中である。

四　復興金融金庫から田中氏に対し二、〇〇〇万円を融資しているが、その資金が政党に使われたということはきいていない。従つて右につき政府は調査を行つていない。

右答弁する。

13

附録

1-3

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十五年十二月十日

○第九回国会 衆議院会議録第十三号附録(一)の三

占領軍と日本人とに関する質問主意書

敗戦、占領下、そんなことでは解釈しきれぬ不快な昨今、占領を口実としたあまりにも不当な日本民族や、日本の政治経済産業への干渉に我慢のならない気持のわくのを禁じえない。

国会開会中に政令の公布による国会審議権の無視、議員の質問に対する関係方面を逃げ口上にした答弁、労働者の集団行動、思想に対する制限、農村供米への強圧等、日本国内法規には解しえない違法行為の公然化等、実に独立を奪われた自由人として憤激を禁じえないものがある。

古人も「納得させれば協力せず」というのが自由人の信條だというが、あまりにも米国本位の日本支配のように思われる。この政治に納得しえぬものが日に日に多くなつている。そしてこのための犯罪は激増している実情ではないか。

政府は、このような人達に対していかなる対策を持つているか。あいかわらず、政令違反と牢獄と重労働のみを用意しているのみか。他に対策があればそれを示めされたい。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出占領軍と日本人とに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員横田甚太郎君提出占領軍と日本人とに関する質問に対する答弁書

「ポツダム」宣言の受諾によつて、無條件降服をしたわが国として、占領政策に対し、誠意を以つて協力すべきは当然であるが、これを口実として政治、経済、産業等の上に不当な干渉を加え、又は真面目で建設的な思想、言論、出版等を抑圧しているような事実はなく、従つて、そのような理由によつて、犯罪が激増しているとは到底考えられない。しかしながら、占領政策に対する虚偽又は破壊的な批判、交渉等に名を借りる悪質な集団暴行行為等いやしくも法令に違反する行為に対しては、今後といえども厳重に取り締る考えである。

右答弁する。

「占領余りに長し」というだつ日本人対策に関する質問主意書

一　ポツダム宣言第十條には「われ等は、日本人を民族として、奴隷化せんとし、又は国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも……中略……日本国政府は、日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障碍を除去すべし、言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立せらるる可し。」とあり、又第十二條には、「前記諸目的が達成せられ、且つ、日本国国民の自由に表明せる意思に従い、平和的傾向を有し、且つ、責任ある政府が樹立せらるるにおいては、連合国の占領軍は直ちに日本国より撤収せらるべし。」とありますが、われわれは此の條文をこそ唯一の縋みとして占領下に忍従してきたのにもかかわらず、占領長期にわたり、講和の声は政府強圧、あるいは海の向うのアメリカの論調によつて、全面講和への途へではなく単独、全面講和と声をとられている。従つて日本国の政治、経済はアメリカ化し、労資の利害相反し、政府の労働対策として民同労組を育成するといえども、そのおさなしい民同労組も、ついには合法的実力行使をうんぬんし、国会内の大臣室前に坐り込み、国鉄の大宮工場も又、暴悪にして世情穏やかでない様を呈し、米軍に対する犯罪は激増し、関係官庁で一たんけん疑を抱けば日本人の法的保護さえなく、追放、投獄となり、日米親交に憂うべき後日の相を呈す、これらは皆「占領余りに長し。」というだつ日本人の国と民族を思う至情より発するのではなかろうか。よつてこれらの人民に対する政府の対策と見透し如何。

二　マッカーサー元帥は「日本人は余の責任下における捕虜のごとし。」という。日本人が捕虜だとして、捕虜にも世界人権宣言の保証はあるのか、首相の見解如何。

三　世界人権宣言は、世界のどこで、どの人種が適用を受けているか。又占領下と世界人権宣言と日本人との関係を明らかにしてもらいたい。

四　日本が降伏を甘受した動きはいろいろあろうが、原子爆弾を日本人に見舞われ、民族を滅亡させたくない気持の強かつたことを認めるか。現在、朝鮮で日本人を軍事目的に使用をする言強く、又原爆使用を考慮するとうんぬんする米国大統領あり、これでは朝鮮作戦の作戦基地になつている日本に、原爆が投下される危険が増大する。(大橋法務総裁の防空答弁を見よ。)戦争を放棄した日本が占領を口実に、自ら戦争の渦中にまき込まれる。これに対するもせりは、再び言うが、「占領余りに長し。」というだつ人々の犯罪をます。原爆投下の可能性ある軍隊の撤収と占領によつて、いらいらしないように民心平静への対策を講ずべきであると思うが、政府の対策を示せ。

右質問する。

昭和二十五年十二月九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出「占領余りに長し。」というだつ日本人対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員横田甚太郎君提出「占領余りに長し。」というだつ日本人対策に関する質問に対する答弁書

一　講和の遅延は、国際情勢によるものである。民主主義諸国が講和促進のため努力していることは、周知のとおりである。

二　日本は占領下にあるが、日本人は捕虜ではない。

三　世界人権宣言は、国際連合第三回総会で採択されたが、国際連合加盟国中ソヴイエト連邦その他の共産主義国だけは、表決の際棄権してこの宣言に参加していない。日本は、もとよりこれに参加していないが、その精神はわが憲法にも十分とり入れられている。

四　日本が降伏した動機については、答弁の限りでない。その他質問の前提として述べているところは、所見を異にするが、民心を平静にするためには、国内の治安を確保することが最も大切であると考える。

右答弁する。

〔第六号参照〕

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在の税率及び酒類の価格が高きに過ぎるため、密造酒がはびこし、正規酒類の需給に混乱を生ぜしめているので、十二月一日より清酒一級九五〇円を七五〇円に、同二級六四五円を四六〇円に、焼酎四五〇円を三三〇円に、その他もそれぞれ相当程度に値下げを実施しようとするものである。

二　議案の可決理由

本年度当初予算編成当時に比して原料事情の好転等に伴い、酒類の生産が著しく増加したにもかかわらず、現在の税率及び酒類の価格が高きに過ぎ、購買力がこれに伴わないため、正規酒類の需給に混乱を生ぜしめ、酒税の円滑な徴収に支障を与えるとともに、酒類密造の弊害を大きくしている現状であるので、酒価の値下げは密造を防止し、且つ、当初予定の税収をも確保しうる極めて適切な措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月二十八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第七号参照〕

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

第七回国会において日本政府在外事務所設置法が成立したアメリカ合衆国内に五箇所の在外事務所が設置され、その後同法第二条第二項に基く日本政府在外事務所増置令により欧洲、南米、印度の十一箇所にそれぞれ在外事務所が増置された。

しかるに在外事務所を設置する相手国の意向により、所掌事務についてあるいは新たに加え、あるいは制限する必要が予想されるにいたった。

右事情にかんがみ同法第三条に「文化的活動に関する事務を行うこと」の一項を加えるとともに「前項に規定する所掌事務の範囲は、特別の必要がある場合においては、外務省令の定めるところにより、在外事務所ごとに制限することができる。」という項目を加えたというのである。

二　議案の可決理由

本案は在外事務所事務執行上必要且つ妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十一月二十九日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本公庫は、本年十月末までに普通小口貸付三十三億一千万円、厚生資金九億五千万円の貸付を行い、本年度増資分十二億円も八月末までに貸付を終り、九月以降の貸付は、既往の貸付金の回収金のみに依存せざるを得ず、増大する資金需要に対処するには極めて不充分な状態にあるので、現在の資本金三十億円を四十億円に増加しようとするものである。

二　議案の可決理由

最近の金融情勢においては、国民が生活再建のための生産資金として一般の金融機関から資金の融通を受けることは、極めて困難な現状にかんがみ、この種の資金の供給を行う国民金融公庫の資本金を増加することは緊急必要な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

松江国際文化観光都市建設法案（山本利壽君外百七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

松江市を国際文化観光都市として建設することを目的とし、これが事業の促進と完成に対して、国及び地方公共団体の関係諸機関が、国有財産の譲与その他により、援助し助成すべしとするものである。なお、本案は憲法第九十五條による特別法であるとしている。

二　議案の可決理由

国際文化の向上と、わが国の経済復興に寄与する上に、その趣旨は適切であることを認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月二日

建設委員長　竜野神吉太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府職員の給与は、その生計費及び民間の賃金その他の事情にかんがみ、これを適正に改訂し、その生活の安定確保を図る必要があり、昭和二十五年八月九日付で人事院が勧告した給与計画を原則的に尊重して、一般職の国家公務員の給与を改訂せんとするもので、その要点は次の通りである。

第一に、一般政府職員に対し、昭和二十六年一月一日以降における平均給与額を月額約千円引上げて、おおむねこれを八千円程度とすること。

第二に、俸給については、一般俸給表の適用をうける普通職員については、成年独身者の標準生計費及び民間給与の実態を考慮して、その俸給表を定めることとし、次で、特別俸給表の適用をうける税務、警察、船員等の特殊職域に勤務する職員等については、勤務時間差、職務内容等に基いた従来の取扱を最近の事情に基き、ある程度調整して、普通職員との均衡を図つてあること。

第三に、扶養手当については、従前通り六百円及び四百円にすえおくこと。

第四に、勤務地手当については、最近の経済事情、各地域の実情などを勘案して、その支給地域の区分を別に法律で定めることとして、その支給割合は、従来の三割、二割五分、二割、一割五分を、二割五分、二割、一割五分、一割、五分、の五区分に改めることとしたが、支給地域に関する法律が制定施行されるまでは、暫定的に従前の支給割合が、三割でもつた地域については二割五分、二割であつた地域については一割五分、一割であつた地域については五分とすることに改めたこと。

第五に、昇給、昇格等は従来政令に委任していたのを法律に明確に規定し、また昇給制度について、勤務成績特に良好な者等については、特別の昇給の道を開くことに改めたこと。

第六に、職員が離職死亡等により職員でなくなつた場合、その俸給の金額をその除、支給することとする等の現行の規定に基く給与支給方法について所要の改正を加えようとすること。

二　議案の可決理由

最近における生計費、民間賃金その他の事情にかんがみ、一般職の国家公務員の給与を改訂するとともに、その支給方法等について所要の改正を加え、その生活の安定確保を図る必要を認め、本案はこれを可決すべき

のと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費は、昭和二十五年度において、総額二、七八九、七二三千円であつて、この金額は補正予算に計上されている。

なお、その内訳は次の通りである。

一般会計所属職員の分　一、三八七、五四三千円

特別会計所属職員の分　一、四〇二、一八〇千円

右報告する。

昭和二十五年十二月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（内閣提出、第七回国会議決第三号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（第七回国会議決第三号）は、公共企業体仲裁委員会が、日本国有鉄道と国鉄労働組合との間における賃金ベース改訂に関する紛争について下した裁定は、公共企業体労働関係法第十六條第一項に該当するので、同條第二項の規定により、国会の議決を求めるため提出されたものである。

二　議案に対する審査の結果

本件は、現在の財政事情を勘案した結果、公共企業体仲裁委員会の裁定（昭和二十五年三月十五日仲裁裁定第三号）については、昭和二十五年度において、四十九億五千百八十一万三千円を限度として、これを承認し、残余はこれを承認すべきでないと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月二日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第八号参照〕

芦屋国際文化住宅都市建設法案（原健三郎君外四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

芦屋市を国際文化住宅都市として建設することを目的とし、これが事業の促進と完成に対して、国及び地方公共団体の関係諸機関が、国有財産の譲與その他により、援助し助成すべしとするものである。なお、本案は憲法第九十五條による特別法であるとしている。

二　議案の可決理由

国際文化の向上と、わが国の経済復興に寄與する上に、その趣旨は適切であることを認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月四日

建設委員長　幸師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

松山国際観光温泉文化都市建設法案（川端佳夫君外百二十名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

松山市を国際観光温泉文化都市として建設することを目的とし、これが事業の促進と完成に対して、国及び地方公共団体の関係諸機関が、国有財産の譲與その他により、援助し助成すべしとするものである。なお、本案は憲法第九十五條による特別法であるとしている。

二　議案の可決理由

国際文化の向上と、わが国の経済復興に寄與する上にその趣旨は適切であることを認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月四日

建設委員長　幸師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

塩田等災害復旧事業費補助法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国内における塩の生産を確保し、日本專売公社の行う塩に関する国する国の專売事業の健全な運営に寄與するため、塩田等の災害復旧事業を施行する者に対し、塩田及び濃縮施設に係る災害復旧事業については、その事業費の十分の五、塩田防災施設に係る災害復旧事業については、その十分の六・五の比率によつて算出した金額の範囲内で、日本專売公社に補助させようとするものである。

二　議案の可決理由

従来災害復旧事業費の補助は、予算措置によつて行つて来たのであるが、財政補助は法律に基いて行うことが好ましいので、本案は適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年度一般会計予算補正（第一号）に関する報告書

一　本予算の要旨

わが国の経済は均衡予算の実施以来、とみに安定の度を加え、戰争による荒廃した経済も逐次回復しつつあつたのである。殊に朝鮮動乱の勃発以来、世界経済の変化等による特需の増加、加えて新たな生産の増強等の要請により、わが国経済の促進と、一方海外の物価高等による国内物価上昇の傾向にかんがみ、経済の安定確保の必要上、本予算を国会に提出したのである。

政府の説明によると、

歳入において、差引補正増加額　三十一億七千余万円

歳出において、

三十一億七千余万円

であつて、この結果昭和二十五年度一般会計予算総額は歳出入とも、六千六百四十五億七千六百万円となる。

次に、本予算の主なる内容は次の諸点に要約される。

まず歳出においては、

1　外国為替特別会計への繰入　百億円

2　産業資金供給のため　四十億円

3　災害関係の増加　五十億九千余万円

4　公務員の給與改善　三十五億四千余万円

等であり、

歳入における主なるものは、

1　租税及び印紙収入の自然増加　六十八億六千余万円

2　終戰処理収入の増加　九十二億二千余万円

3　高級タバコの売行不振による專売益金の減少　七十九億七千余万円

4　所得税を中心とするその他の減税により　六十三億九千余万円

等である。

二　議決の理由

給與改善その他本予算の内容は、極めて妥当なものであると思われるので可決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月四日

予算委員長　小坂善太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年度特別会計予算補正（特第一号）に関する報告書

一　本案の要旨

本案は、新設の特別鉱害復旧及び中小企業信用保險の二特別会計と外国為替外十七の特別会計に関する補正予算である。

補正総額は

歳入増加額　三千四百三十五億六千百余万円

歳出増加額
三千四百三十七億八千八百余万円
であり、この補正の結果、本年度特別会計の歳入歳出予算の総額は
歳入　二兆八百三十六億三千四百余万円
歳出　二兆四百十三億九千五百余万円
となり、特別会計の数も三十二となる。
予算補正の内容は、大部分給與改善に関するものであるが、他に特に注目すべきものをあげると
イ　外国為替特別会計においては、輸出の増加、貿易特別会計からの繰入減等により、運転資金に不足を来たし、不足補塡のため、一〇〇億円を一般会計から繰入れていること
ロ　食糧管理特別会計においては主食の生産者価格ならびに消費者価格の引上を見込んでいること等である。
二　議決の理由
給與改善は必要であり、外国為替特別会計への一般会計からの繰入は安定政策上妥当であり、その他本案の内容は適切なものとして可決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年十二月四日
予算委員長　小坂善太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年度政府関係機関予算補正（機第二号）に関する報告書

一　本補正予算の主旨
本案は、日本専売公社、日本国有鉄道及び国民金融公庫の三機関と今回新設の日本輸出銀行に関する予算補正である。
補正の大部分は給與改訂に関するものであり、今回の補正によつて政府関係機関予算総額は次の通りとなる。
収入において
昭和二十五年度当初予算額　一、四一六、六四七百万円
〃　今回補正減少額　六、八八六〃
計　一、四〇九、七六一〃
支出において
昭和二十五年度当初予算額　一二九六、六〇二百万円
〃　今回補正増加額　一、〇八一〃
計　一、二九七、六八三〃
となる。
その内容の主なるものは次の通りである。
一　日本輸出銀行
今回新設の機関であり、生産設備の輸出の如く、製造から代金決済までに長期の資金を要するものについてこの種の輸出金融を円滑化し、輸出の促進をはかることをもつて目的としたものであり収入支出は次の通りである。
収入　四一、八七三千円
支出　一四、二六七〃
二　国民金融公庫
当初予算において十二億円を一般会計から受入れ、貸付回収金と合せて約十八億円の貸付けを行う計画であつたが、更に一般会計から十億円を受入れ、貸付財源の充実をはかるものである。
三　日本国有鉄道
第二次裁定の国会承認額全額を支給する措置、その他輸出力の増強に伴う増収、あるいは、旅客収入の減少の見込みのためこの措置をとらんとするものである。
以上の通りである。
二　可決の理由
この措置は、国家公務員の給與改訂に準ずる措置及び鉄道輸送力増強措置、庶民金融の促進並びに輸出の増進に伴う補正であり、妥当なものと認め可決致した次第である。
右報告する。
昭和二十五年十二月四日
予算委員長　小坂善太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第九号参照〕

裁判所職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本年十月十八日附の連合国最高司令官の覚書第二、一二七号により、さる十一月一日から連合国人に対するわが裁判権が拡張されたことに伴つて、高等裁判所以下の裁判所に通訳等の事務に従事する裁判所事務官及び裁判所技官を増員する必要が生じ、また、検察庁及び刑務所等においても、新しく連合国人に係る犯罪事件の処理に当る検察官及び通訳等の事務に当る検察事務官又は法務府事務官を急速に増員する必要が生じた次第である。
増員の内訳は、
(1)　「裁判所職員の定員に関する法律」中に規定する裁判所事務官の定員を四十八名、裁判所技官の定員を一名、増員し
(2)　「行政機関職員定員法」中に規定する法務府職員の定員を六十七名、増員しようとするのである。
二　議案の可決理由
連合国人に対する裁判権の拡張によつて、刑法犯事件と、連合国財産の不法所持等の特別法律事件とで併せて約六千件が増加すると予想されるので、今回のこの程度の増員は、妥当な措置と認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
昭和二十五年度（一、二、三月分）予算において、本案施行に伴う経費は、
裁判所関係　五六三、六七〇円
法務府関係
合計　一、七二五、四二〇円
二、二八九、〇九〇円
を計上している。
右報告する。
昭和二十五年十二月四日
法務委員長　安部　俊吾
衆議院議長幣原喜重郎殿

所得税法臨時特例法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
(1)　昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に支拂われる給與に対する所得税の源泉徴収税額につき、左の通り暫定的に軽減を行う特例を設ける。
すなわち、基礎控除を年三万円、扶養控除を年一万五千円、税率を課税所得金額五万円以下に対する百分の二十からはじまり、百万円を超える金額に対する百分の五十五に至る超過累進税率として計算した場合の税額程度までその負担の軽減を図る。
(2)　所得税の申告納税に関し、農業所得者以外の納税者について確定申告書の提出期限及び暫定申告書の提出による納付期限を一箇月延長し、二月末日とすること。
二　議案の可決理由
財政の現状にかんがみ、この程度の負担軽減をもつて満足すべきものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年十二月五日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

砂糖消費税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
最近における輸入砂糖及び飴、ぶどう糖等の甘味品の増加により、国内産糖の価格が相当値下りを来して、その負担が過重となつ

ているので、今回その税率を黒糖及び白下糖については現行百斤当り千八百円を四百円に、白砂糖については二千円を千円にそれぞれ引下げ、昭和二十六年一月一日から実施しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、砂糖消費税延納の際の担保物件の範囲を社債及び保証人等にまで拡張する等の改正を行つており、現状において適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月五日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

揮発油税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昨年五月以降揮発油の小売価格の百分の百という相当高い税率で課税して来たのであるが、その後における揮発油の供給の増加及び代用燃料価格の下落等によつて、その税率が極めて重いものとなつたので、今回その税率を約三五％引下げて、一キロリットル当り一万一千円とするとともに、従来の従価税率を従量税率に改めようとするものである。

二　議案の可決理由

この軽減は昭和二十六年一月一日から行うものであるが、徴収猶予の関係から、本年度の税収入額には影響がないのであり、現状に即した適切なものであることを認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月五日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

物品税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本年一月事務用品及び日常生活用品について相当大幅に課税廃止又は税率引下げを行つたが、現在の税率はなお高率に過ぎると認められるので、ミシン、扇子、安全剃刀、万年筆、シャープペンシル、紅茶、礦泉、普通電球類及びアイロン等事務用品及び日常生活用品について課税を廃止するとともに、税率を第一種物品については現行百分の七十乃至百分の十を百分の五十乃至百分の五とし、第二種物品については概ね、現行の三分の一程度に軽減し、更に家具、漆器、陶磁器、玩具類、靴類及び時計等については、課税最低限の大幅な引上げ及び新設を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本改正によつて、平年度において約百六億円の減税となり、本年度収入としては徴収猶予等の関係もあり、明年一月の課税分だけ収入が減少することになるので、八億一千万円の減収を見込んでおり、財政の現状において適切な措置であると認められるので、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月五日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の従来の生活慣習から、国家公務員に対し、古くから年末には賞与を支給するのが例となつていたが、終戦後諸般の事情から従来の賞与制度は廃止された。しかし年末における生活事情の特殊性は未だ解消した訳でなく、年末には賞与に代るべきなんらかの給与の増額措置を採つて来たが、これらの措置はいずれもその年度限りの臨時措置として行われたに過ぎないため、毎年年末には、この種の年末手当の支給問題をめぐつて、しばしば困難な紛議を招き、又これがため、公務員は安心して年末に処することができないというような事態を繰り返して来た。

以上のごとき実情にかんがみ、且つ、人事院の勧告による年末給の趣旨に従い、本年度以降は、年末手当をあらかじめ予算に組んで、公務員の給与の改善と、生活安定の一助とするため、年末手当を支給しようというのである。

その要旨は次の通りである。

1　年末手当の支給範囲は、一般職及び特別職の国家公務員の全部とすること。但し、一部の常時勤務を要しない職員は除外すること。

2　年末手当の額は給与月額の半月分を最高として、その年中における在職期間に応じて支給額に若干差をつけることとし、又その支給日は原則として毎年十二月十五日とすること。

二　議案の可決理由

わが国の従来の生活慣習からして毎年年末には国家公務員に対して年末手当を支給するの必要ありと認め、よつて本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十五年度において、総額三、八二五、四七五千円であつて、この金額は、補正予算に計上されている。

なお、その内訳は次の通りである。

一般会計に属する職員の分

一、七三一、四一三千円

特別会計に属する職員の分

二、〇九四、〇六二千円

右報告する。

昭和二十五年十二月五日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

一般職の職員の給与改訂に伴い、特別職の職員についても給与の改訂を行うとともに、特別職の職員の給与に関する法律について、規定の整備を図るのが目的であつて、その改正の要点は次の通りである。

（一）　国会閉会中あらたに特別職の職員となり政令で定められていた者を適用範囲に挿入したこと。

（二）　内閣総理大臣等の給与については、一般職の職員の給与改訂との均衡を図り、且つ、その職務内容に応じて俸給月額を現行の三割ないし五割増給することとしたこと。

（三）　首都建設委員会委員等の給与は、従来日額千円の範囲内で手当が支給されていたが、これも一般職の非常勤職員である委員、顧問、参与等と同様に日額を千八百五十円に改めたこと。

（四）　食糧配給公団の職員に対する特別手当を、一般職の公団の職員と同様に、従来の三割を一割に改めたこと。

二　議案の可決理由

一般職の職員の給与改訂に伴い特別職の職員について給与の改訂を行うとともに、特別職の職員の給与に関する法律について規定の整備を図る必要を認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十五年度において、総額三五、三一四千円であつて、この金額は補正予算に計上されている。

なお、その内訳は次の通りである。

一般会計所属職員の分

三五、〇八八千円

特別会計所属職員の分　二二六千円

右報告する。

昭和二十五年十二月五日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方公務員法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本法案は、憲法に基く地方自治制度の確立が、数次にわたる改革により逐次実現を見つつあるにかかわらず、ひとり地方自治行政の現実の担当者たる地方公務員の制度のみ未だに整備せられないままに放置されている現状にかんがみ、且つ又近く予想せられる地方行政調査委員会議の勧告に基く地方公共団体の責務の加重を考慮して、速やかに国家公務員法と同様に、民主的科学的な人事行政制度の理念と体制を導入して、全体の奉仕者としての公務員の地位と身分を確立し、もつて地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を保障するとともに、これによつて地方自治の本旨実現に寄与することを目的とするものである。

本法案の内容は、職員の任用の範囲、人事機関の設置並びにその使命、任用の規定、職階制の採用、勤務条件、分限、懲戒、服務に関する宣誓、研修及び勤務成績の評定、取扱い、研修及び利益の保護に対する方法、福祉及び利益の保護に対する措置並びに職員の労働関係の調整等概ね国家公務員法に準じて規定せられているのであるが、ただ地方公共団体の自主性あるいは多様性を考慮し、且つ権衡して、煩さにわたる規定を避け、その実施の細目は地方公共団体の実状に即した自主的処理にゆだねしめる方針のもとに立案されている。

本案の規定が国家公務員法と相違する主な点を摘記すれば、

一　特別職の範囲が各種委員会の委員、参与、顧問等に拡大されていること。

二　人事機関の構成、設置について多元的方式をとつており、その権限をやや、縮少していること。

三　職員の採用及び昇任を競争試験のみに制限せず、選考による余地を残していること。

四　職階性の採用を大規模な公共団体にのみ義務付けたこと。

五　政治的行為の制限については、その趣旨が職員の政治的中立性及び行政の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護するところにあることを明らかにし、特に基本的なもののみを法に規定し、他は條例にゆだねたこと。

またその違反に対しては罰則を附けなかつたこと。

六　職員団体の交渉権について、当局と書面による申合せを結びうることとしたこと。

七　公営企業の職員の取扱い等は別に法律で定めることとし、それまでは、従前の例によらしめたこと。

等である。

なお、本法の施行期日は、大部分の規定は公布後二月とし、準備を要する事項は八月、一年六月又は二年等期日の差をつけている。

二　議案の議決理由

本案は本委員会の審議、人事、文部、労働の各委員会との連合審査並びに公聴会の質疑、あるいは意見において、次の諸点が論議の対象となつたのである。

まず、総括的質問においては、

一　地方財政の現状、特に給与ベースの引上げ、年末手当の支給という地方公務員の待遇に直結する問題に関してその財源措置が重大な問題となつている現状において、本案を実施することは重大な混乱を欠く結果、法の効果を期し得ないのではないか、

二　国家公務員法制定当時から労働組合運動その他は状勢の著しい変化が認められるにかかわらず、本案を提案して、政治活動の制限を強化し、労働三法の適用を排除又は制限するが如き必要は果して何処にあるか、返つて本法の主旨に逆行せぬか、

三　少なくとも単純労務者は本法の適用を除外すべきではないか、

四　画一的制度を設けることは、地方公共団体の自主性を阻害するのではないか、

等が論議せられた。

次に逐條審議に入り、

一　行政事務と直接関係ない事務の従業員は一般職より除外すべきでないか、

二　人事院の現在までの実績にてらして本案の人事機関が果してその機能を充分果しうるか、

三　人事機関の権限を少なくとも人事院程度に強化すべきではないか、

四　公平の見地から人事委員会の委員には政党人を排除すべきではないか、

五　政治的行為の制限は憲法に規定する基本的人権を侵害するのではないか、

六　公務員に労働三法の適用を排除し又は制限することは、地方行政の運営の民主化とは逆行しはせぬか、

七　職員に対して、政治的行為を行うよう要求し又は教唆するすべての人に、罰則を適用することは問題であり、いたずらに紛糾をじやく起するおそれがないか、

等各般の事項につき質疑が行われた。

又国民民主党並びに日本社会党から、それぞれ次の如き趣旨の修正案が提出せられた。

国民民主党の修正案の内容の要点は、

一　人事機関の委託制を認めないようにすること。

二　人事機関に審査権の外に判定権あることを明確にすること。

三　第三十六條の政治的行為の制限の一部を除き、大体職員の所掌事務の影響の及ぶべき区域内に限定すること。

四　第五十五條の「申合せ」を「協定」に改めること。

五　第五十七條の特例の適用されるべき職種の範囲を一層具体的に明示すること。

その他若干の修正を加えんとするものである。

日本社会党の修正案の要点は

一　協定に関する勧告についての職員団体の要求を審査し、及び必要な勧告をする権限を人事機関に與えること。

二　政治的行為の制限の大部分を勤務時間中又は地方公共団体の庁舎若しくは施設内に限定すること。

三　一定の條件又は事情のもとでは団体交渉権を認め、その不履行に対し人事機関に勧告を要求しうることに改めたこと。

四　第五十七條の特例の適用されるべき職種を一層具体的に明示すること。

その他若干の修正を加えんとするものである。

しかしながら、現下の状勢において、原案における程度の、政治的行為又は労働組合活動等の制限は、公務員としての中立性を保障し、地方公共団体の民主的運営を確立するためには必要であり、且つ国家公務員法に比して若干の緩和を加えられている点もあるので、修正を否とする見解が多数を占めた。しかし国家公務員制度がすでに制定せられ実現せられている今日、等しく全体の奉仕者たる地方公務員

の制度を不安定のままに放置することは、地方自治の確立をせん延するものであるとともに、地方公務員の身分、待遇、福祉の保障を不安定の状態におくこととなるのであつて、かかる点から、本案は速やかに原案のまま成立せしむべしとする意向に立つて、本案を可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月五日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十号参照〕

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案改正の要点は次の二点である。

1　現行法においては、鉱業権者等から納付金等を徴収し、これをプールした上で、主務大臣が認可する復旧工事の施行者に対して工事費を支拂うことを主たる業務とする機関として、特別鉱害復旧公社が設置されているが、同法附則第十三項の規定によると、本年十二月三十一日又はそれより早い時に通商産業省にその業務を引き渡さなければならないことになつているので、復旧公社を廃止して、新たに特別鉱害復旧特別会計を設け、通商産業省において、その業務を行うこととしたこと。

2　現行の公共事業の国及び地方公共団体の補助率のままでは、認定された特別鉱害の総復旧工事を完全に施行できないので、公共事業の補助率を特別に引き上げて極力不足分を補てんすることにしたが、この場合、右の補助率引上げの措置により、自己復旧者が従来予定していた以上に増加し、納付金によるプール財源の確保の上からは、却つて支障を来すことになるので、この改正法律案においては自己復旧をなしうるのは、その者の納付金の総額が、その者に係る特別鉱害の復旧工事費の総額をこえる場合について認めることとし、又自己復旧者となつたときは、従来の補助率によつて算出されるその者の負担額を従来通り納付せしめることとしたこと。

なお、これに附帯して、この法律案附則第八項により通商産業省設置法の一部を改正して、資源庁炭政局施設部を開発鉱害部にするとともに、福岡通商産業局に鉱害部を設けることとしたのである。

二　議案の可決理由

石炭鉱業による特別の鉱害を急速且つ計画的に復旧することにより、公共の福祉を確保し、石炭鉱業の健全な発達に資する見地より本案は、極めて時宜に適したものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月五日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

競馬法の一部を改正する法律案(小笠原八十美君外二十八名提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近国営、地方営の競馬はその業績が漸次低下し、国家、地方両財政並びに健全娯楽に影響を與えている。これは他の競技に比して控除率が高く、三十三ないし三十七%という点にあるので、これを百分の二十五程度に引下げて、競馬愛好者の関心を喚起し、もつて国家並びに地方財政に対する寄與と、畜産振興に資したいというのである。

二　議案の可決理由

健全娯楽としての競馬の発展に寄與し、財政収入を増加せしめるものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年十二月五日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、去る十二月一日ポツダム政令をもつて、国内航空運送事業令が制定せられ、これに関する事務は、運輸大臣の指揮監督の下に、電気通信省の外局たる航空保安庁がこれを取扱つて来たのであるが、航空行政と運輸行政との密接な関係にかんがみ、これを一体的に所掌せしめるため、航空保安庁を廃止し、運輸省の外局として、航空庁を設置することとし、運輸省設置法、電気通信省設置法、国家行政組織法、行政機関職員定員法及び国内航空運送事業令等関係法令に、それぞれ所要の改正を加えんとするものであつて、運輸省設置法においては、航空運送事業に関する規定を加えるの外は、航空保安行政については、概ね、現行の規定を踏襲しており、行政機関職員定員法においては、航空標識所の増設に伴い、終戦処理費による増員を行わんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、現下の国政運営上、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　費用

一航空標識所一箇月の所要経費は、職員十一名の人件費十三万円及び物件費二十一万円計三十四万円であるが、これは、航空標識所新設の都度、運輸省と大蔵省との協議によつて、終戦処理業務費より支出することとしている。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長幣原喜重郎殿

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

米、麦、雑穀、でん粉、かん詰類等の食糧に対しては、昭和二十四年法律第二百二十三号をもつて、その輸入税を一年間免除することとしたが、わが国現下の食糧事情にかんがみ、更に一年間免除しようとするものである。

二　議案の可決理由

輸入食糧と国内食糧との価格の開きもあるが、必要あれば何時にても改正することができるのであるから、差当り一年間免除することは適切であると認め、本案はこ

れを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

特別鉱害復旧特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特別鉱害復旧臨時措置法の一部改正に伴い、同法による特別鉱害の復旧工事に関し、政府の行う鉱業権者等からの納付金の徴収及びその納付金等を財源とする復旧工事の費用の負担のための支出に関する経理を明確にするために、特別鉱害復旧特別会計を設置しようとするものである。

二　議案の可決理由

特別鉱害復旧臨時措置法に規定する特別鉱害復旧公社が今回廃止せられ、特別会計において業務を引継ぐこととなつたので、本案は、極めて適切な措置であることを認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

未復員者給與法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現下の経済事情にかんがみ、未復員者の俸給、遺骨引取経費及び遺骨埋葬経費の支給額をそれぞれ増額し、現在の俸給月額三百円を千円に、遺骨引取経費千七百円を二千二百円に、遺骨埋葬経費千五百円を三千円とし、もつて未復員者及びその遺族の生活の安定に資しようとするものである。

二　議案の可決理由

極めて適切妥当な措置であることを認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、民事及び刑事の訴訟事件の審理の促進をはかろうとするもので、その要旨は

第一に、高等裁判所以下の裁判所の裁判官の職務を代行する裁判官の範囲を拡張して、その機動力を発揮せしめること、第二に、地方裁判所との事務の調整をはかるため簡易裁判所の事物管轄を拡張し、

（イ）　民事については、現在訴訟物の価格五千円を超えない請求につき管轄権を有することになつているのを三万円を超えない請求にまで拡張し、

（ロ）　刑事については、現行の外、刑法第百八十六條の罪、同法第二百五十二條の罪、及び同法第二百五十六條の罪について裁判権を有することとするとともに、三年以下の懲役を科しうる場合を、現行の外、刑法第百三十條の罪若しくはその未遂罪、同法第百八十六條の罪、同法第二百五十二條の罪、第二百五十四條の罪、第二百五十六條の罪、古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二十七條乃至第二十九條の罪及び質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第三十條乃至第三十二條の罪にまで拡張しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、民事及び刑事事件の審理の促進をはかるため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長幣原喜重郎殿

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、新刑事訴訟法施行前に公訴の提起があつた刑事事件（いわゆる旧法事件）の審理の促進のため必要な改正を加え、よつて最高裁判所の負担を調整し、全体としての審理の促進をはかろうとするものである。

改正の要点は

第一に、旧法事件の最高裁判所における上告手続について特則を設けようとすることである。すなわち、いわゆる旧法事件で、最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七條の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、新法第三百六十八條から第三百七十一條まで（上訴費用の補償）、第四百五條（上告理由）、第四百六條（上告審としての事件受理）、第四百八條（書面審理）、第四百九條（被告人の召喚不要）、第四百十條及び第四百十一條（破棄の判決）、第四百十五條から第四百十七條まで（訂正の判決）、第四百十八條（判決の確定）並びに第四百十四條において準用する第三百七十三條（上訴の提起期間）及び第三百七十六條（上訴趣意書）の規定を適用しようとすることであり、

第二に、現行法では、旧法事件につき最高裁判所が裁判所規則を制定することのできる範囲が不明瞭であるからこの点を改め、裁判所規則をもつて審理促進のため必要な特則を定めうることを明確にしようとするものである。第十三條の削除及び第二條の改正がこれである。

二　議案の修正議決理由

本案第二條において「裁判所の規則に特別の定があるものを除いては」とあるのは、いわゆる旧法事件に関する定を無制限に裁判所の規則に委任する結果となり不当である。すでに現行法第十三條の規定により、裁判所は、旧法事件の処理について必要な事項を規則をもつて定めることができるのであつて、本案第二條のごとき規定を設けることは妥当でないものと認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長幣原喜重郎殿

（別紙）

刑事訴訟法施行法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條中「新法施行後も、」の下に「この法律及び裁判所の規則に特別の定があるものを除いては、」を加える。

第三條中「前條の規定にかかわらず、」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第三條の二　第二條の事件で、最高裁判所が上告裁判所であるもの（応急措置法第十七條の規定により最高裁判所が上告裁判所であるものを除く。）の上告については、○第二條の規定にかかわらず、○新法第三百六十八條から第三百七十一條まで（上訴費用の補償）、第四百五條（上告理由）、第四百六條（上告審としての事件受理）、第四百八條（書面審理）、第四百九條（被告人の召喚不要）、第四百十條（破棄の判決）、第四百十五條から第四百十七條まで（訂正の判決）、第四百十八條（判決の確定）並びに第四百十四條において準用する第三百七十三條（上訴の提起期間）及び第三百七十六條（上訴趣意書）の規定を適用する。

第十三條を次のように改める。

第十三條　削除

民事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

民事訴訟事件の審理の促進をはかるため、さしあたり特に緊要な数点について改正を加えんとするものである。すなわち、

1　簡易裁判所の事物管轄の範囲を訴額三万円をこえない請求にまで拡張しようとするのに伴つて、民事訴訟法、民事訴訟費用法及び民事訴訟用印紙法中の関係規定を整理するものである。

2　従来、準備手続は、裁判所が合議体で審理する場合に、例外的に認められておつたが、今回一人の裁判官で審理する場合にも、準備手続をすることができるように改め、もつて集中審理の実効を期せんとするのである。

3　準備手続を経た口頭弁論期日の変更の制限である。すなわち準備手続を経た上、口頭弁論を集中して行い、訴訟の迅速処理の目的を達しようとするのであるから、口頭弁論の期日の変更は、やむを得ざる事由がある場合でなければ、許すことができないものとしようとするのである。

4　集中審理によつて、証拠調を行うようになると、多い証人等はその尋問を申し出た当事者が同行して在廷証人等として尋問する場合が多くなるものと予想されるので、在廷する証人、鑑定人、通事又は当事者本人を取調べた場合にも、その日当、旅費、及び止宿料を訴訟費用として支給することができるものとすること。

二　議案の可決理由

民事訴訟法、民事訴訟費用法及び民事訴訟用印紙法に対する今回の一部改正は、民事訴訟事件の促進をはかるため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立学校設置法等の一部を改正する法律案（内藤友明君外三十六名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、学校教育法及び国立学校設置法の趣旨に則り、運輸省の直轄にかかる五つの商船学校を運輸省設置法の規定から除き、新たに、学校教育法による国立の商船高等学校として、文部省の所管に移すために、国立学校設置法等の一部について所要の改正を行わうとするものである。

二　議案の可決理由

わが国将来発展の重要部面をになう海運界の振興のために、船員教育を学校教育法に基く教育体系の中において行うことが適切であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

船員保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近の船員保険事業の実績に徴し、船員保険財政の不均衡の是正並びに保険給付の適正化を図るとともに、他の関係法令との調整のため所要の改正を行うのが本改正案の目的である。その内容の主なものは次の通りである。

(一)　標準報酬月額最低二千円を当分の間三千五百円として措置することとして、最近における船員給与の実態に即応せしめたこと。

(二)　保険給付について、昭和二十二年十二月以前に発生した障害年金及び遺族年金の額は、職務上の事由に因るものについては、これを二倍に引上げ、又職務外の事由に因るものについても今回これを職務上の分と同様の取扱にするため、十倍に増額して、最近の経済情勢に即応せしめたこと。

(三)　船舶が滅失又は沈没した際において、被保険者が行方不明になつた場合、保険給付支給に関する最終標準報酬月額を、その海難のあつた日の属する月の標準報酬月額とすることを明文化したこと。

(四)　保険料率を全部給付を受ける者については千分の百三十を千分の百六十に、失業保険金を受けない者については千分の百十を千分の百四十に引上げ、保険財政の不均衡を是正したこと。

二　議案の可決理由

船員保険制度運営の適正化並びに船員保険経済の健全化を図るためやむを得ざるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

（第十一号参照）

健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府管掌の健康保険経済の窮迫の現状にかんがみ、保険経済当面の危機を回避し、健康保険制度の崩壊を防ぐため、応急措置を講ぜんとするのが本改正案の目的である。その内容の主なものは次の通りである。

(一)　保険料率を現行の千分の五十五から千分の六十に引き上げたこと。

(二)　被保険者の資格喪失後において、継続して保険給付を受ける者の資格要件として、継続して六箇月以上被保険者であつたことを必要とする資格期間を設けるとともに、被保険者の資格喪失後における分べんに関して保険給付を受ける者についても同様な資格期間を設けたこと。

(三)　政府管掌健康保険の料率の変更に伴い、健康保険組合の組合員である被保険者の保険料の最高負担限度を従来標準報酬月額の千分の三十から千分の三十五に引上げたこと。

二　議案の可決理由

健康保険財政の均衡を保持し、本制度の崩壊を防ぐためやむを得ざる措置と認め、本改正案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

鉱業法案（内閣提出第八回国会閣法第二九号）に関する報告書

一　議案の目的

鉱物資源を合理的に開発することによつて、公共の福祉の増進に寄与するため、鉱物に関する基本的制度を定めることを目的とする。

二　議案の要旨

本案は、根本目的においては、もちろん、鉱業権を中心とする法律の基本的な構成においても、現行鉱業法と根本的な相違はないが、鉱物資源を一層合理的に開発し、鉱業と一般公益及び他産業との調整を図り、かつ、法律の運用を慎重にして、国民の権利の保護に遺憾のないようにすることを目標としているので、現行鉱業法の単なる改正でなく、現行鉱業法にかわる新たな鉱業法の制定である。

この法案が、現行鉱業法と異なる主要点は

1　鉱業法上の鉱物に石炭、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石及び耐火粘土並びに在来砂鉱法の適用をうけていた砂鉱を追加した。

2　鉱業権の存続期間等に関し、現行鉱業法では試掘権は四年、採掘権は無期限となっているが、試掘権の存続期間を二年とし、更に一回限り二年の延長を認めることとし、採掘権については、一応その存続期間を三十年とし、その後も採掘の価値がある場合には、存続期間を何回でも更新できることとした。

3　従来鉱業権者でなければ、鉱業を行うことができないことになっているが、現実において、鉱業権者がその鉱区の一部で他人に残鉱の収取等を行わせることが、鉱物の経済的な開発利用のために適切な場合に限つて、当事者の合意により租鉱権を設定して、租鉱権者が鉱業を行うことを認める。

4　鉱床の完全な開発のため、やむを得ない必要がある場合には、通商産業局長は、隣接鉱区相互間の増減について勧告をなし、当事者の申立のあつたときは、当事者間の協議にかわる決定をすることを認め、鉱区が密集し、錯そうする地域における鉱業権の交換売渡については、通商産業局長について交換売渡についての勧告をすることだけを認める。

5　現行鉱業法では、鉱業権者に他人の土地を使用する権利を認め、土地所有者の請求があつたときに限つて、その土地を收用することになつているが、現状に適しないので、特定の鉱業上の目的に他人の土地を利用し、その土地の形質を変更し、しかもその土地を将来長く、鉱業上の目的に供さなければならないときは、その土地を收用する。

6　鉱業権者が、鉱害について賠償義務を負い、その賠償を金銭、または原状回復によつて行うこととする点は、現行鉱業法と同じであるが、土地または建物に関する損害について、予定された賠償額の支拂は、登録をしたとき、又はその後、土地または建物について、権利を取得した者に対しても、その効力を生ずることとして、予定賠償の効力を明確にするとともに、登録によつてこれを公示し、第三者が不測の損害を受けないようにしたのである。また、鉱害の賠償を公正適切に行う資料とするため、通商産業局長は、地方鉱害賠償基準協議会に諮問した上で鉱害の賠償の方法、範囲等に関する基準を作成して公表することとし、現実に、鉱害の賠償について争いが生じたときは、裁判所の調停の前に、通商産業局長が指定する仲介員の和解の仲介を受けることができる。

7　通商産業局長は、この法律に基く重要な処分を行う際は、あらかじめ、関係者に対し、公開による聴聞を行うこととし、処分を公正適切にすることをはかつている。

8　土地調整委員会による鉱区禁止区域の指定及び、通商産業局長等の処分に対する裁定の申請制度についてである。

三　議案の修正議決理由

本案は概ね妥当と認められるのであるが、追加鉱物中耐火粘土の耐火度、石炭鉱区の最低面積、試掘権の存続期間、採掘権の存続期間、及び鉱業権の変換売渡の基準規定については若干の修正を加えることの必要を認め、また鉱業権設定中の各種変更の規定及び鉱区の鉱業賠償や鉱業権者と鉱夫との連帯にする規定を復活又は追加することを必要と認め、別紙の通りこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

鉱業法案の一部を次のように修正する。

（適用鉱物）

第三條　この條以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、重晶鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニツケル鉱、コバルト鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ボーキサイト及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すずその他ちゆう積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。）をいう。

2　前項の鉱物の廃鉱又は鉱さいであつて、土地と附合しているものは、鉱物とみなす。

（鉱区及びその面積）

第十四條　鉱区の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限りとする。

2　鉱区の面積は、石炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスについては三千（クタール、石炭、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石及び耐火粘土については一千（クタール、その他の鉱物については三（クタールを下ることができない。但し、砂鉱については、この限りでない。

3　鉱区の面積は、三百五十（クタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。

（存続期間及びその延長）

第十八條　試掘権の存続期間は、登録の日から二年とする。

2　前項の期間は、その満了に際し、一回に限り延長することができる。

3　前項の規定により延長する期間は、二年とする。

4　第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内にしなければならない。

5　通商産業局長は、第二項の申請があつた場合において、試掘権者が誠実に探鉱をした事実が明らかであり、且つ、鉱床の状態を確認するため更に探鉱を継続する必要があると認めるときでなければ、延長の許可をしてはならない。

（採掘権の存続期間）

第十九條　通商産業局長は、採掘権の存続期間の満了前に、第二項の申請があつた場合において、採掘権者が誠実に探鉱をした事実が明らかであり、且つ、鉱床の状態を確認するため更に探鉱を継続する必要があると認めるときでなければ、延長の許可をしてはならない。

2　前項の期間は、その満了に際し、採掘権者の申請により延長することができる。

3　前項の規定により延長する期間は、三十年とする。

4　第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前六箇月以上一年以内にしなければならない。

5　通商産業局長は、第二項の申請があつた場合において、当該鉱区における鉱物の掘採が経済的に適当がないと認めるとき、又は保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、延長の許可をしてはならない。

（採掘権の存続期間）

第二十條　第十八條第二項又は前條第二項の申請があつたときは、鉱業権の存続期間の満了の後でも、その

の申請が拒否されるまで、又は延長の登録があるまでは、その鉱業権は、存続するものとみなす。

（鉱業出願人の地位の承継）

第四十一条　鉱業出願人の地位は、相続その他の一般承継の場合を除いては、承継することができない。

2　相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退により鉱業出願人の名義の変更があつたときは、省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

（鉱区の分割及び合併）

第四十二条　採掘権者は、鉱区の分割又は同種の鉱床中に存する鉱物の合併の出願をすることができる。

2　採掘権者は、鉱区を分割してこれを同種の鉱床中に存する鉱物の他の鉱区に合併し、又は同種の鉱床中に存する鉱物の二以上の鉱区の各一部を分割しこれを合併して一の鉱区とする出願をすることができる。

3　採掘権者に、抵当権が設定されている採掘権についてはあらかじめ抵当権者の承諾及び抵当権の順位に異動を来す協定を経なければ、前二項の出願をすることができない。

4　第二十一条及び第四十三条の規定は、第一項又は第二項の出願に準用する。

第五十一条　○前条第一項又は第二項の出願があつたときは、従前の探掘権の残存期間のいかんにかかわらず、その出願に係る鉱区について、探掘権が存続するものとみなす。

（使用の目的）

第百四条　鉱業権者又は租鉱権者は、鉱区若しくは租鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。

一　坑口又は坑井の開設

二　露天掘による鉱物の掘採

三　鉱物の掘採作業のため必要な機械設備の設置

四　鉱物、土石、坑木、火薬類、燃料、鉱さい又は灰じんの置場又は捨場の設置

五　選鉱又は製錬用の施設の設置

六　鉄道、軌道、索道、道路、運河、用排水路、池井又は電気工作物の開設

七　鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八　鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

（収用の目的）

第百五条　採掘権者は、鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的に供した結果、その土地の形質を変更し、これを原状に回復することが著しく困難となつた場合において、なおその土地をその目的に利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、他人の土地を収用することができる。

一　坑口又は坑井の開設

二　土石又は鉱さいの捨場の設置

三　選鉱又は製錬用の施設の設置

四　鉄道、軌道、索道、道路又は

（賠償義務）

第百九条　鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を与えたときは、損害の発生の時における当該鉱区の鉱業権者（当該鉱区に租鉱権が設定されているときは、その租鉱区については、当該租鉱権者）が、当該鉱区の鉱業権者（鉱業権の消滅の時における当該鉱業権者（鉱業権の消滅の時に当該鉱業権に租鉱権が設定されていたときは、その租鉱権者）が、その損害を賠償する責に任ずる。

2　前項の場合において、損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業によつて生じたときは、各鉱業権者又は租鉱権者は、連帯して損害を賠償する義務を負う。損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業のいずれによつて生じたかを知ることができないときも、同様とする。

3　前二項の場合において、損害の発生の後に鉱業権の譲渡があつたときは、損害の発生の時の鉱業権者及びその後の鉱業権者が、損害の発生の後に租鉱権の設定又は消滅があつたときは、損害の発生の時の鉱業権者及び損害の発生の後に租鉱権者となつた者又は租鉱権の消滅後の鉱業権者とが、連帯して損害を賠償する義務を負う。

4　第一項又は第二項の規定により租鉱権者が損害を賠償すべき場合においては、損害の発生の時当該租鉱権が設定されている鉱区の鉱業権者及びその後の鉱業権者が、損害の発生の時既に鉱業権が消滅しているときは鉱業権の消滅の時における鉱業権者が、租鉱権者と連帯して損害を賠償する義務を負う。

5　第二項の規定による賠償については、共同鉱業権者又は共同租鉱権者（租鉱権を共有する者をいう。）の義務は、連帯とする。

（負担部分と償還請求）

第百十条　前条第二項に規定する連帯債務者相互の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。

2　前条第三項の場合において、鉱業権を譲り受けた者、損害の発生の後に租鉱権者となつた者又は租鉱権の消滅後の鉱業権者が賠償の義務を履行したときは、同条第一項又は第二項の規定により損害を賠償すべき者の発生の時の鉱業権者又は租鉱権者に対し、償還を請求することができる。同条第四項の場合においても、鉱業権者が賠償の義務を履行したときも、同様とする。

（裁定の申請）

第百十七条　第十九条第五項の許可若しくはその拒否、第二十一条第一項（第四十五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の許可、第三十五条（第四十五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する場合に該当することを理由とする不許可、第五十三条（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分若しくは鉱業権若しくは租鉱権の取消、第百六条第一項の許可若しくはその拒否又は第百七条第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用若しくは収用に関する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。但し、第二十一条第一項の許可については、第三十五条の規定に違反することを理由とする場合に限る。

2　前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、土地収用法第八十一条第一項の規定による訴訟を提起することができない。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2　左に掲げる法律は、廃止する。

鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）

砂鉱法（明治四十二年法律第十三号）

別表

納付しなければならない者	金額
一　第十八條第二項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき　二千円
二　第十九條第二項の規定により採掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき　四千円
三　第二十一條第一項の規定により鉱業権の設定の出願をする者 試掘権の設定	一件につき　三千円
四　第三十六條第一項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者	一件につき　五千円
試掘出願地の増加又は増加及び減少	一件につき　二千円
試掘出願地の減少	一件につき　五百円
採掘出願地の増加又は増加及び減少	一件につき　三千円
採掘出願地の減少	一件につき　七百円
四　第四十二條第二項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者 試掘権の設定　○第二項 採掘権の設定　○第二項	一件につき　千五百円
五　第四十二條○の規定により鉱業出願人の名義変更地位の承継の届出をする者	一件につき　二千五百円
試掘権の設定	一件につき　百五十円
採掘権の設定	一件につき　二百円
六　第四十五條第一項の規定により鉱区の増減の出願をする者	
試掘鉱区の減少	一件につき　二千八百円
試掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき　七百円
採掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき　四千五百円
採掘鉱区の減少	一件につき　千円
七　第五十條第一項又は第二項の規定により採掘鉱区の分割又は合併の出願をする者	一件につき　四千円
八　第六十六條第四項の規定により決定の申請をする者	一件につき　千円
九　第六十七條の規定による届出をする者	一件につき　六百円
十　第七十六條第四項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき　二千円
十一　第七十七條第一項の規定により租鉱権の設定の認可の申請をする者	一件につき　三千円
十二　第七十八條第一項の規定により租鉱区の増減の申請をする者	
租鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき　二千円
租鉱区の減少	一件につき　四百円
十三　第九十條の規定により決定の申請をする者	一件につき　三千円
十四　第百一條第一項の規定により土地の立入又は竹木の伐採の許可の申請をする者	一件につき　千円
十五　第百六條第一項の規定により土地の使用又は收用の許可の申請をする者	一件につき　三千円
十六　第百八十六條第一項の規定により実地調査を依頼する者	一件につき　千円

採石法案（内閣提出第八回国会閣法第二〇号）に関する報告書

一　議案の目的

従来岩石の採取事業が、土地の利用に関する確実な権利を欠くために、健全な発展ができなかつた実情にかんがみ、採石権の制度を創設し、当該事業のために、必要な土地の利用を確保することによつて、当該事業の健全な発達を図り、もつて、公共の福祉の増進に、資與することを目的とする。

二　議案の要旨

新たに物権として採石権を創設し、且つ、採石権の設定等に関し当事者間に協議が成立しないときは、通商産業局長の決定をもつた協議に代えることとし、もつて岩石の採取権の確立及び安定化を期すると同時に、採石業者に必要な土地使用権を認めることによつて採石業の発達を助長する一方、採石業の実施に伴つて公益を害するおそれがあるときは、その防止の措置を通商産業局長が命じうる等必要最少限度の監督権を通商産業局長にあたえて、採石業と公益との調整をはからんとするものである。

三　議案の修正議決理由

本案は概ね妥当と認められるのであるが、鉱業権と採石権の調整規定を追加することの必要を認め、若干の修正を加えて、別紙の通り、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

採石法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條―第三條）

第二章　採石権（第四條―第三十一條）

第三章　採石業（第三十二條・第三十三條）

第四章　土地の使用（第三十四條―第三十六條）

第五章　異議の申立及び裁定の申請（第三十七條・第三十八條）

第六章　補則（第三十九條―第四十一條）

第七章　罰則（第四十二條―第四十四條）

附則

（処分の制限）

第十四條　土地の所有者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定

があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條若しくは次條第一項の決定若しくは第三十八條第一項の裁定がその効力を失うまで、又は第十二條若しくは次條第一項の決定に基く採石権の設定若しくは土地の所有権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、その土地に新たな権利を設定することができない。

2　採石権者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條の決定がその効力を失うまで、又は同條の決定に基く採石権の移転の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、採石権を変更し、又は消滅させることができない。

3　第十二條の規定による決定の申請をした者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付があつた後において事業を廃止し、又は変更したときは、その事業の廃止又は変更によつて土地の所有者又は採石権者が受けた損失を補償しなければならない。

（決定等の失効）

第二十六條　採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者が支拂の時期までに採石料（採石料を定期に、又は分割して支拂うべきときは、その最初に支拂うべき分）、補償金又は対価の支拂をしないときは、第九條第一項の許可及び同項の規定による協議、第十二條若しくは第十五條第一項の決定又は第三十八條第一項の裁定は、その効力を失う。

2　前項の規定は、土地の所有者若しくは権利者その他土地に関して権利を有する者又は採石権者が損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

（処分の制限の登記のまつ消）

第二十七條　通商産業局長は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定をしたとき、前條第一項の規定により第十二條若しくは第十五條第一項の決定若しくは第三十八條第一項の裁定がその効力を失つた場合において、土地の所有者若しくは採石権者の申請があつたとき、又は第十九條第一項第二号の採石権の設定の時期、同條第二項第二号の土地の買取の時期若しくは同條第三項第二号の採石権の譲渡の時期が到来したときは、第十三條第二項の処分の制限の登記のまつ消を嘱託しなければならない。

（決定に基く登記）

第三十一條　第十二條の決定による採石権の設定若しくは移転、第十五條第一項の決定による土地の所有権の移転又は第二十八條の決定による採石権の存続期間の更新の登記は、登記権利者だけで申請することができる。

2　第十二條又は第十五條第一項の決定において、土地に関する所有権以外の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めたときは、当該権利の変更の登記又は当該権利に関する登記のまつ消は、採石権の設定を受けた者又は土地を買い取つた者からも、申請することができる。

3　前二項の規定による申請書には、補償金又は対価（採石権の設定の登記については、補償金及び最初に支拂うべき採石料）の受取証又は供託受領証を添附しなければならない。但し、採石権の存続期間の更新の登記の申請書については、この限りでない。

4　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第百三條第二項及び第百四條ノ二（土地の収用の場合の登記）の規定は、第一項及び第二項の登記に準用する。

5　不動産登記法第五十六條第一項及び第百四十六條第一項（利害関係人の承諾等）の規定は、第二項の登記については、適用しない。

（公益の保護）

第三十三條　通商産業局長は、岩石の採取のための土地の掘さく又は廃石のたい積により公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に対し、その防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2　通商産業局長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該採石業者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当該採石業者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4　聴聞に際しては、採石業者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

（鉱業権者との協議）

第三十四條　採石業を行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、採石業者又は鉱業権者（租鉱区については、租鉱権者。以下同じ。）は、事業の実施について、鉱業権者又は採石業者に対し協議することができる。

2　採石業者又は鉱業権者は、前項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3　通商産業局長は、前項の規定による決定の申請があつたときは、その申請書の副本を鉱業権者又は採石業者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

4　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

5　聴聞に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

6　通商産業局長は、第二項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

7　第二項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

第四章　土地の使用

（使用の目的）

第三十五條　採石業者は、岩石の採取を行う土地又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のために利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。但し、第二号に掲げる目的のため利用する場合においては、その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地、建物の敷地、農地又は保安林でないときに限る。

一　鉄道、軌道、索道、道路その他岩石の運搬用の施設の開設

二　廃石の捨場の設置

（許可及び公告）

第三十六條　採石業者は、前條の規定により他人の土地を使用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請して、その許可を受けなければならない。

2　通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、関係都道府県知事に協議するとともに、採石業者並びに土地の所有者及び土地に関して権利を有する者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

3　通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並び

に期間の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4　期間に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

5　通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一　土地を使用しようとする者の氏名又は名称及び住所

二　使用の目的

三　使用しようとする土地の所在地及び区域

（土地收用法の適用）

第三十六條　第三十四條の規定による土地の使用に関しては、この法律に別段の定がある場合を除く外、土地收用法（明治三十三年法律第二十九号）の規定を適用する。

2　前條第三十四條の規定による土地の使用については、前條第一項又は第五項の規定による許可又は公告があつたときは、土地收用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告があつたものとみなす。

第五章　異議の申立及び裁定の申請

（異議の申立）

第三十七條　この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分に不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。但し、次條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、この限りでない。

2　鉱業法（昭和二十五年法律第号）第七章（異議の申立）の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

（裁定の申請）

第三十八條　第十二條の決定（採石權の譲受に係るものを除く。）第十五條第一項（第三十條において準用する場合を含む。）の決定、第二十八條の決定、第三十五條第一項の許可若しくはその拒否又は第三十六條第一項の規定により適用される土地收用法の規定による土地の使用に関する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することができる。

2　前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる事項については、土地收用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することができない。

第六章　補則

（手数料）

第三十九條　左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

納付しなければならない者	金額
一　第九條第一項の規定による許可の申請をする者	一件につき　三千円
二　第十二條の規定による決定の申請をする者	一件につき　三千円
三　第二十八條の規定による決定の申請をする者	一件につき　三千円
四　第三十四條第二項の規定による決定の申請をする者	一件につき　千円
五　第三十五條第一項の規定による土地の使用の許可の申請をする者	一件につき　三千円

（公示）

第四十〇條　通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

（報告及び検査）

第四十一條　通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員にその採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　罰則

第四十二條　第三十三條第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十三條　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第四十一條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第四十一條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十四條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

（鉱業法施行法案（内閣提出）に関する報告書）

一　議案の要旨及び目的

1　現行鉱業法の廃止に伴う、経過的措置として、新法の規定事項と旧法の規定事項との関連を明確にするための規定を設けたことである。

すなわち、旧法による試掘権、採掘権、砂鉱権または使用権は、新法施行の日に新法による試掘権、採掘権、または租鉱権となるものとすること、また新法施行前に旧法によつてした処分、手続その他の行為であつて、その要件または効果の新法と異なるものは、新法施行後も従前の例によるものとしたこと等である。

2　新鉱業法案に石英石、ドロマイト等七種の鉱物をあらたに追加しているが、従来土地所有者との契約により権利を有する者が、なんら公法上の制限を受けずに掘採しておつた追加鉱物を、新法施行後は鉱業権によらなければ掘採できないものとすることは、従来の掘採者、土地所有者等に不測の損害を与えるおそれがあるので、次のような特例措置を規定して、その保護を図つているのである。

すなわち、追加鉱物の現掘採者には、新法施行後六箇月間の掘採継続を認め、さらに現掘採者、又は土地所有者及び土地権利者が一定期間内に追加鉱物を目的とする鉱業権設定の出願をしたときは、鉱業法の原則を一部変更してこれを優先的に処理するとともに、従来の法定鉱物との重複設定を認めることによ

り、できる限り容易に鉱業権を取得しうる途を開いていることである。

3　現行の砂鉱法を廃止してこれを鉱業法に統合した結果、従来の砂鉱権、砂鉱区等は、すべて鉱業権、鉱区等の観念に統一することとしたため、これら字句の整理を行う外、関係法令中鉱業法に直接関係のある規定に所要の改正を加えることとした。

以上が本案の要旨及び目的である。

二　議案の修正議決理由

本案は、概ね妥当と認められるのであるが、鉱区の面積等の規定及び鉱業権の存続期間の規定等に若干の修正を加えることの必要を認め、別紙の通りこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

（別紙）

（ゴシック体は修正）

鉱業法施行法案の一部を次のように修正する。

（鉱区の面積等）

第二條　同條第一項から第三項までの規定により新法による鉱業権となつたものとみなされた旧鉱業法による鉱業権○○若しくは旧砂鉱法による砂鉱権○○の鉱区の面積については、新法第十四條第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお旧鉱業法第九條第二項の例による。但し、その鉱区については、減少、増加及び減少又は分割後の鉱区の面積が新法第十四條第二項の面積を下ることとなるような減少、増加及び減少又は分割をすることができない。

2　前條第二項の規定により新法による採掘権となつたものとみなされた旧砂鉱法による砂鉱権の鉱区の境界（当該砂鉱権の変更後の鉱区の境界を除く。）又は面積については、新法第十四條第一項又は第三項の規定は、適用しない。

（鉱業権の存続期間）

第三條　第一條第一項又は第三項の規定により新法による試掘権となつたものとみなされた旧鉱業法による試掘権の存続期間は、従前の存続期間の満了の日までとする。但し新法第十八條第二項から第四項まで及び第十九條の規定の適用を妨げない。

2　前項但書の場合において、新法第十八條第二項又は第三項の規定により新法による採掘権となつたものとみなされた旧鉱業法による試掘権の存続期間の計算については、その存続期間の満了の日までの期間と新法の施行の日から一箇月以内の期間とを通算する。

3　新法の施行の際現に旧鉱業法第七十四條ノ二、第七十四條ノ三、第七十四條ノ八及び第七十四條ノ九（以上の各規定を旧砂鉱法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第一項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。）の規定によつて生じた旧鉱業法による鉱業権者、旧砂鉱法による砂鉱権者又は旧使用権者の賠償の責任については、なお従前の例による。

（登録税法の改正）

第五十二條　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四條中「鉱業権」を「鉱業権（砂鉱ヲ目的トスルモノヲ除ク）」に改め、同條第二号中「増区又ハ増減区」を「鉱区ノ増加又ハ増加及減少」に、「減少」に、「減区」を「鉱区ノ減少」に改め、同條第三号ノ二から第三号ノ五までを削り、同條第四号及び第五号を次のように改め、同條第六号ノ二及び第六号ノ四中「採掘権ヲ目的トスル使用権」を「旧鉱権」に改め、同條第六号ノ三中「採掘権ヲ目的トスル使用権」を「旧鉱権」に、「採区又ハ増減区」を「旧鉱区ノ増加又ハ増加及減少」に、「減区」を「旧鉱区ノ減少」に改め、同條第七号「鉱区」を「旧鉱区」に、「減区」を「旧鉱区ノ減少」に改め、同條第十三号中「採掘権」を「採鉱権」に改め、同條第十四号中「採掘権」を「採鉱権」に改め、同條第十五号中「採掘権」を「採鉱権」に改め、同條第十六号中「採掘権」を「採鉱権」に改め、同條第十七号中「採掘権」を「採鉱権」に改め、同條第十八号中「採掘権」を「採鉱権」に改め、同條第十九号中「採掘権」を「採鉱権」に改める。

四　採掘権ノ設定

毎一件　金二万二千円

五　採掘権ノ変更

鉱区ノ増加又ハ増加及減少

毎一件　金六千円

鉱区ノ減少

毎一件　金千二百円

鉱区ノ合併

毎一件　金三千円

鉱区ノ分割　設定鉱区

毎一箇　金三千円

第十五條中「砂鉱業」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に、「砂鉱業原簿」を「鉱業原簿」に改め、同條第一号及び第二号を次のように改め、同條第三号中「砂鉱権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改め、同條第三号ノ二中「使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル租鉱権」に、「使用権」を「租鉱権」に改め、同條第三号ノ三中「採掘権ヲ目的トスル使用権」を「租鉱権」に、「採区又ハ増減区」を「租鉱区ノ増加又ハ増加及減少」に、「減区」を「租鉱区ノ減少」に改め、同條第七号「鉱区」を「租鉱区」に、「減区」を「租鉱区ノ減少」に改め、同條第十三号中「採掘権」を「採鉱権」に改め、同條第十四号中「採掘権」を「採鉱権」に改め、同條第十五号中「採掘権」を「採鉱権」に改め、同條第十六号中「採掘権」を「採鉱権」に改め、同條第十七号中「採掘権」を「採鉱権」に改め、同條第十八号中「採掘権」を「採鉱権」に改め、同條第十九号中「採掘権」を「採鉱権」に改める。

3　新法の施行の際既に消滅している旧鉱業法による鉱業権又は旧砂鉱法による砂鉱権の鉱業権者又は砂鉱権者であつた者の賠償の責任については、なお従前の例による。

4　新法第十九條第三項○○の規定は、第二項の規定により賠償の責任を有する旧鉱業法による鉱業権者若しくは旧砂鉱法による砂鉱権者の旧鉱業法による鉱業権若しくは旧砂鉱法による砂鉱権であつて、第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされたものが消滅した場合にも、適用する。

（追加鉱物の掘採）

第四條　新法の施行の際現に石灰石、ドロマイト、いわ石、長石、ろう石、滑石若しくは○○耐火粘土（第二項に規定する○○○

ノ出願ニ付砂鉱法」を「鉱業法第五十〇條」に改め、同條第八号中「砂鉱権、使用権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改め、同條第九号中「廃業」を「放棄」に、「砂鉱権」を「砂鉱ヲ目的トスル鉱業権」に改める。

一　砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ設定

鉱区　河床ハ毎二里迄、其ノ他ハ毎十万坪迄　金九百円

二　砂鉱ヲ目的トスル鉱業権ノ変更

鉱区ノ増加

鉱区　河床ハ毎二里迄、其ノ他ハ毎十万坪迄　金九百円

鉱区ノ減少

但シ鉱区ノ増加ト同時ニ為ス鉱区ノ減少ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

鉱区ノ合併　毎一件　金百八十円

鉱区ノ分割　設定鉱区　毎一箇　金百八十円

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであった登録税については、なお従前の例による。

土地調整委員会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

土地調整委員会の事務の簡明及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

二　議案の要旨

鉱業又は採石業は一方において、公共の福祉のために重要な企業であり、その開発を奨励せねばならないが、他方において、農業、林業その他の産業及び一般公益に重大な影響を及ぼすことも否定することができないのである。

ここにおいて、一定の土地を、いかなる目的に用いることが、最も適当であるかという判断が重要となるのであるが、このような判断は、一産業の保護助成、あるいは土地の自然美の維持保存というような、一方的な立場からなさるべきでなく、全産業又は一般公益との統合調整という広い立場から公正妥当になされなければならないのである。

右の見地より、ここに土地調整委員会を設置し、土地に関して鉱業又は採石業と、農業、林業その他の産業及び一般公益との間の調整を図ることを主眼として、鉱区禁止地域の指定に関する事務、鉱業権又は採石権の設定に関する異議の裁定に関する事務及び鉱業又は採石業のための土地の使用又は牧用に関する異議の裁定に関する事務等をつかさどらせようというのである。

三　議案の修正議決理由

本案は、概ね妥当と認められるのであるが、第二十五條の裁定に関し申請の期間の規定に修正を必要とするものと認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

（小字及び――は修正）

〔別紙〕

土地調整委員会設置法案の一部を次のように修正する。

（申請の期間）

第二十五條　鉱業法（昭和二十五年法律第　号）第百八十七條又は採石法（昭和二十五年法律第九号）第三十八條の規定による裁定の申請は、理由を明らかにした書面により、処分の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の日から三十日以内にしなければならない。

2　正当な事由により前項の期間内に裁定を申請することができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも裁定を申請することができる。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

恩給及び一般の共済組合の年金が、終戦後の給与改訂に伴い、逐次その額が改訂引上げられたにかかわらず、旧陸海軍共済組合、外地関係共済組合等の共済組合の年金が従前のまま据置かれ、今日においても年平均三五〇円程度の極めて低い年金が支給されている現状にかんがみ、これら共済組合の年金受給者の年金を改訂し、もつてその生活の安定に資せんとするものである。

二　議案の可決理由

恩給及び一般共済組合の年金との権衡上からも、今回の改訂は極めて適切な措置であることを認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

第八十七代四條天皇の月輪陵外六十八基の陵墓の所在地として皇室用財産に残されていたもののうち、地二、〇五七坪を月輪中学校の敷地として、又九、四二五坪を日吉ケ丘高等学校の建築敷地として、その用途廃止をしようとするものである。

二　本件の可決理由

京都市から開放の申請がなされていたものであり、いずれも陵墓の所在地から相当の距離があり、孤立した飛地で、これが用途廃止しても陵墓管理上支障がないと認められ、昭和二十五年八月二十三日皇室経済法第一條第二項の規定に基き、皇室経済会議の議を経たものであり、本件は適切な措置と認めて、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案（倉石忠雄君外七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本改正案は、全国選挙管理委員会法第五條第一項に規定する同委員会の委員定数九人を七人に減員し、これを昭和二十五年十二月二十二日から施行せんとするものである。改正の趣旨は、他の各種の委員会の定員数との均衡をはかるとともに、行政簡素化による経費節減に資することを主たる目的とするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は適切妥当であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするため一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十四年度予算においては、昭和二十五年度産の収量別反当共済金額を平均二千円と予想して算定したが、現実に引受の時期において、パリテイ指数の上昇により、収量別反当共済金額が平均二千百円と定められたので、一般会計から繰入れるべき消費者負担分に相当する金額が一千七十五万円増加したため、繰入金の限度額を二十六億九千二百一万二千円を二十七億二百七十六万二千円に引上げようとするものである。

二　議案の可決理由

農業共済組合の組合員の支払うべき農作物共済に係る共済掛金の一部は、この会計において負担し、更にこの負担金は食糧消費者が負担するよう食糧の売渡価格に織込むことになつているが、昭和二十二年度から引続きこの負担金を食糧消費者に転嫁させないことができる臨時的措置が講ぜられて来たので、今回も消費者負担分を一般会計から繰入れることは適切妥当な措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十四年度以降輸出の増加に伴い、外貨手持の激増を来たし、これがため円資金は予算に比し著しく不足を生ずる実情にあつたが、昭和二十四年度は右の不足を借入金によつて賄つて来た。今年度においては、日本銀行の外貨貸付制度の運用により、右の困難は著しく緩和されることとなつたが、なお、相当の不足を生ずるので、貿易特別会計より二百六十億円繰入れる外、一般会計より百億円の繰入を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本特別会計における円資金の不足を補てんするために、一般会計から百億円の繰入を行うことは、必要な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

郵政事業特別会計において、給与ベースの改訂、臨時年末手当の支給等を昭和二十五年度特別会計予算補正に計上した結果生じた十二億八千三百八十六万八千円の歳入不足につき、その不足額を一般会計からの繰入金をもつて補てんしようとするものである。

二　議案の可決理由

給与ベースの改訂、臨時年末手当の支給等に必要な経費として四十八億四千一百六十万八千円を要するのであるが、その財源として、既定経費の節約による歳出減及び今後の増収対策による収入増を見込んでも、なお十二億八千三百八十六万八千円の歳入不足を生ずるのであり、この歳入不足を補てんするために一般会計からの繰入金によることは総合均衡予算の建前から適切であると認められるので、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

米国対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

米国政府から直接に物資の交付を受ける従来の対日援助の方式の外、今回民間業者が民間貿易により海外から買付けた物資を対日援助物資に振り替える方式による対日援助の方法が、連合国最高司令官の覚書に基き近く実施されることになつたので、米国対日援助物資等処理特別会計において、その取扱をするについて必要な改正をしようとするものである。

二　議案の可決理由

民間業者が民間貿易により海外から買付けた物資を対日援助物資に振替える方式による対日援助の方法が実施されることは、わが国にとり有利なことでありそれに基く本特別会計の改正は適切な措置であることを認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農業共済再保険特別会計農業勘定においては、気象上の悪条件に基く異常災害の発生に伴い、昭和二十五年度産麦の再保険金支払が増加し、これが支払財源につき八億八千七百六十万七千円の不足を生ずる見込であるので、この不足財源を一般会計からする繰入金をもつて補てんし、すなわち、繰入金の限度額を九億一千五百二十万六千円より十六億二百八十二万三千円に引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

現下の財政方針にかえりみて、この会計の不足財源を借入金をもつて補てんすることは適当でないので、一般会計からする繰入金をもつて補てんすることが適当であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

従来輸入食糧については、価格差補給金による価格調整はすべて貿易特別会計において行われて来たが、昭和二十五年度においては、米国対日援助物資として輸入される分については、米国対日援助物資等処理特別会計において価格調整をし、貿易特別会計及び新たに開始された民間貿易により輸入される分については、いずれも食糧管理特別会計が輸入原価によつて買入れ、この会計において一般会計から価格差補給金の繰入を受けて価格調整をすることとなつたので、必要な改正を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

食糧管理特別会計において、輸入食糧の買入価格と売渡価格との価格差を調整するために一般会計から繰入金をすることができることとすることは、必要適切な措置であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
最近における生計費、民間の賃金その他の事情の変動にかんがみ、政府は、一般職の国家公務員の給與を改善する必要を認め、今国会に「一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案」を提出したのであるが、裁判官についてもその例にならい、給與の改善をする必要がある。
すなわち、「裁判官の報酬等に関する法律」第十條の規定の精神に従って、同法第二條の別表、及び第十五條に定める報酬月額を、スライド的に改定しようとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、司法の独立と裁判官の地位の保障との重要性にかんがみ、当然な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和二十五年度（一、二、三月分）経費として（増給に要する分）三〇、〇〇〇、〇〇〇円の支出が見積られている。
右報告する。
昭和二十五年十二月七日
法務委員長　安部　俊吾
衆議院議長幣原喜重郎殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
今回の「裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案」と同様の趣旨により、「検察官の俸給等に関する法律」第二條の別表及び第九條に定める俸給月額を改定しようとするものであって、改定による増加比率は、おおむね、一般の国家公務員のこれに対応する俸給月額の増加比率と同様である。

二　議案の可決理由
本案は、治安維持の重責を負う検察官の職務の重要性にかんがみ、当然の措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和二十五年度（一、二、三月分）経費として、（増給に要する分）六、八六二、〇〇〇円の支出が見積られている。
右報告する。
昭和二十五年十二月七日
法務委員長　安部　俊吾
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十二号参照〕

中小企業信用保険法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
金融機関が中小企業者に対する貸付を行ったことにより被ることあるべき損失を補てんするところの信用保険制度を創設して、中小企業金融のあい路となっている企業の信用力、担保力を補強し、更には中小企業者が経済変動により受けるショックを金融機関に対して緩和するところの措置を講じ、もって企業合理化に必要な長期資金の融通を円滑ならしめんとするものである。
なお、本制度の主要な点は次の通りである。
(1)　本制度の適用を受ける中小企業者は資本金五百万円以下又は従業員二百人以下の会社、個人及び各種の協同組合
(2)　貸付金の限度額は一中小企業者に対し合計三百万円、中小企業等協同組合は一千万円
(3)　本制度の保険契約は一種の包括契約であって、金融機関は一定の額を限度として政府と契約を締結後は貸付実行を政府に通知するのみで、それで約款に定められている條件に該当している限り、政府の事前の審査承認なくして自動的に保険されることになり、これによって手続を極力簡素化している。
(4)　保険料率については、本制度の建前である独立採算性が維持できる範囲において保険金額の年三%以内の率を政令で定めることになっている。
(5)　業務の委託に関してであるが、本制度の運営が多く金融に関する専門的知識と経験と迅速とを必要とするので、中小企業者の金融を専門に扱う銀行とも申すべき商工組合中央金庫に業務の一部を委託することとなっている。

二　議案の可決理由
現今の弱小中小企業者の振興を期するためには、まず第一に、金融面の円滑な流通の方途を講ずべきである。本案は、中小企業不振の打開策となるにかんがみ、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年十二月九日
運商産業委員長　小金　義照
衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業信用保険特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
今回中小企業者の行う事業の振興を図る目的をもって、中小企業信用保険法案」を別途提出しているが、この中小企業信用保険制度実施の場合、その経理状況を明確にするため一般会計と区分して本会計を設置しようとするものである。

二　議案の可決理由
この会計の歳入歳出についてみると、保険料、政府が保険金を支拂った後、金融機関に代位した貸付金債権の回収金、一般会計からの繰入金、及び附属雑収入をもって歳入として、保険金、保険料の還付金、事務取扱費その他の諸費をもって歳出とし、もって経理の全体を明らかにし、又この会計の予算及び決算の作成及び提出に関する手続等特別会計に必要な事項は規定し、極めて妥当な措置であることを認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、公職選挙法に対する特例を設け、昭和二十五年十二月十一日から昭和二十六年四月二十九日までの間にその任期が満了すべ

き都道府県及び市町村等の議会の議員の任期満了による一般選挙は四月二十九日に、昭和二十五年十二月十一日から昭和二十六年五月二十日までの間にその任期が満了すべき都道府県知事及び市町村長等の任期満了による選挙は、五月二十日に、それぞれ同時に行うこととし、議会の議員の数がその定数の二分の一を欠き、議会が成立しない状態となつた場合の外は、議員の再選挙又は補欠選挙を行わず、又本年十二月十一日にすでに退職の申出をしている長の後任者の選挙の外は、明年五月二十日までの間に、長が欠けても、その選挙は、すべて五月二十日に行うこととしたこと、及び議員の選挙に立候補した者については同時選挙の趣旨の徹底と選挙の公正とを期するため、同一区域について行われる長の選挙の候補者とはなれないものとしたことの外、現在公職選挙法の規定中、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了前に行う任期満了による選挙の告示後に、議員又は長が欠けた場合の選挙の取扱並びにそれらの後任者の任期の起算方法に関する部分について、この際規定を整備するため所要の改正を公職選挙法に加える。ことを内容とするものであるその目的とするところは、昭和二十六年三、四月の間に予定せられる全国大多数の地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙の施行について、地方における予算編成に支障なからしめ、できうる限り、選挙事務の合理的円滑化と経費の節減を図ろうとするにある。

二　議案の可決理由

選挙事務を簡素にし、その合理化及び経費の節減を図ることはもとより当然であり、明年四月中に任期の満了する地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙について、その施行期日を按分いして、地方公共団体の予算編成期と選挙期との間に調整を計ることは、選挙の施行の円滑を期するため必要且つ妥当な措置である。日本社会党を代表して門司委員から原案に対し、長の選挙を議員の選挙より先に行い、その期日を四月十六日とする修正案を提出したが、修正案は否決せられ、原案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

酒税費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

一般公務員の恩給が増額され、昭和二十五年一月分以降は、その給與事由の生じた時期を問わず六千三百七円ベースに基く恩給が支給されているので、執行吏についても同様の取扱をしようとするもので、

要旨は、昭和二十三年十二月三十一日以前に給與事由の生じた執行吏について、昭和二十五年一月分以降七万一千円を俸給年額とみなして算出した恩給を支給するよう附則を改定しようとするものである。

二　議案の可決理由

恩給の支給に関し、執行吏についても、一般公務員と同様給與事由の生じた時期に関係なく、一率に取扱うことは当然の措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十五年度経費（改正による増額分）として、一、八五三、二六〇円を計上している。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

法務委員長　安部俊吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

判事補の職権の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、判事補の職権の特例と裁判官の任用資格の特例とを定めたものであるが、今回の改正の要点は次の三点である。

第一は、判事又は検事たるの資格を有する者が、

イ　特許庁の審判長、審判官若しくは抗告審判官たる通商産業事務官、又は、

ロ　電波監理委員会の審理官の職に

在つたときに、その在職年数を裁判官の任命資格について、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條が定めている年数に通算しようとするのである。

第二は、裁判所法による司法修習生を終えた者が、前述の職の外、衆、参両院の法務委員会に勤務する常任委員会専門員、同調査員又は、衆、参両院の法制局参事の職に在つたときに、その在職年数を前同様裁判官の任命資格に関する法定年数に通算しようとするのである。

第三に、判事又は検事たる資格を有する者、及び司法修習生を終えた者が、前述の各種の職に在つたときに、その在職年数を、この法律の第一條の規定により、判事補として指名されるに必要な年数に通算することができるようにしようとするのである。

以上各職は、その性質がいずれも純司法的ないし法律専門的のものであつて、その在職年数を通算することによつて、裁判官に任命できる者の範囲及び判事と同じ職権を行いうる判事補として指名できる者の範囲を拡げ、もつて裁判官の充実に資するとともに、裁判官とこれらの職との間の人事の交流をより円滑ならしめようとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

本案は、関係法律の改正又は制定に伴う、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

法務委員長　安部俊吉

衆議院議長幣原喜重郎殿

薬事法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

医科器械、歯科材料等の用具、白粉、クリーム等の化粧品はその品質如何によつては、保健衛生上危害を生ずるおそれがあるので、これを防止するために必要な改正を行わんとするのが本改正案の目的である。

その内容の主なものは次の通りである。

（一）保健衛生上危害を生ずるおそれある場合、厚生大臣は、用具又は化粧品の最低基準を定め、又最低基準のある用具、化粧品について国家検定を行うこととしたこと。

（二）用具及び化粧品の販売業者に対して、公務員が立ち入り検査を行いうることとして、保健衛生上の万全を期するとともに財産権尊重の趣旨から、不良の疑のあるものについて、無償破去の規定を削除することとしたこと。

二　議案の可決理由

国民から保健衛生上の危害を防止するため必要な改正と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
厚生委員長　寺島隆太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

毒物及び劇物取締法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
毒性劇性の強いもの等は、それぞれ毒物、劇物として、その製造業者、輸入業者及び販売業者を対象として毒物劇物取締法が制定されているが、現行法においては毒物劇物の貯蔵、陳列等の取扱基準がないので、保健衛生上遺憾の点が多い。又毒物劇物の営業者のみに対する取締り規定であるため、業務上毒物又は劇物を取扱う者には法の適用がなく、工場、事業上から毒物劇物の横流れが行われ、兇悪な犯罪の手段に用いられる危険が多く、国民の保健衛生上その安全を期し難いので、現行法を廃止し、新たに毒物及び劇物取締法を制定せんとするのが本案の目的である。
その内容の主なものは次の通りである。
(一)　毒物、劇物の製造業及び輸入業については厚生大臣の、販売業者については都道府県知事の登録を受けさせるとともに、一定の期間を限って登録の更新を行わしめ、登録基準及び登録事項を法律で定めたこと。
(二)　毒物劇物営業者は、その製造所、営業所又は店舗に、薬剤師又は法律で定められた資格を有する事業管理人を置き、その実務を管理させることとし、且つ事業管理人を置いたとき、又はこれを変更した場合に届け出の義務を規定したこと。
(三)　毒物劇物営業者が毒物又は劇物の取扱の場合に必要な貯蔵、運搬、陳列等の取扱基準を定め、販売若しくは授与するときは、その容器及び被包に詳細な表示をなし、又農業上使用される毒物劇物については着色の義務を課したこと。
(四)　四エチル鉛のような強烈な毒物については、品目を指定し、その製造、貯蔵、混入等に関する技術上の基準を定めたこと。

二　議案の可決理由
現行毒物、劇物取締行政の対象者の範囲を拡め、毒物劇物による災害を防止し、国民の保健衛生上、万全を期することは、時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
厚生委員長　寺島隆太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

競馬法の一部を改正する法律案（第八回国会衆法第一〇号、参議院継続審査）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行競馬法における国営競馬は、札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、横浜、京都、阪神、小倉及び宮崎の十一箇所であるが、名古屋市を中心とするいわゆる中京地区に新たに中京競馬場を設け、これによって競馬愛好者の熱望に応えるとともに勝馬投票券の売得金額の増大を図り、政府収入の増加に資さんとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、同一趣旨をもつて第五回国会以来各国会ごとに提出され、農林委員会は第七回及び第八回の両国会にそれぞれこれを可決して来た。しかるに参議院において審査未了となり、特に第八回国会には閉会中継続審査の案件としたのであるが、今国会にこれを可決し、送付して来たのである。本委員会は以上のいきさつにかんがみ、且つ、競馬愛好者の熱望に応えるとともに、国家財政に寄与し、畜産振興に貢献するものとの見地から、本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

日本輸出銀行法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
プラント輸出に必要な長期設備資金を供給する目的をもつて、全額政府出資により、本年度一般会計から二十五億円、見返資金特別会計より二十五億円、合計五十億円、明年度一般会計より五十億円、見返資金特別会計より五十億円、計百億円、本年度及び明年度合せて合計百五十億円の日本輸出銀行を設立しようとするものである。

二　議案の可決理由
わが国の経済復興に貿易の演ずる役割は大きく、経済の自立を達成するためには輸出の振興に全力を注がねばならないが、戦後わが国の主要取引圏たる東南アジア諸地域では工場設備、重機械、船舶、車両のごとき重工業資本財に対する需要大きく、これらプラント輸出には巨額の長期設備資金を要するので、この要望に副うべく本案の提出されたのは、まことに時宜に適した措置であることを認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十三号参照〕
水産業協同組合法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
昭和二十三年に制定された水産業協同組合法により水産業協同組合の設立も一応完了し、漁村経済の安定確立に貢献してきたが、最近災害に因る損害で、水産業協同組合及びその構成員の事業用財産等は深刻な影響を蒙り、その運営に支障をきたしている。よつて、水産業協同組合の経営の安定及び改善を図り、もつて、水産業の振興に資するため、共済制度を確立する必要が生じたので水産業協同組合法の一部改正を行いたいというのである。その主な内容は次の通りである。
1　水産業協同組合は経営の安定及び改善を図るため、水産業協同組合共済会を設立できることとし、その会員の資格について定めたのである。
2　共済会は、会員から共済掛金の支拂を受けて、会員の資産が災害を受けた時に、共済金を交付するように事業の内容を定めた。
3　事業が保険事業に該当するものは、保険業法を適用しないこと、又主務大臣は監督上の指示をすることができる等の権限を定めた。

二　議案の可決理由
本案は、水産業協同組合の災害に対する相互救済を図り、もつて組合の健全な発達と運営を期するため、有効且つ適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十五年十二月九日
水産委員長　冨永格五郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

〔参照〕
特別委員会
海外同胞引揚促進に関する件等
閉会中審査報告書
一　海外同胞引揚促進に関する件
二　引揚者定着援護に関する件
三　留守家族援護に関する件

四、在外資産の調査に関する件
五、未復員者給與に関する件
六、在外公館借入金支拂に関する件

右各件は、審査を終了するに至らなかつた。

なお、その審査の経過は別紙の通りであるが、参考のために添附する。

有報告する。

昭和二十五年十一月二十日

海外同胞引揚に関する特別委員長　若林　義孝

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

海外同胞引揚に関する特別委員会における閉会中審査事件の調査概要

本委員会は、去る七月十三日海外同胞引揚に関する調査をするため設置され、更に七月三十一日院議をもつて閉会中も継続して調査することになり、この間委員会は七回開会したのであるが、本委員会における調査の概況は

(1)　海外同胞引揚促進に関する件
(2)　引揚者定着援護に関する件
(3)　未復員者給與に関する件

の三つに大別することができるので、以外順次その概略を記述する。

一　海外同胞引揚促進に関する件

終戦以来五年有余を経過した今日、なお多数の同胞がソ連地区及び中共地区に残留せしめられ、悲惨な境遇に置かれあるいは生死不明の状況にある。この問題の速やかなる解決は、全国民の常に渇望するところであつて、本委員会はこれについて早急に対策を樹立するため各般の調査とともに、参考人より実情の聴取等を行つた。

その概要は、中共地区残留同胞の数については、現在適確な数字のは握は困難で、参考人の陳述より見ても残留者の推定数並びに確実には握したといわれる数にも相違があり、一概にその数を推定することは困難であるが、調査した結果より相当数の残留者が認められる。

中共地区残留同胞の引揚については、最近中共地区よりの留守家族への通信の増加及び昭和二十三年の集団引揚と絶以来現在まで約三百名の個別引揚があり、特に個別引揚者の言並びに彼地よりの通信の内容から、引揚可能の声が聞かれ、集団引揚の可能性さえ望まれる機運が見られている。

残留者の生活状況は、軍、政府関係留用者については苦しいながらも一応の生計を立てており、その他の者は概ね窮迫の状態である。なかんずく、流浪難民婦女児の生活は全く悲惨の極にある。しかし一般的に、これら残留者には帰国に対する強い希求があり、その根底には日本人としての生活に還るべく、一刻も早く祖国に帰還することを希望している。

帰還に関する将来の観測とその方途の可能性については、第一は集団引揚すなわち中共政府による正式の集団帰還の方法である。この点は現在の朝鮮問題、国際連合における捕虜送還問題討議の進行等、国際情勢の推移と政府当局の接渉経過にかんがみるとき極めて困難な状況にあるが、中共当局の一部にも全面的に帰還せしめることについて考慮していることが見受けられるので、今後中共政府を承認せる英・印等各国を通じての要請及び毛主席に対する懇請状の発送等各種の方途が考えられる。

特に、個別引揚による方法については、昭和二十三年同地区より集団引揚のと絶以来、昨年九・十月の大連よりの集団引揚者二千八百六十一名を除く個別引揚者は現在まで約三百名で、更に現在、外務省の調査によれば、留守家族への通信等より、旅費があれば帰還しうる状態にある者が相当数いるといわれる。又適切な方途を講ずれば、個別帰国の許可を取りうるが、一般にその方法を知らない者が多いのは遺憾である。しかじて、個別引揚を促進することにより、集団引揚の接渉が阻害されるという見解については、勿論原則的には集団引揚に力を入れることは妥当であるが、現段階の可能性の点より、小規模であるが、旅費、出国許可等の個別引揚に対する障害を逸早く排除して、早急にこれが解決につき、関係機関は積極的な措置を講ずべきである。

二　引揚者定着援護に関する件

引揚者定着援護に関する件については、特に九月五日より十日間、九州、中国地方に、九月十日より十日間、東北、中部、近畿地方へそれぞれ委員を派遣して、その全般にわたる実態を調査したが、その結果引揚者の住宅問題に関してその対策と解決を要する諸点は、次の通りである。

引揚者住宅の問題は、全国的に相当に困窮しており、今日なお、学校、公会堂、国立病院、隔離病舎等の公的施設に一時収容されたままあるいは神社、仏閣、こう舎、仮小舎、物置等本来の住宅以外の場所に仮住しているもの及び同居、間借りの形でいる者等、これらの総計は約六十万の多きに達し、極度に困窮している状態であり、わずかに雨露を凌ぐ現状である。住宅の不足は戦災、疎開等による者より層一層悲惨であつて、殊に生活の基盤を持たない多数の引揚者に対しては、実情とはいえ社会上の重大な問題である。なお、引揚者の集団収容施設中すでに腐朽に近く、大規模の補修あるいは疎開を要するものがあり、疎開を要するもの約二万世帯中、現在さしせまつた状況にある住宅が四千世帯あり、実に悲惨な状況のうちに生活していることは社会政策上緊急策を講ずべきである。

最後に、新築住宅については、国庫八割の負担により施設した七坪程度の個別住宅に収容された者は昭和二十四年度までに約五十一万人の、建築に要した国庫補助金は十七億七千六百万円である、本二十五年度は五億円の予算をもつて三万七千人を収容しうるよう工事を進行している。住宅の補修について調査したところは、現在七百六十三施設に上る補修を要する引揚者収容施設があり、年々の破損個所の増加に加え、過般のジエーン、キジア颱風及びその他の風水害による損害を見積れば約四億円の補修の度が加重されると見なければならないが、この点についても緊急の復旧を要望するものである。

三　未復員者給與に関する件

未復員者の給與に関しては、先に留守家族援護に関して取上げられたのであるが、閉会中もなお継続して慎重に調査したところ、未復員者給與法による給與定額の改正が現下の経済事情並びに各地における留守家族、地方公共団体よりの要望により早急に行われるべきであるとの結論を得て、十月四日未復員者給與法改正に関する小委員会を設置し、この法律の一部改正立案に鋭意力をそそぐとともに政府当局とも予算上の接渉を進め、慎重審議した結果、十一月十八日の小委員会において未復員者給與法の一部を改正する法律案の一応の成案を得た。

その改正の要点並びに論議の点は次のごとくである。

1　未復員者の俸給月額三百円を千円とすること。
2　遺骨の引取に要する経費千七百円を二千二百円とすること。
3　遺骨の埋葬に要する経費千五百円を三千円とすること。
4　障害一時金の支給を受けた者につき三年以内に障害程度が増進した場合の障害一時金加重支給の規定を新たに設けること。
5　障害一時金の支給を受けた者及び他の法令の規定により

療若又は障害一時金に相当する給付を受ける者についても、同一の疾病又は負傷が再発した場合、療養を受けつつよう規定を改めること。

未復員者の俸給は、昭和二十四年改正以来百円より月額三百円となつたのであるが、現下の経済事情より考えれば、物価の上昇及び公務員の給與ベースと比較した時においてあまりにも低額に過ぎ、未復員者に対する処遇として当を失するものと思われたため、公務員の給與と対応し、その額を予算等の関係より千円に改正すべきであるとの結論を得た。

遺骨引取に要する経費については、算定基準は一率に一治五十銭、公務員の旅費規定より調出したもので、現在の千七百円は昭和二十四年の改正であつて、当時の基準によるものであるが、公務員の旅費規定の改正もあり、現在はその改正についても二千二百円の増額を妥当と認めた。

遺骨埋葬費千五百円は現在の葬儀費用より見ても低額にして到底賄え得ない状態であり、三千円を妥当と認めた。

なお、障害給與については、障害一時金の支給を受けた者につき三年以内に障害の程度が増進したとき障害一時金の加重支給の規定を設けること、療養については同一の疾病又は負傷が再発した場合療養を受けうるように規定を改めるという点は関係各庁とともに考究を続けたのであるが、この改正については現在のままで解決をうるとの見透しができたので一応これには手を加えないことを妥当と認めた。

なお、給與に関する過誤拂の処理についての問題は未復員者給與法の一部改正と併行して審議したのであるが、最終的の結論をうるに至らなかつた。

災害地対策に関する件閉会中審査報告書

一、災害地対策に関する件

右件は審査を終了するに至らなかつた。

なお、その審査の経過は別紙の通りであるが、参考のために添附する。

右報告する。

昭和二十五年十一月二十日

災害地対策特別委員長　松井　豊

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

本委員会は、去る七月十三日災害地対策の樹立のため設置され、更に七月三十一日院議をもつて閉会中も継続して調査することになり、この間委員会を十回開会したのであるが、本委員会における調査の概況は、

(1)　台風及び豪雨等による被害状況の調査及び対策について。

(2)　災害復旧工事に関する調査について。

(3)　災害復旧に関しての決律案起草の問題

の三つに大別することができるので、以下順次記述する。

第一　颱風及び豪雨等による被害状況の調査及び対策について。

先ず本年頭初よりの被害状況を見るに、六月までにおける期間において、全国的に局部的な豪雨があり、加うるに北海道、東北、北陸地方の山間部には融雪水害を生じやく起し、引続き六月上旬から中旬の梅雨期にかけて東北、信越、関東の一帯に異常な豪雨があつた。

その後更に全国各地にわたり颱風豪雨に見舞われ、その主なものをあげれば、七月中旬より下旬にかけて九州地方等を襲つたフロシー及びグレース颱風、八月上旬の関東、東北地方の豪雨及び九月上旬に四国、近畿地方に室戸颱風に匹敵するといわれるジェーン颱風、更に九月中旬に九州、四国、中国地方を襲つたキジア颱風等相ついで来襲し、各地に相当な降雨量をもたらし、これがため各地に護岸堤防の決かい、河川のはん濫をきたし、倒かい、流失、浸入等の罹災家屋を多数出したほか、土木関係、農地関係、山林関係、水産関係及び港湾関係等に莫大な被害を蒙つたのである。しかしてこれらの被害状況についてみるに、第一に、六月災害までに国庫負担分として査定済みが、百五十九億二千八百万円、第二に、七・八月災害分として二百四十五億九千四百万円、第三に、ジェーン颱風として二百四十九億七千七百万円、第四に、キジア颱風として二百九十一億九千万円、合計九百四十六億八千万円の巨額にのぼるのであつて、そのうち河川関係は五百四十三億円、農業関係は百七十億九千万円であるが、これらの詳細を示せば次の通りである。

区分	災害—六月災害	七・八月災害	ジェーン颱風	キジア颱風	(単位千円) 計
河川	(3,705,520) 9,544,474	(18,534,480) 18,339,511	(11,523,552) 16,339,511	(19,553,054) 16,676,828	(58,316,606) 54,906,295
砂防	— (5,736,825)	(38,000) (5,417,271)	— (5,254,274)	— (10,561,219)	(38,000) (26,969,589)
農業	3,676,780 (2,828,259)	3,392,915 (2,544,267)	3,318,410 (2,137,063)	6,705,970 (2,833,364)	17,094,075 (10,342,953)
山林	1,815,973 (205,518)	1,527,457 (321,568)	1,280,382 (1,153,971)	1,741,596 (856,082)	6,365,410 (2,537,139)
水産	154,198 (500)	260,683 (8,100)	1,684,370	821,341 —	2,340,592 8,600
道路	500 (1,029,992)	8,100 (588,994)	— (4,440,739)	— (1,649,474)	(7,708,199)
港湾	1,029,992	588,944 (34,230)	4,133,133 (85,720)	1,660,834 (62,042)	7,352,953 (171,992)
都市計画	—	24,230	85,720	62,042	171,992

区分	都市計画	上下水道	厚生施設	行政施設	文教施設	住宅	庶務	計	備考　( )内は事業費 下は国庫負担分
河川	(206,300) 103,150	(150,000) 75,000	(680,000) 340,000	(244,500) 122,250	(1,280,800) 640,400				
砂防	(864,862) 505,700	(43,486) 21,743	(271,854) 168,011	(56,300) 28,350	(1,236,402) 713,804				
農業	(6,186) 6,000	(22,788) 14,468	(452,427) 268,611	(151,700) 83,3000	(633,101) 372,379				
山林	—	(36,299)	(97,166)	(20,552)	(154,017)				
水産	(7,840) 7,840	(376,052) 202,109	(2,217,254) 1,819,307	(3,993,064) 3,190,162					
道路	(98,240) 73,680	(57,539) 44,596	(1,980,042) 1,485,222	(183,147) 140,538	(2,318,968) 1,744,036				
港湾	—	(191,035) 161,348	(28,703) 26,280	(219,738) 187,628					
計	(19,690,042) 15,918,289	(28,163,074) 24,594,105	(30,485,097) 24,977,162	(37,591,955) 29,190,787	(115,930,168) 94,680,343				
庶務									

なお、現在までにおける農作物の被害状況（風水害によるほか、稲熱病、旱害を含む。）は、次の通りである。

(1)　水稲

水稲の被害状況については、全国総計で面積一三二万町歩、減収量五一二万石で、総作付面積、全国平年収量に対してそれぞれ四五・四%、八・一%である。

又これを昨年同期の被害面積、減収量に対比すると、面積は一二六%、減収量は一三四%である。

(2)　陸稲

陸稲の被害面積は、約二万町歩、減収量は四万石であり、総作付面積、総基準収量に対してそれぞれ一四%、三%であり、風水害が最も多く約八割を占め、稲熱病、旱害がこれに次いでいる。

これを前年同期の被害面積・減収量に対比すると面積は八〇%、減収量は三三%である。

(3)　甘しよ

甘しよの被害面積については、約五万町歩、減収量は約一三万トンであり、総作付面積、総基準数量に対しそれぞれ一二・四%、二・三%である。

本委員会においては、その使命の重要性にかんがみ、災害発生の都度、議長の承認を得て、現地に委員を派遣してその被害状況を調査するとともに、その派遣委員よりの調査結果に基き政府の早急且つ適切な善処を要望したのである。

しかして、これら水害等の原因は、近時殊に多いと思われる颱風や豪雨にもよるが、戦時中より治山も治水も全く閑却せられたためであり、河川の現況は、水源山地の荒廃とともに著しく悪化しており、全国における最近十箇年のはん濫面積は、平均一箇年約三十一万町歩、最近五箇年については約四十七万町歩という広大なもので、流失埋没面積はそれぞれ平均四万町歩及び六万町歩といわれ、これら災害の根本原因である河川災害の根本的防止のため、上流水源地帯の造林、渓流及び山腹の砂防工事及び下流河川の改修工事が一貫性をもつて行われなければならないと考えられるのである。

又特に注意すべきこととしては、ジェーン颱風による被害の主な原因と考えられるのは、過ぐる昭和二十一年の南海地震の影響するところ大なるものがあるのであり、震災当時はその実態が充分判明しなかつたものが、その後漸次現われてきた状況で、土木工作物は至るところでゆるみあるいは狂いを生じ、表面に表われなくても、ささいな衝撃にも耐えられない状態であり、四国、近畿の海岸線においては一帯にわたり五〇ないし七〇センチも沈下し、室戸岬方面においては遂に地盤が隆起しているのである。

これがため、侵潮による農作物の塩害による被害も相当額にのぼり、地盤沈下と満潮時の高浪により甚大なる被害を蒙つたことを思うとき民生の安定、国土保全よりこれらに対する早急且つ恒久的な対策は焦眉の急と考えられるのである。

しかるにこれらは、災害に基くものとの識別も極めて薄く、単なる一般改良事業のごとき取扱を受けている現況で、これら地盤沈下対策の完成しているところは、比較的被害が僅少であり、積極的に工事の促進を図ることは、今後の災害防止の最善の策と考えられるのである。これは又南九州地方のシラス地帯についても同様である。

次に、各地の要望について参考のため記述すれば次の通りである。

(1)　災害復旧費全額国庫負担金の早期交付及び災害復旧費の大幅なる増額

(2)　罹災の災害を考慮し、土木関係において原形復旧工事のみならず、ある程度の超過工事を施行する場合でも全額国庫負担を認められたいこと。

(3)　地方財政平衡交付金の大幅な増額

(4)　大幅な起債の許可

(5)　融資の拡充、迅速化を図り、低利長期資金の融通

(6)　その他開拓者関係対策及び罹災者に対する住宅対策

さて委員会においては、これら災害の復旧対策につき政府当局に対し、特に昭和二十五年度発生災害復旧事業費すなわち百億円の予備費に関する問題、災害復旧事業費の国庫負担に関する問題及び災害関係補正予算の問題等について質疑を行つたのであるが、特に九月七日の委員会においては、災害復旧に関し次の通り政府当局に対し要望し、この旨議長に報告したのである。

災害復旧に関する件

近時わが国においては、国土の荒廃はなはだしく、颱風その他災害による被害は、終戦後の国家並びに地方財政のひつ迫による災害復旧事業の不完全と相まつて、年年累増せられる状況であり、まことに寒心に堪えない。

しかして本年に入るや、つとにフロシー、グレース等の相つぐ颱風並びに豪雨により甚大な被害を蒙つたのであるが、更に今次のジェーン颱風は、四国、近畿地方等に戦後最大と看做される被害を及ぼし、漸く安定しつつあるわが国経済及び民生に及ぼす影響は量りしれないものがあり、今にして抜本寒源的対策を講ぜざれば、わが国は更に疲弊の度を加え、遂に災害亡国の運命にたちいたるであろう。

よつて、政府はこれに留意し、災害地に対しては、可及的速やかに適宜な措置を講ずるとともに、明年度の予算編成にあたつては、災害関係公共事業費の大幅な増額を図り、もつて国土の保全に万遺憾なきを期すべきである。

第二　災害復旧工事に関する調査について

本委員会においては、颱風及び豪雨等による被害状況の調査の過程において、毎年度災害復旧費に対し、五百億円前後の莫大な国費あるいは地方費を費消しているが、前年度の施行部分の相当な箇所が再び災害を蒙る状況であり、又復旧工事が予定通り工事が遂行されず不完全であつたために、その被害額が倍加したのではないかと思われる事例も数多く見受けられたので、これら莫大にのぼる国民の血税による国費等の有効且つ完全な使用を期するために、これに関し調査し、厳重に監督する必要があるとのことで災害復旧工事に関する小委員会を設置して、災害復旧工事の進捗状況を調査し、その適正化を図ることとしたのである。

従つて、その具体的事例として、十一月上旬長野県下の千曲川筋及び天龍川筋の復旧工事の進捗状況等について実地調査を行つたのであるが、その結果、

(1)　予算的措置等の関係により復旧工事が遅延すること。

(2)　工事関係責任者の監督にやや不十分の点があること。

(3)　事業量と予算等との関係をかん案するとき、国の直轄工事に関する問題についても考究の要があること。

等今後とも復旧工事の促進につき一段の調査研究の要を認めるものである。

しかしながら、われわれの調査は、終戦以来兎角ルーズになりがちな工事に対する警告であり、土木関係者に大なる反省を与えたことと確信し、今後の復旧工事の適正とともにその促進が期待されるところである。

さて、災害は短期間に復旧してこそ意義がある。しかるに、全国的にみて予算その他の関係により復旧工事が遅延している状況であり、現下の建設省の復旧方針としては、当該年度三〇%、次年度に

五〇%と三箇年で復旧の完成を目指しているが、ちなみに昭和二十四年度末における進捗状況をみると、二十二年災害を六五%、二十三年災害を二八%、二十四年災害を一六%復旧したにすぎない状況である。

よつて、本委員会としては、今後とも公共事業費特に災害復旧事業費の大幅な増額に努力するとともに、災害復旧計画を早急且つ強力に実施するための行政機構に関する問題等についても研究を重ね、災害復旧工事の促進を図るべきであると考えられる。

第三　災害復旧に関しての法律案起草の問題について

本委員会においては、前述の通り颱風及び豪雨等の被害状況調査、災害復旧工事に関する予算的措置につき研究し、災害対策の樹立に努力するとともに、これらと並行して抜本塞源的に災害の復旧及び予防の対策を講じ、もつて国土の保全を図るためになんらかの立法措置を講ずるのが適当であるとの観点から前国会と同様、災害防止国土保全法案起草小委員会を設置したのである。

しかして、右小委員会においては、最初前国会において起草半ばであつた案を基礎に、災害防止国土保全法案の起草に努力するとともに、特に該法案が規定するところの国が国土保全計画に基く事業の実施に要する費用に充てるための災害防止国土保全資金問題に関する法律案の起草についても研究を重ねたのである。

しかしながら、その後次の諸理由、すなわち、

(1)　国土総合開発法との関係

(2)　災害防止国土保全資金に関し財政法規との関係

(3)　現行行政機構との関係

等の理由により、この際、むしろ本委員会において従来より強く各委員より要望されてきた災害復旧対策に関する基本的事項を内容とし、もつて実質的効果ある法律を制定する方が適当であるということとなり、災害復旧基本法案の起草に努力したのであるが、要綱に止つた訳、小委員長より報告があり、本委員会においても、右報告に基く災害復旧対策基本法案要綱について審議したのであるが、本法案要綱は、画期的なものであり、その影響するところ大であるので、今後更に調査研究する必要があり、又時間等の関係もあり、閉会中には法案起草を終了するに至らなかつた次第である。

茲に、同法案要綱について概説すれば、

(1)　災害復旧事業費等の査定を適正化すること。

(2)　災害復旧事業の原形復旧主義を緩和し、必要な改良事業を同時に施行しうるようにすること。

(3)　復旧事業は、原則として災害発生年度より三箇年以内に復旧するものとすること。

(4)　災害復旧費の財源として、国は、過去五箇年における災害復旧公共事業費の平均額をくだらざる額を予算に計上すること。

(5)　予算作成後に発生した災害については速やかに補正予算を国会に提出すること。この場合は、公債の発行、借入金の発定、借入金をなしうるものとしたこと。

(6)　予算の配分は速やかに行うこと。又災害発生年度において原則として事業費の三分の一以上の金額を支出すること。

(7)　災害復旧対策に基く事業について、地方公共団体がその事業費の全部又は一部を支出し又は負担する場合は、地方公共団体は国の許可なくして起債しうること。

(8)　経済安定本部総裁の諮問機関として災害復旧対策審議会を置くこととしたこと。但し、本審議会は単に諮問に応ずるのみでなくみずからの発意によつても活動しうることとしたこと。

(9)　国土総合開発計画と災害復旧対策との調整は、内閣総理大臣が国土総合開発審議会及び災害復旧対策審議会の意見を聞いて行うことにしたこと。

等である。

なお、本法案要綱については、

(1)　農林関係災害復旧及び学校その他の公共施設の災害復旧についても規定すること。

(2)　審議会の権限を更に強化し、できうれば独立行政機関とまでする方が適当ではないか。

等の意見が強かつたのである。

災害復旧対策基本法案要綱は、次の通りである。

災害復旧対策基本法案要綱

(目的)

第一　この法律は、災害復旧対策の樹立に関する基本方針を明確にし、あわせて災害復旧対策に基く事業の適切且つ迅速な実施を図ることを目的とすること。

(定義)

第二　この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生じた災害をさすものとすること。

2　この法律において「災害復旧対策」とは、一又は競合した二以上の異常な天然現象に因つて生じた災害を単位として、その災害にかかつた施設を原形に復旧し、又はこれに代わる必要やむを得ない施設を新設し、若しくは整備することを目的とする国又は地方公共団体の事業の実施に関する総合的基本計画をいうこと。

3　この法律において「災害復旧対策に基く事業」とは、前項に規定する事業のうち災害復旧対策においてその施行の基準を規定しているものをいうこと。

(災害復旧公共事業費の予算)

第三　国は、毎年度の予算に、災害復旧対策に基く事業に支出するため、災害復旧公共事業費として、最近五箇年度における災害復旧費の国庫負担額の平均額に相当する金額以上を計上しなければならないこと。

2　国は、予算作成後に発生した災害により災害復旧公共事業費に不足を生じた場合には、すみやかに、補正予算を作成して、国会に提出しなければならないこと。この場合の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行し、とみくじを発売し又は借入金をなすことができること。

3　前項後段の規定により公債を発行し、又は借入金をなす場合においては、その償還の計画を国会に提出しなければならないこと。

(事業の施行年度)

第四　関係各行政機関及び地方公共団体は、災害復旧対策に基く事業をその災害の発生した年度及びこれに続く二箇年度以内に完成させなければならないこと。但し、経済安定本部総裁が災害復旧対策審議会の議決に基き、その施行の延長を認めた場合はこの限りでないこと。

(災害復旧対策に基く事業に対する国庫負担等)

第五　国は、法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属する左に掲げる施設のうち、公共的土木施設の部分に関する災害に対する災害復旧対策に基く事業で当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、他の法令の規定にかかわらず、当分の間、その事業費の全額を負担することができること。但し、一箇所の工事の費用が十万円未満のものについてはこの限りでないこと。

一　河川

二　海岸堤防

三　砂防設備

四　道路(道路法(大正八年法律第五十八号)第一條の道路をいう。)

五　港湾

2　国は、当分の間、前項に規定する施設に関する災害について、国が施行する災害復旧対策に基く事業で地方公共団体がその費用の全部又は一部を負担するものについては、他の法令の規定にかかわらず、その負担金の全部又は一部を免除することができること。

（適用除外）

第六　前條第一項の規定は、左に掲げる事業については適用しないこと。

一　経済効果の小いもの。

二　維持工事とみなすべきもの。

三　災害に因つて生じた事業であるが明らかに設計の不備又は工事の施行の疎漏に基因して生じたものと認められるもの。

四　災害に因つて必要を生じた工事であるがはなはだしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められるもの。

五　天然の河岸の欠かいに係るもの。但し特に維持上又は公益上必要と認められる場合を除く。

（事業費の支出）

第七　国は、災害復旧対策に基く事業の事業費であつて国の負担すべきものをできる限りすみやかに支出するよう努めなければならないこと。

2　第五條第一項の規定により国がその事業費の全額を負担する災害復旧対策に基く事業については、国は、災害の発生した年度においてその事業費の三分の一以上の金額を支出してこれを施行しなければならないこと。但し、災害の発生が当該年度の第四四半期であるときは、この限りでない。

3　国が施行する災害復旧対策に基く事業については、国は、災害の発生した年度においてその事業費の三分の一以上の金額を支出してこれを施行しなければならないこと。この場合においては、前項但書を準用すること。

（地方債の特例）

第八　地方公共団体が災害復旧対策に基く事業について、その事業費の全部又は一部を支出し又は負担する場合においては、当該地方公共団体は、地方債をもつてその財源とすることができること。この場合には、他の法令の規定にかかわらず、起債に関する国の許可を要しないものとすること。

（災害復旧対策審議会）

第九　経済安定本部に災害復旧対策審議会（以下「審議会」という。）を設くること。

（審議会の任務及び権限）

第十　審議会は、この法律によりその権限に属させた事項をつかさどる外、経済安定本部総裁の諮問に応じ、災害復旧対策の樹立及び災害復旧公共事業費の支出に関する重要事項について調査審議すること。

2　審議会は、必要があると認めるときは、みずから前項に掲げる事項について調査審議し、その結果に基いて、経済安定本部総裁に建議し、又はその承認を得て、関係各行政機関若しくは地方公共団体に対し勧告することができること。

（審議会の組織）

第十一　審議会は、左に掲げる者につき、経済安定本部総裁が任命する委員二十二人をもつて組織すること。

一　衆議院議員のうちから衆議院の指名した者

二　参議院議員のうちから参議院の指名した者

三　大蔵省、文部省、厚生省、農林省、運輸省及び建設省の事務次官並びに経済安定本部副長官

四　学識経験のある者

2　前項第四号に掲げる者を任命する場合においては、両議院の同意を経なければならないこと。

3　委員は、非常勤とすること。

（会長等及びその権限）

第十二　審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定めること。

2　会長は、会務を総理し、所部の職員を指揮監督すること。会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理すること。

（定足数、表決）

第十三　審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないこと。

2　審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによること。

（事務局）

第十四　審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置くこと。

2　事務局に事務局長及び所要の職員を置くこと。職員の定員は、別に法律で定めること。

3　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理すること。

4　事務局の職員の任命、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによること。

（資料提出請求等）

第十五　審議会は、第十條に規定する調査審議に関し必要があるときは、関係各行政機関又は地方公共団体に対し資料の提出を求め、又は報告させることができること。

2　審議会は、委員を派遣して災害復旧対策に基く事業の実施に関する状況を調査させることができること。

（国土総合開発計画との調整）

第十六　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第二條に規定する国土総合開発計画と災害復旧対策との調整は、内閣総理大臣が国土総合開発審議会及び審議会の意見を聞いて行うものとすること。

（施行の日）

第十七　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行すること。

（経済安定本部設置法の一部改正）

第十八　経済安定本部設置法に所要の改正を加えること。

（行政機関職員定員法の一部改正）

第十九　行政機関職員定員法に所要の改正を加えること。

以上が災害地対策特別委員会における調査の経過の概要であるが、「災害は必ず来る」ものであり、今後とも災害対策に一段の調査研究をし、民生の安定、国土の保全を図り、もつて文化国家の建設にまい進すべきである。

電力再編成問題調査報告書（考査特別委員会議長に関する決議に基き別紙の通り報告する。）

（調八ノ三）

昭和二十五年十二月二十日

考査特別委員長　篠田　弘作

衆議院議長幣原喜重郎殿

（別紙）

電力再編成問題調査報告書目次

一、電力再編成の概要　七
（一）再編成の経過　七
（二）各界の動向　九
二、電力再編成をめぐる醜聞　一二
とその調査要求
（一）醜聞　一二
（二）調査要求　一五
三、調査の方針及び経過　一八
（一）調査の経過概要　一八
（二）調査方針　二〇
（三）調査の対象　二一
（四）証人の氏名　二五
四、調査の内容　二六
（一）日発経理における二、三の疑点　二六
（二）見返資金の使途及びその監督　三二
（三）日発工事の請負について　三四
（四）日発資材の受註について　四〇
（五）いわゆるリベート四億円の真相　四〇
（六）配電会社に対する疑惑　四三
（七）配電会社と松永事務所との関係　四六
（八）自由党政調会参与会費の問題　五〇

（九）　その他　五一
五、結論　五五
一、電力編成の概要
（一）　再編成の経過
わが国の電気事業は、昭和三十三年二月、日本発送電株式会社（以下日発と略称する。）及び各配電会社が過度経済力集中排除法による指定を受けるに及んで戦時的統制の旧殻を脱し、民主的合理的な企業体制へ再編成せらるべき段階に達した。
政府においては、同年四月商工大臣の諮問機関として、大山松次郎君等十九名の民間委員からなる電気事業民主化委員会を設け、同年十月いわゆる三分割案ある（本州と九州は当分現状のままとし、北海道と四国に発送配電一貫会社を設くべしとする。）極めて現状維持的な再編成案の答申を得たが、これは関係方面の容れる所とならなかつた。
その頃関係方面においては、いわゆる五人委員会で検討を加えていた由で、翌二十四年五月、バーカー委員より日発森理事に対し、非公式にいわゆる七ブロック案（日発を北海道、東北、関東、関西、中国、四国、九州の七地区に分割し、各地区に発送配電一貫会社を設くるもの）を示して、意見を求められたので、再編成は日発分断によるブロック会社の方向に進められるべきことが察知された。
政府は、早急に七ブロック案による再編成指令がなされるときは、電力需給のひつ迫した現状にかんがみて、国民経済に深刻なる影響を与える虞があるので、再編成の具体案は、内閣に設ける電力審議会で検討作成せしめられたき旨を懇請して関係方面の承認を得、同年十一月通産大臣の諮問機関として、松永安左衛門君外四名の民間委員よりなる電気事業再編成審議会を設置した。
同審議会は、本年一月三十一日まで十七回の会合を重ねて審議し、その間関係方面より、十ブロック案（九配電地区の外信越地区の一社を加え、各ブロック別発送配電会社の供給地区域内の電源を所有せしめるもの）を示されたが、わが国の現状に適切でないとして、二月一日いわゆる融通会社案（地帯間の電力融通の円滑化と料金の著しい地域差を防止するため、九ブロックによる地域別発送配電一貫会社の外、別に現在の日発の四二%に当る設備を有する電力融通会社を本州及び九州に設けようとするもの）を答申し、別に参考意見として、松永九ブロック案（現在の九配電会社の供給区域をそのまま新ブロック会社の供給区域とするとともに、特に関東、関西の両ブロック会社には地域内の消費需要を充足するため、地域外の東北、中部、北陸地区に水力発電所を持たせるもの）を附加した。
しかるに右答申案は、関係方面の承認を得られなかつたので、政府は右松永案を骨子として、料金の地域差は水力発電所に対する特別の賦課金を財源として調整する政府案を作成して、関係方面の承認を得た上、四月二十日電気事業再編成法案及び公益事業委員会法案を第七回国会に提出したが、電力の融通、料金の地域差等について異論多く、ついに審議未了に終つたのである。
（二）　各界の動向
その間編成をめぐつて、電気事業者その他の関係者はそれぞれの立場に従つて各種の動きを示した。
(1)　日発は集排法の指定を受けた当時、持株会社整理委員会に対し、民主的国家管理による発送配電全国一社化の再編成案を提出したが、その後むしろ現状維持に変じ、電気事業民主化委員会の答申案を支持した。しかるにバーカー委員よりいわゆる七ブロック案に示され、日発分断の情勢を察知するや、再編成をできるだけ現状に即して行わしむべく、印刷物、説明会、その他の方法をもつて、極力電気事業の現状を説き、分断反対の運動を起したが、殊に電気事業再編成審議会が設置されるに及んで、一段と激しきを加えるに至つた。前記民主化委員会及び再編成審議会の各答申案は分断によつて影響を受ける経済界の反対や、爰上日発の動向によつて現状維持的に影響せられたものといわれる。
(2)　これに反し、配電各社は当初よりいわゆる九ブロック案を主張し、途中いわゆる七ブロック案に対しては東北、北陸、中部の反対があつたが、いわゆる松永案及び政府案に対しては、こぞつて賛成した。
しかしで日発の分断反対に対抗して、これまた印刷物、説明会、その他の方法をもつて九ブロック案促進の運動をなしたのである。
(3)　電産労組はその発足とともに、公社形態による発送配電一社化論を標ぼうして来たので、分断反対には日発と同一歩調をとり、民主化委員会案には賛成したが、政府案に対しては陳情その他の方法をもつて反対した。
(4)　電力需要者その他の経済界は分断による電力料金の地域差及び電力融通の不円滑に経済界に与える影響を虞り、分断反対についで日発と同調して来たが、殊に、九州、四国、中国、北海道においては、昨年十二月頃より各地に需要者大会を開き、これを全国四地区電力需要者協議会に結集して、国会に対する陳情その他の運動を展開した。
(5)　その他、配電統制令により、配電設備を配電会社へ吸収された公共団体は、昭和二十一年同令が廃止されるや、配電事業公営の復元運動を起し、又電力国家管理法によつて自家発電を日発へ吸収された会社及び公共団体は、分断による電源帰属問題に関連して旧所有者への返還を要求し、かくて第七回国会に対しては、分断反対及び復元要求に関し、昭和二十四年十二月から翌二十五年三月までの間に陳情三十一件請願五百余件の多きに達した。
二、電力編成をめぐる醜聞とその調査要求
（一）　醜聞
日発の現状維持論と配電会社の九分断案との対立は、昨年十一月電気事業再編成審議会が設けられて、いよいよ再編成の実施案が作成される気運となるや、ますます激化し、分断反対及び促進の両運動は、その頃から関係法案が第七回国会で審議未了となるまでの間に最も熾烈を極めたことは、既述の通りであつて、これがため、世上の一部に再編成をめぐつて、政界に多額の政治献金がなされたとの風説を生ずる原因となつた。
しかしてこの醜聞は、本年八月先ず電気事業に対する本年度見返資金百四十五億円の放出が、次いで電気設備の新設許可が、それぞれ関係方面により停止され、あたかも朝鮮事件による特需と貿易の伸長とによつて電力需要の増大した経済界の動を與えたことと、九月六日日発正副総裁に対する政府の辞職勧告が伝えられたこととによつて、再編成問題が重大なる政治

問題と化するに及び、改めてヂヤーナリズムの論面にクローズ・アップされるに至つた。

これらの風説を要約すれば、

(1)　日発は昨年十二月資本金十・四億余円を一躍三十億円に増資し、又その頃より本年三月までの間に同年度見返資金七十九億円の貸出を受けて、かゝる大なる資金を擁し、全国に電源開発工事を進めていたが、

（イ）　右増資費用や工事代金を仮装し又は工事請負業者、資材納入者等より談合金やリベートを受けて政治献金を支出し、

（ロ）　右談合金やリベートを日発首脳者又は政界と特別の関係ある請負業者から直接政治献金せしめ、

（ハ）　政界、財界の黒幕的存在といわれる三浦義一君の手に、談合金やリベートを集めて、同人を介して政界に撒布し、

(2)　本年六月頃法務庁特別審査局において、同君を追放令違反容疑で取調べ、日発関係についてもある種の事実をつきとめたが、当時蒲田法務総裁に対し政治的圧力が加えられ、事件は沙汰止みとなつた。

（ホ）　いわゆる政治献金の額は、本年五月頃には、概ね、一、二千万円と見られていたが、九月上旬にはこれが約四億円といわれるに至つた。

(2)　配電会社はつとに九ブロック案を主張し、これが松永案となつたが、

（イ）　右松永案が同審議会の答申案に代つて政府の原案に採用された後に、配電会社の策動があり、政治献金があつた。

（ロ）　松永君が設けたいわゆる松永事務所を中心として分断促進運動をなし、政治献金をした。

（ニ）　調査要求、

電力再編成をめぐるこれら醜聞に関し、本委員会特別委員会に対して次の調査要求がなされた。よつて、

（A）　九月十三日委員小玉治行君外三名より

電力再編成問題に関し、巷間疑惑を感ぜしむるがごとき風評が流布されつつあるので、財界、政界浄化のため調査せられんことを求むる旨

（B）　十月二十一日　委員猪俣浩三君より

(1)　日発関係土建業者間には疑獄グループがあつて、工事請負者から談合金をとり、これを積立てて政治資金にしていた。その中心をなすものは飛鳥組の社長であり、日発理事浦永元請君と謀り活動していた。

(2)　三建工業株式会社は、日発の工事を請負つている会社であるが、その会計帳簿には、会計課長が、説明のできない項目がある。これは三浦義一君を通じての政治献金を記載したものである。

なお

（イ）　三浦君は追放の身でありながら、電力再編成問題について活動し、日発側にも、分断促進側にも連絡あり、献金の仲介をしたといわれる。

（ロ）　特別審査局で三浦君の追放問題を調査したことがあるが、ウヤムヤに葬られた。それは扇川、益谷両君が三浦君の要求により蒲田法務総裁を圧迫したためだとのことである。

(3)　本年九月中旬通産省資源庁電力局局議の席上、山岡水力課長は多数局員の面前で、日発はその工事請負業者から工事金の一〇％に当るリベートをとつている旨発言があつた。

これを鈴木鹿衛君が新聞記者に発表している。

工事金総額四十億円だからその一割は四億円にあたる。

(4)　配電会社は経理上、多額の実収入を隠匿し、これを政治資金に流用した疑いがある。

その方法は、

（イ）　追加料金の収入がありながら、あたかも標準料金の収入のごとく操作すること。

（ロ）　期末計算において、収入のあつた電気料金を故意に計上せず、又は未収入金として計上し置き、次期決算にこれを欠損として落すこと。

（ハ）　未計器需要家の推定電力量を過少算定すること。

（ニ）　せん用の違約料金を徴収しながら、決算に計上しないで余裕金を捻出すること。

等で約十億円に上る秘密の資金をもつことができる。従つて、二重帳簿、三重帳簿を作成していて、官庁に対する報告にしても、物価庁に対する報告と電力局に対する報告とは同項目についても違つている。

(5)　松永事務所のメンバーは浪人者が多いのに、いずれも派しやな生活をしている。同事務所の活動資金の出所に疑いがある。

よつて関係証人について調査せられたい旨

（C）　十一月十八日　委員横田甚太郎君外四名より、

「昭和二十二年五月、関係方面の技術団が関西の火力発電所を視察した際、これを案内した当時の日発近畿支店長斎藤三郎君等が各地で豪遊した費用は、いかなる費用で支出せられたか。」外三十五項目にわたる事項を調査せられたい旨

それぞれ調査の要求があつた。

三、調査の方針及び経過

（一）　調査の経過概要

本委員会は、本年九月十三日理事会を開いて、小玉委員等より提案された本件調査要求の取扱につき協議し、まず情報のしゆう集に着手したが、更に同月十八日理事会において、他の案件を総て中止して優先的に本件を調査し、速やかに真相を解明すべきことを決定したので、事務局の全力を挙げて基礎調査に当らしめ、特に経理面の調査には、専門的知識を必要とするため、公認会計士及び計理士延二百五十人を参画し、十月十六日まで約一箇月間東京始め各地に於たり、日発、配電、土建業者、メーカー、料亭等について詳細なる調査を遂げたが、世上流布せられるがごとき政治献金等の不祥事の存在を推認するに足る資料は得られなかつた。

しかしながら、本件調査の結果如何は、世人の重大関心をもつて等しくこれを注視する所なので、その後提案された前記猪俣委員の調査要求事項について、更に調査を進めるとともに、十月三十日より十一月十八日までの間、前日発総裁大西英一君外九名を証人として召喚し、松永安左衛門君を臨床尋問する等別項の如く鋭意その真相

の解明に努めたが、その結果も、また、世上に流布せられるがごとき事実は全く認められず、むしろ根拠なき風説に過ぎないことがほぼ判明するに至った。

よって、横田委員外四名より重ねて、前掲調査要求が提出されたが、いずれも本件政治献金との関連性もなく、これを調査するもその効果を期待し得ないと認められるのみならず、いたずらに検察権の調査を続行することは、返って世の疑惑を招く虞があるので、十一月二十日委員会において、本件の調査を打ち切ったのである。

(二)　調査の方針

本件調査の目的は、電力再編成をめぐる政治献金の有無にあるので、調査の焦点をもっぱらその解明に置いたことは前記の通りであるが、調査の出発においては、具体的の資料がなかったので、軽率なる調査がその対象となる個人の名誉を損う虞れ大なるにかんがみ、

(1)　関係官庁、報道関係者について情報をしゅう集すること、

(2)　日発、配電、その他関係会社の経理調査によって、政治献金支出を疑うに足る資料を獲得すること。

(3)　関係者の出入したと認められる料亭や旅館について、会合状況を明らかにすること。

以上によって相当確実なる根拠を獲得した上、始めて個人の身辺調査をすること。

を根本方針とした。

なかんずく関係会社の経理調査は、いわゆる正攻法として重点が置いた所で、

(イ)　日発及び配電会社から、政治献金が支出されたとすれば、経理上いかなる操作によるか、これを可能ならしめる費目の内容を検討すること。

(ロ)　土建業者及びメーカー会社から、談合金又はリベートが支出されたとすれば、いかなる方法でそれが可能であるか、これに関係ある費目の内容を検討すること。

(ハ)　右各会社の相互間又は本店、支店、営業所、現場間における金銭の受払が一致するか、その照合等時間の許す限り綿密な調査をなすこと。

(三)　調査の対象

本件調査の対象とした会社、団体は左の通りである。

(1)　日発、本店及び各支店(九)

(2)　各配電会社本社(九)及び関東配電、東京支店並びに栗田営業所

同社　埼玉支店並びに浦和営業所

同社　神奈川支店並びに中営業所

同社　千葉営業所

同社　千葉支店並びに千葉営業所

(3)　土建業者(概ね日発工事請負額により選定す。)

秋島建設株式会社本店

佐藤工業株式会社本店及び東京支店

株式会社大林組本店及び東京支店

大成建設株式会社本店

飛島土木株式会社本店

鹿島建設株式会社本店

株式会社熊谷組本店、東京支店及び平岡現場

株式会社間組本店

大和土建株式会社本店及び別府営業所

前田建設株式会社本店及び沼沢現場

株式会社星野組東京支店

株式会社地崎組本店

三建工業株式会社本店

(4)　資材会社(取引高により品種別に選定す。)

株式会社日立製作所

東京芝浦電気株式会社

日本セメント株式会社

経城セメント株式会社

住友電気工業株式会社

(5)　電気事業経営者会議

(6)　松永事務所

(7)　料亭

鰻若奏(芝)

柱(二回)

金田中(木挽町)

ひさご(築地)

みやこ(日本橋)

柳水(柳橋)

竹乃(築地)

蘭亭(築地)

三喜(築地)

もみぢ(小石川)

細川旅館(木挽町)

パレアス(銀座)

(四)　証人の氏名

通商産業省資源庁電力局長

武内　征平君(十月三十日)

前日本発送電株式会社総裁

大西　英一君(十月三十一日)

関東配電株式会社社長

高井亮太郎君(十一月一日)

元電気事業再編成審議会会長

松永安左衛門君(十一月七日)

通商産業政務次官

首藤　新八君(十一月十三日)

通商産業省資源庁電力局水力課長

山岡　包郎君(　日)

前日本発送電株式会社副総裁

櫻井　恒三君(十一月十四日)

電気事業経営者会議事務局長

藤田友次郎君(同　日)

日本発送電株式会社総務理事(前経理部長)

水岡平一郎君(十一月十六日)

日本発送電株式会社総務理事

山本　善次君(同　日)

日本発送電株式会社建設局次長(前土木部長)

平井彌之助君(十一月十八日)

四、調査の内容

(一)　日発経理における二、三の疑点

(イ)　増資費用関係

日発は昭和二十四年の下半期に、従来の資本金十四億六千八百万円を一躍三十億円に増資した。これに要した費用は一億一千七百八十九万二千七十三円で、増資額に対し七・六%にあたる。大蔵省財務協会、財政金融調査会の調査資料によれば、主要会社二十九社の公募費用の公募金額に対する比率は、

一%―五%　一社
六%―一〇%　五社
一一%―一五%　一一社
一六%―二〇%　四社
二一%―二五%　四社
二六%―三〇%　二社
三一%―三五%　二社

であって、当社の七・六%は通常のレートと考えてよい。

公募株売出幹事会社は山一証券、日興証券、野村証券、大和証券の四社で、公募手数料は次の割合で支払われた。

(非)　¥ 4.00×6,000,000＝24,000,000
¥ 3.50×2,591,760＝9,071,160
¥ 3.00×5,003,400＝15,010,200
合　計　13,595,160＝48,001,360

(残り株一、四九七、三四〇株については会社で直接勧誘をした。)

以上の点から見ると、増資費用の一部が政治献金に流れたということは考えられない。又増資に関し三浦義一君が介在した事実も認められなかった。

(ロ)　機密費及び労務対策費

社用雑費という名目で支出されている秘書課の費用、秘書役の費用及び総務課扱の費用並びに労務対策費というものがある。本店関係の分を年度別に示せば次の通りである。

区別	昭和二十四年度	昭和二十五年度	昭和二十五年度八月迄
社用雑費(秘書課扱)	三、三四三、四二六円	八、五二二、六〇一円	九、七一二、三五五円
〃(秘書役扱)	一、八六六、三四〇	三、五〇〇、〇〇〇	四、三五七、〇〇〇
〃(総務課扱)	三、六五五、一九〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、三四七、〇〇〇
労務対策費(総務課扱・人事課扱)	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇
〃(労務部扱)	三六、八四二	一、三五〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇

右表により、電力再編成問題がやかましく論議された二十四年度及び二十五年度(八月まで)の分を合計してみると、社用雑費として秘書課扱のものが、約一、四六〇万円、秘書役扱のものが、約七二〇万円、総務課扱のものが約二、〇二五万円、労務対策費として総務課(一部人事課扱の分あり)扱のもの約三、六七〇万円、労務部扱のもの二六〇万円が支出されているが、その内容を左に説明する。

社用雑費の性質は機密費的な支出で、そのうち「秘書課扱」のものは全部渉外関係のものである。渉外費は支店で支出した分についても本店に付替られているので、右の数字の中には支店関係の分も含まれている。

「秘書役扱」のものは主として総裁の機密費であるが、一部分は他の理事にも分配されたという(大西証言)。その内容を説明すべく使途に関する証拠書類の提出を求めたが、日発はこれらの証拠書類はすべて破棄する慣例になっているとて応じなかった。しかし総裁以下の役員機密費として二箇年で七二〇万円という数字は決して大なものではなく、大西証人もこれが本調査の目標となるような方面に使われていないことを証言している。

「総務課扱」のものは一般来客に対する接待費、社内の諸雑費その他の機密費を含むものであるが、この数字も取立てて論ずる程のものでない。また秘書役扱同様証拠書類を放棄していた点に明朗を欠く嫌がある。

労務対策費は主としてレッド・パージに際し、アジトの費用、印刷費、賄賞、交通費、電源防衛費、講演会費等として支出したもので、その内訳は講演会費一〇、九三四、三七〇円(この分人事課扱)、その他二五、七四〇、〇〇〇円である。講演会費は主として猪俣代、群馬及び木曾川方面の電源防衛のため、田中清玄君に依頼して、外務省関係、その他の人を動員、赤色暴力防衛の講演をした費用で、その回数は全国各地で約二百七十回に及び、且つその経費はそれぞれ講演を行った現場で計算をなしこれを本店に回付し、その決裁を受けて本店から田中清玄君に支払うといういわゆる実費後拂であり、これから政治献金が行われたとは認め難い。

その他の労務対策費は、本店から各支店長は直接交付され、支店長はこれを支社長に、支社長は現場長に交付したもので、政治献金に廻るということは全く想像できない。又問題は別になるが、この資金が労働組合へ手交された事実もなく、従って不当労働行為とも断じ難いところである。

各支店に分配された労務対策費は次記の通りであるが、この外に各支店が若干の費用を追加支出している。

本店	三、六六、〇〇〇円
近畿支店	三、四〇〇、〇〇〇〃
北海道支店	一、三〇〇、〇〇〇〃
四国支店	一、三〇〇、〇〇〇〃
東北支店	二、四〇〇、〇〇〇〃
中国支店	二、三〇〇、〇〇〇〃
関東支店	二、三〇〇、〇〇〇〃
九州支店	二、三〇〇、〇〇〇〃
東海支店	二、三〇〇、〇〇〇〃
送電建設	二、三〇〇、〇〇〇〃
北陸支店	一、七〇〇、〇〇〇〃
合計	三、七〇〇、〇〇〇〃

なお、再編成関係に支出した費用について、水関証人の証言は明確を欠き、委員会の要求によって提出した報告には、再編成資料作成のため要した費用、昭和二十四年度三、〇〇八、七八四円、昭和二十五年度上期六九〇、八〇三円とあるのみである。

(二)　見返資金の使途及びその監督

見返資金は昭和二十四年度において日発が約七十九億円、配電会社が九社合計で約十六億円の借入を許可された。このうち、日発関係分は昭和二十四年十二月十六日を第一回として自来昭和二十五年三月二十七日まで六回にわたり総計七十九億余円放出されたのであるが、この収支状況は次の通りである。

借入額	七九、〇〇〇、三一〇千円
雑収入額	四、二四三〃
合計	七九、四四、五四三〃
支出額	六五、五五、五四三〃
残高	一四、五四、五四三〃

(註)　雑収入額とは預金利息、セメント麻袋売却品代金等である。

支出額の内訳

請負代	一四四、九五二千円
資材代	三、三〇〇、七三三〃
その他	五七、五四三〃
立替拂解除額	六五、五五、五四三〃
合計	六五、五五、五四三〃

(註)　その他とは借入金に対する支拂利息、工事現場入件費、消耗品費等の雑支拂である。

立替拂解除額とは、見返資金の放出以前に、日発が自己資金を立替えて工事をしたものを、見返資金の借入と同時に見返資金勘定へ繰り替えたものである。

見返資金の経理は、一般資金とは別個に、特別の整理方法が指示され、且つ日本銀行及び大蔵省の厳重な監査を受けることとなっているので、この資金が目的外に流用される危険はないことが明らかになった。

(三)　日発工事の請負について。

(イ)　請負契約の方法とその実例

日発における工事請負契約は、本年八月までは、工事額一、〇〇〇万円以上は本店において総裁名で契約し、それ未満は支店において支店長名で契約することができる。又相手方の選定は指名競争入札の方法をとっている。すなわち工事現場の事情その他を勘案して、適当な業者を数名指名し、これらの者から競争入札をさせる。一方日発においても工事費の予算を作成し、本店契約のものについては、総裁、副総裁、経理部長等の主脳部が立会の上で入札票を開封し、その結果により、特別の場合を除いては、最低入札者と契約することになっている。

日発が予算を作成する方法は、平井証人の証言によると、まず工事担当箇所で請負予算なるものを作る。これは

地元の状態、たとえば、労務者の募集状況とか、資材の値段とかを十分研究して予算を組む。これを支店が再検討する。支店限りの分はこれで請負に付する。本店扱のものは本店がこれを全的視野に立つて検討し、技術者のみで作り、他の容かいは一切いれない。総裁、副総裁たりとも、この予算案は関知しない。そして請負業者の見積書が本店の経理部に到着する頃を見計つて、厳封したまま経理部長に渡す、そして前述のように双方の見積を同時に開票して請負者を決定することになつている。以下二、三の実例によつてこの間の経緯を明らかにする。

北海道の久保内発電所の新設工事第一区は、

日発予算　一、〇八〇、八八四円
菅原建設　一、六七、〇八四、〇〇〇円
地崎組　一、三三〇、七二四円
三建工業　一、八八、九三四円
丹野建設　一、七一四、六三四円
伊藤組土建　一、八〇〇、〇〇〇円

であつたが、菅原建設辞退（見積違い）につき二番札の地崎組に決定した。これは日発予算以下で契約が成立している実例である。

同所第三工区も日発予算一一六、五五六、〇〇〇円に対し一番札の秋島建設一二四、八八八、〇〇〇円を一三、八八八、〇〇〇円に値引して決定している。

北海道網走発電所新設工事第一区についても、日発予算一六六、〇〇〇、〇〇〇円に対し、飛嶋土木の最低札一五三、〇〇〇、〇〇〇円を更に一五、五〇〇、〇〇〇円に値引決定している。

同じく第二工区も、日発予算一三四、二七〇、〇〇〇円に対し、逢澤組が一四〇、六九六、〇〇〇円を一三三、五〇〇〇、〇〇〇円に値引決定している。

福島県の沼沢沼発電所新設工事第三区は、日発予算二〇一、六四六、〇〇〇円に対し、前田建設が二七八、二五〇、〇〇〇円で、最低入札であつたが、再見積にて二一八、〇〇〇、〇〇〇円としたのを二〇一、〇〇〇、〇〇〇円と日発予算まで引下げて決定している。

群馬県箱島発電所新設工事第四区も、日発予算一四四、六八八、〇〇〇円に対し、大和土建の一六二、八八〇、〇〇〇円の最低札を一四二、〇〇〇、〇〇〇円に値引決定している。

同第五工区も、予算一六五、〇四九、〇〇〇円に対し、大林組の一八八、九三〇、〇〇〇円の最低札を一六三、〇〇〇、〇〇〇円に値引決定している。

長野県の平岡発電所新設工事も、日発予算八〇九、八四五、〇〇〇円に対し、飯谷組が再見積の九四八、〇〇〇、〇〇〇円に対し、日発予算まで値引決定している。

長野県滝越発電所新設工事第一工区の飛嶋土木、第三工区の間組はいずれも再見積の結果日発予算まで値引決定している。

（ロ）請負業者間の談合

猪俣委員の調査要求によると、日発土建業者のうち数名は、秘密献金グループをつくり、工事請負業者から談合金をとりたて、これを積立てて、政治資金にしている。そしてその中心は飛嶋組社長、飛嶋繁君であり、その談合金は日発理事清水元壽君が保管しているとのことはすでに述べた通りである。

土建業者間の談合は常識であり、一応この疑惑は肯定できるので、調査したところ、飛嶋繁君は五年前に飛嶋組の社長を辞め、現在の社長は飛嶋齋君であること、及び飛嶋齋君と清水元壽君の預金関係をし細に調査したが、かかる事実は全く認められなかつた。

談合については、後述するごとく土建会社十数社について調査したが、いずれも星野組社長四屋盛一君の言のごとく、すなわち入札前に談合はするが、それは当該工事の入札着中特に現地に関係の深い業者の顔を立てて、他の業者は高目に入札する程度のもので、談合金のやりとりなどはない。まして日発は独自の予算を堅持して一歩も譲らないのが建前であるから、談合金を出してまで落札するには犠牲が多すぎると語つている。

しかし業者が入札前に日発予算を知ることは不可能なことではなく、殊に日発幹部と縁故関係やその他特殊関係をもつ業者に疑惑を生ずるのは当然で、この点調査したが、確証は得られなかつた。平井証人はこの間の消息に対し、絶対に事前に漏えいすることはないと否定している。

（ハ）　日発資材の受註について

見返工事に対する資材代の占める金額は、二十六億の巨額に達しているため、資材納入会社と日発との間に疑惑をいだき、あるいは日立とか磐城セメントに発註が偏重しているなどの風説があつた。しかし入札及び受註の実際について調査したところ、特定の業者に註文が偏重しているとか、入札に談合が行われている事実は認められなかつた。

（ニ）　いわゆるリベート四億円の真相

資源庁電力局の山岡水力課長が、本年九月上旬の局議の席上「日発は工事請負金の一〇％リベートとして受取つている。」と発言したということが伝えられるや、疑惑はこの一点に集中さるるに至つた。

山岡証人はその論拠として、「新聞の社説について同僚との雑談の際、そんな方法もあるいは考えられるかも知れないけれども、日発の請負の実際等から見てそんなことはできないことだ。」と語つただけで、世上伝えられるごときことは全く虚構の事実であると否定した。

察するに工事費四十億円の一割四億円との説は、既述の見返資金の工事代十四億と資材代二十六億の合計を指称するものと解せられるので、土建会社及び資材会社について利潤の程度、変動費、会合費等の雑費及び一般管理費、仮拂仮受など特異な支出で、不正の温床と見られるものについて綿密な調査をしたがよかかる多額のリベートの発生する余地は全然認められなかつた。

土建会社についてみれば、入札については既述の通り指名競争入札で、且つ最低入札者の入札額が日発の予算額を超過するときは、それまで減額させられること、談合についても日発の請負方式ではその余地のないこと、業者の実行予算註を検討しても、本支店関係の諸経費と利潤を含めて漸く請負額に対する一割ないし二割程度のものを見込んでいる状況で、一〇％のリベートなどは全く認められなかつた。

資材会社についても、機械電線等の受註による利益は、昭和二十四年度は各社の競争激しく、請負単価極めて低く、その

利益を挙げたこと、昭和二十五年度は前年に比しやや有利になつているがなお精密な見積書、仕様書により、各部分品の単価数量の計算が厳格であり、且つ日発側技術者の検査もこぶる厳重で過大の利益をあげ得ないこと、セメントについても単価は大体地域的に定まつていて、且つ国鉄並の納入単価で利益の少いこと、その他一般会計監査において本帳簿は正確で不正不当の支出は認められず、従つてリベートの事実は認められなかつた。

（註）日発工事実行予算

工事場所名	請負業者名	実行予算額 現場経費	実行予算額 本社経費	本社経費の請負金額に対する割合
		円	円	%
箱島第四工区	大和建設	一二七、一五〇、〇〇〇	一四、八五〇、〇〇〇	一七・五
同　第五工区	大林組	一三五、〇〇〇、〇〇〇	一三、〇八〇、〇〇〇	八・〇
滝越第一工区	飛嶋建設	八六、五〇〇、〇〇〇	七一、六〇〇、〇〇〇	一九・〇
同　第三工区	間組	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一三六、三九九、七〇六	九・八
沼沢沼第三工区	前田建設	一四一、〇〇〇、〇〇〇	一四、九八八、四四〇	一〇・〇
久保内第三工区	秋島建設	一二五、六〇、〇〇〇	九九、三二一、〇九五	七・九
関越第一工区	飛嶋建設	一四一、五〇〇、〇〇〇	一四四、六五〇、五〇〇	一〇・三
新庄第一工区	鹿島建設	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	一三二、九二、五〇〇	一〇・七
甲佐第一工区	星野組	八六、五〇〇、〇〇〇	一四、五八八、一五〇	一六・九
平岡	熊谷組	八四、六五〇、六五〇	五五、〇五五、六五九	六・五
合計		三、〇五五、六五〇、〇〇〇	一、八一〇、五九一、八八一	一二・〇

備考　本社経費の中には本支店の人件費金利その他の経費及び利潤を含む。

（六）配電会社に対する疑惑

（イ）現金出納方法と二重帳簿

現金は、集金員と営業所と二つのルートで、発行された領収証と引替えに収納され、その現金は毎朝営業所で一括銀行の支店口座に振込む、支店口座に振込まれた現金は銀行から週二回本店取引銀行口座に振替えられる。

支店長は、支店で諸経費を支弁するため、収入金口座の金を小切手をもつて払出すことは許されない。支店の諸経費は、一切別に直接支店口座をもうけて、本店から送金される。かような機械的方法で電気料金その他収入一切が取扱われているので、会社が需要家から追加料金の高い電気料金を収入する場合は、それに相当した金額の領収証が発行されて、債権として事業末収入金が末端の営業所から支店へ、支店から本店へ会計伝票により記帳されてゆくのであるから、これを途中で訂正することは組織上不可能である。

このことは未収入金せん用料金（違約金）等についても同様で、会社が二重帳簿を作成しているとの疑惑は全く誤解に基くものであることが明らかになつた。

その他未計器電力の需要に対する電気料金の計算方法は、昭和二十四年十二月十三日物価庁告示に規定され、需要家の実際使用電力量如何にかかわらず、電気需給調整規則に基く業種別使用基準の電力量をもつて相当電力量とみなし、それぞれの該当料金を適用するもので、これを違法で推定するということは疑問は成り立たない。

（ロ）需要者指導費

需要者指導費は電気需要の合理化運動の費用で、各配電会社の指導費の合計は昭和二十三年度分一億五千万円であつたが、昭和二十四年度には二・六倍増の三億九千万円となつた。これを各会社別に見ると、関西配電六・三倍、東北配電四倍、関東配電三・一倍その他平均二倍となつているが、この増の裏面に政治献金が云々されたのである。

しかしこれは昭和二十三年三月頃より総司令部及び電力局よりせん用取締徹底の指示があつて、その費用をこの指導費に計上することとなつたのでにわかに増加したものであつた。

（ハ）官庁報告の矛盾

賠償委員の調査要求によれば、官庁への報告が提出先や目的の異なるに従つて内容を異にしている。例えば昭和二十四年度第四・四半期の販売電力量が、電力局へは六十一億キロワット時、物価庁へは五十九億キロワット時と報告しているといわれる。よつて電力局、物価庁、電気事業経営者会議について調査したところ、右報告は、いずれも本年四月物価庁において関係方面の求めにより電気事業経営者会議より提出したもので、電力配分実績表に六十一億キロワット時、電気料金収入表に五十九億キロワット時と報告されていたのであつて、両者が相違した理由は、電気料金収入表には日発から住友共同電気へ直接供給した電力量を計上しなかつたことと、電力配分実績表へ九州配電において検針日変更による中間検針分を加算したことなど、事務的の取扱不手際によるもので、配電会社が為めにする目的で作成したものでないことが判明した。

（七）配電会社と松永事務所との関係

配電会社側の分断促進運動資金は主として配電経営者会議への負担金の形で支出されている。配電経営者会議とは、九配電会社の社長のグループで、電気事業再編成について日発と配電会社が対立してから生れたもので、分断問題が紛糾してきた本年一月頃から活発な動きを見せ、一月から十月までの間に九百二十三万三千円をきよ出し、内三百五十余万円は、経営者会議において次のごとく支出している。

	円
資料作成費	三六〇、〇〇〇
印刷費	二、〇〇二、三六〇
旅費通信費	八六、四三〇
説明会費	四三、〇六〇
賛助会費	四九、六〇〇
合計	三、五三、〇五〇

このほか本年二月中旬以降十月までの間に松永事務所へ三百八十五万円を支出している。

松永事務所とは、電気事業再編成審議会会長の松永安左衛門君が本年二月八日同審議会委員を辞任された後、なお電気業界に貢献すべく、諸調査、講演、外資導入あつ旋等を目的としてし

個人的に設けたもので、同書の証言によれば直接分断促進を意図するものではないが、配電経営者会議より支出された資金は再編問題に無関係だとはいえないとし、高井証人も松永案が配電会社側の考えている線と一致するので、応援したのであるとの意味の証言をしている。従つて配電経営者会議の支出した合計七百三十余万円の経費は大部分分断促進運動に使われたと見ることができる。

しかし、その使途は左のごとく明確にされており、政治献金等の事実はない。(註)なお、松永証人の証言及び電気事業再編成審議会議事録によれば、日発を分断してブロック会社をつくり、これに地域内の電源を所有せしめる方向に再編成しようとするのは、関係方面の強き意向であつたので、同証人はわが国の現状に鑑し、できるだけ産業界に激変を与えない方法で、しかも関係方面の承認をうる見込ある再編成案の作成と苦心し、九ブロック分割案を得たものであること、及び政府もまた関係方面の意向を善慮し、政府案を作つたもので、配電会社の策動によつて九ブロック案を政府原案たらしめたものでないことが明らかにされている。

(註)　松永事務所経費明細

一、事務所費　三、六八三、三三五円八八

内訳

備品　三、六八三、三三五円八八

消耗品　六二、六八三円八五

雑費　一、六七三、三五八円五五

賄費　六八三、三三五円八八

旅費　三、四一八、六八三円八八

厚生費　一、三六五、三四二円七三

現金残　一、三六五、三四二円七三

二、人件費　一、三六五、三四二円七三

(八)　自由党政調会参与会費の問題

日発及び九配電会社をもつて組織されている電気事業経営者会議――労務対策、電力調整その他電気事業運営に関する連絡を目的とする――は昭和二十二年八月より本年八月までの間に七回に亘り出した八千四百余万円の負担金をもつて経費六千余万円を支出しているが、そのうち雑費は二千四百万円であつて、この雑費中より自由党政調会参与会会費に百万円が支出されている。この百万円は昨年八月二十五日及び九月七日の二回にわたり各五十万円ずつ支出されており、大西日発前総裁、櫻井日発前副総裁、高井関配社長、藤田電気事業経営者会議事務局長の各証言並びに証拠書類によると、同経営者会議において当時大西日発総裁外十四名を代表として自由党政調会参与に選り、その会費一人当り六万円ないし八万円合計百万円を右雑費中より支出したものであつて、同会議が再編問題については、分断反対側たる日発と促進派たる配電側と、いわば異質同舟的のものであることをみても、この会費の問題は再編成とは全く無関係であることが明らかにされた。

なお本年七月頃、日本社会党より同会議に対し、二千万円の資金カンパに応分の協力をされたい旨の申込があつたが、これを支出するや否やは未決定となつている。

(九)　その他

法務府特審局で三浦義一君を調べ政治献金に関する証拠を押さえたという風評があつたので、同局監査部長高橋貞清君について調査したところ、同監査部において本年六月追放令違反容疑で調査したが、その内容は新政治体制問題及び日本夕刊新聞買収資金のあつ旋等であつて、政治資金の調査をしたことはなく、一部新聞の報道は誤りであることが判明した。又情報及び猿俣委員の調査要求に従つて、日発、配電その関係者が再編成問題に関する会合のため出入と称せられる各料亭、旅館について出入者、回数、金額等を調査したか、特に報告すべきものはない。

五、結　論

本委員会における叙上調査の結果を総合すれば、電力再編成をめぐつて巨額の政治献金が行われたとの風説はこれを実証すべき事実の存在が全く認められず、単なる流言に過ぎないことが明らかとなつた。

しかして、かかる風説を生じた理由は、再編成に対する立場と認識の相違から、経済界は日発及び配電を枢軸とする二の陣営に別れ、それぞれ分断反対及び促進の両運動を活潑に展開し、政界もまた資否両論に分かれついに関係法案を紛糾来了ならしめたところから、その裏面にあたかもその頃放出された見返資金等を運動費として政界へ撒布したのではないかとの臆測を生み、これがその後再編成問題の重大化するに従つて、風説として広く世に伝えられるに至つたものと認められる。

かくて電気事業再編成のごとき国民経済の基本的重要問題に関し政界財界の裏面に容易ならざる不祥事件が伏在するかのごとき印象を与え、国民の政治に対する信頼を傷つけ、内外に対し好ましからざる影響を及ぼしたことは遺憾であつたが、本委員会の厳正なる調査並びに証人喚問の結果は、伝えられるがごとき不正事実は全く認められず、単なる流説に過ぎないことが判明し、ここに世間の疑惑をとくことができたことは、わが国民主主義政治発達のため誠に幸であつたと確信する。

定価　一部　六円五十銭
送料実費
発行所　東京都新宿区市谷本村町
印刷庁
電話九段五三一一番
振替東京一九〇〇〇番
報課

13

附録

2-1

官報号外

昭和二十五年十二月十日

○第九回国会 衆議院会議録第十三号附録(二)の一

請願に関する報告書

〔第十二号参照〕

内閣委員会

戦傷病者に対する補償金増額の請願外一件（請願者　岐阜県身体障害者福祉協会事務局長丸重正男外千四百四十名）（柳原三郎君紹介）（第二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦以来の社会状勢は健全なる者でさえ生活の安定を得ることを至難なる今日、戦争のため傷いを受けた数十万の不幸なる同胞が健全なる者とともに荒波の実社会を乗り越えんとするには言語に絶する困難があることは言うまでもないが、戦争中これら犠牲者を教育し、指導した教職員及び官公吏等のみが戦傷病者の何十倍という多額の恩給を受け、なんら罪なき戦傷病者が補償されないことは余りにも非合法的である。ついては、戦傷病者に対する補償金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般恩給が増額された事実並びに、傷い恩給受給者の生活がはなはだ窮迫している実情にかんがみ、傷い恩給を増額することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長幣原喜重郎殿

傷病者に対する恩給増額の請願（請願者　山口県下関市後田町国立下関病院村上健吉外一名）（今澄勇君紹介）（第三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

傷病者の恩給受給額は、月額二、三百円程度であるが、これでは全然生活できない。ついては、一般恩給と無差別平等の原理に基いて、恩給を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般恩給が増額された事実並びに傷い恩給受給者の生活がはなはだ窮迫している実情にかんがみ、傷い恩給を増額することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長幣原喜重郎殿

警察予備隊解雇者に対する保障並びに緊急臨時措置に関する請願（請願者　山口県光市浅江境住宅十五号宮元藤吉外二名）（青柳一郎君紹介）（第三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

警察予備隊に選ばれて入隊し、すでに二箇月の基礎訓練の大半を終了しながら、レントゲン写真、血沈検査の健康診断の結果、突然に解雇を申し渡された者たち三十一名は、自覚症状はなく、二箇月無欠勤で通つてきた者で、前職を放棄して入隊したために、公務員共済組合法や、労働者災害補償保険法または健康保険法の適用を除外され、その上、結核患者のらく印をおされて、生活の根拠を失つている実状である。ついては、二度の身体検査の結果入隊した者が、り病しているとすれば、入隊後のものであると考えられるから、責任は当局でみう等の臨時措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

警察予備隊入隊後の身体検査の結果、結核の診断をくだされ解雇を申し渡された者に対する療養その他の生活保障の途を講ずることは適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長幣原喜重郎殿

法務委員会

国民指紋法制定の請願（請願者　和歌山県新宮市新宮三十一番地早川意次郎）（世耕弘一君紹介）（第三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

人の指紋は、終世不変であり、万人相同じからずという科学的根拠を、指紋による個人識別法は、操作簡易、所理迅速、結果正確、経費亦低廉であり、指紋は、有力なる証拠となり、刑事上、民事においても裁判の結果に公正を保ち、増加せる諸種の犯罪に対し、すみやかなる検挙に役立つのみならず指紋法を応用し、確実に犯罪捜査の根拠を科学的に立証し得ることは、一般防犯とくに青少年の防犯に、精神的予防の実を挙げしめるものである。かかる理由により全国民の指紋を強制的に採取し、これを保有して随時活用せしめるため、国民指紋法を制定されるとともに、その施行方法としては就学期に達した児童の小学校入学時に施行し、全国民への施行は先ず全学生より始められたいというのである。

二、請願の議決理由

政府の意見として、趣旨は充分諒解されたが、従来の刑事政策的な面ばかりでなく、一般国民は対象としてすべての場合に活用するためには、戸籍などと同様に取扱わねばならぬので実施方法等を慎重に研究して、善処したい旨答弁があつた。本委員会としては請願の趣旨及び目的を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長幣原喜重郎殿

新冠村に法務局出張所設置の請願（請願者　北海道新冠郡新冠村長十倉十六美）（松澤兼人君紹介）（第六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道新冠郡新冠村は、四十四方里の面積を有し、大半は国有林と旧御料地であつて、民有地はわずかに一千八百町であつたが、終戦後御料地の開放に伴い、開拓者として入植したもの六百戸、将来の予定は一千戸を計画している。農地調整法、家屋、土地台帳法の改正に伴い、登記を要するもの急増し、奥地十余里の部落から往復数日を費して登記を終了した状況で、登記な御料牧場の人夫及び開

明治二十五年三月二十一日　第三種郵便物認可

拓者等には経済的負担も皆無ならぬものがある。ついては、新冠村役場所在地に法務局出張所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

不便の点は、充分ようく承したが、総処理件数から見て、出張所を設けることは困難の負担わが国の現状から見て直ちに実現は困難である。しかし同村の発展、急激な人口の増加を予想し、将来十分考慮したい旨政府の答弁があつた。本委員会としてはその趣旨を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長幣原喜重郎殿

燕町に登記所設置の請願（請願者　新潟県西蒲原郡燕町長中沢仙治郎外十一名）（松木弘君紹介）（第二〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西蒲原郡燕町は、人口二万八百五十人の工業都市で、中の口川の流域に恵まれて農業もまた盛んである。同町は、上越線東三條駅をはさみ、燕県庁前電鉄線が、中の口川の治線を走り、交通の便利きわめてよく、隣村民は、一年を通じて集る一大中心地となつている。しかし同町は、不動産の所有権の保存及び移転分筆、地目変換の数が多く、隣村の大部分が農業を営むため、農地改革による登記手続をする場合、幾里も離れ道を徒歩で、電鉄線や国有鉄道に乗り換えて、登記所に向うことは容易でない。このまま放置すれば、農地改革に伴う登記事務の終了を望むことは期し難いから、燕町に登記所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府より、本請願の内容に関し調査の結果より見て事情もつともと思料するが、予算等の関係で直ちに実現することは困難であるが、将来十分考慮したい旨の答弁があつた。本委員会は請願の趣旨を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

法務委員長　阿部　俊吾

衆議院議長幣原喜重郎殿

鳴門市に簡易裁判所及び区検察庁設置の請願（請願者　鳴門市議会議長田淵清一郎君外一名）（植竹勝君紹介）（第二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳴門市は、観光、産業都市として整備され、四国の東門としてその発展を期待され、市内には官公庁、学校等多く集つている。現在徳島市にある徳島簡易裁判所は、徳島市、鳴門市、板野郡、勝浦郡、名東郡、名西郡の二市四郡総人口三十九万を管轄し、取扱い事件数も徳島地方裁判所管内の他の簡易裁判所のそれをはるかに突破し、四倍ないし十倍に達し、事件は輻そうし、一日の開廷事件多く、開廷時間は長時間必要とし、遠方の者に時間と労費を負担させている。明治三十五年から大正二年までは撫養区裁判所が開設されていたこともあるから、元撫養区裁判所現在徳島地方法務局鳴門出張所に、鳴門簡易裁判所並びに区検察庁を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は、充分ようく解した。財政の関係等で、実現は思うに任せない状態にあるが、調査の結果土地状況も判明したから、最高裁と協議して善処したい旨、政府の意見があつた。本委員会としては請願の趣旨を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

法務委員長　阿部　俊吾

衆議院議長幣原喜重郎殿

法務局職員の給與改訂に関する請願（請願者　宇都宮地方法務局大森鼎外百五十六名）（佐藤親弘君紹介）（第二六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新憲法実施以来、三権分立の原則が確立されて、裁判及び検察の事務を除く法務は、すべて行政官庁である法務府の所管となり、中央では、法務府民事局、人権擁護局、民事訟務局、行政訟務局等の各局、地方では法務府の下部組織である法務局、地方法務局及びその支局、出張所がこれを担当している。宇都宮地方法務局でも人権擁護、訟務、登記、土地家屋台帳、戸籍、供託等を取り扱つているが、法務局に職を奉ずるようになつたものは、裁判所、検察庁関係職員が個々の事件の処理に当つていちいち判、検事の指揮監督を受けるのと異り、上長に代つて、各々の法律的判断で、重要な担当事務を処理する責任を有する反面、その給與は裁判所、検察庁職員の次がはるかに高い水準にある。ついては、法務局の職員の給與を裁判所検察庁の職員の給與と同等に引き上げるように、官吏給與法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府として、請願の趣旨は充分ようく解したが、裁判所書記官または検察事務官のように特別の任用資格または職務上特別の危険を伴わないで、一般の行政事務との区別を明らかにすることがむずかしいために、特別の俸給を支給するまでに至つていない。職階制の実施に伴う格付の際に、有利な取扱いを給與の面で受けられるよう善処したい旨の答弁があつた。本委員会は請願の趣旨を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長幣原喜重郎殿

福島町に簡易裁判所及び検察庁設置の請願（請願者　宮崎県南那珂郡福島町議会議長鎌田勇三）（田中不破三君紹介）（第三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県南那珂郡福島町は、かつて郡南における政治的中心地であり、近年著しい進展を遂げている実状にかんがみ、福島町に簡易裁判所及び検察庁を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

法務府より、簡易裁判所及び検察庁の増設方についての陳情、請願は数十ヶ所に及んでおり、その設置の必要性は充分認められるが、国家の財政事情や他地方との均衡を考えて、善処したい旨意見があつた。本委員会は請願の趣旨を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長幣原喜重郎殿

前橋地方裁判所桐生支部を権限甲号支部に昇格の請願（請願者群馬県桐生市長前原一治外九名）（長谷川四郎君紹介）（第三七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

桐生市に裁判所支部設置の請願は、昨年十月、甲号支部の希望に対して、一応乙号の設置が許可されたが、まだ重要民刑事件少年事件は、前橋地方裁判所管に属し、ことに少年事件の多い東毛地区（桐生、大田両市及び新田、山田、邑楽三郡）では、指定の召喚日に出頭する者は少く、事件処理に支障をきたしている。ついては、桐生支部を甲号支部に昇格し、東毛地区を管轄区域とされ、同地方の治安を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

地理的事情は充分りよう承したので、最高裁判所へ本請願の趣旨を伝達して、考慮を願う司法務府の意見があり、委員会はその趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長幣原喜重郎殿

借地法の一部改正に関する請願（請願者　東京都中央区本挽町一丁目九番地松下長平外七名）（小林運美君紹介）（第四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

太平洋戦争の際、強制疎開で永住の土地を追われた者は、平和になって、旧借地に帰住したいと思っても現行借地法では許されない。戦争の犠牲者という点では、戦災者も強制疎開者も同じであるのに、戦災者だけが、旧借地に帰住が許され、強制疎開者は献身的に消火に努めた者でも、このような処置を受けることは不合理である。政府は、借地法を改正して、強制疎開者も戦災者同様に旧借地へ復帰できるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

太平洋戦争の際、疎開建物が除却された当時のその建物の所有者または借主は、り災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第九條の規定で、空襲により、滅失したり災建物の借主と同様同法第三條または第三條の規定により、施行日である昭和二十一年九月十五日から二ヶ年以内に、その土地の所有者または借地権者に、建物所有の目的で賃借の申し出をするかまたは借地権譲渡の申し出をすることによって、優先的に借地権を取得することができたのであるから、戦災者と強制疎開者との間に偶る取扱いはしていなかつた政府の答弁があつた。本委員会は、請願の趣旨を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長幣原喜重郎殿

在外公館等借入金返還促進に関する請願（請願者　高松市五番町高松市役所内川野嘉平）（成田知巳君紹介）（第一三号）、同（請願者　長崎市桜町三十六番地長崎在外公館立替金返還促進期成会代表立石正義）（坪内八郎君紹介）（第一二八号）、同（請願者　香川県高松市紙町在外公館等借入金緊急措置促進会長川野嘉平外七百四十五名）（大西禎夫君紹介）（第一二九号）及び同（請願者　長崎県南高来郡小浜町在外公館等立替金即時支拂促進会高瀬總太郎外六十五名）（田口長治郎君紹介）（第三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

われわれは、在外公館等借入金整理準備審査会法に基いて、確認請求書を政府に提出してあるが、引揚げたら即時政府より支拂うという公館等借入金を確認もせず、その上、借入金の換算方法も支拂時期も全然解らない実状である。ついては、政府は、公定換算と物価指数に基く換算方法をもつて在外公館借入金をすみやかに返還すると共に、もしその実現が困難ならば引揚者金融公庫を特設して関係者の苦境を打解されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨に そうべく政府は最善の措置を講ずる要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

小笠原諸島の日本復帰に関する請願（請願者　東京都港区芝海岸通り一丁目十一番地小笠原復帰促進連盟代表横田證雄外四名）（菊池義郎君紹介）（第一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小笠原諸島六千数百の全島民は、昭和十九年軍官の命令によって、着のみ着のままで住みなれた故郷を引揚げたが、歴史的にみて日本人の発見した島であり、文化の普及並びに開拓の努力の結果、諸産業は発展してきたのである。以上のことから、この島が侵略によつて日本が奪取したものでないことは明らかであり、従つてカイロ宣言に基き、主権が講和とともに復帰することは当然と信じられ、各方面にそれが復帰にあらゆる努力を注いできたのであるが、最近のワシントン電報にて小笠原諸島を国連の信託統治にすると伝えられ、全島民は、不安と不幸に遭遇しなければならない。ついては、すみやかに小笠原諸島を復帰されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、小笠原島民のひとしく切望するものであることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

在外同胞引揚の国民運動強化に関する請願（請願者　東京都千代田区西神田二丁目二番地東方学会内在外同胞帰還促進全国協議会副委員長上島善一）（若林義孝君外一名紹介）（第四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国の留守家族は、五年にわたる血みどろの戦いの果て、物心ともに疲れ果て今や最後的な決意を固めざるを得ないのである。国会は、すみやかに留守家族の実態並びに本問題の重要性を認識し、現在展開されつつある国民運動の全面的推進を期して、全国的運動を展開するため、これに要する経費を国家が支出することは、本問題の性格上当然のことである。ついては、すみやかに国庫支出の方途を講じ、また国民一般の啓発を兼ねた財源として懸賞金付同胞救出切手の発行を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

未帰還者の留守家族は五年にわたる困難な環境に今や全く物心と

もに疲れ果てることに同情すべき状態にある。ここに未帰還者引揚促進のため、国民運動を展開することは全く時宜を得たものであるから、政府はこれに要する経費をできうれば、国庫において負担するよう最善の措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して、採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月六日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

農林委員会

たい肥舎設備費国庫補助の請願(請願者　福岡県磐田郡袋井町農業協同組合長　恩田　忠四郎外十九名)(足立篤郎君紹介)(第三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

たい肥の増産による土地改良は、食糧増産上緊要な問題であるが、現下の疲弊した農家経済ではたい肥舎の施設をもつ者はほとんどないため、たい肥は肥効を失い、徒らに労費を重ねている状態である。ついては、たい肥舎設備費を国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良、ひいては食糧増産のため、自給肥料の増産確保の施設には助成をなすを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

砂留町地内国有林拂下げに関する請願(請願者　北海道小樽市自給栄園組合協議会委員長川崎喜代治)(稲葉三郎君紹介)(第六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小樽市は、昭和三十年から同二十三年の間に二万四千百九十人の増加を見、将来の発展に備えるため、新たな都市計画に基く公園、住宅地、農耕地を包含する文化都市の建設案を作成したが、同市の中心部背後に横たわる三百十四町歩の国有林がその中に含まれ、この地域の解除の実現を予想して都市計画が作成されている。この砂留町国有林他七件は、昭和十九年から小樽市民約一万世帯が食糧確保のために耕作に従事してきた自給栄園で、これら耕作者が市の計画に賛意を表し、保安林の解除申請と、林野の拂下げを許されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林の拂下げについては地元民の多数の要望にそうよう措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十六年度農地関係予算復活の請願(請願者　青森市長島一番地第八回一道北部七県議会協議会長青森県議会議長桜田清芽)(山崎岩男君外一名紹介)(第六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度以降均衡予算の建前上、団体営土地改良事業に対する国庫予算は、ほとんど打切り同様の大削減を見たが、食糧増産の必要はますます増加し、農地の改革と、農業経営の合理化が大きく取りあげられている今日、これが農地改革の徹底は、農村民主化のため絶対の施策であり、現在その完成のために重要な段階であるにもかかわらず、政府は、農地改革の形式的完了を強調し、昭和二十六年度農地関係人員及び予算を大削減した。今後創設自作農の維持育成、小作契約の文書化、農地の交換分合及び土地改良など重要な事業を実施し、膨大な農地改革の残務を責任をもつて処理するため、少くとも昭和二十五年度程度の人員と予算を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

農地改革の成果を保持するための経費は、充分確保する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

早場米奨励金制度存続の請願(請願者　青森市長島一番地第八回一道北部七県議会協議会長青森県議会議長桜田清芽)(山崎岩男君外一名紹介)(第六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

早場米奨励金制度は終戦当時、わが国の端境期における食糧確保の緩和とともに、寒冷地帯作農家の保護政策として設けられたものであるが、最近の食糧事情の緩和に従い、この制度の存続が論議されるようになつた。しかしながら、この制度の恩恵に浴しているのは、主として東北、北陸地方における寒冷地帯の単作農家であるので、これに代るべき保護政策の決定を見ない段階では、昭和二十六年度においても、早場米奨励金制度を存続し、本年と同額の奨励金を予算化されたいというのである。

二、請願の議決理由

寒冷、単作地農家の不遇を保護し、かつ食糧の増産確保を図る上に早場米奨励金制度の存続は至当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

土地改良事業費国庫補助増額の請願(請願者　青森市長島一番地第八回一道北部七県議会協議会長青森県議会議長桜田清芽)(山崎岩男君外一名紹介)(第八二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度以降均衡予算の建前上、団体営土地改良事業に対する国庫予算は、ほとんど打切り同様の大削減を見たが、食糧増産の必要はますます増加し、農地の改革と、農業経営の合理化が大きく取りあげられている今日、これが

推進の條件として土地改良事業の進展を期する必要がある。しかるに、農村の窮迫している経済状態をもつてしては、独力で土地改良を行うことが困難であるから、単作地帯の農家経済の実状にかんがみ、土地改良事業に対する国庫補助予算を大幅に増額し、従来通り、小規模の土地改良事業に対しても助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

公共的性格をもつ土地改良事業の施行に当つて国庫補助は、充分これを計上することが至当であるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

国有林地内砂防工事施行に関する請願（請願者　青森県議会議長松田清芽）（山崎岩男君外一名紹介）（第八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国各河川の水源地帯は大体国有林であるが、従来国有林の治山治水は遅々として進まず、国土荒廃に重大な影響を及ぼしている。ついては、政府は、国土保全、民生安定の主旨に従つて、国有林地内の砂防工事をすみやかに実施し、治水に万全を期するとともに、国有林地内の砂防工事は、国直轄、民有林地内の砂防工事は、都道府県において施行する原則をすみやかに確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の積極策として砂防工事はゆるがせにできない。故にこれが工事の円滑な施行を確立する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

琵琶湖干拓工事促進に関する請願（請願者　滋賀県議会議長堀口喜一）（河原伊三郎君紹介）（第一五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

琵琶湖干拓工事は、財政、資材、労力等の制約を受け施行したため、築堤の決壊や承水路の不活用等の事実が工事の不完成を立証している。当然国費の負担とすべき幹地工事、開田開畑及び農道の整備費を耕作者の負担に委れているため、耕作者は窮地に陥入り、すでに営農の意欲を放棄する者さえ続出する傾向にある。ついては、これが対策として築堤の補強、農道の整備、承水路の掘さく、開田開畑助成、排水電力料金の軽減、原動機の重油転換等各地区の実状に即応する有機的な施策をすみやかに実施せられたいというのである。

二、請願の議決理由

干拓による農地造成は経済的効果も大であるから、これが工事の促進は可及的すみやかに図らるべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

単作地帯における農業災害補償制度改善に関する請願（請願者　東京都千代田区一番町十九番地全国農業共済協会内東北信共済団体協議会長佐藤善太）（松浦東介君外三名紹介）（第二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

年收益が低位で、しかも経営に弾力性のない寒冷単作地の農民は、気象上からくる冷害及び水害等の不可抗的な災害であり、北海道、東北、北信地方は、ほとんど連続的に被害を受けている現状であつて、一度このような災害で五割以上の大減收を見るとと、農家は、一箇年の生活を保持することはできない。一方気象的条件に恵まれた多毛作地帯の農家は、わずかの減收だけであつて、また年間の気温配置の好條件によつて経済的に有利な作物を選択し得る有利な経営ができ、農林省の山形県庄内地方の実態調査にも見られるように、寒冷単作地帯の現金收入はすくない。ついては、農業災害補償法の現行二分の一の補償限度を八十パーセントまで引上げ、それに伴う必要経費を一般会計予算に計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

寒冷地農業の特性にかんがみ、これが保護助長の一策として農業共済制度の改善を図る必要があり、かつ予算的措置をとる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

未開発過熟地帯に林道開設の請願（請願者　山形県西置賜郡鮎貝村長土屋栄吉外一名）（松浦東介君紹介）（第二二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西置賜郡鮎貝村大字黒鴨一帯は、有数の山林地帯であり、本村は、その開発にもつとも有効かつ適切な道路の開設によつて資源を活用し、村の更生を計画し、村を挙げ数箇年間多額の補助と村費を以て林道開設事業を施行してきたのであるが、その大工事にあたつて、貧弱な村財政では、とうてい完成し難い現状である。ついては、本村大字黒鴨地内の過熟林の開発のために、すみやかに総延長八千メートル幅員四メートルの林道を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

森林資源の確保を図るために過熟林を開発しこれがために林道開設を行う必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

茂庭村地内開墾地及び探鉱地拡張に関する請願（請願者　福島県伊達郡茂庭村長山田藤五郎）（松本義喜君紹介）（第二二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県伊達郡茂庭村は、福島県の西北端に位し、郡下第一の寒村で、耕地少なく、年度の收穫はわずかに村民三箇月の食糧をうるにすぎず、製炭業、養蚕業を生業としていたが、食糧自給体制の樹立と、農村経済恐慌の対策とのために畜産の奨励と酪農により、農山村の経営の合理化をはかることになつた。同村民は、終戦と同時に国有林野を借地し、今日まで苦しい労働を行つた経験から、主畜農

業経営の必要に到達したのである。なお同村は、新しい開墾五箇年計画、乳牛、桑園の増殖計画、造林五箇年計画等更生策を樹立しているが、さし当つて、畜産農業のために開拓地及び牧草地を拡張したいから国有林を開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

農地造成によつて食糧増産並びに農家経済の安定を図る上に、国有林及び牧野を解放することは至当であるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

病虫害防除対策確立に関する請願(請願者　東京都中央区銀座西三丁目一番地全国指導農業協同組合連合会内植物防除推進協議会委員長土屋春樹)(第三郎君外六名紹介)(第三二五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

主要食糧目給体制確立の重要性が緊急となつている今日、農作物の防疫行政を刷新することは、農業政策の重要な課題である。去る第七国会で植物防疫法が成立されたが、現在の防疫行政機構は、防除行政と、防除資材並びに試験研究相互間に総合性を欠き、力が国防除体制に確固とした方針が樹立されていない点がある。毎年百五十億円に上る病害虫の被害を完全に防除するためには、常時発生防除体制と、異常発生防除体制を樹立して、植物防疫行政の刷新強化を行うように国会で法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

植物防疫の完全を期するために植物防疫行政機構を刷新強化することは、食糧の増産確保を図る上に喫緊の要務である。よつて政府は、国及び都道府県の行う防疫行政について早急に措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

家畜伝染病予防法の一部改正に関する請願(請願者　神戸市兵庫県庁内兵庫県畜産販売農業協同組合連合会会長田村忠治外三名)(塩田賀四郎君紹介)(第二二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年九州地方に発生した牛の流行性感冒は、翌年関西地方を経由し、本年には、日本全国に四十万頭の病し、へい死は、四千頭を数えるようになつた。本病は、免疫学的予防法はなく、もつぱら治療による他ないため、これに要する農家の不安と損害は多大である。現行の家畜伝染病予防法では、その一部を省令により適用されており、これに要する経費は、すべて地方自治体及び個人が負担している実状である。このような現状では、本病のような迅速で、広範囲に及んだ伝染病の徹底的防疫は期することができないから、現行法を改正して、牛の流行性感冒を家畜伝染病予防法に基く、第一條指定病として取扱い、国で撲滅策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近流行中の牛の流行性感冒の被害はたいへん大なるものがあり、これが防除を円滑にするため、政府は、早急に家畜伝染病予防法第一條第二項による適切な措置を講ずるとともに、家畜衛生の強化に対する根本的対策を研究すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

輸入食糧仲継港として舞鶴港利用に関する請願(請願者　舞鶴市長綿貫達郎外一名)(大石ヨシエ君紹介)(第二三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴港は、「旧軍港市転換法」の趣旨に基き、平和産業都市として振興発展してきたが、商港として天与の良港で、港湾運営に必要な諸施設備は、わが国商工経済の中枢京阪神を背後に擁し、日本海唯一の連合国への積出入港とし、かつ国際貿易の大幹線港として、じゆうぶんな岸壁や荷役、並びに倉庫を有している。かかる優位な立地条件により、輸出入貨物の日本海側仲継港としての利用に好転したが、国際情勢の変転により、港勢不振の現状で開港に指定されたにもかかわらず、関税法の改正によつて、不開港の恐れがある。ついては、産業振興のため、輸入食糧等の取扱港として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

舞鶴港の特性にかんがみ、かつ京阪神地方の産業振興に寄与する見地から舞鶴港を輸入食糧の取扱港に指定することは妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

土地改良事業費全額国庫負担の請願(請願者　山形市長鈴木重紀外四名)(松浦東介君紹介)(第二七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるためには、土地改良事業の施行以外にはない。昨年八月、土地改良法が制定され、この事業が奨励されているが、この事業を施行するに必要な経費は、現在の農家としては、とうてい負担し得ない現状である。農産物価に比較して、農家の購入資材である肥料、農機具、農薬、日用品の値上りで、農家経済は窮迫している上に、最近では農業課税が急増し、一方では野菜、果物の暴落で農業恐慌が現出しているため、一層その度を深めている。ついては、土地改良法を改善し、土地改良事業費は全額国庫負担で施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地改良事業の施行によつて、食糧増産並びに農家経済の安定を図るために、充分な予算的措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農業委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊沢川農業水利事業費国庫補助の請願(請願者　岩手県議会議長村上栄平)(小澤佐重喜君外三名紹介)(第二八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊沢川農業水利事業は、稗貫

和賀の両郡にわたる旧田四千二百九十町歩の補給水と開田三百五十町歩のかんがい水の確保のため豊沢川上流にコンクリートえん堤による貯水池を築造し、かんばつ時における被害を去りまた田植時における水不足を解消するとともに、他面開田による土地利用の増進により年間二万七千二百四十石の増産を期するものであるが、現在までの国庫予算の配布状況は、きわめて少ないため、何年後に完成されるかわからない状態である。ついては、すみやかに本事業に対する国庫補助費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産並びに農家経済安定のために農業水利事業の施行に仕大幅の国庫補助が必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

農業共済組合連合会の事業不足金国庫補助等の請願（請願者東京都千代田区一番町四十九番地全国農業共済協会長松村真一郎）（八木一郎君紹介）（第三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

連年の大災害によって都道府県農業共済組合連合会の事業不足金は累増し、掛金率の改訂期においてすでに来年度の収入保険料では償還不能の連合会が大多数となり、その機能は停止寸前にある。ついては、次の事項等を実施されたいというのである。(一)当連合会の事業不足金に対しては全額国庫補助の措置を講ずること、(二)掛金率改訂に当っては相当大幅に引上げを行い、かつ国家と農家の掛金負担区分を改正して、農家負担は現行以上に増加しないこと等。

二、請願の議決理由

農業共済組合制度の円滑な運営を期するため、連合会不足金の補助、掛金の合理的改訂等の措置をとるべきものと認め、本請願は、これを参議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

日ケ輿川上流にかんがい用貯水池築設の請願（請願者　兵庫県氷上郡春日部村長畑　和孝外四名）（佐々木盛雄君紹介）（第三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡春日部村多利字日ケ輿川上流地帯は、大正末期より戦時中軍用材パルプ材と二乱伐され、そのため、大雨がくることに土砂砂れきを流出し、附近一帯の耕地は年々埋没不毛の荒地と化し、毎年大なる被害を受け沿岸一帯の農民を苦しめている実状である。ついては、日ケ輿川上流にかんがい用貯水池が築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産並びに民生安定のため、用水施設を拡充する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

荒川及び駒込川の排水排除費国庫補助に関する請願（請願者青森県荒川村長白鳥大八外六名）（山崎岩男君紹介）（第三二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森市他七箇村の水田約三千町歩に、八甲田山に源を発する荒川水系及び駒込川水系によってかんがいされており、両河川は、水源地に硫化水素系の悪水がかんがい水に混入して酸性を呈し、そのため、土壌の酸性化はもちろん土壌中に含有している無機質、有機質も酸に溶脱し、地力を無力にしている。従って肥培管理に多くの費用を投じても全然効果なく、収穫は年々低減の一途をたどり農民は、農業を放棄しなければならない実状である。ついては、荒川及び駒込川の排水を排除するため、その費用を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

農耕地の地力低下及び収穫低減を防止するため、かんがい水より排水をすみやかに排除する必要があり、この事業に対し、できるだけ国庫より補助をなすことは適切な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

湖山池干拓事業の請願（請願者鳥取県気高郡大郷村長綿井義夫外九百五十六名）（稲田直道君紹介）（第三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県は、天與の産業立地条件に恵まれること少なく、当地方一帯は純農村であるが耕地面積少く、県下最低の貧弱状態であり、附近住民は終始この苦しみに悩んでいる実情である。当地が岡山農地事務局の数次にわたる実地調査の結果有望なる土地であることを確認され、国営事業として着工方につき議を進められている状況であり、この計画区域は、潮沼中もっとも浅水の箇所であり、漁獲のせい息少なく水域は山岳に接近し、交通の便良く、施行については最適である。ついては、この工事完遂の暁には主要食糧三千六百四十石の生産が実現され、失業対策の観点からも最適の国家的事業であるので、湖山池干拓事業を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

干拓事業は国家的見地より、またはた有望であり、また地元農業の経済興隆のため、この事業実現を促進すべきである。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

土地改良事業に対する国庫補助並びに低利融資に関する請願（請願者　三重県知事青木理（中村清君紹介）（第三四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧の飛躍的増収を図るために土地改良事業に対し予算的並びに、金融的措置を拡充する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、

内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願（請願者　大分市大分県庁内九州各県耕地協会連合会代表大分県耕地協会長波多野俊）（金光義邦君外六名紹介）（第三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
食糧自給の目的達成には土地改良事業を施行することが、もつとも効果的であるが、農村は、戦時中の供出政策及び打続く風水害、戦後における生産資材の高騰と農産物価の不均衡によつて極度に疲へいし、土地改良事業の実施は困難な状態にある。ついては、左記事項を実施されたいというのである。（一）土地改良事業及び耕地災害復旧費に対する事業補助金の増額並びに災害復旧補助金のすみやかなる交付、（二）農林金融金庫の速急実施と融資金の貸付事務の簡素化等。

二、請願の議決理由
食糧の飛躍的増収を図るために、土地改良、災害復旧等の事業に対し予算的、金融的措置を拡充する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年十二月七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

普通水利組合の排水改良事業国営に関する請願（請願者　岩手県鹿妻穴普通水利組合管理者吉田政一外十五名）（山本猛夫君紹介）（第三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県盛岡市外にある鹿妻穴せき普通水利組合は、盛岡市外の一町八箇村の五千町歩の広大な水田に北上川支線雫石川から取入してかんがいしているが、その中千六百町歩は、はなはだしい湿田地帯のため、年々排水に多額の労費を費すばかりでなく、減収がはなはだしい現状である。この排水事業には高級の技術を要するので、国営で施行されたいのである。

二、請願の議決理由
現行国営土地改良事業はおおむね受益面積三千町歩以上を対象としているが、鹿妻穴せき普通水利組合の高級の技術を要する特性にかんがみ、この排水工事を国営事業とするを適切と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

農業者に対する特別金融機関設置等に関する請願（請願者　東北六県耕地協会代表福島県連盟委員長渡辺信佐外一名）（園谷光衛君紹介）（第三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十六年度から、農林漁業金融の特別機関が創設されることになつたが、設立に当つては次の事項についても配慮されたいというのである。（一）取扱機関を農林中央金庫だけに限らず、その他の金融機関をも含められたい、（二）貸付は、長期、かつ低利とし、貸付方法も手続きを簡素化し、事務の進ちよくを急速に取り運ばれるように措置されたい、（三）貸付業務は、昭和二十六年当初から開始されたい、（四）貸付に当つては、とくに寒冷単作地帯の特殊事情を考慮されたい。

二、請願の議決理由
農林漁業金融機関設立に当つては合理的貸付を行うよう考慮する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十六年度岩河、矢吹国営開拓事業費割当に関する請願（請願者　福島県西白河郡矢吹町長仲西正次外十三名）（園谷光衛君紹介）（第四二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県白河開拓事業は国営、県営、民営等によつて、長期に行なわれ、農場の最適地として開発計画されたが、水利の便悪く畑地として利用されていた。最近開拓者はいずれも水田経営を前提とし入植したにもかかわらず、基本となるべき水源工事が遅れているので、開拓事業の進歩が阻害されている状況である。ついては、本事業の進展に関し昭和二十五年度施設された貯水地築造に伴う諸設備の完全活用を期するため、二十六年度においても、その経費を優先的に割当られたいというのである。

二、請願の議決理由
開拓農業の経営を安定せしめるため、かんがい施設の設定に当つては充分な予算的措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

函館競馬場の復活に関する請願（請願者　函館競馬場馬主協会長松岡陸三）（富永格五郎君紹介）（第四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
函館競馬は、明治十六年から今日まで六十有八年の歴史を有し、その間、競馬の施行体は、たびたび変遷してはいるが、競争馬の所有という点では、一貫して馬主協会に委任されていた。国営になつてからは、馬主経済の均衡がとれず、世界に例を見ない税金に苦しみながら、会員は競馬に対する情熱を捨てず努力を続けている。今般、警察予備隊が函館地区に配備されることになり、現在、国営函館競馬場の営造物の大半は、予備隊の宿舎として、一時使用されている。競馬場の施設は、予備隊の宿舎や環境や保健衛生の点から、不適当であると思われるし、函館近郊で宿舎や訓練所として、適当な土地建物の却売を希望するものもあるということであるから、予備隊の競馬場使用は、あくまで短期間な一時使用に止められたい。そして、来春の競馬が開催できるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由
国家財政の収入を図り、かつ畜産振興に寄与する見地から函館競馬場を復活するは適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

酸性土壌改良に関する請願（請願者　仙台市宮城県指導農業協同組合連合会長理事山家宗兵衛）（庄司一郎君紹介）（第四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
酸土解消が食糧増産のもつとも手近なそして確実な手段として種種の形式において施策が講じられてきたが、水害に見舞われ、しかも単作地帯では、土地生産力の低い貧困な農家経済のため、酸土の解消は未解決のまま今日に至つている。ついては、食糧一割増産の要請せられる秋に当り、九千三百五十四万千九百二十円の助成金をすみやかに交付し、事業遂行に援助されたいというのである。

二、請願の議決理由
酸性土壌の改良による食糧増産は相当の期待がもてるので、全国的にわたる酸性土壌解消を行うためにこれが予算的措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

農業協同組合連合会に国庫資金融資対策確立に関する請願（請願者　岡山県議会議長生末近夫）（福本龍佳君紹介）（第四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
農山村における産業経済の中枢機関たる農業協同組合の運営は、危機に当面し、これが対策の樹立は、緊急の要務である。ことに岡山県購買農業協同組合連合会は戦後経済界の激変と主要食糧供出に伴う繊惟物資取扱い等の影響により、その経営に大なる困難をきたしている。ついては、農村協同組合の確立により農村政策の強力な推進を図るため、政府は、農業協同組合連合会に対し、国の財政資金をもつて、長期低利の融資措置をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
農村経済の中心たる農業協同組合の現在当面せる危機を打開し、全国的に農業経済の安定をはかるため、これに対し早急に国家資金をもつて財政的援助を与えるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

かんがい用水路改修工事費国庫補助の請願（請願者　愛知県渥美郡野田村長小谷俊雄）（小平忠君紹介）（第四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県渥美郡野田村は、農業によつて立つ村で、米麦作においては農業施設、農法等あらゆる努力を傾注して増産に精進してきたのであるが、かんがい用水路は、開設以来四十五年の歳月を経ているため、はなはだしく老朽化し、用水不足につき応急的揚水動力ポンプを使用し、辛うじて水田経営をなしてきた状況で督励の主食一割増産は思いもよらず、逐年減収の傾向にあり、水利組合員は根本的改修計画を樹てたのであるが、村費をもつて所要経費を償うに至らないのである。ついては、すみやかにかんがい用水路を国費をもつて改修されたいというのである。

二、請願の議決理由
食糧増産の実を挙げるため、用水路を改修する等の農業水利事業はすみやかに国費の援助をもつて行うべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

みそ、じようゆ醸造用必需物資確保に関する請願（請願者　東京都千代田区神田練塀町八十番地全国みそ工業協会長飯田又右衛門外二名）（坂田英一君外二名紹介）（第四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
みそ、しようゆは、国民生活の必需品で、主食に次ぐ重要食品であり、良質の商品を適正価格で供給することは、みそ、しようゆ業者に課せられた使命である。ついては、その醸造用必需物資の確保のため、次の事項を実施されたいというのである。（一）ギヤリオア資金による丸大豆の輸入促進、（二）民資による丸大豆の輸入促進、（三）ギヤリオア資金及び民資による脱脂大豆の確保、（四）塩の確保とその値下げ等。

二、請願の議決理由
国民食生活の安定を期するためにみそ、しようゆの原料等については優先的に確保する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

歯業技術員の身分安定に関する請願（請願者　埼玉県川越市大字松郷百五十四番地荻島子之吉外四十一名）（山口武秀君紹介）（第四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
歯業技術員の設置費については、昨年五月、歯科業の全面的統制撤廃後実質上営業者の負担となつた。一面物価は、他の農産物価に比しきわめて低く、生産費をはるかに下廻る実情にあるため、営業者の負担は、加重し、技術員の身分は、きわめて不安定となり、わが国重要産業たる鉱の生産、技術指導等に当るものは、やすんじて専念することはできない現状にある。ついては、その設置費の半額は、国庫支弁の方策により、すみやかにこれが安定措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
農業経営の安定を図りわが国貿易の振興に資する歯科業をますます助長するため、末端指導機関の技術員の身分安定については、国家助成を行うを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長幣原喜重郎殿

歯業技術員の給与国庫補助に関する請願（請願者　松江市殿町十九丁目一番地佐藤定吉）（山口武秀君紹介）（第五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国輸出貿易の振興と農村危

樸突破のため、蚕糸業の重要性は一層加重されてきたが、その発展は、蚕作の安定と経営合理化による優良繭の増産にあると信ずる。しかるにその重要な使命を有する蚕業技術員の設置財源については、繭価統制の撤廃に伴い、実質的には蚕業者の負わない現在の繭価においては、勢い蚕業技術員の身分不安定を招来し、蚕業経営の安定合理化は期し得ない状況にある。ついては、蚕業技術員の給与を国庫補助とされたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の安定を図りわが国貿易の振興に資する蚕糸業をますます助長するため、末端指導機関の技術員についてはその給与を国庫補助することが適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

土地改良事業及び耕作地災害復旧事業費増額等に関する請願

(請願者　熊本市県庁内熊本県耕地協会理事平川千吉外二名)(第五三九号)、同(請願者　鹿児島県耕地協会長荒川弥五郎外二名)(第五四〇号)、同(請願者　宮崎県耕地協会副会長綾部市太外二名)(小山長規君外五名紹介)(第五四一号)、同(請願者　佐賀県耕地協会内内田栄作外一名)(中村又一君外三名紹介)(第五四二号)、同(請願者　福岡県耕地協会福岡支部長三島藤太外二名)(麻生太賀吉君外十四名紹介)(第五四三号)及び同(請願者　長崎県耕地協会副会長竹内清吉外一名)(岡延右エ門君外六名紹介)(第五四四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧自給態勢の確立は、最も緊急を要する事業であるが、その目的達成のために、もつとも効果的で、かつ近道は土地改良事業の強行である。しかしながら、疲弊した今日の農村ではとうてい土地改良事業の自主的解決は困難である。一方国事業に対する国の予算は、要望の何十分の一にもみたないものであるから、現在の農村の実状にかんがみ、次の諸点を施行されたいというのである。(一)土地改良事業及び耕地災害復旧事業補助の増額並びに災害復旧補助金の速急交付及び昭和二十四年度超過出来高に対する耕地災害復旧事業費割当増額、(二)農林金融公庫の実施促進と事務簡素化、(三)同県営事業の県費負担分の県債を認めること、(四)災害復旧事業の全額国庫負担、(五)新規耕地整理事業の実現。

二、請願の議決理由

朝鮮動乱による内外情勢の急変に伴つて国内食糧自給度の向上が叫ばれ、その目的達成のために土地改良事業、災害復旧事業等の公共事業は早急に実施し、その予算的措置については大幅に拡充する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

水産委員会

久慈漁港修築工事継続の請願

(請願者　岩手県九戸郡久慈町長山内堯文外二名)(鈴木善幸君紹介)(第五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県久慈漁港は、大正十一年内務省港湾に編入されて以来、昭和七年から三期にわたつて、改築事業を行つてきたが、昭和二十二年物価高のため、十四年の年月と総工費百二十二万九千円を投じながら中止のやむなきに至つた。終戦後、同港の利用率もたかまつてきたが、カザリーン台風によつて、多大の被害をこうむるに至り、窮乏せる地方財政ではいかんともすることができない現状である。ついては、臨時追加予算中に計上される災害対策費によつて、久慈漁港を修築し、物揚場の拡張、階段式岩壁の築造等、急速に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

大槌漁港修築工事促進の請願

(請願者　岩手県上閉伊郡大槌町安渡大槌港船主連盟会長佐介沢繁雄外三百名)(鈴木善幸君紹介)(第三七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年度より起工の運びとなり、目下進ちよく中の岩手県大槌漁港修築工事を岩手県計画通り実現するとともに、護岸並びに岩壁の築造を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

惠雲漁港修築費国庫補助の請願

(請願者　島根県知事原夫次郎外二名)(山本利壽君紹介)(第六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根半島の中央部に位する惠雲漁港は、県下屈指の良港で、水産物の陸揚げ及び避難港として重要な役割を果してきたが、港口が西に向つているので港内に波浪が侵入し、近時利用者の増加と大型漁船の使用により漁港設備が狭わいとなり、一方佐陀運河から土砂の流入によつて漁船の航行に支障をきたしている。惠雲港修築工事は、港口附近に約四十六メートルの防波堤を増築し、佐陀運河を掘さくして内港を設ける等総工費約九千六百六十万円を要するが、これの完成による本港の利用価値は多大であるから、国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

永産業協同組合育成に関する請願(請願者　三重県津市桜橋通り一丁目三重県漁業協同組合連合会理事里政吉(石原圓吉君紹介)(第一四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新しい水産業協同組合は、民主的組織として、漁民の要望のもとにつくられてきたが、その活動の基礎をなす経営内容は、非常にひっ迫して、ほとんど開店休業の状況であり、この原因のもっとも大きな理由は、過去の水産業団体が極々の法的措置によって事業が制限されたため、大なる損失を生じ、他方漁獲資産の増加をきたしており、かつ長期資金の融資がないので協同組合は経営に大なる困難をきたしている。ついては、水産業協同組合の水産育成のために、経済事業其の他活発な活動がなしうるよう、長期低利資金の導入措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、健全な水産業協同組合の発達を図るために、きわめて、必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　富永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

乙部漁港修築工事継続の請願

（請願者　北海道檜山郡乙部村長吉岡亀之助外一名）（富永格五郎君外二名紹介）（第一四四号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道檜山郡乙部漁港は、一般に浅く近時神合漁業に進出するに伴い船体も大型船に移行したためま内の操業に著しい困難をきたしている現地から一昨年国庫補助により三箇年継続工事としてその一部の掘さく面目を一新したが工事は初年度で一時打切られ約三分の二は未改修のままになっており、ま内の操業には狭あいで大型船の出入に大なる不便を感じているのみならず防波堤も低く小波でも直ちにま内に入り砂をま内に流入している実状である。ついては、すみやかに国庫補助をもって本港の掘さく工事を継続されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　富永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

鹿部漁港修築工事施行の請願

（請願者　北海道茅部郡鹿部村長吉田金次郎）（川村善八郎君外一名紹介）（第一四五号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道茅部郡鹿部漁港は、昭和二十年艦砲射撃と爆弾投下により、小漁港東西防波堤は、大破を受け、土砂は、港内に流入し、干潮時は、ほとんど陸地同様となり、満潮時で五・六とん未満の漁船入港も至難の状態であるとともに、まロ沖約百五十米の地点に第二十雲洋丸（八八〇噸）の鉄鯨が沈没しているため、漁船の入港に大なる支障をきたしており、約二百隻を有する純漁村は小漁港の利用不能のため、その水揚高は、四割程度に減少している現状である。ついては、すみやかに鹿部村の戦災害小漁港を復旧されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　富永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

大貫漁港の防波堤修築に関する

請願（請願者　千葉県君津郡大貫町長三木仙太郎外三十四名）（田中豊君紹介）（第一四六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大貫漁港は、房総半島の西海岸の中央部にある富津崎の南側に位し、湾口浦賀、横須賀を対岸とする漁港であって、面積百ヘクタールを有しているのであるが、九月十六日のアイオン台風の際、被害を受け港内は砂丘を築き、最近は堤防を越え、港内全面積に波及し、干潮時にはつり舟さえ出入不可能の現状であり、町当局の経済も破たんの一歩手前にある。ついては、その対策として、南側既設堤防を一米増高するとともに、堤防を二百米延長する等本漁港の修築をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　富永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

飛島漁港修築費国庫補助の請願

（請願者　酒田市長本間重三外一名（池田正之輔君紹介）（第一四七号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県の需要を充すための魚貝は年々四百万貫を他県に仰いでいる現状であり、更に戦後は海外漁業者の復帰、一般漁業者の企業進出等による飛躍的漁船の増加に伴って乱獲された結果沿岸漁族資源は枯渇し、漁場は荒廃の危機にひんしていたが、最近新漁場として漁族の宝庫である最上礁及びその周辺を発見した。このように周囲に豊富な漁場をもって飛島港のあい路を打開するため、本漁港を整備する必要がある。ついては、本港の整備費に対し、第四種漁港として国庫の補助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　富永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

吉田漁港修築費国庫補助の請願

（請願者　静岡県榛原郡吉田町長武田千春）（五島勇次君紹介）

（第一四八号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吉田漁港は、地元漁業者のみの利用に限らず、附近沿岸漁業者の利用度は年々増加の状勢にあって、漁業振興に大なる貢献をなしてきたが、六月の水害により従来の型態とは全く異った悲惨な状態に陥り、漁業者の家庭経済は困窮し、町財政をも左右する事態であり、また最近における地引網漁業は、底びき等の漁業あるいは近海遠洋漁業等に転換を余儀なくされている現状で、本港施設の微弱にして不完全による漁船収容能力の皆無のため、船舶の陸揚げ、他の漁港への移航等増産上に対する障碍は多大である。ついては、本漁港の修築工事を別紙設計書に基づ

き実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁網染料用タンニン簡約対策確立に関する請願(請願者　埼玉県北足立郡與野町下落合千六百九十番地笹原俊雄)(小高熹郎君外一名紹介)(第一四九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業経営上漁網に関する費用は、漁獲高の二・三割以上にも達する重要なる部門であり、漁網の資源はほとんどすべて輸入品であり、漁網を保全する染料はわずかのコールタール、油類以外はタンニンであつてこれもまた輸入品である。しかるに、タンニンは、染網設備の不完全、使用方法の習慣的誤りゆう等により年々五億円に相当する部分が無駄となつて海中に流失している状況である。ついては、経営困難な漁村のためには科学技術の指導普及を図り、すみやかに、この重要資材の節約を計られたいということである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、漁業経営の安定を図る上に、きわめて必要な方策であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

白糠村地内船入ま改修費国庫負担の請願(請願者　北海道白糠郡白糠村長青木金吾外一名)(冨永格五郎君外二名紹介)(第一五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道白糠郡白糠村船入まは、昭和十年国庫補助を得て、その完成を見たのであるが、相次ぐ台風と激浪のため、港内は、土砂埋没し、岩壁は、倒壊破損し、全く利用不能の状態にあり、当地方を中心とする東北海道太平洋岸においては、漁船の根拠地となる港湾に次ぐ一朝暴風の際は、遭難多く大なる障害を来している現況であり、また本船入まは天然湾曲をなし重要な位置を占めており、本道最優秀の魚田として知られている。ついては、国庫補助をもつて本船入まを改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

三谷漁港修築の請願(請願者　愛知県宝飯郡三谷漁業協同組合長小田忠平)(福井勇君紹介)(第二二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯三谷町は、鮮魚集散地として古くから有名であり、三谷漁港は、明治十二年防波堤の築造以来、数度改築し、昭和八年から同十五年に至る修築によつて現在の漁港が完成したが、昭和十九年の三河大地震によつて被害を受け、応急の修理のみで今日に至つている。海陸の至便もよく、一日平均二万五千貫の水揚を行つているが、港内に埋没している部分が多くて、大型漁船の碇船は、東及び南の二方だけとなり、しゆんせつの必要を痛感している。三重県各地のかつを、まぐろ漁船主団は、三谷町を根拠として愛知県かつを、まぐろ漁業協同組合を創立し、八十トンから二百トンの漁船十五隻を出船準備しているが、倉庫並びに諸施設に余地がないため、ふ頭増築を昭和二十六年度から着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

赤羽根村に漁港築設の請願(請願者　愛知県渥美郡赤羽根村漁業協同組合長杉原照雄)(福井勇君紹介)(第二二九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県渥美郡赤羽根村近海は、県下第一の漁場で、総漁獲高の三分の二を占め、有望な漁場であるが、沿岸はつねに風波高く、港の設備がないため、四トン未満の船による地びき漁業で、近年急速に動力船が多くなり、地びき業者は死活線上にあつて、早急な漁港設備を必要とするようになつた。ついては、漁船の避難港として、現地漁民の救済と漁獲増進のため、赤羽根村に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

捕鯨用必需物資対策確立に関する請願(請願者　東京都台東区南稲荷町百十四番地日本水産株式会社取締役社長鈴木九平外一名)(坂本實君紹介)(第二七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南氷洋捕鯨事業は、昭和二十一年第一回出漁以来、現在第五回出漁まで、鯨油輸出による外貨獲得と、鯨肉供給による国内たん白食糧確保に貢献してきた重要産業である。同事業は、当初所要資材を含む総経費と、生産品による売上価格の相互関係は、統制経済時代には順調に保証されていたが、自由経済になるにつれて、生産資材の価格は、高騰した反面、生産品である鯨油、鯨肉は国内市場性を失い、事業経営は困難となつた。生産資材としては燃油、塩、マニラロープ、漁具があるが、この中でとくに問題になるのは、塩価が昭和二十一年当時に比し十五倍に騰貴し、塩価の騰貴が塩蔵赤肉の価格を圧迫して、その市場性を失わした一因となつたことである。ついては、塩専売法第二十九條を改正して、職前問様、鯨塩蔵塩に対して、特別価格で売渡すことを許可されるよう、この改正を昭和二十五年十月一日にさかのぼつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、魚価の対策上、きわめて妥当適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院

において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

漁業制度改革実施増額の請願（請願者　岩手県九戸郡久慈町山内堯文外四名）（鈴木善幸君紹介）（第二七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県各海区漁業調整委員会は、九月二十一日に発足し、その任務は、漁業法第十一條に基く免許につき必要な事項即ち漁場計画を答申することであるが、これら漁業権漁業の漁場と漁部落の関係、ことに本県リアス式海岸線においては共同漁業権の関係地区の決定は本制度改革のうちもつとも困難が予想されており、従つてこの改革を真に民主化した漁場計画を立案するには、各海区とも全委員が海区内の漁部落を実地調査して各漁場と漁部落の関係を確実に認識把握するのがもつとも重要なことであるにもかかわらず、漁業制度改革の費用はきわめて少いため、完全なる実地調査は望めない実情であり、漁業制度改革の目的達成は、不可能である、ついては、漁業制度改革の目的達成のため本委員会に対し、相当額の経費を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方の特殊な事情からして、適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

九十九里沿岸漁業転換融資に関する請願（請願者　千葉県知事職務代理者千葉県総務部長佐藤秀雄）（田中幾三君外十名紹介）（第二七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県九十九里浜を中心とする沿岸漁業は、近年、いわし資源の変動による徹底的不漁と八千九百四十八年以来の特殊事情に基く漁場制限によつて行動制約を受け、操業の短縮を余儀なくされたことにより、決定的危機にあつており、本県産業に大なる影響を及ぼし、沿岸約二万の水産業者は生活に困窮しているので、これが対策としてこの沿岸漁業の全企業を整備し、その生産の協同化、多角化、遠洋漁業化し、この地方の恒久的安定な沿岸漁業を図るとともに、生産の飛躍的増強のため、必要な資金を政府においてすみやかに融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における特殊事情からして、きわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

小鹿港を漁港に指定並びに修築工事施行の請願（請願者　長崎県対馬厳原村大字小鹿港湾委員長扇武男外十七名）（田口長治郎君紹介）（第三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦以来朝鮮の漁業不振により、対馬は、わが国唯一のにしん、あじ、さばの漁場となつたが、その根拠地の一つとしての一重港は、港湾狭く、深度浅く、操業する漁船の三分の一の収容力しかない。しかるに小鹿港は、海も深く、漁港の収容力も広大であるが、修築をしなければ天候によつて不安を感ぜられる。ついては、小鹿港を漁港に指定するとともに修築工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は該地における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

連合海区漁業調整委員会の常置並びに経費増額の請願（請願者　京都府経済部水産課内京都府連合海区漁業調整委員会会長　倉紫次〈前尾繁三郎君紹介〉）（第三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年九月、京都府三海区の漁業調整委員会連合協議会が開催され、京都府の地勢と漁業状態から、して、連合海区漁業調整委員会を常置することを府知事に陳情した結果、認められてその発足を見た。同委員会で処理すべき事項は、別紙の通りであるが、複雑多岐にわたる漁業部面では、重要突発事項も随時発生することは予想され、一事項ごとに連合委員会を設置することはその煩にたえないから、常置は必然的である。なお同会の機能を全うするためには、調査経費を必要とするが、京都府に配当される漁業改革費はわずかに四万一千円にすぎず、とうてい円滑な運営を期することができない。ついては、連合海区漁業調整委員会の常置と経費の増額を閣会で認められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方の特殊な事情からして、適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

篠島漁港けい船護岸工事施行に関する請願（請願者　愛知県知多郡篠島村長岡田金之助外二名）（久野忠治君紹介）（第三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡篠島港は、伊勢海と衣ヶ浦との中間に位し、県下有数の漁港であるが、昭和二十四、同二十五年度継続事業として、総工費千六百万円を投じて幅員二十メートル、延長七十メートルの船たまり用突堤を築造し、まさに完成を見ようとしている。しかしながら、将来、避難港として、また遠洋漁業の根拠地として、同港の機能を発揮するためには、現在の船たまりの状況では狭あいであるから、新船たまり用突堤に引続いて、接岸けい船護岸工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昆布森村に船入ま築設の請願（請願者　北海道釧路郡昆布森

村漁業協同組合長梶川民三外一名)(伊藤郷一君紹介)(第三八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道釧路郡昆布森村は、釧路近海随一の恵まれた漁区であるが、鉛入まの施設がないため、漁業者は出漁が意のままにならず、悲惨な漁区を傍観せざるをえない状況である。同村は、漁区に最短距離にあり、陸揚魚類を加工できる高圧電力を有し、給水港としての機能を発揮することができるから、昆布森村に鉛入まを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　富永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

雄勝港に漁港施設としての避泊並びに埋立工事施行の請願(請願者　宮城県桃生郡雄勝町長藤野鶴蔵外三名)(内海安吉君紹介)(第三九〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡雄勝町は、水、鉱両産物の大生産地として知られ、またいわゆる三陸沿岸中重要な地理的地歩を占め、しかも雄勝港は、まれに見る天然の良港であり、ながら、港湾施設がないため、その開発が著しく遅れている。ついては、雄勝港に漁港施設として護岸並びに埋立工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　富永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

水産用必需物資確保に関する請願(請願者　東京都千代田区ケ関二番地水産課気付水産物団体懇話会世話人柴信一外十六名)(林好次君外二名紹介)(第三九一号)及び同(請願者　東京都千代田区神田佐久間町三丁目三十七番地漁ほこ会館内全国加工水産団体連盟会長井出正孝外十六名)(富永格五郎君外二名紹介)(第四六一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産物の統制が撤廃され、魚価が自由となつたが、石油、漁網等がまだ統制されている一方、生産資材が比較的割高な上に、魚価が自由競争でたたかれ、生産費に対する魚価の均衡を失い、漁業経営は危機にひんしている。従つて、石油漁網はもちろんとして、漁価に直接影響を与える水産用塩価について特別の考慮を払われたい。北海道の塩蔵品が塩の地域差価格のために、不利を受けているので、この地域差を撤廃し、末端の公定価格を全国同一とし、塩専売法を改正して、魚肉保存用に使用する塩に対して特別価格を設定して、原料生産費を切下げることができるように考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、魚価の対策上、きわめて妥当適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　富永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

落石漁港に防波堤及び船付場築設の請願(請願者　北海道根室郡和田村落石漁業協同組合長理事阿彦保太郎)(伊藤郷一君紹介)(第三九七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道根室郡和田村字落石ポキリイソ湾は、東北海道沿岸中村落多布港と根室町花咲港との中間にある天然の良港であり、これに少しの人工設備(防波堤、船付場)をすれば避難港としても漁港としても附近にまれな良港となり、ことに釧路、厚岸、霧多布港からは程遠く近接しているが、花咲港が近時ようやく狭あいを告げ無理な拡張工事をしなければ入港計画の船舶を収容しきれない様になつた今日、少額の経費で落石港ができればこれらを緩和し得るばかりでなく、遠く内地方面から漁獲物積取船が来港して生鮮魚の販路が拡張されれば無霜域の魚田がすみやかに開発され、しかも荷上げの便利、暴風時の損害激減等を計算すればはく大な利益となる。ついては、すみやかに本港に防波堤並び船付場を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　富永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

湯江村に漁港築設の請願(請願者　長崎県南高来郡湯江村長城合環外百八十三名)(田口長治郎君紹介)(第四六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県南高来郡湯江村は、有明海の各種漁業の根拠地として、また海上交通の要地として、重大な役割を果しているが、島原以北沿岸には完全な船だまり、漁港なく、時化に遭遇しても避難する港がないため、幾多の惨事を繰返している。ついては、本村に漁港施設を築設し、魚田開発と近海航行船舶の利便に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

水産委員長　富永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

郵政委員会

簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願(請願者　静岡県吉原市長鈴木清一外一名)(宮幡靖君紹介)(第四〇号)、同(請願者　静岡県榛原郡吉田町長武田千春)(五島秀次君紹介)(第四一号)、同(請願者　岩手県東磐井郡生母村長大石茂外一名)(浅利三朗君紹介)(第四二号)、同(請願者　静岡沼津市長小野金六外一名)(第一七五号)及び同外二件(請願者　三重県津市栄町一丁目百七十九番地三重県町村会長堀口六太郎外三名)(中村清君紹介)(第三四九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近における地方財政は、地方税改正法案の否決により、本年度地方税の徴収は不可能であり、地方公共団体は、安定な財源確立と

緊急を要する公共事業の遂行には起債によらなければならない実情であり、長期、低利かつ安定性のある資金の融通を渇望している。一方現在政府資金としては、大蔵省預金部よりの借入れは限定されているので、低利かつ長期にわたる資金の借入れを希望しており、これがためには、簡易生命保険及び郵便年金積立金を郵政省から直接融資を受けることができるが、第五国会において議案で可決されたにもかかわらず未だ実現されていない。ついては、簡易生命保険及び郵便年金積立金をすみやかに地方資金として郵政省から、直接運用できるように適当な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

簡易保険及び郵便年金積立金の郵政省による運用の再開については、第五国会の決議もあり、なお地方財政はいよいよひっ迫を来たし、ために幾多緊急を要する事業は実施困難である現状にかんがみ、両事業積立金を各地方に還元融資することは、地方財政の困窮を救済するとともに、両事業の普及発達上きわめて緊急のことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

大川村浅内に無集配郵便局設置等に関する請願（請願者　岩手県下閉伊郡大川村長畠山利七郎外一名）（山本猛夫君紹介）（第一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下閉伊郡大川村浅内地方は、大川郵便局に十二キロ離れており、県道小本、沼宮内線及び岩泉、宮古線の分岐点でありまた岩手鉱業者鉱鉄道の分岐駅でもあるとともに、郡北一町五箇村の貨物の集散地である。また旅客の往復ひん繁をきわめ、主要公共施設機関が散在しているにもかかわらず、通信機関に恵まれないため、地方産業経済、文化の発展に著しく支障をきたしている。ついては、本地内に無集配郵便局並びに電信電話業設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配郵便局を設置することについては、利用戸数等の関係もあって、差向き実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して、窓口機関利用上の不便を救済する要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

滝沢駅前郵便局に集配事務開始の請願（請願者　岩手県岩手郡滝沢村長柳村兼吉外十四名）（山本猛夫君紹介）（第一七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県岩手郡滝沢駅前郵便局の区域内には、社会文化施設として学校、国鉄停車場、国警の巡査駐在所があり、その他に岩手県の種畜場、農林省の種畜牧場、国営の二十数団の開拓団が散在している実情で、滝沢駅前郵便局の利用度は著しく増加しており、また隣村の玉山村まで利用の恩恵に浴しているが、現在郵便物は、滝沢駅の南方十二キロの地点、厨川集配郵便局より配達されるため、二、三日は常に遅配されているので、各種公共団体は事業の推進に大なる支障をきたしている。ついては、各種団体はもちろん開発事業の一環として滝沢駅前郵便局に集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適当であり、将来適当の機会に集配事務を開始すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

一方井村郵便局に集配事務開始の請願（請願者　岩手県岩手郡一方井村長田中富弁外八名）（山本猛夫君紹介）（第一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県岩手郡一方井村は、沼宮内町の西方約六キロの地点に位し、戸数六百三十戸、人口四千五百人を有し今後ますます開拓者の入植等により人口増加の傾向にあり、また本村は、北岩手郡の中心地にして農作物の宝庫と称せられ、今後ますます発展しつつあるので、現在沼宮内集配局配達地域も拡大し遠いところは十二キロ以上に達し従来の通り、沼宮内局集配局よりの集配事務は、一層困難となり、郵便物は遅配の傾向にある。ついては、一方井郵便局を集配局に昇格するとともに配達区域を拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適当であり、将来適当の機会に集配事務を開始すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

保原町字小幡、中瀬両部落を保原郵便局区内に編入促進の請願（請願者　福島県伊達郡保原町長館坂六太郎）（松本善壽君紹介）（第一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県伊達郡伏黒村大字小幡及び中瀬の二部落は、本年四月一日をもって保原町に編入になったが、郵便物の取扱は依然伏黒局に所属されており両部落への郵便物は煩雑なる手続を経るため、つねに一日の遅配をみる現状であり部落民は大なる不便を被っている実情であり、また両部落は距離においても、伏黒局より保原局の方が近いのみならず交通産業、学校、その他公私の用務は全部保原町において済まされ、両部落の保原局への編入はもっとも急を要する問題である。ついては、早急に両部落を保原局区へ編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在、保原町大字小幡及び中瀬の地域内には、伏黒村の飛地が散在しているので、将来これら飛地の整理を待って、適当の機会に保原郵便局の区域に編入すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

一戸郵便局舎新築の請願（請願者　岩手県一戸町長野里秀夫

外五名)(山本猛夫君紹介)(第一七八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県一戸村の郵便局は、三十五年前に設置され、事業拡充に伴う人的活動面の舞台が極度に狭く、官庁としての威容従業員の保健上、事務能率の観点よりすみやかに新築を要する状態である。また業務の区域は岩手郡及び下閉伊郡の一部約十一局に及び同方面の郵便物は本郡福岡局経由によってなされており昨年開通した小倉線乗合自動車運転開始により道路の距離積雪量の関係等より当然一戸局経由に変更されなければならない事情にある。ついては、すみやかに一戸郵便局舎を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適当であるから、他との振合を見て急速に新築すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

福田村古川に無集配特定郵便局設置の請願(請願者　兵庫県加東郡福田村井上嘉蔵外二名)(吉田省三君紹介)(第二四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加東郡福田村は播州特産のそろばん球と各種木球類の製造地であり、製産品は全国に販売され、資材として特殊木材を必要とするので、全国の有名木の産地と取引きがあり、電信、電話、為替、速達、小包の利用が多いが、区内郵便局及び隣接局へ相当の距離があるため、不便を感じている。ついては、福田村古川五百二番地に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、至当であるから、簡易郵便局を設置するか、または将来適当な機会に無集配郵便局を設置して、窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

千布村原町に郵便局設置の請願(請願者　山形県東村山郡千布村長今田銀六外四名)(池田正之輔君紹介)(第二四一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東村山郡千布村は、県下有数の果樹、野菜の生産地であり、現在野菜の指定村である。千布村原町部落は、当村中枢の地であり、金属工業工場、製糸工場、酒造場、公民館等あり、電報電話の利用を必要とする者多く、原町部落は、天童郵便局から約三十六丁、千布奈良沢郵便局から約二十丁の地点にあって、桜桃、ぶどう、白菜の出荷期等には、即刻の利用にまに合わず、困却している現状であるから、すみやかに、千布村原町に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配郵便局を設置することについては、利用戸数等の関係もあって、差向実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して窓口機関利用上の不便を救済する要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

旭町に無集配特定郵便局設置の請願(請願者　福岡県大牟田市大黒町三丁目四十五番地井上貞雄外八名)(荒木萬壽夫君紹介)(第二四二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県大牟田市旭町地方は、大牟田市の商業地区であり、同地域内の戸数の七割なし八割、すなわち千四百戸内外に商店で、主要会社、工場、銀行、三井鉱山、三井化学等各種事業の中枢であり、各会社、事業所、工場、商店等は一日に数十通の発信を行いまた送金、貯金等も当地方に郵便局がないため、遠く本局または帝国銀行、福岡銀行の支店を利用する者が多く、もし当旭町地方に郵便局が設置されたら、時間労力において二分の一ないし五分の一位で、所要を達し、国家としても一ヶ月数千万円の金を取扱うことができ、双方ともに多大の利益を享受することができる。ついては、旭町に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は無集配郵便局設置の条件を具備している。よって将来適当の機会に無集配郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

山中村に郵便局設置の請願(請願者　愛知県額田郡山中村大字舞木字山中町五十六番地大高良智外二十六名)(千賀康治君紹介)(第二三六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県額田郡山中村は、当地方の発展的中心地であるにもかかわらず、郵便局の設置がないため、通信・貯金等に多大の支障をきたしているのみならず、文化の発展を著しく阻害している。ついては、本村に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配郵便局を設置することについては、最近局との距離が近く、また利用戸数の関係もあって、差向実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して、窓口機関利用上の不便を救済する要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

一関郵便局舎改築の請願(請願者　一関市長阿部時一外一名)(浅利三朗君外一名紹介)(第四〇五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一関市は、岩手県の関門として、交通、産業、文化の中心であるため、一関郵便局は、県下において事務分量は、第二位を占め、その局舎は、昭和六年の建設で、もっとも貧弱な建物であり、電報電話が併設されているため、狭く事務能率を阻害しており、ことに昭和二十二、三年の台風により、局舎も二回の水害にあい腐朽はなはだしく重要なる郵便並びに貯金事務等を取扱う官庁としては不適

当である。また市街地建築物法並びに都市計画実施の面よりしても改築の要あるものと思われる。ついては、鉄筋コンクリート建で一閑郵便局を改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適当であるから、他との振合を要し急速に新築すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

駒形郵便局復活の請願（請願者　静岡市駒形通四丁目五番地谷所宗伴外八名）（西村直己君紹介）（第四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元静岡県駒形郵便局は、戦災によつて廃局となつているが、終戦後静岡市は区画整理事業が日に日に完成し、この地区内の戸数は二千五百戸、人口一万三千人で、今後ますます増加の傾向があり、静岡市西南地区一般の公衆は、小包、書留郵便、速達、貯金、納税、保険その他の通信に関することは、東北部にある局まで行かなければならないために、非常に不便を感じている。ついては、静岡市西南部に特定郵便局駒形局を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適当であるから、将来適当の機会に無集配郵便局を設置の要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

大正町に郵便局復活の請願（請願者　大牟田市大正町四丁目五十七番地脇田時雄）（荒木萬壽夫君紹介）（第四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大牟田市は、戦災を受けたが、終戦後三年を経て、諸施設の復興を見、中でも市内、鹿児島本線以西の地域は、復興都市計画による区画整理も完了し、洛会社、県、市の庶民住宅が多数建設され、これに附随して、中小商工業も発生し、戦災前以上の盛況を呈している。しかるに郵便局は、三箇局焼失したにもかかわらず、未だに復旧しないため、不便を忍んで大牟田局を利用しているが、地域民二万五千の社会的損失はばく大なものがある。ついては、当地域の大体中央部で、同市の将来の発展からも見てもつとも適当な地点と思われる旧駅西通り局附近に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適当であるから、将来適当の機会に無集配郵便局を設置の要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

特定郵便局を簡易郵便局に切替え反対の請願（請願者　田川市西区平松代表佐々木繁外三千九百七十七名）（衛藤連君紹介）（第四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回特定郵便局の一部を簡易郵便局に切り替える改正法案が立案されているようであるが、簡易郵便局になれば、僅少な手数料で経営されることになつて、人員も、取扱い時間にも制限を受け、取扱い事務は縮少され、能率は低下し、利用者に不便を与えることは明らかである。むしろ、田川郵便局を小地域を単位とする集配郵便局へ昇格を希望するもので、特定郵便局の簡易郵便局への切り替えには反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は一応理由があるが、その影響するところが大きく、なお研究の余地がある。よつて政府においても慎重考究を要すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

通信従業員の結核対策強化に関する請願（請願者　大阪府貝塚市橋本国立大阪療養所代表清水進外十名）（岡田春夫君紹介）（第四七〇号）及び同（請願者　大阪市北区堂島西町大阪電信管理所内全逓患者連絡会代表山田保）（小川半次君紹介）（第四七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵政、電通事業は、その業務上、いろいろな健康障害が多く、中でも結核疾患のり病率は、他産業にくらべて非常に高率であることは、別紙の詳細な調査の通りである。しかるに、郵政、電通省における医療対策は貧弱であつて、全逓患者連絡会では、過去四年間、結核撲滅対策を当局に要請し、あらゆる協力を惜しまず今日に至つた。今回、社会保障制度審議会から国会へ提出を予想される社会保障制度研究試案要綱をみると、本制度の画期的意義に比して、その実質的内容は低調きわまるものである。郵政、電通事業における職業病的性格が、明らかになつてくる今日、結核対策は、単なる医療問題としてだけではなく、事業の復興と発展のため、必要不可欠な問題として考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

郵政及び電気通信従業員にあつては、事業の性質上結核性疾患のり病率も相当高率を示している現状にかんがみ、一層施設の充実を図ることは緊急であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長幣原喜重郎殿

通商産業委員会

江川電源開発促進に関する請願（請願者　島根県知事原夫次郎外一名）（山本利壽君紹介）（第三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中国地区の電力事情は、本州各地区に比し、はなはだしく不安定であるため、地方産業は、制約されて発展の一途をたどりつつある。ついては、これが打開策として経済的、地理的優位性を有し、工業地帯と密接な連けいのある島根県下明塚下を電源開発地点としてすみやかにこれが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国経済再建の上に電源開発

の及ぼす重大な影響と、中国地方の電力事情の特殊性にかんがみ本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

測量法による工業技術庁地質調査所の測量予算増額の請願（請願者　神奈川県川崎市久本町百三十五番地工業技術庁地質調査所技術部測図課測量技術研究会代表藤本弁蔵）（田淵光一君外二名紹介）（第七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年九月に測量法が公布されて以来、工業技術庁地質調査所において地質調査を行うためには一定基準による作業規定に基いて測量を実施しなければならないが、予算が少いため、作業は困難であり、技術的にもその精度を得られない状態にある。ついては、増額予算を配分されたいというのである。

二、請願の議決理由

国土開発及び技術振興の見地よりして本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

国土開発法が発布され、地方は、それぞれ計画を樹立しているが、開発すべき資源が判然としない結果、とかく公共事業の拡充に終る傾向が多い。全国に秘蔵されている資源を国家が指定し、調査させ、短期間に終了させるために、資源調査費を国庫負担で交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

日本経済再建のため少しでも多く資源を開発することは目下の急務であるにかんがみ、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

かんがい排水用電力料金引下げに関する請願（請願者　滋賀県議会議長堀江喜一）（河原伊三郎君紹介）（第一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業用かんがい排水機は、かんがい、水害を未然に防除し、主要農産物たる米麦生産の増強を図るためには、その原動力として膨大なる電力にたよらなければならないのであるが、今回の料金改訂は、従来の三割引制度及び未使用期間の基本料金免除等いっさいの特典さえ奪われ、実質的に二倍ないし六倍の値上げとなり、またこれを昭和二十年の米価及び電力料金を基準として改訂引上げ率を対比すれば、米価は、四十三倍強、電力料金は、百三十九倍強となり、その間に大きい差異を認められるものであつて、わが国農業形態は大なる影響を被り、農民をして苦境に陥し入れるものであるから、かんがい排水用電力料金をすみやかに引下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

電力料金の農産業に及ぼす影響のじん大なことと農村電化促進の見地よりして本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

旧自家用電気設備返還に関する請願（請願者　東京都港区赤坂葵町三番地日本鉱業株式会社代表者岡部捕男）（堀原俊郎君紹介）（第二三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本鉱業株式会社の前身であつた久原鉱業株式会社は、その所有する日立鉱山の自家用発電設備として、明治四十四年以降昭和二年まで茨城県所在、石岡第一、第二発電所及び福島県所在、夏井川第一、第二、第三発電所並びにその関係送電設備を建設した。この後子会社として日立電力株式会社を設立し、実質上は日立鉱山の自家用電気として使用していたが、旧配電統制令によつて、昭和十七年四月、石岡第一、第二発電所は関東配電に、夏井第一、第二、第三発電所は、東北配電株式会社に統合された。統合によつてサイクルの関係上、電力が相当に空費されているので、これら発電所が返還されるならば有効電力となり、鉱山の経営が安定するから、前記五発電所を日本鉱業株式会社に返還されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時体制を解き、電力設備を旧所有者に返還し、経営の合理化を図ることはきわめて適切なものと認め、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

中小企業者に対する金融対策確立に関する請願（請願者　愛知県議会議長太田光二外二名）（中村清君紹介）（第三四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

年末を控え中小企業の金融は、地方税の増額と相まつてそのきよくに達し、特需による資金の好転、供出代金の放出等明るい部面もあるが、それは局部的現象であり、零細企業はインフレ傾向のすう勢に対抗できない状況である。ついては、年末金融の対策として、数百億円に余る預金部資金のわくを中小企業に直接関係を有する地方銀行並びに業務成績の良い信用組合に預託し、さし迫る年末金融の円滑を図るとともに、政府の具体的金融援助対策を樹てられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業者に対する金融対策として種々の対策があるが、請願の要旨のごとく予金部資金の活用も一方法である。しかるに今回予金部資金は金融債券の優先引受の方途が可能であり、信用組合等の利用方法も中小企業信用保険法により解決すると考えられる。よつて請願の要旨は現存の中小企業者においては当然の現像であり、今後の具体的対策を一段と講ずべきものである。その趣旨妥当と認

め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

琉球民間貿易の促進に関する請願(請願者　宮崎県議会議長久保田初見外四名)(田中不破三君紹介)(第三九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は、ばく大なる林産資源を有しており、戦災復興用材として、また造船用材として、量質ともによいのであるが、現下の経済界不況のため、木材の取引は不活発となり、終戦と同時に海外への輸出は中断されているが、近時琉球その他方面からの各種用材の大量発注の要望があり、輸出制限下にあるため、いかんともできず県民の苦境はそのきよくに達している実状である。ついては、この特殊事情を考慮の上資源開発、失業救済、不況対策として琉球民間貿易を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

林産資源が豊富に存在する宮崎県において外貨獲得のため、また貿易増大のため、趣旨妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

織物業者の金融対策確立に関する請願(請願者　埼玉県秩父市大字大宮秩父織物協同組合副理事長井上喜一郎外十五名)(阿左美冨治君外二名紹介)(第三九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業、織物業界の金融難は、著しく、業者は、破滅の一歩手前にあえいでいる。その最大の原因は、長期手形の濫発で、各産地では、関東織物懇話会を結成し、代表者が東京、大阪、京都、名古屋、の各集散地の織物問屋を歴訪して、窮状を訴え、手形期間の五十日厳守を要請したが、現在まで短縮の反響なく、織物業者は滅亡のほかない状況である。ついては、中小企業、とくに全国織物業者の金融の正常化を計るため、配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

織物業界は中小企業者に属するものが大部分を構成し、原料の仕入、販売の面に金融的の不円滑を欠きやすい状態におかれている。その仕入、販売の期間を三ヶ月ないし六ヶ月とみた場合、当然手形発行となり、不便であるばかりでなく、原料の仕入に支障をきたすのである。よつて手形取引上、業者及び問屋間に対して期間五十日の手形は、金融の正常化を計るため、妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

糸田町地内の湧水対策に関する請願(請願者　福岡県田川郡糸田町長酔楽親三郎)(平井義一君紹介)(第四六〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県田川郡糸田町は、麻生鉱業株式会社の炭鉱が廃鉱になつて以来、漸次湧水が出るようになり水田百四十町歩のかんがい用水として多大の利便を感じていたところ今般再び野上鉱業株式会社が採掘に着手したため、湧水は止りその結果水田は枯死し、飲料水を断たれ、本町の死滅は旦夕に迫りつつある、ついては、本町民の窮状を察し、すみやかに救済の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

湧水の糸田町に及ぼす影響のすこぶる大なる事情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において、採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

大淀川水力発電所返還促進並びに第三・四半期以降電力割当に関する請願(請願者　福岡県大牟田市新開町一番地電気化学工業株式会社大牟田工場労働組合長上山恵治)(能勢喜一郎君紹介)(第四六三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大牟田市新開町の電気化学工業株式会社大牟田工場は、創設以来大淀川第一及び第二発電所を自家開発し、自家使用していたが、昭和十四年の電力国家管理法によつて強制出資を余儀なくされたため、終戦後においては、電力需給調整規則実施により工場への送電は極度の制限を受け、その上、電力料金改訂による値上げ等により会社は重大な危機に直面し、その結果工場使用者の大整理を強行しなければならなくなつた。ついては、これが打開のため、大淀川水力発電所を返還するとともに第三、四半期以降の電力割当に対しては、絶大の考慮を拂われたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時体制を解き、電力設備を以前の所有者に返還し、経営の合理化を図ることは妥当であり、かつまた電力割当の多少が化学工業の生産に及ぼす影響のきわめて大なるにかんがみ、本請願は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

神島村に海底電線敷設に関する請願(請願者　三重県志摩郡神島村長藤原兵吉)(石原圓吉君紹介)(第四六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県志摩郡神島村は、鳥羽を距れる海上五里の一孤島で、海産漁獲高は年に三千万円を越えている。昭和二十二年、自家用発電を開始し、電燈施設の実現を見たが、発電用燃料の割当が少ないため、真夜間五、六時間の送電を中止するため、夜間漁業に制約を受け、特産に多大の影響を受けているばかりでなく、漁獲物の加工処理も意の如くならない現状である。ついては、神島村に海底電線を敷設し、水力による電源導入を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

離島の有する特殊性と漁業振興の見地よりして本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべき

ものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

電気通信委員会

葛巻町郵便局に電信、電話事務開始の請願（請願者　岩手県二戸郡田部郵便局長触沢虎一外四名）（山本猛夫君紹介）（第一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県岩手郡葛巻町一帯は、農林及び林業を中心とする産業は最近著しく発展しことにアイオン台風による山田線の不通のため、必然的に小田、田部区間は重大性を加えてきたが、いまだに葛巻、田部間に電信電話線が架設されていないため、あらゆる面において不利不便をきたしている。ついては、本町郵便局に電信、電話事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の交通運輸事情の変遷にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

電気通信委員長　関内　正一

衆議院議長幣原喜重郎殿

高田、坂下両郵便局間に直通電話架設の請願（請願者　福島県大沼郡高田町字西裏屋敷添福島県大沼地方町村会長坂田緑）（第二三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

会津高田局、坂下局間直通電話は、昭和十年その中間にある大沼郡の新鶴局と高田局間線路が廃止されたまま今日に及んでいるが、福島県大沼郡坂下町には官公庁が集中しており、かつ現在前記両局中坂下、新鶴両局間にはすでに直通電話が架設されていて、高田、新鶴間は単に警察電話線に添加すればよい等工費は低減しうる状態にある。ついては、前記両局間に直通電話を架設されたいというのである。

二、請願の決議理由

通話ふくそうを緩和するため、すみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

電気通信委員長　関内　正一

衆議院議長幣原喜重郎殿

小島谷郵便局にケーブル設備拡充の請願（請願者　岩手県二戸郡小島谷村長高屋敷興五郎外三名）（山本猛夫君紹介）（第二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県小島谷局は、小島谷村、姉帯村、田部村、の三箇村にわたる集配局であり、東北本線小島谷駅に接し、さらにこれに接続する県道小本線を利用する省営自動車連絡点とし地方交通運輸の要点でもあるとともに、本線沿線たる葛巻町、江刈村、山形村、大川村、小川村、岩泉町等の生産物資の貨物積出駅である。ことに鉄道山田線不通のため、近来一層の増加を見る現況であるにもかかわらず、本局の電話設備は二十五回線のケーブルのため、増設は全く不可能の状態にある。ついては、小島谷郵便局の「ケーブル」設備を拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実状にかんがみ、予算、資材等を勘案し、すみやかに実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

電気通信委員長　関内　正一

衆議院議長幣原喜重郎殿

電気通信管理庁舎新築の請願（請願者　岩手県二戸郡福岡町会議長菅孝一外一名）（山本猛夫君紹介）（第二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県二戸郡福岡町字八幡平十五の一、約六百余坪は、福岡電気通信管理所新庁舎並びに附属倉庫、車庫等建築のための敷地として買収済であるが、約一年余月に及んでいる今日においても庁舎等の建造実施ないため、昨年二省分割以来民家を借上げ狭あいな仮庁舎において執務している実状である。ついては、地方文化の推進となる電信、電話事業の官庁として、職員の能率向上を図るため、一刻も早く庁舎を建造されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気通信事業の能率的経営のため、すみやかに実現を図らしめるよう、措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

電気通信委員長　関内　正一

衆議院議長幣原喜重郎殿

富岡町に電報電話局設置の請願（請願者　福島県双葉郡久ノ浜町東町十八番地渡辺和雄外百四十五名）（松井政吉君紹介）（第四一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富岡町は、福島県双葉郡の中心地をなし、国家及び地方行政の中枢機関の所在地になっており、同郡内各局の大部分の電報電話は、富岡局を中継局としている。しかるにこの電気通信業務は富岡郵便局の委託扱いになっており、充分なサービスを行えない状態にあるので、富岡町発展のためにも、国家活動のためにも、電報電話局設置の必要性がある。ついては富岡町に電報電話局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

富岡局中継範囲における電気通信業務の現状にかんがみ、電気通信省直轄の電報電話局を同地に設置せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

電気通信委員長　関内　正一

衆議院議長幣原喜重郎殿

仙台、山形間市外電話ケーブル線敷設促進の請願（請願者　山形県山形商工会議所会頭服部敬雄）（岡司安正君紹介）（第四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形、仙台間は、東北地方における表日本と裏日本を結ぶ重要な地点であり、文化、行政、経済各般にわたり密接な関係を有しており、両地間の交通においては、国鉄仙山線が一日六往復で、近く仙

台、山形間全線電化の計画も実現されようとしている現状であるが、これに対し、電話の疎通状態はきわめて悪く、至急電話でも三時間半は、かかる状態であり、また多雪期は、降雪量が多いため、線路障がいが、ひん発し十数時間も電話不能の状態に陥ることもある。ついては、仙台、山形間に市外電話ケーブル線を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

市外電話ケーブルの敷地によつて電話のふくそうを緩和し通信の安全を確保するためなるべくすみやかに実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長幣原喜重郎殿

対馬通信施設拡充整備に関する請願（請願者　長崎県対馬厳原対馬支庁長平原満蔵外十三名）（田口長治郎君紹介）（第四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

対馬島は、朝鮮と一衣帯水の地にあり、国境第一線として重要視され、その治安については政府も配慮されているが、海上交通はよく絶することなく、通信網はきわめて不完全で、島内通信はもとより、本土、博多間の通信もわずかに、二回線の電話線を有するにすぎない。一方、林産物と水産物においても、長崎県下有数量の生産量を示しているが、通信設備の不備のため、島民の損失は多大である。ことに最近朝鮮動乱のため、一般民間通信は、制限を受け、まことに憂慮すべき現状であるから、別紙の通り通信施設を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

対馬の特殊性にかんがみ、予算、資材等の状況を勘案してすみやかに同島の通信施設の拡充を図らしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長幣原喜重郎殿

建設委員会

五ヶ瀬川に河川法適用並びに国直轄改修工事施行の請願（請願者　延岡市長仲田又次郎外一名）（佐藤重遠君紹介）（第四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

五ヶ瀬川は、上流本川において五箇所、支流において四箇所の発電所を有し、宮崎県東臼杵郡南方村三輪に注ぎ、昭和八年かんがい用岩熊井堰が、国家直轄工事として完成、六百町歩をかんがいし、さらに旭化成工場用水として余すところなく利用され、本河川の効果は、食糧増産にかつ電力産業の興隆に寄与しているが、その反面本川のこう水による被害は累年大きく、沿岸一帯は大なる災害を受けている実情である。九州開拓の重要河川である五ヶ瀬川に対し、河川法を適用するとともに、国直轄改修工事として着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

大川町、諸富間の筑後川に架橋の請願（請願者　福岡県大川町長大村清外百一名）（甲木保君外一名紹介）（第四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡、佐賀両県境を貫流する筑後川は、遠く大分県に源を発し、三十数里のよく野にかんがいし、また水運の便により大分県の木材をいかだに組んで下降せしめ、一方下流福岡県大川町には、若津港を抱いて近海航路船の出入がひん繁をきわめ、所謂九州中部産業の大動脈を為しているが、これに架している橋りようは、久留米市の豆津橋から下流七里の間に一つもないため、筑後川をはさむ両地区は両断され、産業交通上に大なる影響を及ぼしている。ついては、わが国産業の発展を図るため、該大川町、諸富間の筑後川に架橋されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

阿仁田沢地域総合開発事業促進等に関する請願（請願者　秋田県知事蓮池公吉外二名）（石田博英君外四名紹介）（第四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県阿仁田沢地域は、資源の開発が充分に行われておらず、とくに災害を防除を必要とする地域であり、その包蔵している林産資源をはじめ、地下資源、電力等の再建日本に必要欠くことのできない各種天然資源多く、さらに未開発の原野、放牧適地等が各所に分布し、観光地、温泉に恵まれ、名実ともに本県の宝庫と言い得る地域であるから、すみやかに該地域の総合開発事業を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるもの と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

一日市町外五箇村の湖岸に築堤工事施行の請願（請願者　秋田県南秋田郡一日市町農業協同組合長二戸富治外五名）（浅沼稲次郎君紹介）（第四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県南秋田郡一日市町外五箇所は、八郎湖岸線延長にわたり、その中央は馬場白川及び井川流域に沿い、土質は低湿である関係上、毎年季節的に大増水による被害は一段と著しく、田畑は全部冠水し、稲の刈取時期においては収穫皆無に陥ることがある。ついては、前記各町村の湖岸に築堤工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

見返資金による三陸東海岸国道開設の請願（請願者　青森市長島一番地第八回一道北部七県議会協議会長青森県議会議長椿田満芽）（山崎岩男君外一名紹介）（第八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北地方は、農産、林産、水産等重要物資の生産地であるが、道路の不完備が増産を阻害している。ことに重要資源の豊庫である表日本を縦貫する国道は、一線であるため、一朝水害等にあえば、交通は絶え、輸送は阻害される。三陸東海岸に新たに国道を開設する件については、すでに関係陳情したのであるが、見返り資金による道路改修事業から除外されているから、昭和二十六年度に予想される一千三十一億円の見返り資金の中から、三陸東海岸の国道開設費を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるもの、と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

山口県下の災害復旧工事施行に関する請願（請願者　山口県阿武郡川上村白上原横内要次外四十八名）（吉武恵市君紹介）（第一三四号）に関する報告書

加茂川に堤防築設の請願（請願者　岡山県勝田郡広野村長山本亀雄外六名）（大村清一君紹介）（第一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
加茂川は、岡山県苫田郡神庭村南端の山岳地帯と同郡高野村の平地との境界点において曲折しているため、雨量多いときは決壊はん濫し、こう水は、高野平野に氾流し、沿岸一帯の家屋、田畑等に大なる被害を与えているとともに、対岸に位置する同県勝田郡広野村大字近長、苫田郡高村村大字本郷、広野村大字河面の三部落の住民も大なる不安と災禍を被ることになった。ついては、これら水害を未然に防止するため同河川に堤防を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるもの、と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

国道三号線中鹿児島、鹿根間改修工事促進の請願（請願者　鹿児島市長勝目清）（満尾君尭君紹介）（第一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道三号線は、鹿児島、宮崎両県を結ぶ最重要幹線道路で、鹿児島市への農林産物搬入路であり、また鹿児島、隼人間は霧島公園に至る観光道路の重要区間で、その交通量はきわめて多い。しかるに県当局緊急の補修にかかわらず、簡易舗装はく離し、破損道はおうとつし路面損傷はなはだしきため、交通は著しく御限を受けている状態であり、なお鹿児島、帖佐間は危険の個所が多い。ついては、国道三号線中鹿児島、鹿根間の改修工事促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるもの、と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

長岡村地内の北上川改修工事施行の請願（請願者　岩手県紫波郡長岡村長横沢直治外五名）（山本猛夫君紹介）（第一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北上川上流の左岸に位する岩手県紫波郡長岡村地内の北上川は、毎年大小のこう水があるので、沿岸一帯の家屋や耕地はその都度流失埋没の被害を受け、しかも松尾鉱山の北上川本流に混入して来る鉱毒が濁流のはん濫となり、一溜び程度の浸水でも農作物は急激に腐敗する特殊の惨害を被っている。ついては、本村地内の北上川護岸改修並びに築堤工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるもの、と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

東根川改修工事施行の請願（請願者　福島県伊達郡保原町長熊坂六太郎外五名）（松本善壽君紹介）（第一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県伊達郡大田村の中央を貫流する東根川は、狭いかつ屈曲はなはだしく、田水季においては沿川約七百町歩にわたつて、多大の被害を与えているため、地元住民の受ける悩は大なるものがある。ついては、本河川の改修工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるもの、と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

島根県下の災害復旧費国庫補助の請願（請願者　島根県議会議長恒松安夫君）（大橋武夫君外三名紹介）（第一九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回島根県下をおそったキジア台風の被害は家屋の流失、倒壊をはじめとして港湾、道路、橋りょう、堤防の流失、決壊及び破損はもとより山畑農作物の流失埋没等きわめてじん大なるものがある。しかしこれが復旧には現在の地方財政をもつてしては困難である。ついては、本県下の災害復旧費を国庫補助されたいというのである。

一、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

久澄橋を永久橋に架替えの請願（請願者　愛知県一宮加茂郡萩原町長渡辺鎌吉外十二名）（三宅則滋君紹介）（第一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道名古屋新城線上西加茂郡挙母町と高橋村を結ぶ矢作川架設久澄橋は、古来より木橋のまま現在もその姿を止めており、破損が大なため、年々少部分を修理にも膨大な費用が投ぜられ、橋梁全体が脆弱な状態であるので、修理程度にては橋全体の危険は日毎に増大しており、挙母町を除く矢作川の上下流の橋梁はほとんど永久橋であつて、交通量多く、かつ重要県道に当る久澄橋が未だなお木橋であることは、誠に不自由である。ついては、久澄橋の上流で名古屋線上にある高橋とは短距離にあるために、二橋を改廃して中間に永久橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

埼玉県下の国道四号線改良工事促進の請願（請願者　埼玉県北葛飾郡杉戸町長高島熊次郎外四名）（古島義英君紹介）（第一九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東日本最大の輸送動脈といわれ、産業振興に重大な寄与をしている国道四号線は、また国際的観光地である日光への観光道路であるにもかかわらず、終戦後ほとんど顧みるところなく、ことに埼玉県下の国道四号線の路状の悪化は全国にその比を見ない状態で輻員狭あいしかも路面の損傷はなはだしく、ために車馬の損耗燃料の冗費等、物質的不利益は大で輸送能力の低下ないしは人命に及ぼす影響等甚大なるべき状況にある。ついては、すみやかに埼玉県下国道四号線の改修工事に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

県道小川、盛岡線開発工事促進の請願（請願者　盛岡市長小泉多三郎外九名）（山本猛夫君紹介）（第一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道小川盛岡線は、岩手線の内陸部と北海岸を結ぶ最短路線であつて、その起点である小川村一帯は、総合開発の特定地域として指定を受けており、各種地下資源がきわめて豊富であるが、交通運輸の不便によつて未開発のまま放置されている状況である。またこれがため本地方特産の木炭及び乳製品の滞貨は著しく、従つて資金の運転の円滑を欠き経済破たんの寸前に陥つている。ついては、本線中早坂峠をはさむ未改修区間十二キロの改修工事を促進するとともに、これに要する工事費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

百瀬川改修工事促進の請願（請願者　滋賀県高島郡百瀬村長古川久男外三名）（河原伊三郎君紹介）（第一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県高島郡百瀬村の中央を縦貫する百瀬川は、全国にもまれな難川で、年々巨額の資を投じて、災害防止に努めているが、本年八月の台風襲来により、堤防の決壊及び損傷数十箇所その他耕地、家屋に多大の被害をうけた。よつて現在急的改修工事を施行したが、なお河床の上昇著しいため何時また氾濫するかもしれない危険な状態にある。ついては、民生安定のため、本河川の恒久的改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

県道安来三成線幅員拡張工事促進の請願（請願者　島根県能義郡比田村長安部正法外十九名）（大橋武夫君紹介）（第一九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県三次町より新市町を経て島根仁多郡阿井村・三成町・亀嵩村等を経て安来町に至る県道安来三成線は、松江市・米子市並びに境港その他諸都市の物資交流と中国地方陰陽両面の物資輸送に当る重要な路線である。しかるに幅員狭くカーブ急のため、諸車との行きかいに多くの時間と燃料の空費を余儀なくされ、また危険も大である。ついては、本路線の幅員を拡張するようすみやかに工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

久慈川上流にダム築設の請願
（請願者　福島県東白川郡高城村久慈川治山治水期成同盟会長古張信二外一名）（園谷光衛君紹介）（第一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
久慈川上流にある福島県東白川郡附近に生計を営む居住民は、最近の「キティ」並びに「アイオン」台風の暴威によつて建築物、農作物及び山林等に大なる被害を加え、こう水の惨害は食糧増産に影響を及ぼし、治山治水対策は今日までその応急措置は、わずかな国費では経営し難く、自衛策を講じて自己保存を計つて、最近久慈川上流に防火ダムの築設を計画している。ついては、根本的治山治水対策として久慈川上流にダム築設をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
こう水調節のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

滑川改修工事施行の請願（請願者　福島県岩瀬郡白方村長高原喜一外三十一名）（園谷光衛君紹介）（第一九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
滑川は、昭和四年十月十二日内務省福土第五十号で河川法により準用河川として認可され、当時より荒廃のため単に地元だけでは改修し得なく、村民は天災として諦めていたのであるが、近年打続く出水により冠水、欠壊えん堤水路の流失は耕地の荒廃をきたし、増産を阻むことおびただしく、農民の意欲を失わしめているのは事実である。よつて本川改修の効果としては、田畑復旧約二十町歩、山林牧野として耕地となる面積は約三十町歩、冠水をまぬがれ、えん堤の復旧等による増収は多大である。ついては、食料増産のため、急速に同河川を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

岩手県下の災害復旧に関する請願（請願者　盛岡市内丸一番地県公会堂内岩手県水害復興会議会長佐藤公一）（山本猛夫君紹介）（第二〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十五年八月四日の豪雨による土木事業の水害につき建設省において岩手県下の被害状況調査のため、係官を派遣され、県下の道路橋りよう、河川砂防等の実情を視察されたことは、近年連続的な水害を受け、致命的な打撃を被つている百二十余万県民にとつて、感激にたえないが、今次の災害につき、本県土木部から詳細な資料が提供されている。ついては、別紙詳細に基き極力その復旧を計られたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

日ケ奥川砂防工事施行の請願（請願者　兵庫県氷上郡春日部村長畑和孝外一名）（佐々木盛雄君紹介）（第二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県氷上郡春日部村を貫流する日ケ奥川は、海抜二千尺の妙高に源を発し、一帯の山地はいずれもけわしいため、豪雨が一度来ると、土砂、小石は濁流とともに流され、川底はもとより、附近の耕地を埋没し、農家は次第に退散して、すでに失つた耕地は二十余町に及んでいる。同村三百五十町歩の田地の約一割が荒地となる危険は目前にせまつているから、国費をもつて日ケ奥川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

坂口、中津間筑後川えん堤工事施行の請願（請願者　福岡県三潴郡大善寺町長津留崎朝二外七百二十六名）（高橋禮六君紹介）（第二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熊本、大分、佐賀、福岡の四県にまたがる九州第一の筑後川平野のもたらす、産業、交通、経済の利益は、無限であるが、毎年のこう水による耕作物の壊滅、人畜家屋の被害はじん大であり、藩政時代から今日までに数十億の巨費を投じて改修強化され、今日まではほとんど直線化された結果、中流以上の被害は減少したが、下流は、年々の水害を被つている状態であり、この地帯こそ筑後川広川の氾水地帯と化している現状である。ついては、該地域地図（広川）を参照され、この上惨害を重ねないよう一日も早く工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
こう水調節その他のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月七日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

県道三原、呉線改修工事促進の請願（請願者　呉市長鎗木術）（宮原幸三郎君紹介）（第二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
指定府県道三原、呉線道路は、三原市における国道二号線の分岐点より国鉄三呉線と平行して海岸線を走り、呉市における国道三十二号線に連けいする重要なる幹線道路であるが、この路線は、商工漁港に臨み、隣接諸島との交通は、いよん烈をきわめ、遠く阪神及び九州を結ぶ商工基地として、最近物資の集散は著しく、ことに山間奥地より陸上運搬路と相まつて、本路線の機能は重かつ大なるものがあり、また本路線の起点で

ある三原市は、近時の諸工業のぼつ興による本路線の利用度は著しく高まつている実状である。ついては、本路線中最重要区間である三原呉線を重点的に改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため特に早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

愛知川沿岸地域総合開発事業促進に関する請願（請願者　滋賀県神崎郡御園村大字妙法寺愛知川総合開発事業促進同盟会長服部岩吉外六十一名）（河原伊三郎君紹介）（第二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知川沿岸地域は、流域はなはだ高いため、耕作用水はもちろん飲料水にもこと欠く状態で、よく土豊かな耕地も毎年かんばつし、大なる被害を受けながらも老若男女一丸となつて食糧増産に努力している現状であり、愛知川上流にダムを建設しかんがい用として、またこう水調節用として、あるいは農村電化の電源地にするとともに、このダムの水面を利用して鈴鹿霊峰と越渓幽谷をおり込み関西唯一の国際観光地帯化するため、愛知川総合開発事業を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

総合効果のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

千曲川堤防修築の請願（請願者　長野県更級郡塩崎村長久保辰治外八名）（小坂善太郎君紹介）（第二三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県埴科郡屋代町地域、鉄橋南鉄道線路の一部百六十メートルは、千曲川河川敷内に土盛りをもつて敷設してあつて、さらに千曲川大橋地帯のために降雨、雪解けごとに増水し、対岸の塩崎村地域の上下を洗い、きわめて危険な状態にあるのみならず上流一帯の耕地あるいは部落等に大なる被害を与えている。また再度の降雨によるはん濫で、千曲川沿線鉄橋下の堤防は著しく欠壊している実状である。ついては、該堤防の改修工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

新橋、相生橋間国道三十四号線改修工事施行の請願（請願者　福井県舞鶴市字丹波五十番地土井市兵衛外七十七名）（大石ヨシエ君紹介）（第二五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道第三十四号線は、最近バス、トラックその他交通機関の通行は、ひん繁をきわめ、しかも連力が早く従つて砂じんは著しく、立派な舗装道路が一瞬にして草原化している反面、都市計画事業により二十二メートルの大道となり、ようやく戦時中の犠牲より立ち上らんとしている今日、これが道路の舗装と緑化は、舞鶴の発展のみならず本道を利用する関係該地域との交通運輸の方面にも大なる利益を与えるから政府は、すみやかに本線新橋、相生橋間二千五百メートルを舗装し、かつ緑化工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

渡良瀬川改修工事施行に関する請願（請願者　佐野市長伊藤弘蔵外九十八名）（小平久雄君紹介）（第二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

渡良瀬川は、大正十年改修により、赤麻沼が遊水池化されて以来、同池は、こう水毎に大なる土砂をたい積し、ことに昭和十三年大こう水後の同川の河床は急激に上昇し、平水位のときは、下流部が著しく上昇を呈している状態で、これが打開には、どうしても河水低下施策を根本的に実施しない限り沿岸農民は農耕の希望を失うことになり、これが施策は、緊急を要するものであるから、（一）渡良瀬川上流部の砂防工事並びにダム建設工事を実施する。（二）赤麻沼内本川の河身を修正し、これが徹底的しゅんせつ工事を実施する。（三）こう水時土砂の異動を防止するため、河川敷の耕作を禁止させること等をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

日開谷川勝名橋下流の堤防補強並びにしゅんせつ工事施行の請願（請願者　徳島県阿波郡市場

町長濱熊太郎外一名)(岡田勢一君紹介)(第二五五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日開谷川は、香川県大川郡にその源を発し吉野川に合流する河川で流路延長十八キロ流域面積五十平方キロに及んでいるが、戦争中の乱伐により水源山地は著しく荒廃し、土砂の流下のため河床の上昇はなはだしく、耕地は河床より低く、小雨でさえも常に水害の心配は絶えない状態であり、本河川勝名橋下流の堤防が決かいすれば耕地、家、主要公共建築物、道路は大なる被害を受けることになる。ついては、該堤防の補強をすみやかに実施するとともに一ぺんせつ工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

道路法の改正並びに東北地方国道開設の請願(請願者　岩手県気仙郡盛町鈴木文助外四十三名)(小澤佐重喜君紹介)(第二五七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県気仙沼町と岩手県釜石市を結ぶ県道は、路幅なく、山間屈曲多く、自動車の往復、行違いにも困難であるが、一方この区域は、三陸漁場の中心地であつて、有名な漁港を控え、多額の海産資源を水揚げしているばかりでなく、豊富な山林資源を蔵し、雄大な氷上山や、風光明びな海岸線をもつ観光地帯として有望である。ついては、産業開発上重要な国道線を開設するように、道路法を改正し、国道六号線を延長して、三陸沿岸を経て青森県三本木で国道四号線に結ぶ路線を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

大淀川上流にえん堤改修の請願(請願者　宮崎県北諸県郡高城町長黒木健外五名)(瀬戸山三男君紹介)(第二五八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県綾島盆地を南北に貫流する大淀川上流都の北諸県郡高城町、志和池村、高崎町、庄内町、都城市の水田約二千町歩は、大淀川第一発電所えん堤のため、流水を阻止され、年々河床は上昇し一度豪雨があれば、たちまちはん濫し、堤防は決かいし、河水は田地に浸水し、田畑の流失埋没、農作物の被害は多大であり、昭和二十三年、改修工事を行つたが、効果はきわめて少なく、昨年から本年にかけて三回の出水にあい、大なる災害を被つた。このまま推移するならば、二千町歩の水田は荒れ果てることは明らかであるから、大淀川第一発電所のえん堤の放水施設を完備し、治水の先決問題を解決されたいというのである。

二、請願の議決理由

こう水調節及びその他のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

大隅縦貫道路高須以南の開設工事継続に関する請願(請願者　鹿児島県肝属郡大根占町長宿崎隼外七名)(前田郁君紹介)(第二五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

見返資金による大隅海岸縦貫線の改修が認められ、すでに着工の運びになり、地方民は多年の宿望がかなつて感謝している。福山から高須までは、路面も比較的補修され、交通運輸に障害はないが高須以南は、天下の悪道路で、第一期工事を同地方に決定されたことは、地方民の感激するところである。ついては、高須以南の開設工事を佐多町まで継続されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

住宅金融公庫の建設費単価引上げ等に関する請願(請願者　岩手県会議長村上順平)(援利三朗君外三名紹介)(第二六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

住宅金融公庫公告第一号の標準坪当り単価は、東北地方としては積雪寒冷地帯のため、時季的に諸条件が他の地方に比して恵まれない諸種の事情から勢い単価の高騰をきたす結果となつているので、これらの事情により東北地方の地域指定を乙地域にされるとともに、住宅金融公庫法第二十條の規定による貸付限度額においても公庫利用者の状況は、勤労階級の希望者が大多数を占め、現下の経済状勢下においては融資除基準に基く差額金の支出をきわめて困難にしており、現行の融資限度を高率に引上げられたい。また住宅建設の最大問題は敷地の取得であるから、極力国有地の払下げによつて宅地を開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

住宅確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

九州横断道路改修工事施行に関する請願(請願者　大分県議会議長安部雅也外三名)(原田雪松外九名紹介)(第二八三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州横断産業道路改修工事は、大分、熊本両県はもちろん、九州地方の産業・経済・文化の興隆に資するところ大であるばかりでなく、別府・阿蘇・霧仙の三国立公園を連絡する日本屈指の国際観光ルートとしてきわめて緊要であつて、これが緊急実施は、大分、熊本両県民の多年の要望である。ついては、本改修工事を昭和二十五年度または昭和二十六年度見返り資金を財源とする公共事業とし

せ、すみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

猿ヶ石川えん堤工事に伴う谷内村移転借置等に関する請願(請願者　岩手県和賀郡谷内村大字田瀬多田喜七外十一名(小澤佐重喜君外二名紹介)(第二八五号)

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長い間中止されていた北上川上流改修治水工事に伴う岩手県和賀郡谷内村地内猿ヶ石川えん堤工事の再開は、本年度より実施されるとのことであるが、この工事により犠牲となる本村住民は農地調整法の強化により他に移住の適地は得られず第一期工事の際わずかの補償を與えられたのみであり、将来の営農に必要な見返農地及び住宅をあつ旋しなかつたのである。ついては、これが工事再開実施に際しては、(一)営農に要する見返地と移転家屋につき全面的に補償すること、(二)移転料、離作補償料及び慰しや料等を補償すること、(三)県道及び村道の切り替えならびに村道主要幹線道路等を開さくすること、(四)補償金及び移転に伴う物件売却代金に対し課税を免除すること等を考慮し、工事再開前に村の納得しうる補償を與えられた上、着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定及び事業促進のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

日光川改修工事施行に関する請願(請願者　愛知県津島市海部郡水利組合日光川改修事業促進期成同盟会長戸谷静雄)(江崎真澄君紹介)(第二八六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日光川は愛知県一宮市の北部に源を発し、伊勢湾に注ぐ延長三十キロに及ぶ大河川で、面積二百九十四平方キロに及び本県の穀倉と称せられ本川沿岸はわが国毛織物工業の中心地であつて産業の発展上重大な役割を果している。しかるに本川は明治初年に一部を改修したのみで、今日に及んでいるため、各所に土砂がたい積し流水の疎通悪く、豪雨の際は、はん濫し、沿岸一帯の農作物に大なる被害を與えている。ついては、本河川改修予算を大幅に計上し、すみやかに改修工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

内谷川堤防補強工事施行の請願(請願者　徳島県板野郡松島町長加川森市外一名)(岡田勢一君紹介)(第二八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

内谷川は、水源を徳島県板野郡御所村大字御所字上畑に発し、御所、松島、松坂、高志の各村を貫流し、柴村において旧吉野川に合流する流路延長約二十四キロに及んでいるが、こう水流量多くかつ河内谷橋上流の川幅は百五十メートル内外で同橋より下流部は五十ないし三十メートルであるため、洪水流量を流水できず、また水源山地は、戦時中の乱伐により林相悪化し、さらに昭和二十一年十二月の南海大地震により地盤沈下したため、降雨量に比較しこう水位は著しく増加をきたし、土砂の流下河床の上昇とともにこう水位は上昇の一途をたどり出水ごとに水害の危険にさらされている現状である。ついては、すみやかに内谷川堤防補強工事並びに砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

日開谷川上喜来橋上流の堤防補強工事施行に関する請願(請願者　徳島県阿波郡大俣村長坂東信夫外一名)(岡田勢一君紹介)(第二八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日開谷川は、徳島県阿波郡の中央に位しその源を香川県大川郡五名村に発し延長約十八キロに及び東谷支流を合し、大俣村を南に縦貫して吉野川に注いでおり県下十大河川に相当しているのであるが、上喜来橋から上流一キロにわたる川底は毎年の出水で砂れきを流出し右岸平坦部耕地よりも約一メートル高い現状でありかつこの間は無堤の個所もあつて堤防もほとんど川底と同じ高さであり沿岸一帯は豪雨の際は一挙に流失される現状で、関係民は安んじて業に従事することができない実状である。ついては、日開谷川上喜来橋上流の堤防補強工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

川上村総合開発に関する請願(請願者　長野県南佐久郡川上村長由井智延外八十二名)(井出一太郎君紹介)(第二九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県南佐久郡川上村は、千曲川の上流に位し、寒冷地のため農業に恵まれず、林産業に依存しているが、先に絹業の地として栄えた多摩国立公園圏内に指定され、本村の発展も大いに期待されたが、その指定決定によると本村の一部のみに包含するにとどまつている。ついては、これを計画予定線まで拡張するとともに、観光地として高度の発展を期するため、道路、河川の復旧、砂防工事の施行、本県秩父開道の開設及び水源防災ダムの設立等を実施し、高原特産物の運搬の便、水田の創設による農業生産力の増強、及び電力

自給の計画樹立等に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

総合効果のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

葛根田川改修工事促進の請願(請願者　岩手県岩手郡西山村長上野勘六外七名)(山本猛夫君紹介)(第三一八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県岩手郡葛根田川は、源を八幡平方面に発し、本郡西山村を縦貫して御明神村に至るまれに見る急流な原始河川で、荒廃はなはだしく、上流より流出する土砂のため、河岸は崩壊し、逐年河床を隆起せしめ、両岸の耕地及び住家は、毎年水害に襲われている実情である。ついては、すみやかに葛根田川の改修工事に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

竹田川改修工事施行に関する請願(請願者　兵庫県氷上郡吉見村長能勢村外十九名)(佐々木盛雄君紹介)(第三一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

竹田川は、兵庫県氷上郡大路村の栗柄峠にその源を発し、小富士山麓を貫流して吉見村の中央部から京都府天田郡に入り由良川となつて日本海に注いでいるが、戦時より引続く山林乱伐とその他山林に対する悪條件により林相はきわめて悪化し、こう水による土砂の流下は、はなはだしく河床は近年著しく上昇し、ことに大路、国領の両村においては出水ごとにはん濫して堤防の欠壊多く、道路、人家、田畑の浸水に基く被害は年々ばく大の額に達する現状である。ついては、災害を未然に防止するため、また福祉増進、産業発展を期するため、木川改修工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国道二十号線改修工事促進の請願(請願者　鳥取県鳥取市長森中豊治外一名)(稲田直道君紹介)(第三二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道二十号線戸倉国道は、鳥取兵庫両県を連絡する阪神最短径路で、県勢振興上きわめて重要な路線であるにかかわらず県界戸倉峠は、幅員曲線こう配ともに不良で車馬の交通にも支障をきたしている状態であつて、政府も改修の必要を認め、昭和二十四年度より着工されたが、工事は遅々として進ちよくしない状態である。ついては、来年度より国直轄工事として三年以内に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

有明海岸堤防改修工事施行の請願外一件(請願者　福岡県三池郡高田村長末吉與市外十四名)(平井袈一君紹介)(第三五三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三池郡高田村は、水田面積千百余町歩にわたる県下屈指の米麦の供出農村で、その中約七百町歩は古来有明海を干拓して生成した肥よくな美田であるにもかかわらず、現在の堤防は、老朽はなはだしく、しかも干拓地が海底面より低いため、一朝堤防決かいすれば、一瞬にして村落を呑み、その人命資財の被害は図り知れないものがある。ついては、民生安定と食糧増産のため、有明海岸堤防の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

吉井川下流の改修工事促進に関する請願(請願者　岡山県上道郡西大寺町長家野猛之外三十二名)(若林義孝君外一名紹介)(第三五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉井川は、流域面積二千平方キロでかんがい面積二万二千町歩のよく野を有し、農産物多く本県の穀倉と称せられているのであるが、昭和二十年九月に二回にわたりこう水はん濫し、全流域における堤防の決かいは数箇所に及び、とくに和気、赤磐、邑久、上道各郡のよく野は大なる被害を受け水害面積九千町歩に及び農産物は皆無となり、その他家屋の流失、人畜等受けた被害は大で、直ちに応急修理を施行されたのであるが、堤防は全体的に脆弱な上に山林濫伐のため、こう水の際にはいかんともできない実状であり、これが復旧に当つては今までのような少額なる補助ではできない。ついては、本川下流の改修工事を最大限五箇年間に完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

日南地方の総合開発特定地域指定に関する請願(請願者　日南市長井戸川一外六名)(田中不破三君紹介)(第四一五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県日南地方は、昭和二十四年度において建設省が指定した全国十四地域の中に編入されたが、

本年四月国会を通過した国土総合開発法により、新たな観点から特定地域を再検討されることとなつた。ついては、日南地方の開発が、南九州の発展等に寄与するところ大なることを認識して、再び特定地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業の総合開発のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

福島町営総合グランド建設費国庫補助の請願(請願者　宮崎県南那珂郡福島町議会議長鎌田勇三)(田中不破三君紹介)(第四一六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県南那珂郡福島町は、いわゆる福島郷の溝庁の所在地として、特種な政治環境の中にあつて、独自の発展を続けてきたが、近く決定を見る日南海岸の国立公園の指定とともに、観光拠点として重要性を認められている。近く市制実施も具体化されようとするとき、福島町に総合グランドを設置の要望が強く、県当局でも一応の了解を得るに至つた。政府における昭和二十五年度土地計画事業の予算のわくは決定されたということであるが、昭和二十六年度予算には、福島町営総合グランド建設に対する国庫補助を考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定化のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

天神橋改修工事施行の請願(請願者　鳥取県東伯郡中北條村長加藤繁外十五名)(門脇時太郎君紹介)(第四一七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道十八号線は、山陰道の動脈であるが、大部分未改修道路で、その上、木造橋りょうが多いため、交通上危険が多く、とくに東伯郡長瀬、中北條村地内の天神川に架設されている天神橋は、昭和十九年架設された木造橋りょうで、資材も薄弱であり、その上橋脚が高いため、振動が激しく、危険な状態にあるので、昭和二十二年に修繕したが、すでに架換期に達し、河川工事に伴う橋長増加の必要もあるから、この際永久橋として架換されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昆布森村国通道路開設促進の請願(請願者　北海道釧路郡昆布森村道路促進委員会委員長梶川民三外一名)(伊藤郷一君紹介)(第四一八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道釧路郡昆布森村は、こんぶの産地として知られ、十里にわたる豊富な漁場を有し、良質な釧路炭田を控えているが、村内の幹線道路が貫通していないために産業の発達を阻害している。幸にも村内貫通幹線道路の必要が認められ、本年第一次工事として昆布森市街から一キロ二百メートルの開さく工事が進められているが、昭和二十六年度には、残区十六キロ八百メートルの工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

尼ヶ崎市に防潮堤及び防波堤築設の請願外一件(請願者　尼崎市東向島西之町八番地今泉武夫外二十九名)(吉田吉太郎君紹介)(第四一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近ようやく設置を見た尼ヶ崎防波堤は、わずか三メートル半程度のもので、今次アイオン台風による高潮に対してはなんら益するところなく、全面的いつ水を見、数十箇所が決かいしこれがためかえつて被害を大きくした感がある。ついては、尼ヶ崎市に恒久的な防潮堤を築設するとともに、本市南部地域を全部防護するため、海岸沿いに防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

同盟会長中田弘堂外一名)(橋本龍伍君紹介)(第四七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県道第二号線は、国道第二号線を岡山市より分岐し、吉備郡総社町、上房郡高梁町より本県西部の各町村を経て、山陰の米子市に通ずる延長百四キロで陰陽連絡の最短路線であるが、沿道は、農林産資源に富み、各種農産品は県下の上位にあつて、地下資源の開発は著しい発達を続けているが、本路線の現状は、貧弱にして狭小な幅員と著しい屈曲は、これら物資の輸送に大なる影響を及ぼしている。ついては、本路線をすみやかに改修するとともに、国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国道二十号線中戸倉峠地域等の改修工事促進の請願(請願者　兵庫県姫路市長代理助役安平章一外十二名)(堀川恭平君紹介)(第四七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二十号国道は、兵庫県から鳥

坂市に達する陽陰両道を結ぶ唯一の動脈であるが、この道路の現状は、兵庫県側鳥取県側ともに屈曲こう配はなはだしく、幅員もきわめて狭小であるため、交通不能な状態となつている。ついては、国道二十九線中、戸倉峠附近、飾磨郡内道分峠並びに石倉峠附近の改修工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

熊野川総合開発に関する請願(請願者　和歌山県新宮市新宮杉本喜代巻(世耕弘一君外五名紹介)(第四七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県に源を発し、奈良、三重、和歌山の三県を貫流する熊野川は、きわめて豊富な水量を有し、これを利用して電源を開発すれば、動力不足が強く叫ばれている関西地方に平時六十五万キロないし百万キロワットの電力が供給しうるのみならず、治山治水対策等に興える利益は大なるものがある。ついては、熊野川流域小鹿にダムを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

基本産業への総合効果のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

和田川砂防工事促進に関する請願(請願者　山形県東置賜郡和田村長高橋万次郎)(松浦東介君紹介)(第四七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和田川は、山形県東置賜郡和田村の中央を貫流し、同郡鬼岡村、高畠町、屋代村及び糠の目村を経て最上川の上流松川に合する河川で、その上流一帯の山林は、戦争中濫伐し、また戦後は上流沿岸一帯は開拓されて、その面積百二十町歩に及んで居り、昭和二十三年度砂防工事の必要が認められ、着工以来三箇年計画に基き、えん堤護岸工事等行われ着々その効果が現われている。ついては、本河川の重要性を認めて昭和二十六年度においても全体計画に基き工事を続行せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

羽田村地内の北上川堤防修築工事促進に関する請願(請願者　岩手県江刺郡羽田村長佐藤惣一外九名)(小澤佐重喜君外二名紹介)(第四七七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県江刺郡羽田村の堤防は、北上川上流地方改良工事の一部として構築されていたのであるが、予算不足のためか幅員狭く、かつ未完成のまま放置されている。同村の堤防で囲まれる地帯は、耕地はわずかに三百町歩であるが、五百十戸の住家と、学校、病院の外に二十数余の鉄工場が散在して、一度前記堤防が欠かいすれば、北上川の濁流が内部に侵入してばく大な被害を及ぼすことは、カザリン、アイオン両台風における経験で明らかである。ついては、昭和二十六年度の予算を増額して、羽田村の堤防を構築されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

月光川口改修工事施行の請願(請願者　山形県飽海郡吹浦村長池田吉雄)(志田義信君紹介)(第四七八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

月光川上流の幅員拡張工事は、昭和二十四年度から施行されているが、山形県飽海郡吹浦村に属するいわゆる川口部分は、そのまま放置されているため、上流地区の整備が進めば進む程、その余波が川口地区に襲い、同村の被害は年年多大である。一方、同村の漁港は、上流からの土砂が航路を埋没させ、漁船の出入にすら支障をきたしている。もちろん国費の関係で月光川上流下流の同時着手が困難なために遅延したと思うが、月光川全域に対する防水施策を実現しなければ、完全を期することはできないから、残された月光川口改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

池田、村玉島町間の道路を県道に編入の請願(請願者　岡山県浅口郡玉島町長安藤嘉助外六名)(橋本龍伍君紹介)(第四八〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来備中南部地方から北部地方に通じるには、主として玉島、美袋線によつていたが、この道路は坂道が多いため、利用する者が少く、近頃は貨物、高梁線のう廻道路を利用して不便を忍んでいる。玉島町から、船穂町を経て吉備郡川辺村に出て神在村をすぎ、秦村に入り、高梁川を渡つて池田村に達し、この地点で県北部に通じる県道に連絡すれば、新見または吉川方面に通じて、備中南北を結ぶことができる。同路線は、備中南北に通じる、唯一の平たん道路で、沿線は産業交通の開けた地方であるから、池田村、玉島町路線を県道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

姫新線第二鉄橋引上げに伴う護岸工事強化等に関する請願（請願者　岡山県久米郡久米村長黒田義夫）（山口武秀君紹介）（第四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

姫新線吉井川鉄橋は、津山市院庄と岡山県久米郡久米村境にかかり、旧来吉井川の増水期において常に激流が突き当るところであるが、橋が低いため、鉄橋を破壊されるか護岸を崩壊される結果となり、護岸崩壊のときは、対岸の久米村は低地であるため、家屋の浸水は多く日常不安に気遣われている実状である。ついては、実施調査の上、すみやかに該鉄橋を引上げるとともに護岸工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるもの、と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

村道下原古垣後線を県道に編入の請願（請願者　岡山県久米郡久米村黒田義夫）（山口武秀君紹介）（第四九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡久米村大字領家地内古垣後より県道津山、勝山線に

わかれ、当村穀倉地帯を横断して郷村下原において県道久米中谷線に合する下原、古垣後線は、延長四キロ幅員二メートルの主要道路にして、吉田郡郷、中谷富両村に産する農産物は、千代駅より発送せられ、資源開発、輸送のルートであるが、今なお路線が短いという理由で、県道に編入されないまま地方民負担のわずかな補修に任されて使用されている。ついては、村道下原、古垣後線を県道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

新本川改修工事施行の請願（請願者　岡山県吉備郡神在村長小原伊三雄外六名）（橋本龍伍君紹介）（第四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本請願の要旨は、

岡山県吉備郡高梁川支流新本川は、毎年高梁川との合流点附近から上流にかけて土砂がたい積し、川底が浅くなりきわめて危険である。本川の合流点は岡山県吉備郡神在村であつて、本川により危険にさらされている地域は、新

本村、山田村、久代村、神在村、奏村、川辺村、二万村に及び直接危険にさらされる耕地は、数百町歩である。ついては、新本川を中小河川に指定され、すみやかに改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

久米川改修工事施行に関する請願（請願者　岡山県久米郡久米村長黒田義夫）（山口武秀君紹介）（第五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東村山郡山寺村地内の紅葉川及び立石川は、荒廃著しいため、雨量が増せばたちまち、はん濫し、沿岸各地にじん大な被害を與え、年々災害復旧に要する経費は増加の一途をたどり貧弱な村財政を重大な危機に陥れている。ついては、村民の多年の宿望である前記両川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

山寺村地内紅葉川及び立石川砂防工事施行の請願（請願者　山形県東村山郡山寺村長増子喜代治外五名）（鹿野彦吉君紹介）（第五〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東村山郡山寺村地内の紅葉川及び立石川は、荒廃著しいため、雨量が増せばたちまち、はん濫し、沿岸各地にじん大な被害を與え、年々災害復旧に要する経費は増加の一途をたどり貧弱な村財政を重大な危機に陥れている。ついては、村民の多年の宿望である前記両川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

高瀬村地内高瀬川砂防工事施行の請願（請願者　山形県東村山郡高瀬村長安孫子憲一外五名）（鹿野彦吉君紹介）（第五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最上川の支流である高瀬川は、山形県東村山郡の各村を貫流して須川に入りさらに最上川にそそぐ河川であるが、毎年雨量が増せば直ちにはん濫して、沿岸各地に災害を與え、ことに支那事変以来、治山、治水事業が省みられなかつたため、増水ごとに、上流から押し流された土砂が下流にたい積して、河床が隆起し、昨年のキティ台風と本年八月の豪雨により、堤防、道路、橋りょう、田畑にばく大な被害を與えている。ついては、災害を防止するため、高瀬村地内の高瀬川砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

谷地町地内滝ノ沢川砂防工事施行の請願（請願者　山形県西村山郡谷地町長吉川清短外二名）（鹿野彦吉君紹介）（第五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡滝ノ沢川は、源を滝巣山に発し、東流して谷地町において村山盆地に出で、最上川に合流する小河川であるが、急流にして深いけい谷を作り、土砂れきを下流に押し流すため、増水ごとに堤防は、決壊して数百町歩にわたる水田は砂れきと化し、かんがい溝は埋没して、人畜に及ぼす被害もじん大である。ついては、谷地町地内滝ノ沢川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

西山村地内水沢川砂防工事施行の請願（請願者　山形県西村山郡西山村長設楽秀次外二名）（鹿野彦吉君紹介）（第五一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡西山村大字水沢地内字沼河原区域は、地すべりのたびに年々土石の崩欠壊はなはだしく、がけ下貫流の寒河江川に直接たい積流失とともに区域地層の関係から地積の激変は河床並びにがけ上貫通の県道に及ぼす被害がじん大であり、常時にわたつて応急の復旧工事で辛うじて維持されているが、重要路線の維管と河川砂防保持の見地から、すみやかに本村地内水沢川の砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

北谷地村地内法師川砂防工事施行の請願（請願者　山形県西村山郡北谷地村長安達治郎兵衛）（鹿野彦吉君紹介）（第五一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡北谷地村の中央を貫流する法師川は、源を葉山に発し、延長十数キロに及び最上川に合流する河川であるが、戦時中山林の乱伐により降雨ごとにこう水となり、遠岸は崩壊し、水田は流失埋没して荒野と化し、農民は復旧作業に奔関しているが貧農の経済状態では、ばく大な費用負担にたえられない現状である。ついては、農民が安んじて食糧増産に邁進できるよう、すみやかに北谷地村地内法師川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

西里村地内古佐川砂防工事施行の請願（請願者　山形県西村山郡西里村長高橋岩司）（鹿野彦吉君紹介）（第五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

古佐川は、山形県西村山郡西里村字両所の山林原野を分水嶺として成り立つ小河川であるが、戦時中木材及び薪炭材等の濫伐のため、毎年二、三回は、必らずはん濫し、これまで度々多額の復旧費を支出し、また多くの人力を費しても次回の出水時には、これに数倍する負担を余儀なくされてきた、これがために山間の開発は極度に制限され、農民は、たびかさなる被害のため増産意慾も阻害されている状態である。ついては、本村地内古佐川の砂防工事を国庫補助により恒久的な水害対策の一環として実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

中川、蔵王両村内の砂防工事施行の請願（請願者　山形県南村山郡中川村長加藤勝蔵外二名）（松浦東介君紹介）（第五一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蔵王山に源を発する蔵王川及び酢川は、土質が火山灰質のため、崩壊はなはだしく、しかも急流なため、砂れきを押し流し、田畑、人家、護岸堤防等を欠かい流失し、年々受ける損害はばく大である。ついては、これが災害防除のため、山形県南村山郡中川及び蔵王両村内の蔵王川及び酢川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

東村地内宮川上流砂防工事施行の請願（請願者　山形県南村山郡東村長井上與八郎）（松浦東介君紹介）（第五一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県南村山郡東村地内を貫流する宮平川は、急流で河岸がはなはだしく狭あいかつ急傾斜であるため、降雨ごとに沿岸の土石崩壊して下流に押し流され、河床を埋めはん濫はなはだしく、そのため、下流沿岸の耕地はこう水の被害をうけ、関係村民は日夜憂慮の極にあるが、これを防ぐには上流宮平、古屋敷、大門各地区の砂防工事施行にまつ外なく全村あげて該工事の施行を熱望している。ついては、本村地内宮川上流砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

委建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

13

附録

2-2

官報 号外

昭和二十五年十二月十日

○第九回国会 衆議院会議録第十三号附録(二)の二

宮沢村地内赤井川砂防工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡宮沢村長代理助役　押切新之助）（池田正之輔君紹介）（第五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡宮沢村を貫流する赤井川は、この流域の地形が崩壊地を生じ易く、山地の土砂流失が川水とともに耕地を荒廃させ、昭和二十三年のアイオン台風の際にも、耕地、道路、橋りょう家屋に多大の被害を與えている。宮沢村のこう水による被害を解決するためには、上流における治水機能を完全にする以外にはない。ついては、宮沢村地内の赤井川流域の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　藥師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

黄金村地内青龍寺川砂防工事施行の請願（請願者　鶴岡市長加藤精三外二名）（池田正之輔君紹介）（第五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

赤川支流青龍寺川は、山形県東田川郡木郷村大字館田地内の取入口より、鶴山市、大山町外十箇村を貫流するかんがい河川で、そのかんがい面積は、五千三百余町歩に及び、いわゆる庄内米を産出する重要河川であるが、本川支流の水無川、谷定川、山谷川がはく大な土砂れきを流出して、本川にたい積するため、河床上昇し、年に二、三回は大こう水となり、流域の美田に與える損害は多大である。ついては、山形県東田川郡黄金村地内の青龍川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　藥師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

東郷村地内白水川砂防工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡東郷村長滝口伝吉外七名）（志田義信君紹介）（第五二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡東郷村白水川は、明治三十七年七月の大こう水で、その沿岸の田園はもとより家屋の流失等に大なる被害を與えたが、上流岩より東根町界までの約三キロにわたる流域は、年々の降雨または雪どけ等によつてこう水相ついで起り、耕地の流失およびたびしく、その損害実に大なるばかりでなくすでに改修せる下流も土砂流失に任せるままである。ついては、東郷村地内白水川の砂防工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　藥師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

丹後海岸に道路開設の請願（請願者　京都府與謝郡宮津町長徳田富治外四十三名）（前尾繁三郎君紹介）（第五三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

明治以来、諸種の軍事施設があつたため、地方開発が遅れていた京都府下丹後地方は、平和になつた今日、産業道路の必要を強く要望している。この地方の産業道路である與謝郡本庄村釜入から、竹野郡下宇川村を経て、間人町に至る予定路線の中、約二十三キロの既設道路は、けわしい悪道であり、また網野町地内磯部落から、浜詰に至る約六キロも、同様に自転車の歩行も困難な悪道で、輸送は海上輸送によるか遠く峰山を経てう廻路線を利用している。ついては、與謝郡宮津町から、天の橋立以北にある間人地方、すなわち、與謝半島を北上し、半島の尖端から西進して、竹野郡海岸に沿う道路を一貫し、熊野郡に通じる海岸道路を、産業と観光をかねて開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　藥師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

冨木村地内千座川砂防工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡冨木村長佐藤荘助外三名）（池田正之輔君紹介）（第五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡千座川は、羽陽の高山、葉山に源を発し、冨本を流れ大久保において最上川に流入する延長十五キロの急流で、その流域約四百町歩のかんがいの用水源であり、稲作の豊凶並びに保安用水の生命を左右する唯一の重要河川であるが、本河川は急流のため、石れき、土砂流下し、年々河床高まるために、こう水時の横溢しよくいはなはだしく、ことに戦時中の濫伐によりひん発するはん濫の暴威のため、両岸の決壊に伴い美田の流失、埋没等二十数町に及び流域の住家三十数戸が危ないにひんしている現状である。ついては、すみやかに、冨木村地内千座川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　藥師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

東根町地内日塔川砂防工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡東根町長齊藤三郎外五名）（池田正之輔君紹介）（第五三三号）

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡東根町日塔川は、東根町地内にその源を発し、東根町東部の高台中を西流し同町の中央を貫流して白水川となり、長瀞村と小関島村の境界を通過して最上川に入るが、上流部の山相急しゅんにして、地皮薄く、河床が起伏しているため、豪雨に合えば濁水は、はん濫し、山腹を崩壊して、土砂を流出する一面、数多の住家やよく野を埋没し、悲惨な災害を繰返している現状である。ついては、これ等の災害を未然に防止するため、すみやかに日塔川の砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

乱川及び押切川砂防工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡山口村長平塚二郎）（池田正之輔君紹介）（第五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

乱川は、宮城県界に発し、山形県北村山郡山口村、高崎、東郷、大富の四箇村を流れ東村山郡成生村を過ぎ最上川に注ぎ本県総合開発計画中の河川改修予定川で、本年調査を終り目下設計中であるが、非常な荒廃河川で、河川改修と同時に砂防を施行しなければ、とても治められないので実地調査の上、二十六年度に砂防工事を施行をされたい。また押切川は、宮城県界西山に発し、北村山郡田麦野村、山口村を流れ東村山郡天童町、成生村を経て乱川に合流しているが、本年八月の水害で損害三千万円に達し、被害数百町歩に及んでいる。ついては、押切川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

遊佐町地内月光川砂防工事施行の請願（請願者　山形県飽海郡遊佐町長謡谷八三郎）（池田正之輔君紹介）（第五三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

月光川は、その水源を鳥海山に発し、蔵岡村、遊佐町、稲川村、高瀬村、吹浦村を経て、延長二十四キロ耕地二千町歩に及ぶよく野を貫流し、日本海に注ぐ産業上重要な河川であるが、流域の地盤は軟弱で、かつ流路が、きわめて悪いため、毎年豪雨により水量増大し、敵張なる河川はたちまち決壊し、耕地は押し流され、人畜の死傷、家屋の流失、浸水、田畑山林の荒廃等見るに忍びない惨状である。ついては、地方民の安全と食糧難打開のため、遊佐町地内の本川の砂防工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

高瀬村地内洗沢川砂防工事施行の請願（請願者　山形県飽海郡高瀬村長石垣建作外一名）（池田正之輔君紹介）（第五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

洗沢川は、月光川の支流にして、鳥海山の西方笙ヶ岳にその源を発し、深山幽谷の間を貫流して、月光川の上流一・四キロの地点で合流しているが、高瀬村地内の下流月光川の合流点に至る四キロは、中山檜川部落にはばまれ、河積は、狭少で曲折多く堤防護岸の損傷は、はなはだしいものがある。ついては、高瀬村地内洗沢川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

金山町地内金山川及び上台川砂防工事施行の請願（請願者　山形県最上郡金山町長草伊一郎外一名）（池田正之輔君紹介）（第五三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡金山町地内金山川及び上台川は、一連年にわたる災害で、河床定りなく、年々のこう水に際会し、砂れきは平原と化し、肥よくな耕地は、激流のため、ことごとく流失欠壊の惨状を呈している状態であるから、すみやかに両河川を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

戸沢村地内の樽石川砂防工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡戸沢村長笹原数男）（池田正之輔君紹介）（第五三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡戸沢村の中央部を貫流する樽石川は、源を葉山山麓に発し、最上川に注いでいる河川であるが、戦時中の水源地木材の濫伐のため、少しの降雨にもこう水となり、沿岸一帯に與える被害はばしん大である。ついては、すみやかに戸沢村地内樽石川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願

は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

大倉村地内の大且川砂防工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡長岡町長金森威満）（池田正之輔君紹介）（第五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大且川は、朝日山脈に発して、山形県北村山郡大倉村地内で、国道第五号線を横断して村山平野に入り、楯岡町内のよく野を流れて最上川に注ぐ河川であり、上流では、部落民の用水として重要である。昭和十二年以来、国庫補助、県直営で河川改良工事及び砂防工事が施行され、昭和二十四年度において一応完成をみたが、上流約五キロの二ヶ所の激しい箇所に二箇所の砂防えん堤があるばかりで、一度豪雨になれば、土砂を押し流し、改修した部分にどしどしたい積し、堤防は破壊され、橋は流失するなど、その被害は多大である。ついては、大倉村地内の大且川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

日向村地内の日向川砂防工事施行の請願（請願者　山形県飽海郡日向村長相藤哲哉）（池田正之輔君紹介）（第五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

源を鳥海山に発する山形県飽海郡日向川は、一度豪雨になれば大こう水となり、激流はん濫し、堤防の決かい、堆りょう田畑の流失等その流域に多大の損害を与えているにかんがみ、本川の根本的治水対策として昭和七年以来数次にわたり砂防工事を施行したが、相次ぐ事変と戦争のため、工事の中止を余儀なくされ、その結果工事施行前と同様に流域は多大の被害をうけており、当局も本河川の実情を察せられ、現在工事実施中であるが、本河川の実情よりさらに継続的に工事実施の必要ありと考えられる。ついては、日向川の砂防工事を継続事業としてすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のためとくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

東郷村地内の野川砂防工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡東郷村長池田伝吉外九名）（池田正之輔君紹介）（第五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舟形山に源を発する山形県北村山郡東郷村地内の野川は、明治三十七年に大はん濫を起して以来、年々降雨期には、こう水をひき起し、なかんづく戦争中の山林濫伐以来は、その災害は激しんをきわめ、約二百町歩に及ぶ田園が荒野と化した。ついては、本川の根本的治水対策として、砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

舟生川流域に治山事業及び防災事業施行の請願（請願者　山形県北村山郡尾花沢町長竹中清三郎）（池田正之輔君紹介）（第五四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡の東北端に位する七箇町村は、最上川の支川舟生川流域に位置する農村であるが、年々の豪雨により諸々の災害はなはだしく、流域の被害は増加の一途をたどり、農耕地河川工作物の流失荒廃はばく大なものがある。ついては、これが抜本的救済策として、また本川防災のため池の機能を発揮せしめ、防災効果を挙うせんがためにも一帯の各支川に砂防事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、とくに早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月七日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

（第十三号参照）

地方行政委員会

トラックに対する自動車税の軽減等に関する請願（請願者　名古屋市中区千早町二丁目二十二番地愛知陸運株式会社代表取締役仲田米治郎）（江覚一君紹介）（第一一一号）及び同（請願者　新潟県新発田市字竹町五百四十六番地羽賀貨物自動車株式会社取締役社長小川正二）（渡邊良夫君紹介）（第一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

トラック事業は、その公益性を有するため、低物価政策の犠牲とされ、昭和二十三年以来事業補助金も打ち切られ、今日に及んでいるため、企業の生命ともいうべきトラックは、更新不能となり、ほとんど老朽化し、税金面においても担税能力の限界を越えていたのであるが、今次の税制改革によれば附加価値税、自動車税の改正等によりさらに著しい増税となり、国税、地方税を通じて従来の倍加を免れない状態にある。トラックに対する自動車税の軽減については、しばしば請願してきたが、その国民生活に及ぼす影響にかんがみ、次の項目を考慮されたい。（一）営業用トラックに対する自動車税は、固定資産税並とし、標準税率は、普通車一台年額五千円程度とされたい。（二）自動車税の完納証票及び関連事項に関する罰則をすべて削除されたいというのである。

二、請願の議決理由

営業用の自動車は、トラック事業における在り方からいっても固定資産として取扱うことがむしろ適切であり、自動車事業と他の事業との均衡上からも本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

公共事業費の起債認可拡張の請願（請願者　滋賀県議会議長堀江喜一）（河原伊三郎君紹介）（第一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十五年度公共事業費に充当すべき地方債額は、地方負担額の約四割程度に過ぎず、窮迫した現下の地方財政をもつては稼負担も限度に達し、他に財源の調達もできない現状である。ついては、公共事業の円滑な遂行を期すため、地方債のわくを拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方の公共事業費は、国の施策とも相まつていよいよ増大の傾向にある。従つて地方財源のいまだ不充分な今日、起債のわくを拡大することはきわめて必要な措置であると考えられ、本請願の趣旨を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

地方公務員の給与改訂に関する請願（請願者　滋賀県議会議長堀江喜一）（河原伊三郎君紹介）（第一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
地方自治体の健全なる発展と完全なる機能の発揮のためには、現行六三給与ベースと物価との不均衡を是正しなければならないが、現下の複雑微妙なる国際情勢下物価の変動が著しいとき、人事院勧告による給与改善を計られることはきわめて至当である。ついては、政府は、単なる臨時措置を講ぜられるのみならず、公務員の最低生活確保のため、新給与ベースを早急に決定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、きわめて妥当であつて、現に国家公務員に関する新給与ベースの決定はすでに法案として、国会に提出せられている次第であるが、これを地方公務員に及ぼすための財政措置についてもなお一段政府の考慮を望むものがある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

地方税法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内一丁目一番地日本交通公社内全国旅館組合連合会会長浜田次郎外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
旅館の資産は、ほとんどすべてが建物、その他の固定資産であり、公衆衛生を確保するために、特別の施設を必要とすることは、法の要求するところでもあり、固定資産税の査定に当つては、単に表面に現われた固定資産のみを目標とせず、建物その他の固定資本は、公共性をもつ一種の商品とみなされて、旅館の建物、土地の評価倍数を七百倍以下にし、税率を一・五パーセントに軽減されたい。また事業税についても、形に現われない多くの経費を要する公共性にかんがみ、税率を十パーセントに引下げられたい。なお遊興飲食税については、廃止を要望するものであるが、もし不可能なものとすれば現行税率を(一)料理店その他の飲食店における飲食を二割、(二)旅館業における飲食を一割、(三)外客の宿泊を免税、(四)児童生徒の修学旅行における宿泊を免税、(五)百円未満には免税額を設定するように地方税法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の遊興飲食税に関する改正意見のごときは、当然考慮すべきものがあり、その他についても今後考究する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

市町村民税の適正化に関する請願（請願者　宮崎市議会議長久保田初見）（川野芳満君紹介）（第一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新地方税法によれば、市町村民税の所得割の賦課については、所得税額及び課税総所得金額から控除した金額のいずれかを課税標準とすることに規定されているが、従来の実情から見ると所得税の調査は公平妥当を欠いており、従つてこの資料に基き課税する市町村民税も不公平であるから、所得調査を完璧にするため、市町村の代表をもつて成る民主的な調査機関を設立し、かつ市町村民税の均等割額は現実問題として生活扶助を受けているものには賦課されているが、生活扶助を受ける一歩手前にあるものに対しても、賦課されないことは負担差が大きいので、軽減し得る途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
市町村民税の賦課方法については、なお、検討を要する点が多いのであつて、本請願の趣旨も充分考究すべき点であると考えられる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

物部小学校舎の災害復旧費に起債認可の請願（請願者　京都府何鹿郡物部村長田中耕作外三名）（大石ヨシエ君紹介）（第一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府何鹿郡物部村は、今回ジエン台風の襲来により、建築物及び農作物などに多大な被害を受け、物部小学校舎一棟は倒壊にひんする破損をなし、多数児童の収容授業を続けることは危険であり、目下臨時措置として、雨天体操場を仮教室にして授業をしている実状である。ついては、本校舎復旧資金として一百万円の起債貸付けを認可されたいというのである。

二、請願の議決理由
財政窮乏の町村として、本請願の趣旨は、無理もないものがあると認められるので、事情を調査の上、起債を認可すべきものと考えられる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

国営支弁職員の身分切替に関する請願（請願者　香川県庁職員労働組合中央執行委員長木木大

外五十八名）（成田知巳君紹介）（第二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法附則第八條の規定により、同法施行規定第六十九條に掲げる社会保険、職業安定行政、失業保険関係の、いわゆる国費支弁職員は、地方自治法の施行とともに、一般職員が吏員に切り替えられ、ときにも、地方事務官、地方技官として取り残され、これがため、国費支弁職員は、職務上では知事の監督を受けながら、国家公務員法の適用を受ける結果となり、あらゆる勤務條件において全然別個の取扱いを受け、その不利益はあきらかなものがある。ついては、地方自治法附則第八條及び同法施行規定第六十九條を削除し、国費支弁職員の身分を、全額国庫補助による地方公務員に切替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、地方自治の確立の上からも、また公務員自体の福祉の見地からもきわめて適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

福知山市警察吏員の定員増加に関する請願（請願者　福知山市議会議長牧野源太郎）（有田喜一君紹介）（第二〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福知山市は、京都府下における人口第三位の中都市であるが、古くから商工業が発達し、大阪、兵庫、京都等に通じる国道、府道が八方に拡っているため、地方から流れ込む犯罪が多く、それに反して、昭和二十四年四月、隣接三箇村を合併したとき、警察法の標準では七十一名の警察吏員を必要とするにもかかわらず、十名不足しているため、犯罪検挙率は府下でも最低位にある実状である。ついては、福知山市の警察吏員の定数を、最小限度七十五名に達するよう配置されるとともに、警察法第四十六條第三項後文の規定によって、新たに市町村警察吏員の配分を調整する法律を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、治安確立の急務なるにかんがみ、同様の要望をもつ他の市町村の場合をも含めて、早急に適正な措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

県立地方病院建設に関する請願（請願者　山形県東田川郡藤島町長次田伝内外十名）（志田泰盛君紹介）（第二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東田川郡藤島町は、ほぼ庄内平野の中央に位し、交通は不便ではないが、未だ相当の無医村もあり、重患の病人ともなればばく大な経費を費し、医師を鶴岡に求め、また同地に入院しなければならないのであり、農村の産業従民は日常なんじて生業に全力を傾注できない状態で、附近十箇町村の医療状態を国民健康保険制度運営の面から昭和二十四年度について見ると、受診人員は、二万四千八百九十一人で、その診療費は、巨額に達し、個人の経済並びに町村財政は著しい危険にさらされている。ついては、昭和二十六年度において、該地区に県立地方病院を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、国民の民生福祉の面から放置し得ない問題であって、その要望の趣旨は、適切であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

木材に対する引取税撤廃の請願（請願者　日田市大字竹田百三十九番地日田木材協同組合代表武内秋生）（村上勇君紹介）（第二六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の地方税法の改正により、木材の取引だけについて流通課税が残され、その理由として、立木に対する固定資産税、また林業に対する附加価値税が課せられないので、木材の引取につき一回限りの課税をしても決して不均衡でないというところに理由としての根拠があるようであるが、しかし附加価値税が免除されているのは農業、漁業等すべてであり、ひとり木材のみに引取税として従価の百分の五という高率の課税を課せられていることは、はなはだ遺憾である。しかも本税は、木材流通の円滑を著しく阻害しているのみならず、造林意欲に対する影響も大きい。ついては、木材に対する引取税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、今回の新地方税制度が流通税を廃止する方向にあるにかかわらず、ひとり木材引取税が取残されている点は、税体系の上からも必ずしも適当でなく、またその関係業者に対する影響も充分検討すべきものがあると考える。よって本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

揚繰網漁網に対する課税適正化の請願（請願者　長崎市尾の上町長崎県揚繰網組合中部悦良外三名）（田口長治郎君紹介）（第三〇三号）、同（請願者　長崎県議会議長岡本直行）（岡西明貞君紹介）（第三三七号）及び同（請願者　平塚市平塚新宿千四百五十三番地神奈川県定置漁業協同組合長理事杉崎甚太郎）（小松勇次君紹介）（第三七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業用揚繰漁網は、福岡国税局管下においては、耐用年限三ヶ年の固定資産と見なして、それぞれ課税の対象として取扱われているが、漁場の拡大等により、漁網の耐久力も昔日に異る今日、従前通りの取扱は実状にそわないものである。ついては、揚繰網漁網を損耗品として取扱い、固定資産税の課税対象より除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方税法中の固定資産税について課税対象中償却資産の範囲及びその個々の認定は最も問題となるところで研究の余地が多い。耐久力の昔と異る漁業用揚繰網はもとより問題の存するところで研究を要する。よって本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院

の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方公共団体の局部設置に関する請願（請願者　愛知県議会議長太田光二外二名）（中村清君紹介）（第三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公共団体の政治及び行政は、住民自治の本義に基き、住民の自覚と責任とによつて、自主的に行わなければならないことは、いうまでもないところであつて、地方自治法第百五十八條の規定によつて、都道府県に画一的な部局の設置を命じているようなことは、全く政府の便宜のためにする規定であつて、円滑な地方行政の運営を阻害させている。ついては、この規定は、名称等の統一を図るため、例示的に一応の基準を示す程度に止め、部局の設置は、都道府県の実情に応じ、任意に設置するように改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方自治行政の自主性を尊重するためには、地方行政組織の部局の機構のごときも画一をさけ、各地方公共団体の特殊性に即応するより自由の範囲を拡めることはもとより当然と思考される。本請願のごとく名称の全国的共通は或る程度必要であるが、その部局設置いかんは地方の自主的判断に一任することも考慮に値すると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方議会事務局強化に関する請願（請願者　愛知県議会議長太田光二外二名）（中村清君紹介）（第三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方議会が恒常的性格を帯び、議会事務も相当複雑になつてきた今日、地方議会の運営の充実を期するため、地方自治法第百三十八條を次のように改正されたいというのである。改正事項は左の通りである。(一)都道府県の議会に事務局を置き、その事務を分掌するため、部又は課を置くことができる、(二)事務局に事務局長及び吏員を置く、(三)事務局を置かない市及び町村の議会に事務長及び吏員を置く。但し町村においては事務長を置かないことができる、(四)事務局長、事務長及び吏員は議長がこれを任免する、(五)事務局長及び事務長は、議長の命を受け、議会の事務を整理する、(六)吏員は上司の指揮を受け、議会の事務に従事する。

二、請願の議決理由

地方議会の重要性にかんがみ、さきに地方自治法が改正せられ、地方議会事務局に法的根拠が與えられたが、さらにその方向において法的整備は必要と思われる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

単純労務者の地方公務員法適用除外に関する請願（請願者　大阪府土木部従業員組合長小島秀吉外二名）（大矢省三君外一名紹介）（第三三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第九国会に上程審議中の地方公務員法より地方公共団体に雇用されている一般現場従業員（単純労務者）を次の理由により除外されたいというのである。(一)地方公共団体に雇用されている一般現場従業員は知事、市長の委任を受けた一般職員（書記技手）の下で指揮命令を受けて土木工事清掃作業等雑作業に現場で労務を提供するものであり、なんら地方行政の責任ある地位にあるものではなく、かかる見地より当従業員は公吏とは質を異にする労働者であり、これらに対し地方公務員法を適用することは実質的に無意味であること。

二、請願の議決理由

地方議会事務局の恒常的性格を帯び、議会事務も相当複雑になつてきた今日、地方議会の運営の充実を期するため、地方自治法第百三十八條を次のように改正されたいというのである。改正事項は左の通りである。(一)都道府県の議会に事務局を置き、その事務を分掌するため、部又は課を置くことができる、(二)事務局に事務局長及び吏員を置く、(三)事務局を置かない市及び町村の議会に事務長及び吏員を置く。但し町村においては事務長を置かないことができる、(四)事務局長、事務長及び吏員は議長がこれを任免する、(五)事務局長及び事務長は、議長の命を受け、議会の事務を整理する、(六)吏員は上司の指揮を受け、議会の事務に従事する。

国庫補助職員の増員抑制に関する請願（請願者　愛知県議会議長太田光二外二名）（中村清君紹介）（第三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公共団体では、昨年来、国の行政整理と併行して、それぞれ職員の整理を断行し、職員定数條例を設定して極力増員を抑制し、地方行政費の膨脹を遏止する方針の下に努力して来た、その後政府、ことに農林省、厚生省、通産省等では、出先官庁職員整理の弾性を地方庁に転嫁し、または新規国庫補助職員の増置を府県に強要し、しかも当初は全額、又は二分の一補助を交付するが、次年度より補助額を半減した例も大きい。ついては、このような悪弊を一掃し、新規補助職員に関する国の予算の計上については、十分に考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

行政組織を簡素にし人員を節減し経費を節減することは国と地方を通じて肝要事である。国は地方に対してみだりに経費を必要とするような施策をしてはならず、必要によつて職員を増置または新らたに置かせるようなときには国において充分な財源措置を講じなければならないことは地方財政法の規定の精神から考えても言をまたないことであるから、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年度地方財政平衡交付金仮決定額算出規則の改正に関する請願（請願者　愛知県議会議長太田光二外二名）（中村清君紹介）（第三三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政平衡交付金制度に伴い、地方財政委員会で、本年九月十四日に決定された昭和二十五年度地方財政平衡交付金仮決定額算出規則中、次の二点を改正されたいというのである。(一)基準財政需要額中、土木費の算出については五種類に区分され、「その他土木費」も測定単位として、「八ロ」及び「面積」の二つがあげられているが、海岸線についてなんらの考慮が加えられていないから、海岸線の延長キロ数による単位を設け、補正するように規定されたい、(二)基準財政収入額の決定において、事業税、特別所得税、遊興飲食税基準の税額は、昭和二十四年度所得税の課税基礎となった所得が基礎数字となっており、この数字は本年四月三十日、国税庁の調べによって算出されることに規定されているが、徴収実績は四月三十日を大幅に下廻る実状であつて、上述の規定によって算出されるときはその基準税収入は過大見積となるから、この不合理を是正するように規定を改められたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政平衡交付金仮決定額算出規則及びその実際の適用には多くの問題の存するところであるが、本請願のごとく基準財政需要額中土木費の算定について海岸線の長短も考慮されたいということ、基準財政収入額の決定について昭和二十四年度の所得税を基準とする場合に関連する不合理の是正を求めることも考慮に値すると思われる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

危険物取締条例中映写技術者に関する条項改正の請願（請願者東京都中央区京橋三丁目四番地全日本映写技術者連合会中央委員長斎藤鎌次郎）（並木芳雄君紹介）（第三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦前映写技術者の免許制度は、内務省令による各府県別単位の試験で実施されていたが、最後は、労働基準法が制定され、安全衛生規則が適用されるようになり、免許証も全国共通のものとなつたことは事務簡素化の点において多大の利便があつた。しかるに、昭和二十三年、消防法市町村条例中危険物取締条例が施行され、労働基準法安全衛生規則と全く同様の条項により、映写技術者の試験及び取締を実施しようとしていることは、法例の重複であり、その手数の煩らしさは、事務処理の簡素化の意味からも納得が行かない。ついては、危険物取締条例中、映写技術者に関する条項になんらかの改善を考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

映写技術者の資格に関する労働省令の安全衛生規則と消防法に規定する市町村条例との関係を明確にして関係者の誤解や煩を除く必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方財政平衡交付金に関する請願（請願者　五大市会議長会代表大崎一郎）（松澤兼人君外一名紹介）（第三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方団体に交付すべき昭和二十五年度の地方財政平衡交付金の仮決定額の算定に関する規則によれば、大都市については、交付基準額が皆無となるか、または前年度の地方配付税並びに国庫補助金に比し激減する結果となるが、もしこれが決定するとすれば、大都市財政は、破たんするから、基準財政需要額の算定に当つては、大都市としての特殊性を考慮され、本年度各都市の税収入実績を参照して、適正な決定ができる時まで決定を延期されるとともに、本年度平衡交付金の配分決定については、一応前年度普通地方配付税及び、本年度の平衡交付金に吸収された国庫補助金を下らないよう、特別に考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政制度は根本的に変革されたので、これが完全に軌道にのるまでは過渡期において幾多の故障や或いはまた欠陥もありうるが、もとよりその弊害を可成最小限に止めることは肝要である。地方財政平衡交付金仮決定額の算定が果して妥当であるか否かはもとより困難な問題であるが、本請願がその仮決定額が大都市に不利であり、大都市財政が破たんにひんするから少くとも地方税の徴収実績をみるまで交付額の決定を延期し、一応前年度地方配付税及び補助金の額を下らぬことを求めることは妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方税法の一部改正に関する請願（請願者　東京都新宿区戸山町一丁目一番地戸山ハイツ第一号地都営住宅共同委員会代表者小川忠久）（野村專太郎君紹介）（第三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

固定資産税中、不動産に対する課税は、旧法の地租家屋税と同一のものであつて、土地家屋等の財産の所有者に課すべきことは明らかである。今回、東京都営住宅の賃借使用者に対して、東京都から固定資産税である不動産の使用者賦課を受けたが、この課税は、地方税法第三百四十四條及び第三百四十八條によるものと思われるが、社会政策的施設として、国庫の補助で建設された公営施設の居住者に対する者に対し、世間一般の借家人にも直接賦課されていない税金を、家賃以外に直接税金として賦課するということは、納得できない。ついては、法第三百四十八條第二項の非課税資産の列挙中に「公営庶民住宅」を追加することによつて、法文上、非課税物であることを明確にするよう現行地方自治法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

元来社会政策的施設として国庫の補助が建設された公営施設である。東京都営住宅の借用居住者に、固定資産税を課することは、新地方税法の法理からはもとより違法とはいえないとしても妥当を欠く嫌がある。よつてこれを非課税の範囲中に入れて法文上明確を計られたいとの願意は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

特殊喫茶店街設置に関する法的措置確立の請願（請願者　東京都立大森高等学校P・T・A会長梶原泰治外一万五千五百四十九名）（第四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都大田区池上本門寺の近くに、建築中の特殊喫茶店街は、学校近接の地であるため、教育環境擁護という見地から広く世論に訴えたが、法律の不備のため、根本的解決が困難である。戦後の混乱した社会を建直し文教政策を確立して国家百年の計をはかるため、国会において、適確なる法的根拠を作られたいというのである。

二、請願の議決理由
都市計画及び建築行政に関連して保安交通、衛生保健等幾多の問題があるが、比較的等閑に付されがちな風致、風教等教育環境擁護の問題も考慮されねばならぬ点である。産業や衛生の面のみならず社会並びに学校教育の面からもそれらの行政が総合的に行われねばならない。この点について法的不備も認められるから、その整備を求めていることは至極もつともと思われる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

平衡交付金の配分率是正に関する請願（請願者　多治見市議会議長長谷川亮三）（平野三郎君紹介）（第五二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
平衡交付金の仮決定によれば、都道府県にもつとも厚く、大都市がこれに次ぎ、農山村もやや優遇され、甲地、乙地に指定されている中小都市がもつとも薄く扱われ、この配分率で進めば、中小都市の市政は全く行詰りとなり市政は、破壊されてしまう状態である。ついては、中小都市に対する平衡交付金の配分率の不当を是正されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方財政の自主的確立途上においてなお操作上大なる期待を平衡交付金にかけている現状においては、その配分いかんは地方公共団体の財政に影響するところが大きい。平衡交付金の配付額の仮決定及び最終決定においてその適正を期することは最も肝要なことであつて、とくに中小都市においては配分率に敏感であり、不当を是正されたいという願意はもとより妥当である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

大蔵委員会

揮発油税軽減に関する請願（請願者　名古屋市中区千早町二丁目二十二番地愛知陸運株式会社代表取締役仲田光治郎）（辻寛一君紹介）（第一四号）、同（請願者　新潟県新発田市字竹町五百四十六番地羽越貨物自動車株式会社取締役社長小川正二）（渡辺良夫君紹介）（第一五号）及び同（請願者　尼崎市西松島町九十一番地田中組選送店田中重太郎）（塩田賀四郎君紹介）（第一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
すでに第七国会において提出された「揮発油税軽減を目的とする揮発油税法の改正」は第八国会に見送られたが、揮発油の最大消費者である自動車運輸業にとつてはこの改正の如何がその使命を制する重大事となつている。昭和二十四年度揮発油税収額は、見込額を約六億六千万円上廻つており、原油輸入による国内精油所再開も軌道に乗りガソリンも増配されている状勢からみて昭和二十五年度揮発油税収予算額も大幅に軽減され得る条件が考えられる。ついては、生活必需品である揮発油に対しては、従来の揮発油税百パーセントを五十パーセント以下に軽減するように揮発油税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力の確保、業界の実情等より勘案し、本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

かみそり類に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目十二番地東京都利器工匠具工業協同組合理事長保坂文造）（三宅則義君紹介）（第一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在かみそり類に対し三十パーセントの課税をしているが、かみそり類は生活必需品であるのみならず、終戦以来物類の輸出上第一位を占めており、これが課税はかみそり産業を重大な危機に陥れつつある。ついては、これが物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
かみそりは生活必需品であるにもかかわらず高額な課税のために生産者及び消費者が非常に困窮している実情であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

つめ切りに対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目十二番地東京都利器工匠具工業協同組合理事長保坂文造）（三宅則義君紹介）（第一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
つめ切りは、零細企業者の生産品で、国内生産量も少量の状態であり、かつ生活必需品にもかかわらず、三十パーセントの高額な税を課していることは不合理である。ついては、つめ切りに対する物品税を免税し、零細企業の発展振興に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由
つめ切りは生活必需品であるばかりでなく、業者は皆零細企業者で非常に困窮している実情であり、本請願の要望については、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

毛抜きに対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都中央区日本橋蠣殻町一丁目十二番地東京都利器工匠具工業協同組合理事長保坂文治）（三宅則義君紹介）（第二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

毛抜きは、零細企業者の生産品で、国内生産量も少量の状態であり、かつ生活必需品であるにもかかわらず、三十パーセントの高額課税はきわめて不合理である。ついては、毛抜きに対する物品税を免税し、零細企業の発展振興に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

毛抜きは生活必需品であるばかりでなく、業者は大部分零細企業者であり本請願の趣旨については、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

時計類及び同部分品等に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都中央区新富町三丁目八番地東京時計眼鏡小売商業協同組合理事長金山重蔵外六百五名）（前尾繁三郎君紹介）（第二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現代国家として、時計類及び同部分品等は、日常生活上欠くべからざる必需品であるにもかかわらず、三割の物品税を課せられているため、他の必需品に比し、はなはだ高価となり、需要大衆が購買できない現状であるとともに、一面時計業者もかかる高率課税のために事業経営が妨げられ、ほとんど生死の境地にある。ついては、すみやかに時計類及び同部分品等に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

時計類は大衆の生活必需品であり、業界の実情等も勘案し、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

色紙等に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都台東区浅草三筋町二丁目四番地東京紙工品工業協同組合理事長片野孫三）（三宅則義君紹介）（第二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

色紙、短冊、アルバム、集印帖、画帖、芳名簿に対する物品税をすみやかに廃止し、不可能のときは、少くも現行税率三割を一割に引下げる等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

情操教育上の見地より、本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

金庫に対する物品税撤廃若しくは免税点設定の請願（請願者　東京都中央区西八丁堀二丁目七番地全国金庫業連合協議会長佐川筍飯次外一名）（三宅則義君紹介）（第二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

タイプライター、レヂスター、計算器及びスチールキャビネット等が事務家の必要不可欠の事務用器であると同様に金庫もまた事務家には、必要不可欠の事務用器であるが、需要先が官庁、銀行、会社等の担税力を有している富有階級であるという理由で、課税対象となっていることは、同じ事務用器であるタイプライター、レヂスター並びにスチールキャビネット等が免税の特典を有することと比較して不合理である。ついては、金庫に対する物品税撤廃もしくは免税点の設定を配慮願いたいというのである。

二、請願の議決理由

金庫の需要度、それが事務用品であること並びに他の類似物品との不均衡を是正する等の必要上、本請願の趣旨は切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

つり用具に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都港区芝新橋二丁目三十六番地日本つり魚会連盟会長堀田正昭）（守島伍郎君紹介）（第二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時つり魚趣味が、健全娯楽、国民保健の意味においで、大衆に認識されているにもかかわらず、一般つり用具が、五割の物品税を課せられ、しやし品の取扱いを受けていることは不合理であり、少くともスポーツ用品並みの取扱いを受けるべきである。ついては、すみやかにつり用具に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

健全な娯楽の育成、国民の保健等の見地より、妥当な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを院議において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

家具に対する物品税撤廃の請願（請願者　鹿岡県朝倉郡甘木町朝倉郡家具工業組合長森部貢松）（守島伍郎君紹介）（第二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活必需品である家具は、畳や建具と同様物品税の課税対象より除外すべきものであるにもかかわらず、現行では三割の高率な税を課しているのは不合理であり、そのために需要者も苦しみ、家具業界は崩壊にひんしている。ついては、家具に対する物品税をすみやかに撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

家具に対する高額な課税のために一般大衆並びに業界の被つている窮状を勘案し、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

酒税引下げに関する請願（請願者　島根県邑智郡中野村吉賀喜

次郎外四十二名)(山本利壽君紹介)(第二六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

年々大幅に増税が実施されたため、今日においては国民の購買力にはなはだしく遊離した高価な価格となつてをり、その懸隔は益々増大の傾向にあり、農漁村においては、清酒以外は飲まず、しかも購買力が低く、米一斗五升を供出しなければ二級清酒一升が買えず密造が増加する等酒類の売行は、酒価の極端な高価と密造はん濫の圧迫により不振となり、このまま推移するときは国庫収入に大なる影響を及ぼし、業者も経営困難に陥ること必至である。ついては、この際すみやかに酒税率を五割引下げ、とくに清酒第二級の酒税率は大幅な引下を行うとともに国民の購買力に適応した価格に改正し、密造取締を強力に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

酒税の確保、脱税の防止等の見地より、本請願の要望については、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

元林飛行場の国際飛行場化反対の請願(請願者　香川県木田郡林村農民組合森弘茂信外二十六名)(成田知巳君紹介)(第二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の新聞紙上で昭和二十二年農民唯一の資本であるよく土を軍事施設とした元林飛行場を観光施設として国際飛行場化する記事が載つていたが、この飛行場は、当時の軍閥と官僚の一方的野心によつて作られたものであり、われわれ農民は、一致団結して現下食糧増産に資するため、これが飛行場を元の美田よく土に復帰させようとしていたところであり、これが国際飛行場化は絶対に反対するとともに、すみやかに元林飛行場を農民に解放されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はきわめて適切な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国庫負担率算定方法公開の請願(紹介請願者　青森市長島一番地第八回一道北部七県議会協議会議長桜田清芽)(山崎岩男君外一名紹介)(第六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

各種事業等の国庫負担率算定は、不明朗であつて、各府県共、国庫負担金獲得のために秘術を盡して運動する状況であるが、地方財政行詰りの今日、これら運動費を節約するためにも、国庫負担率算定方法を明朗化し、公表されたいというのである。

二、請願の議決理由

各府県の実情等よりして、本請願の趣旨はきわめて適切な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

不動産担保による長期金融対策確立の請願(請願者　青森市長島一番地第八回一道北部七県議会協議会議長桜田清芽)(山崎岩男君外一名紹介)(第六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小商工業者は、最近の不況により金詰りが深刻をきわめ、職業または風水害をうけた地方では、住居、店舗の新築、改築などに多額の出資を固定させるため、運転資金枯渇に悩んでいる。政府は応急的金融措置と信用保証協会等によつて、びぼう策としているが、中小商工業者の金融難に対する根本的救済のため、戦前実施された不動産を担保とする長期金融の途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における中小企業者の窮状並びにこれが育成のため、適切な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

児童用乗物類に対する物品税撤廃の請願(請願者　大阪市天王寺区筆ヶ崎町十七全国児童乗物商工協会長新本助左衛門外三百八十名)(石田二郎君紹介)(第六九号)、同(請願者　愛知県碧海郡安城町本通り二組水井真一外百三十三名)(中野四郎君紹介)(第一〇八号)及び同(請願者　東京都荒川区南千住五丁目百三十七番地全国児童乗物商工協会坂上虎太郎外二名)(江崎真澄君紹介)(第二六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

乳母車類は、母体保護の上に、また幼児体位向上に欠くことのできない生活必需品であり、三輪車類は、児童の福祉上及び体位向上に大なる効果をあげており、また児童福祉法の実施されている今日、児童の福祉、文化生活、輸出の振興等に重大な関係にある児童乗物類の重要性を認識して、これらに対する物品税をすみやかに撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

児童の保健上、適当な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

碁、将棋具に対する物品税の免税点設定に関する請願(請願者　大阪府中河内郡天美町池内二百二十番地井上一郎外四十八名)(松永佛骨君紹介)(第一三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国において家庭的及び社交的緩楽である囲碁、将棋は、戦後盛大な興隆を見るに至つてきたが、元来碁、将棋具はしやし品視され、非常に高率な五割の物品税を課せられている現状であり、かかる商品に対する大衆の購買欲は販売価格が高価なため半減し、また用具製造者においても現今の金融難では売上金回収不能等の事故が生じ、製造中止のやむなきに至ることは明かである。ついては、碁、将棋具に対する物品税の免税点を、すみやかに設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

健全緩楽の育成、業界の実情等

よりして、本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

てん茶に対する物品税撤廃の請願（請願者　愛知県幡豆郡西尾上町七番地愛知県茶業協会代表坂部亀太郎外一名）（三宅則義君紹介）（第一三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

てん茶と緑茶とは元来同一の茶の生葉より製したもので、てん茶は、戦時中緑茶より分られて課税されていたが、もめば無税、ひけば三割の課税になるということは、はなはだ不合理である。ついては、緑茶と同じくてん茶に対しても物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

てん茶と他の類似品間との課税上の不合理を是正するために、本請願の趣旨はきわめて適切な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

はち(蜂)蜜に対する物品税撤廃の請願外四件（請願者　愛知県幡豆郡寺津村農業物同組合長田中咸外百二十五名）（三宅則義君紹介）（第一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蜂蜜は、栄養、学生、各工場会社、農村の青少年にいたるまで多くの勤労者の簡易保健運動として一般大衆化された今日、これがボールに課税することは不公平である。ついては、卓球ボールに対する物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の健全な娯楽を育成しあわせて体位の向上を計るという見地よりして、適当な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

卓球ボールに対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都台東区浅草柳橋二丁目十一番地日本卓球ボール製造業者連盟代表林宗一郎外二名）（三宅則義君紹介）（第一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

卓球は、学童、学生、各工場会社、農村の青少年にいたるまで多くの勤労者の簡易保健運動として一般大衆化された今日、これがボールに課税することは不公平である。ついては、卓球ボールに対する物品税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の健全な娯楽を育成しあわせて体位の向上を計るという見地よりして、適当な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

蜜ろうに対する物品税撤廃の請願外四件（請願者　愛知県幡豆郡寺津村農業物同組合長田中咸外百二十五名）（三宅則義君紹介）（第一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蜜ろうは植物の花を対象としてなんら原料を要せず、しかも放置すれば流失する花蜜を採集して、国民保健に奉仕することを業としているが、その生産品はち蜜に課税される物品税はその生産に大なる障害を及ぼすのみならず、畜産品中はち蜜のみに課税することは不合理である。ついては、はち蜜に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健並びに業界の窮状打開のために、本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国民金融公庫宮崎支所の資金増額に関する請願（請願者　宮崎県会議長日高弥一）（川野芳満君紹介）（第一三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は、経済中枢の地域から遠く、地理的に不利益な位置にあつて、年々季節的に襲来する台風は、諸産業に大なる被害を与え、県下の産業、文化に大なる支障をきたし、零細規模に属する事業体で占められている産業構成によつて、国民金融公庫の必要度は烈しくなり、宮崎支所開設以来借入申込は累月増加し、当初の予算わくを越えている実情である。ついては、国民金融公庫宮崎支所の融資基金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般大衆が金融難にあえいでいる今日、本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

写真感光材料に対する物品税適正化の請願（請願者　東京都新宿区四谷一丁目七番地日本写真文化協会長東條卯作外四千二百八十四名）（猪俣浩三君外一名紹介）（第二〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後写真の撮影様式は一変し、屋外へ進出して犯罪、報道、観光、政治宣伝、各種学術教育資料はもちろん、優れた商業写真の製作へと多角的な方面に進展してきた。しかしながら、これら

の写真の優秀を期するためには、十数枚の予備撮影を必要としなければならないが、現在の高価な感光材料では経済事情が許さず、所期の目的にそう作品の製作は不可能となつている。写真感光材料に対する現行物品税は、わが国の写真技術の発展を阻んでいるから、現行税率の二割程度の適正税率に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の写真技術の向上発展を図る上に、本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

黒糖に対する消費税撤廃の請願（請願者　熊本県議会議長大久保勢輔（原田雪松君外四名紹介）（第二一〇号）及び同（請願者　熊本県宇土郡郡浦村長坂本徹外七名）（吉田安君外一名紹介）（第三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

黒糖は、外国砂糖の輸入によつて下落し、その価格は生産費を下廻つているため、製造農家が事前に納付しなければならない消費税は、欠損色濃となり、零細農家

は、過重な消費税と所得税の二重負担に苦しんでいる。ついては、古くから国内産業である黒糖保護のために、消費税を廃止された輸入砂糖と同様に、黒糖の消費税をも廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

業界の陳状よりして本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

楽器に対する物品税撤廃の請願(請願者　静岡県浜松市中沢町二百五十番地川上嘉市外二十名)(西村直己君紹介)(第二一一号)及び同(請願者　浜松市中沢町日本楽器製造株式会社相佐春作)(西村直己君紹介)(第三七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

楽器は、運動具と同様、健全な国民をつくるための国民大衆の必需品であり、また教科書と同様、児童、生徒の学用品であるが、五割の高率な物品税のために、ぜいたく品の扱いを受け、一般人の購入を不可能にしている。かつては、世界三大楽器の輸出国であったわが国の楽器産業は、この高率物品税が国内需要を減退させ、有望な輸出産業の発展をも阻害し、大部分の工場は、閉鎖の一歩手前に追いつめられている。ついては、楽器に対する物品税を差別なしに、すべての楽器につき一律に撤廃されるとともに、もし撤廃が困難な際には、税率を運動具と同率までに軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

情操教育上の見地より、適切な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

ミシン類に対する物品税撤廃の請願(請願者　東京都中央区桜新町ミシン工業会長土岐知通)(江崎真澄君紹介)(第二一二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

洋装生活の普及は、繊維製品の統制撤廃に伴い、ますます全国化し、学校、授産場等におけるミシン裁縫の指導の普及と相まつて、ミシン類に対する一般大衆の需要を極度に増加させている。自転車が男性を中心とした必需品とすれば、ミシンは女性を中心とした一般大衆の生活必需品であるにもかかわらず、ミシンには、現在一割の物品税が課せられているに反し、自転車は、非課税となつている。物品税の撤廃によつて、かえつて悪徳業者の脱税を駆逐し品位の向上、原価の低下をもたらし、輸出振興に寄与することができるから、ミシン類に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般大衆の需要度、脱税の防止または輸出振興の見地等よりして本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

ラジオ受信機等に対する物品税減免の請願(請願者　東京都港区三田四国町二番地日本電気株式会社内大山清)(門司亮君紹介)(第二八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ラジオ、レコード、蓄音機、有線機器類は、国民の文化的生活維持に絶対不可欠なものであるが、今日のごとき税制度の下では物品税の不均衡のために企業経営の健全化を阻害され、企業自立化への途はるかに遠く、かつまた生活必需品としての性格を持ちながら、一般国民が容易に輸入し得ない価格となつており国民生活に非文化性をもたらす現状となりつつある。一方企業内容はいよいよ不健全を呈し賃金給料の遅欠配を生じ、ついには再生産の原動力たるべき労働力の維持すら困難となつている。また脱税行為を誘発している実状である。ついては、これら物品に対する物品税を最低率十パーセントに軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

ラジオは生活必需品である今日、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

実庭用ミシンに対する物品税撤廃の請願(請願者　愛知県名古屋市東区泉地町二十五番地愛知ミシン商工業協同組合理事長平岡勇外九名)(三宅則孝君紹介)(第三〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ミシンは、一般大衆の生活必需品であつて、家庭の裁縫はもちろん教育用としても広く使われており、職業用ミシンは、昨年すでに免税となつているにもかかわらず、家庭用ミシンのみが課税の対照になつていることは、はなはだ不合理である。ついては、この際家庭用ミシンに対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

大衆の需要度よりして、本請願の趣旨はきわめて適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

人形等に対する物品税減免の請願(請願者　東京都中央区馬喰町一丁目一番地日本がん具協会理事長金林真太郎)(西村直己君紹介)(第三五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

人形、人形ケース、羽子板、節句飾品、その他の飾物、がん具等に対する物品税は、当然消費者の負担となるべき性質にありながら、当業社会の実情はすべて業者の負担に帰す結果にあつて、業者の負担過重は著しく、同業の破滅を招来している。ついては、人形等に対する現行税率三割の課税並びに免税点八十円を全面的に撤廃し、もし困難ならば税率を一割とし、免税点を引下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

人形製造業者はその大半がほとんど零細企業者であり、また情操教育上の見地より本請願の要望については、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内

閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

鏡台に対する物品税適正化に関する請願（請願者　静岡市安倍川町三十八番地全日本鏡台商工業連合会理事長前畑波平）（西村直己君紹介）（第三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦争目的のため、設けられた物品税が、いまだなお存置されているのは遺憾である。しかも鏡台は、わが国民生活の中にあつて絶体不可欠の生活必需品であり、これに課税するのは大衆課税である。ついては、鏡台に対する物品税を撤廃するか、もし不可能の場合においては、最低の課税率をもつて、しかも高級品のみを課税対象とし、大幅の課税最低限五千円を設定されたいというのである。
二、請願の議決理由
鏡台は生活必需品であり、本請願の要望については、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

帽子に対する物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都台東区浅草向柳原町二丁目一番地日本フエルト帽子帽体輸出生産協議会長井口軍次郎外十四名）（西村直己君紹介）（第三七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
帽子に対する物品税は、三割、免税点は、三百円から千二百円に改正され、近く物品税の全廃も、実現されるようであるが、全廃に代つて、いやしい税の創設が問題になつているそうで急ぐしている向もある。帽子は繊維、繊物等がその値段の高下にかかわらず、消費税、物品税の課税対象でなくなつた今日、帽子に対しても、物品税が撤廃されることは当然である。千二百円以上の帽子も、保存耐久の点から考えるならば、かえつて割安実用品で、しやし品ではないから、帽子に対する物品税を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
帽子に対する高額な物品税のために大衆の購買力を得られない実情よりして、本請願の要望については、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

うば車に対する物品税撤廃の請願（請願者　静岡市梅屋町五丁目五番地静岡県うば車業組合長松下利三郎）（西村直己君紹介）（第三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
うば車は、母親の必需品で、過重な労働を課せられている日本の主婦の労苦を軽減して、幸福な家庭生活を助けるものであるから、貧富の差によつてこれの利用を制限されてはならず、広く大衆の家庭に備えられなければならない。現在、千五百円の免税点が設けられているが、この免税点では、一台のうば車で二兒、三兒まで使用できるような堅ろうな製品は不可能であり、また零細企業であるうば車業者の苦しい状況を考慮され、うば車に対する物品税を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
うば車は家庭における必需品であるとともに、これに賦課される高額な物品税は不正業者間に脱税を誘発している現状よりして、本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

衣裳人形に対する物品税減免の請願（請願者　台東区浅草駒形一丁目二番地全国人形振興会東京都人形事業協同組合代表者金林真太郎）（西村直己君紹介）（第三七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日本人形は、三月のひな祭、端午の節句は言うまでもなく、日本の家庭にあつて美しい情操をそだててきたものがあるが、現行の三割の物品税が、直接購買者にかけられるので、売行不振のため人形師の生活困難は日本人形の製作技術の保存を困難にしている。幾百年もの間、徒弟制度や父子相伝によつてでき上つたこの技術は、人形の売行不振の結果、低賃金の徒弟生活で修得するものはなくなろうとしている。国際親善や観光向にも重要な役割を果す衣裳人形も、技術の保存が不可能になつては重大な損失となるから、同業を救う唯一の途として、衣裳人形に対する物品税を撤廃あるいは一割に軽減されたいというのである。
二、請願の議決理由
家庭における情操教育の育成、業界の窮状等よりして、本請願の趣旨はきわめて適切な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

学あめに対する物品税撤廃の請願（請願者　静岡県榛原郡川崎町静波榛原あめ製造組合業者代表枝村清十外二名）（西村直己君紹介）（第三七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
学あめに対する現行物品税は、きわめて過重であるため、農産加工業の興隆を著しく阻害し、業者は壊滅状態に陥つている。しかも従来学あめは、一般大衆の副食物調味料であつて、これに物品税を課するのははなはだ不適当である。ついては、学あめに対する物品税を撤廃されたいというのである。
二、請願の議決理由
学あめに対する過重な物品税のために困窮している業界の実情と、不正業者間における脱税の防止等の見地より、本請願はきわめて適切であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

清涼飲料及びし好飲料に対する物品税撤廃の請願（請願者　東

京都中央区日本橋茅場町二丁目一番地全国清涼飲料品製造業者代表西田儀八（塚田十一郎君紹介）（第四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

清涼飲料品には、物品税が課税されているが、競争品である氷菓子、菓子、果物等類似品は無税であつて、不公平な競争関係の因となつている。清涼飲料品には原料にも免税の措置がなく、物品税が二重に課せられることになるので、需要をはばみ、同産業の発展をさまたげているから、物品税法中第二種の清涼飲料と第一種四十号のし好飲料に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

課税合理化の見地よりきわめて適切な要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

未帰還者留守家族の待遇改善に関する請願（請願者　東京都千代田区西神田二丁目二番地在外同胞帰還促進全国協議会副委員長上島善一）（吉武恵市君外一名紹介）（第四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の農業経営方式として、畜産は、重大な役割を果しているが、畜産振興の前提をなす諸要素、とくに資材資金面において、政府の政策は分明を欠き、保護施策の徹底しないことははなはだ遺憾である。また塩が、総所要量年間四万三千トンに達し、その金額が農村の負担となつている現状において、農村政策として塩価の値下げを考慮する必要があり、殊皮加工用塩の所要も年間五千トン以上に達し、これも間接的に農家経営に及ぼす影響は大きい。ついては、家畜用及び製皮革用塩価を引下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

農村の窮状、製皮能力の向上等のために、本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

家畜用及び製革用塩価引下げの請願（請願者　東京都中央区本挽町四丁目四番地日本畜産協会長岸良一）（遠藤三郎君紹介）（第四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の農業経営方式として、畜産は、重大な役割を果しているが、畜産振興の前提をなす諸要素、とくに資材資金面において、政府の政策は分明を欠き、保護施策の徹底しないことははなはだ遺憾である。また塩が、総所要量年間四万三千トンに達し、その金額が農村の負担となつている現状において、農村政策として塩価の値下げを考慮する必要があり、殊皮加工用塩の所要も年間五千トン以上に達し、これも間接的に農家経営に及ぼす影響は大きい。ついては、家畜用及び製皮革用塩価を引下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

農村の窮状、製皮能力の向上等のために、本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

未帰還者留守家族に越冬資金支給の請願（請願者　東京都千代田区西神田二丁目二番地東方学会内在外同胞帰還促進全国協議会副委員長上島善一）（吉武恵市君外一名紹介）（第四四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

留守家族は、終戦五年有余の長きにわたり、生活の基礎を根底より破壊せられ、精神的、物質的に受ける苦痛は大なるものがある。ついては、これらの実情にかんがみ、公務員に準じ越年資金を支給せられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における未帰還者留守家族の窮状にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

神供だるまに対する課税免除の請願（請願者　群馬県碓氷郡豊岡村群馬県神供だるま製造組合長木暮繁治郎外四十八名）（小峯柳多君紹介）（第四九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神供だるまの内、尺五寸の製造価格で、百五十円以下の一般家庭向のものについて、免税されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における当該業者の窮状よりして、本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

女部委員会

六・三制校舎建設予算増額の請願（請願者　茨城県新治郡安飾村長金塚豊外十名）（金塚繁君紹介）（第三〇号）及び同（請願者　福岡県三池郡中学校P・T・A連合会長松藤源内外六名）（高橋塩六君紹介）（第二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後の日本を建て直し、民主的で平和的な文化国家を建設するという国家の理想を実現するためには、根本において、教育の力にまたねばならないが、新制中学校の発足以来四年目を迎えた今日においても、なお二部授業、臨時仮教室使用等の変則的な授業形態をたどつていることは、はなはだ遺憾である。ついては、日本国憲法建のため、これら六・三制校舎建設予算を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制校舎建築は、すみやかにこれが充実を図るため、予算的措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

無縁寺建立に関する請願（請願者　東京都南多摩郡稲城村大丸六百三十番地宮内陽徹）（並木芳雄君紹介）（第三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
終戦後今日の社会道徳高揚のためには社会葬祭として、戦死、戦災死、引揚げについて、死に絶えた無縁仏の霊を祭ることは国民精神作興であり、また天下大平の泉である。ついては、海外軍人及び戦死者、戦災死者、復員引揚者で引取り縁者のない仏を祭る等のため、無縁寺を建立されたいというのである。

二、請願の議決理由
海外軍人及び戦死者、戦災死者、復員引揚者で引取り縁者のない霊を祭る等のため、無縁寺のごときものを建立することは社会道徳高揚に資するところが多いと認める。これが建立について適当な措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

小、中学校教職員の災害補償に関する請願（請願者　北海道市長会長高田富與）（宇野秀次郎君紹介）（第四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
市町村立小、中学校教職員の公務災害補償の負担については、その負担区分が明かでないが、市町村立学校職員給与負担法第一條において、小、中学校教職員の経常的な給与と解される俸給並びに給与については、列挙主義をもつて、都道府県の負担とすべき旨、明記されており、小、中学校教職員の公務上の災害補償についても、給与に準ずるものであり、同法の精神より当然、都道府県の負担とすべきものである。なお同法における厳格な列挙主義をもつて、それ以外の災害補償に関する負担を都道府県の負担でないと断定でき得るものであれば、同法の不備によるものであるから、すみやかに同法に災害補償に関する一項を加えられたいというのである。

二、請願の議決理由
市町村立小・中学校教職員の公務災害補償の負担に関し、その区分を明確ならしめるため適当な措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

教員保養所創設費国庫補助の請願（請願者　大阪府大手前之町　大阪府教育委員会代表水川治一）（小西貞松君外一名紹介）（第六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
教職員の結核病は、教職員自身の健康に関するだけでなく、日常接触する生徒に直接影響するので、この撲滅は、学校保健上はもちろん、わが国現下の国策である結核対策上実に重大であるという見地から、大阪府教員保養所はこれら患者の早期治療の目的で昭和二十一年に国立療養所大阪厚生園へ委託したのであるが、委託契約期限も昭和二十五年三月三十一日限りで満了になり現在では、大阪府立教員保養所としての機能を果していない実情である。ついては、新に教職員の保養所を設置し、従来の結核患者を収容して充分な療養を受けさせるとともに、将来日本を背負う児童の教育指導に必要な健全なる教職員たらしめるため、これが設置に対し国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
教職員の結核対策に関しては、今後なお充分考慮する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

教育財政確立に関する請願外三件（請願者　福井県武生市池の上町六十七の二十番地東田すえ蔵外一万四千九百十六名）（坪川信三君紹介）（第七〇号）及び同外七件（請願者　福島県東白川郡御殿河原佐藤長治外四万四千五百七十名）（菅家喜六君紹介）（第四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回の税制改革により、従来よりとられていた義務教育に対する国庫負担制度が廃止され、平衡交付金の中に吸収されて、全然特例も設けられず、地方自治体に移されることになつたのであるが、かかることになると、地方税法の改革による税負担の増加に伴い予想される徴税難と相まつて地方自治体の財政は、極度の危機に陥り、従つて教育費が著しく削減されることは必至である。ついては、教育の危機を克服し、教育の機会均等を保証するため、(一)教育費の大幅国庫負担制度の確立と義務教育費の全額無償、(二)改悪地方税法並びに強制寄附反対を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
義務教育費国庫負担法が廃止せられ、平衡交付金の中に吸収されて、教育費を確保するために、適切な法的措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十五年十二月八日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長幣原喜重郎殿

教育財政確立等に関する請願外三件（請願者　福井県遠敷郡小浜町上竹原西村芳夫外一万六千二十三名）（坪川信三君紹介）（第七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回の税制改革により従来よりとられていた義務教育に対する国庫負担制度が廃止され、平衡交付金の中に吸収されて、全然特例を設けられず、地方自治体に移されることになつたが、かかることになると、地方税法の改革による税負担の増加に伴い予想される徴税難と相まつて地方自治体の財政は、極度の危機に陥り、従つて教育費が著しく削減されることは必至である。ついては、教育の危機を克服し、教育の機会均等を保証するため、(一)教育費の大幅国庫負担制度の確立と義務教育費の全額無償、(二)改悪地方税法並びに強制寄附反対を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
義務教育費国庫負担法が廃止せられ、平衡交付金の中に吸収され

ることになつたが、地方財政の状態によつて義務教育費が圧迫される憂いなしとしない。義務教育費を確保するために適当な法的措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

六・三制校舎建設費国庫補助継続等に関する請願（請願者　青森県議会議長桜田清芽（山崎岩男君外一名紹介）（第七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近聞くところによると、六・三制校舎建設費国庫補助を打ち切るとのことであるが、もしこの補助を打ち切ることになると市町村の学校整備計画に一頓挫を来し、ひいては六・三制の存立に重大な影響を与えるものである。また、東北のごとき積雪地帯にあつては、屋内運動場の利用価値は、教室以上の重要性をもつもので、義務性の完全実施に不可欠の設備であり、本年度より寒中遂難所を補助対象とされたものの、その補助額がきわめて少ない。ついては、屋内運動場として積雪補助されるとともに、前記学校建築費に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制校舎建築はすみやかに充実せしめる必要があるが、なお、寒冷地及び積雪地帯の校舎建築については、とくにその設備に関して適当なる方法を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立きつ、普癌正所設置の請願（請願者　兵庫県知事岸田幸雄外一名）（松澤兼人君紹介）（第七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国に百万人と推算されるきつ、普者の悪痛なる実情を考えるとき、これが救済は、人道上、教育上、社会政策上きわめて緊要なことであると信ずる。ついては、すみやかに国立きつ、普癌正所を設立するとともに、これが設立に当つては、過去三十年間これを研究実施し、大なる成績を挙げている神戸市に本院を設立し、年中無休の開設所とし、教師養成の講習会を開いて全国普及を図る等すみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

全国百万人に及ぶきつ、普癌正の施設につき適当な施策を施すことは重要な社会福祉対策である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

東京水産大学校舎の施設対策に関する請願（請願者　東京都世田谷区世田谷一丁目百六十五番地鴻島熊道外二十名）（富永格五郎君外四名紹介）（第一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京水産大学は、昭和二十二年四月連合軍に接収され、横須賀市久里浜に移転開校中であつたが、本年八月再びその大部分が国警予備隊庁舎として接収されたので従前通り水産教育を継続することはできないのみならず本邦唯一の水産単科大学として使命を果すことはとうてい不可能な状態である。ついては、同大学校舎施設に対しすみやかに適切なる処置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

さきに東京水産大学の校舎の一部が連合軍に接収せられ、さらに本年一月国警予備隊庁舎として使用されることになり、教育上困難を生じている。すみやかにその支障を除うため、適切な措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

錦帯橋再建費全額国庫負担の請願（請願者　山口県知事田中龍夫外四名）（佐藤栄作君紹介）（第一八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県の錦帯橋が世界的に名橋で、その建築技術の優秀さと、環境山水の美との調和は長く内外人の賞嘆するところである。しかるにキジア台風に伴う錦川未曾有のはん濫のため、ついに流失の惨事をひき起したことは実に遺憾にたえない。ついては、全額国庫負担をもつて木橋を再建されたいというのである。

二、請願の議決理由

キジア台風に伴う錦川はん濫のために流失した錦帯橋の復旧に関しては、これが予算的措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

大阪府下学校施設の災害復旧に関する請願（請願者　布施市教育部長奥井良三外十四名）（田中萬逸君紹介）（第一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る九月三日近畿を襲来したジエーン台風は、大阪府下一帯に猛威を振い、その被害は膨大で、現在までに判明した学校関係の災害だけでも府下七百二十校中六百五

十八校の多きを数えている実状であり、これが復旧は、緊急事である。ついては、大阪府が文化的経済的にも枢要な地位を占めている実状にかんがみ、(一)大阪府下都市における学校施設の復旧建築はもちろん同後の建築をすべて鉄筋化すること、(二)公共事業としての坪単価を引上げて四万円程度とし、補助金超過額を増額する等すみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

ジェーン台風のため、被害を受けた学校施設に関しては、これが、復旧のためまたできうれば堅牢施設とするためすみやかに予算措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

奈良女子大学に教育学部設置の請願(請願者　奈良市東向中町奈良県商工会議所会頭越智岩太郎外十七名)(前田正男君外一名紹介)(第二七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良女子高等師範学校は、創立以来四十数年、西日本における女子の最高学府として、わが国教育界に多大の貢献をなしてきたのであり、先般の学制改革に伴い、女子単独の国立大学として設置されたのであるが、同大学設置当時、諸般の事情から教育学部はもとより教育学科及び教職課程をも欠いているため、同大学在学中の九割以上の学生が教員免許状を得ることを希望しており、同大学独自の力によって教育者を養成することは不可能となっている。ついては、同大学内外の情勢にかんがみ、すみやかに奈良女子大学に教育学部を設置し、学術研究とあわせて教育者を養成されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育者養成の事業は、現在わが国の緊要事であり、奈良女子大学はその伝統等よりして将来教育者たらんとするものが多数を占める特殊性にかんがみ教育者養成に支障のないよう十分考慮する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

奈良県吉野郡下北山村大字前鬼字前鬼口番地飛田明外四千九百九十八名)(小林信一君紹介)(第二七四号)、同(請願者　山口県青柳郡東鹿野村山口県立教員保養所山田安民外二千二百三十五名)(受田新吉君紹介)(第三四二号)、同(請願者　滋賀県浦生郡西大路村蔵王四百六十番地藤井繁外五千四十四名)(堤ツルヨ君紹介)(第三八四号)、同(請願者　福岡県粕屋郡古賀町久保園立療養所編譜園町田春雄外七十四名)(松本七郎君紹介)(第四五一号)及び同(請願者　兵庫県加古川市立加古川小学校野間幾三外二十二名)(佐々木盛雄君紹介)(第五二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在教職員の結核り病率は、他の職業より高く、さらに増加の一途をたどっている。このことは、教育従事者の文化国家にとって悲しむべき重大問題であるばかりでなく学生、生徒に及ぼす影響もじん大で、民族保護上からもまことに憂慮すべきことである。ついては、教職員の結核対策を強化し、教育公務員特例法第十四条を「現職三年療養」に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

教職員の結核対策に関しては、現状においてはなお不充分なるを免れない。その改善策について適切な施策を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

請願(請願者　青森県西津軽郡車力村大字富萢松橋君福外四千九百九十六名)(笹森順造君紹介)(第二七三号)、同(請願者　滋賀県高島郡高島町大字永田七番地飛田明外四千九百九十八名)(小林信一君紹介)(第二七四号)、同(請願者　山口県青柳郡東鹿野村山口県立教員保養所山田安民外二千二百三十五名)(受田新吉君紹介)(第三四二号)、同(請願者　滋賀県浦生郡西大路村蔵王四百六十番地藤井繁外五千四十四名)(堤ツルヨ君紹介)(第三八四号)、同(請願者　福岡県粕屋郡古賀町久保園立療養所編譜園町田春雄外七十四名)(松本七郎君紹介)(第四五一号)及び同(請願者　兵庫県加古川市立加古川小学校野間幾三外二十二名)(佐々木盛雄君紹介)(第五二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在教職員の結核り病率は、他の職業より高く、さらに増加の一途をたどっている。このことは、教育従事者の文化国家にとって悲しむべき重大問題であるばかりでなく学生、生徒に及ぼす影響もじん大で、民族保護上からもまことに憂慮すべきことである。ついては、教職員の結核対策を強化し、教育公務員特例法第十四条を「現職三年療養」に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

教職員の結核対策に関しては、現状においてはなお不充分なるを免れない。その改善策について適切な施策を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

福岡県築上郡築城航空隊設営拡充に伴い、同隊に隣接している八築中学校は、運動場が接収され、さらに今後朝鮮動乱の情勢によつては全敷地を接収されるかも知れないとのことであるが、かくては、本校生徒の教育上に及ぼす影響は大きいから、政府は、なんらかの適当な手段を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県八築中学校施設の一部が連合軍に接収せられ、教育上の支障をきたしているが、これが対策につき適当な方法を施す必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

八築中学校の一部接収に伴う対策確立の請願(請願者　福岡県築上郡八築中学校組合長有本種吉)(平井義一君紹介)(第四五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般福岡県築上郡築城航空隊設営拡充に伴い、同隊に隣接している八築中学校は、運動場が接収され、さらに今後朝鮮動乱の情勢によつては全敷地を接収されるかも知れないとのことであるが、かくては、本校生徒の教育上に及ぼす影響は大きいから、政府は、なんらかの適当な手段を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県八築中学校施設の一部が連合軍に接収せられ、教育上の支障をきたしているが、これが対策につき適当な方法を施す必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

遠刈田小学校雨天体操場建設費国庫補助の請願(請願者　宮城県刈田郡宮村長佐藤清四郎)(庄司一郎君紹介)(第四五三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県刈田郡宮村所在の遠刈田小学校児童は、初秋より冬に至る

時雨季と冬期間は、室内運動が全くできず、かくては児童の発育と体力増進に及ぼす影響は大きいので、本村において雨天体操場の建設を企図しているが、貧弱な村財政をもつてはその実現は困難である。ついては、当該雨天体操場建設費に対し国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県遠刈田小学校雨天体操場建築費については、その特殊事情にかんがみ、これを考慮する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

教員の定員増加に関する請願(第四八一号)

(請願者　青森県弘前市蔵主町中村勇)(紹介議員　笹森順造君紹介)

一、請願の要旨及び目的

定時制が実施せられて以来三年間、その発展拡充のために努力しているが、その体験を通じてその目的を達し、その運用の効果をあげるためには、どうしても現在の教員の定員を増加する必要がある。ついては、教員の定員を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の充実を図るため、教員の定員増加につき考慮を加える必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立大学に夜間部設置の請願(第四八二号)

(請願者　青森県弘前市蔵主町中村勇)(紹介議員　笹森順造君紹介)

一、請願の要旨及び目的

定時制高等学校を卒業して上級学校に進むもののため、国立大学に夜間部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立大学に夜間部を設置することは、大学教育普及のため、適切な方法であるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立弘前大学に夜間部設置の請願(第四八三号)

(請願者　青森県弘前市蔵主町中村勇)(紹介議員　笹森順造君紹介)

一、請願の要旨及び目的

国立大学に夜間部を開設することは、教育の機会均等に裏まれない北海道、東北地区にあつては、絶体に必要である。ついては、国立弘前大学に夜間部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立大学に夜間部を設置し、大学教育の普及発達を図るために適当な施策を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

定時制課程の設備費及び建築費国庫補助増額の請願(第四八四号)

(請願者　青森県弘前市蔵主町中村勇)(笹森順造君紹介)

一、請願の要旨及び目的

定時制が実施せられて以来三年間、その発展拡充のために努力しているが、その体験を通じて、同制度の目的を達し、その運用の効果をあげるためには、現在の設備及び建築費の補助を大幅に増額する必要がある。ついては、すみやかにこれが実現を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

定時制拡充のため、その建築及び施設につき予算的措置を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

教職員の待遇改善に関する請願(第四八五号)

(請願者　千葉県君津郡P・T・A連合会長鈴木荘三外二万四千二百二十八名)(紹介議員　木村一郎君紹介)

一、請願の要旨及び目的

現在、教職員の実質的待遇は、重責と激務に比し、あまりにも低く教職員の物心両面の不安と不満がやがて教育の危局をかもさんとしていることは事実である。ついては、(一)地方まで均てんするよう教職員の実質給与を大幅に引上げること、(二)教育財政を確立して、教職員の待遇に確実なる基礎を置くこと、(三)教職員の待遇を低下する虞のある教育費の地方負担は、当分実施しないこと等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

教職員の待遇及び地位安定のため、教育財政確保を図るべき法的措置を講ずることは緊要なことである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

遺族援護強化に関する請願(第四八六号)

(請願者　福岡市六月田町二十二番地池見友方小野伊勢吉外二十八名)(紹介議員　池見茂君紹介)

(請願者　桑名市江場千九百五十二番地水谷喜郎外千百名)(紹介議員　木村俊夫君紹介)

(請願者　宮崎市江平町宮崎県遺族連合会長荒川岩吉)(紹介議員　川野芳滿君紹介)

(第四八七号)(第四八八号)(第四八九号)(第四九〇号)(第四九一号)(第四九二号)(第四九三号)

一、請願の要旨及び目的

第五国会において、公務に倒れた戦争犠牲者の遺族援護案が決議されたが、いまだなお具現されておらず、遺族の失望は大なるものがある。ついては、すみやかに次の事項を実現されたいというのである。(一)遺族弔慰金または遺族補償金を交給すること、(二)一家の支柱を失つた老人に対する特殊事情を十分考慮の上、課税において未亡人と同様に特別減免をされたい。

二、請願の議決理由

現下遺族の窮状にかんがみ、これが援護対策の促進を図る必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

厚生委員会

遺族援護強化に関する請願(第四八六号)

(請願者　福岡市六月田町二十二番地池見友方小野伊勢吉外二十八名)(紹介議員　池見茂君紹介)(第三三号)、同(請願者　桑名市江場千九百五十二番地水谷喜郎外千百名)(紹介議員　木村俊夫君紹介)(第七七号)及び同(請願者　宮崎市江平町宮崎県遺族連合会長荒川岩吉)(川野芳滿君紹介)(第三八三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第五国会において、公務に倒れた戦争犠牲者の遺族援護案が決議されたが、いまだなお具現されておらず、遺族の失望は大なるものがある。ついては、すみやかに次の事項を実現されたいというのである。(一)遺族弔慰金または遺族補償金を交給すること、(二)一家の支柱を失つた老人に対する特殊事情を十分考慮の上、課税において未亡人と同様に特別減免をされたい。

二、請願の議決理由

現下遺族の窮状にかんがみ、これが援護対策の促進を図る必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十四年十二月八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年十二月八日
厚生委員長　寺島隆太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

国民健康保険に対する給付費国庫負担の請願（請願者　長野市長野県庁内長野県国民健康保険団体連合会理事長市川淡外十名）（田中重弘君紹介）（第三四号）及び同（請願者　石川県国民健康保険団体連合会理事長柴野和喜夫外九名）（坂田英一君外一名紹介）（第三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国民が社会保障制度を待望している今日、厚生省の要求した保険給付費に対する二割国庫負担の予算が削られたことは、社会保障制度を全面的に崩壊に導くものであつて、国民として断じて黙視できないところである。ついては、国民健康保険団体の財政危機の現状にかんがみ、国民健康保険に対する給付費の二割を国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由
市町村財政の窮乏と国民健康保険団体の財政危機とにかんがみ、所要のごとき措置を講ずることはきわめて緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
厚生委員長　寺島隆太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

人口動態調査事務費全額国庫負担の請願（請願者　滋賀県長浜市長加田桂三）（岡山五郎君紹介）（第五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
人口動態調査の事務は、国がつぱらその用に供することを目的として行う統計及び調査に関する事務であつて、その経費は、地方公共団体の負担には属しないものと思われるにもかかわらず、国庫より少額の支出金の交付を受けるのみで、市町村においてこれが資料の蒐集事務を処理することは地方財政法の趣旨に反する負担となるから、該事務経費の全額を国庫をもつて負担されたいというのである。

二、請願の議決理由
人口動態調査は事務の性質と、市町村財政の現状にかんがみ、全額国庫負担が適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
厚生委員長　寺島隆太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

医療法の一部改正に関する請願（請願者　北海道留萌郡小平村小平町百六十四番地北栄外二十一名）（玉置信一君紹介）（第五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
次の理由により、現行の医療法第一條、第十三條、第二十一條、第十九條を改正して、入院定員六、七名、外来三、四十名、医師一名、手術室規定程度の（仮称中間病院）規定を設け、従来通り入院患者収容の途を開かれたいというのである。（一）診療所は、相当程度の患者収容は不可能であり、病院の設備も思わしくないから、その合理的処理をして欲しいこと、（二）病院規模の定める公的医療において、わが国の情勢にかんがみ、かかる病院を設置することは、一開業医では負担が大きいこと、（三）現在のままで四十八時間制診療所制度を実施すれば、診療所の存在価値はほとんど認められないこと、（四）開業医の資本の不足から医療整備資材の不足していること。

二、請願の議決理由
現在の社会情勢下、医療法を前掲のごとく改正することは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
厚生委員長　寺島隆太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

理容師法の一部改正に関する請願（請願者　青森市長島二番地第八面一道北部七県議会協議会長青森県議会議長桜田清芽）（山崎岩男君外一名紹介）（第七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
理容師法第五條の理髪師及び美容師の免許に関する事項についての事務は、一切都道府県において処理し、国に対する手続等もなく、これが事務費は都道府県が負担しているが、その登録手数料を国が徴収することは不当であり、これは当然都道府県の収入となるべきものと考えられる。ついては、同法施行規則を登録手数料三百円を都道府県知事に納付するよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
理容師法第五條の登録手数料は事務手続上からも都道府県の収入となすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
厚生委員長　寺島隆太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

看護婦養成所に対する国庫補助の請願（請願者　青森県議会議長桜田清芽）（山崎岩男君外一名紹介）（第七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新看護婦法の制定により看護婦の資格が向上されたため、現在の養成施設では教育不能となり、従つて法的内容の設備を有する養成所の設置が必要となつた。しかもこれらの條件を具備して認可となつているものは少なく、急速に完全養成所の設置を見ない限り、医療施設の円滑なる運営は望めない。ついては、看護婦養成所に対して相当額の国庫補助をなし、養成施設のすみやかなる整備拡充を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
設置條件を具備する看護婦養成所が少ないため看護婦を養成することが困難となり、ひいては医療の円滑を欠くことになる。ついては、看護婦養成所に対し国庫補助並びに施設の整備拡充を行うことは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月八日
厚生委員長　寺島隆太郎
衆議院議長幣原喜重郎殿

外地引揚歯科医師免許に関する請願（請願者　秋田県仙北郡角館町東勝楽町十三番地菅原鹿（大石ヨシエ君紹介）（第一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
外地引揚歯科医師の免許に関しては、しばしば請願を重ね、採択されたのであるが、これら歯科医師は日本並びに外国政府機関で試験を受け、正式な免状を得て、長年臨床的経験を積んだ者であり引き揚げて四箇年を経たが、昭和二十一年勅令第四十二号国民医療法施行令の不備のため、不合格とな

り、今日まで放任されているのである。ついては、外地引揚歯科医師国内免許下附に関するせん衒及試験制度を修正して新法案を別紙の通り起草し、これら不遇な歯科医師の救済を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

外地で長く開業してきた引揚歯科医師にとつては国家試験は相当な負担であり、試験通過不可能なものも少くない現状にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることは適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国立療養所天龍荘に断層写真機設置の請願（請願者　静岡県浜名郡赤佐村国立療養所天龍荘内石上春夫外五百三十一名）（足立篤郎君紹介）（第二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

肺結核の外科的療法が飛躍的進歩を遂げた結果、断層写真機が絶対必要な施設となつているにもかかわらず、東海地区において結核治療施設の中心的存在にある天龍荘は、地理的事情その他のため、いまだその設備を欠き、当荘内及び周辺地方患者は、病勢増悪をきたし、患者にとつて致命的な損失である。ついては、患者の負担消耗を軽減するとともに、療養効果のため、天龍荘に断層写真機を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核の外科療法の進歩に伴い、断層写真機の必要は欠くべからざるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

医療法の一部改正に関する請願（請願者　福井県医師会長林一治）（大石ヨシエ君紹介）（第二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在わが国の病院設置状況は、全国的に見て不充分で戦災、その他の災害を受けた地域においては、災害前の生数も復旧せず、現在病院のみの収容では困難であり、医療法第十三條の四十八時間制について、並びに同法第七十九條第四項の開設の許可、または届出をした診療所についての規定の実施にともなう弊害は、患者の救命的打撃であり、また同法第七十九條第三項において、医療法施行前から開設していた病院及び診療所の構造設備は、困難な医業経済下では三年ないし五年の猶予期間中で改造あるいは増築することは不可能である。ついては、同法第十三條の規定による四十八時間制の実施を全面的に延期するとともに、同法第七十九條第三項の規定による病院、診療所の構造設備についての猶予期間を延長されるよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会情勢下、医療法第十三條及び同法第七十九條の施定については、猶予期間延長の考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

療養所における病床回転の根本対策に関する請願（請願者　兵庫県有馬郡三輪町大原千三百十四番地国立兵庫療養所患者代表遠藤義夫外四百七十七名）（福田昌子君紹介）（第二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回厚生省では、病床の回転を計る目的で、現在入所している患者中、自宅療養を可能とする者、並びに社会的治ゆの段階に達した者は、退所させる方針を各療養所長に通達された。もちろん、退所のできる者が、同病者に病床を譲ることは、道義上当然ではあるが、自宅療養制度並びに後保護制度が確立されていないときに、このような方針を一律に強行するならば、再発、悪化による悪循環を助成し、少なからぬ歳月と多額の療養費を無だにし、社会的負担を増大させる結果となる。ついては、多数の結核患者を可及的に収容し、早期に適正治療を加えることができるように、療養所の施設を充実させ従業員の待遇の改善をはかるとともに、自宅療養制度を確立して、その指導とあらゆる保護の措置をとり、社会的治ゆの段階に達した者には後保護施設を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

多数の患者を可及的に収容し、早期に適正治療が行われるよう、前掲のごとき措置を講ずることは緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

看護婦既得権者に対する甲種看護婦国家試験免除に関する請願（請願者　千葉県市川市国府台病院内伊東ふじる外百九十四名）（寺島隆太郎君紹介）（第二一七号）、同外一件（請願者　京都府綾部市本町七丁目小林ひさ代外二百六十六名）（大石ヨシエ君紹介）（第二一八号）、同（請願者　富山県高岡市新湊町前田八重子外二百十二名）（橋直治君紹介）（第二一九号）、同（請願者　山梨県中巨摩郡敷島町千九百十九番地久保きみ枝外二百九十五名）（林百郎君紹介）（第二二〇号）、同（請願者　旭川市一線五号国立病院佐藤愛子外二百十二名）（柄澤きよ子君紹介）（第二二一七号）、同（請願者　福知山市字天田二百五十二番地前原ミサヲ外百十二名）（福田昌子君紹介）（第二二〇八号）、同（請願者　東京都杉並区高円寺五丁目八百六十二番地江尻方小林セイ子外五十二名）（松谷天光光君紹介）（第二二〇九号）、同（請願者　石川県江沼郡山中町国立山中病院中山愛子外六十九名）（岡良一君紹介）（第二二一〇号）、同（請願者　鳥取県岩美郡宇部村奥谷坪倉弥生外六十三名）（門脇勝太郎君紹介）（第二二一一号）、同（請願者　福島県岩瀬郡須賀川町公立岩瀬病院根本ハツ外四百二十名）（大石武一君紹介）（第二二一二号）、同（請願者　広島県佐伯郡原村吉田輝子外三百名）（高橋等君紹介）（第二二一三号）及び同（請願者　広島県加茂郡上黒瀬村国立療養所賀茂病院佐々木米子外三百八十名）（中川俊思君紹介）（第二二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

看護婦の既得権者に対する甲種看護婦国家試験制度は、その受験準備の煩さに堪え難く職種を放棄する傾向があり、医療業に重大な支障を及ぼしており、医師、歯科医師、薬剤師等は、新制度の合格者と旧制度によるものとの差別も認められず、旧法令による保健

婦、助産婦資格取得者においても新法令によるものとは差別を認められない実情である。ついては、看護婦の既得権者に対する甲種看護婦国家試験を免除し、実質的向上を図るため、補習教育制度を設け、国家の責任において、計画実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

既得権者に対する国家試験の免除については法律制定当時よりしばしば要望されているが、現在における実情にかんがみ、相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

遺族年金支給に関する請願外三十一件（請願者　広島県深安郡広瀬村小林吉三郎外二十一名）（紹介）（第二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の戦争の最大犠牲者は、遺族であり、中でも子女を擁する未亡人、老父母は、その父を夫を公務によって失い、厳しい生活苦と戦ってきたが、今ではどうすることもできないまでに追い詰められたから、この事実を認められて、遺族年金を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下における遺族の窮状にかんがみ、これが精神的に物質的に救済を図るため、すみやかに年金支給の措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

日南海岸国立公園指定の請願外二件（請願者　宮崎市議会議長久保田初見外十五名）（田中不破三君紹介）（第三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は、三大観光地の一つで、南部の日南海岸は、木花、青島から福島に至る八十五キロの雄大な景勝地で、木花村の子供の国公園、青島のビンロウ樹、鵜戸神宮の奇岩、本城、福島の海水浴場、野猿の住む幸島、ビンロウ樹の繁茂する築島等亜熱帯の多彩な景観に色どられて国立公園としての十分の価値をもっている。ついては、日南海岸を国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日南海岸は景観雄大であり、かつ熱帯、亜熱帯植物が繁茂し、多彩な景観に色どられた、天与の風光を具備し、国民保健上よりも、また外客誘致上よりも、これを国立公園に指定するを適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

一般保健婦の身分保障に関する請願（請願者　福岡市九州大学内福岡県保健婦部会代表神前子）（福田昌子君紹介）（第四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保健婦は、おおむね衛生管理者としての資格をもって衛生管理者に任命されたのであるが、衛生管理者以外の保健婦は大体同様の業務に従事しながら法的根拠を有しないため保健婦としては認められない現状であり、これら保健婦は、逐次衛生管理者に転向するかまたは辞職するのほか途なく日々その数を減じつつあって、福岡県のごとく多くの事業場を持つところにおいては将来の保健婦事業に大なる支障をきたすことは必至である。ついては、労働基準法を改正してこれら保健婦に対し法的裏付けの実現をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般保健婦と、衛生管理者たる保健婦とは業務においては同一であるにかかわらず、法的裏付がないため、保健婦事業に支障をきたすので、労働基準法を改正し、これら保健婦に対し法的根拠の実現を期することは時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

社会保障制度確立に関する請願（請願者　東京都港区赤坂青山南町二丁目五十五番地健康保険組合連合会長清水良策）（青柳一郎君紹介）（第四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年十一月二十一日、共立講堂で、全国健康保険組合大会が開催され、代表千数百が参集して、社会保障制度について討議を行い、左の事項を決議したから、すみやかに実現されたいというのである。（一）被用者に関する医療保険の経営主体はあくまで組合方式を中核とすること、（二）被用者に対する医療保険に対する国庫負担金の増額、（三）結核対策に対する国の強力な実施、（四）被用者に関する医療保険の医療機関は、保険者の指定によるものとすること、（五）公的医療施設の拡充整備、（六）社会保障制度運営の行政機構の徹底的な一元化、（七）社会保障制度の速やかな全面的実施、（八）厚生年金保険積立金を被保険者の福祉施設資金に還元融資すること、（九）社会保険診療費の引下げ、（十）国立大学附属病院を社会保険に協力させること、（十一）保険医の指導監督の強化、（十二）被保険者の負担する社会保険料の免税等。

二、請願の議決理由

社会保障制度の確立は現下緊要の時務であり、これが実施に関しては、これらの措置を充分考究する要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮城県に結核対策模範地域設定の請願（請願者　宮城県耳理都山下村国立宮城療養所患者自治会宮友会委員長佐藤武外五百五十三名）（庄司一郎君外一名紹介）（第四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県の結核まん延、り病、死亡率等は全国一般状況を代表する好個の適例であって、当県において効果を挙げた施策はそのまま他地方にも相通ずるところが多いと思われる。また本県は、都市地域と農漁村地帯を含め、その一方に偏することなく、その両者のいずれをも含み、研究対象として好

個の資財を提供しうるのみならず種々の医療機関に恵まれている。ついては、宮城県を結核対策模範地域に指定し、地域的に成果を挙げることによつて、これを漸次他地方に普及し、もつて結核の早く滅を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

宮城県を結核対策模範地域に指定することは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

乳幼児保育施設の増設に関する請願（請願者　東京都港区芝新橋七丁目十二番地文化工業会館内民主保育連盟代表者羽仁説子）（林百郎君紹介）（第四九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活の貧困から、乳幼児をかかえて労働に従事する婦人のために、保育施設がますます必要になつてきたが、現在保育施設はわずかに二千八百七十一にすぎず、国庫予算は、きん少で昭和二十五年度においては、全国百箇所の増設計画すら実現されていない。これは昭和二十五年度児童福祉事業に関する予算二十二億円余の中、十五億円が平衡交付金によるということにも原因がある。それとともに、献身的な保母の労働がむくいられず、過労と薄給のために倒れるため、保母が約二千名も不足し、二歳未満の託児所の実施が遅れていることは、この人手不足に大きな原因があつて、日雇労働婦人のための簡易保育所では、乳児が振舎されている実状である。ついては、乳幼児保育施設のため、予算を増額し、保母の待遇を引上げ、日雇婦人の簡易保育所に乳児施設を増設し、登間里親制度を拡充して、一日の委託費の規定を引上げ、民間団体の保育活動に国庫補助を考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会経済の実情にかんがみ、勤労婦人のため乳幼児保育施設、その他児童福祉施設の改善拡充は喫緊の要務であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

高松寮明渡しに伴う住宅建設費国庫補助の請願（請願者　高崎市長小島弘一外二名）（小笠柳多君紹介）（第五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

他の工場の寮が密集し、加えて都営住宅四百戸を擁しているにかかわらず、子供達を安全に収容できる施設なく、労働者クラブ保育園では昨年の夏以来自由労働者の子供達を含めて、あらゆる困難の中を切り抜けて野外保育を続けているが、最近やつとテント託児所が作られたが、あくまでも自由労働者の子供だけしか収容せず一般労働者の子供は収容できないことになつており、児童福祉法から言つても、すべての子供は平等に保護されなければならないのに現状においては実に不平等である。ついては、子供を完全に収容できる施設を作つてもらいたいというのである。

二、請願の議決理由

勤労婦人のため、保育施設の設置拡充を図ることは真に必要な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

保育所措置費増額の請願（請願者　東京都北区豊島町三丁目二番地労働者クラブ保育園代表奥田民雄）（林百郎君紹介）（第五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨今日増しに失業者、生活困窮者の保育所を求める声が高まつており、ことに母親が働く場合、もつとも足手まといになるのは満三歳未満の幼児でもあり、労働者クラブ保育園では、満三歳未満児の受託定員は十名のところ、現在では四十名を越える有様であり、その幼児のための費用は満三歳以上の幼児の、倍額を必要とするのに、その措置費は三歳以上の幼児と同額しか保証されず、これでは現在受託している満三歳未満児をかかえての経営は崩壊の直前にあるので、満三歳未満児について、その措置費を現行の倍額に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

保育所の措置費を実情に即応した適切な額に改め、保育事業の万全を期することは適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

更生資金復元に関する請願（請願者　引揚者団体北海道連合会河水徹雄）（林百郎君紹介）（第五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回大蔵省の内示により、更生資金の来年度補正予算を削除されたが、国家が生産に資金を充当する反面には、弱者のためにその更生を期する融資を多くすることも、また国力充実の便法であり、今日まで更生資金によつて更生せしめられた事実は強くこれを証明している。ついては、更生資金を復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

教済緊急の一環として厚生資金の活用は真に必要な措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

らい研究所の設立等に関する請願（請願者　東京都西多摩郡多摩全生園外三千七百七十名）（九山直友君紹介）（第五三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

らい医学の学術、臨床両面の綜合研究所を設立し、基本的細菌学的研究を促進するとともに国立らい療養所は、開設以来数十年を経過したもの多く、破損著るしいから、これが修繕費、整備予算を増額し、また現在月額二割の療養手当では、到底人間並みの生活はできないから、少なくとも四百五十円に増額し、かつ患者の作業賃金を五割増額する等療養生活者が最低生活を維持しうるよう適切な施設を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

らい研究所の設置等前掲のごとき施策を講ずることは、すこぶる緊要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

運輸委員会

紀勢線全通促進の請願（請願者　三重県議会議長矢野九三外四名）（川崎秀二君外八名紹介）（第一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

紀勢東線中、三重県北牟婁郡尾鷲町、同郡南牟婁郡木本町間の鉄道工事は、昭和十六年三月中止せられ、その後二十二年十月再開を見たが、時局の変遷により再度中止せられ、現在国営自動車で連絡されているが、しばしば交通が絶え、貨物輸送はほとんど絶無であり、この区間の貫通は、和歌山を通じ京阪神、三重を通じて中京地域を直結し、南三重、和歌山両県の沿線地域の開発をうながし、中日本の経済発展に寄与するところ多大であるから、すみやかに紀勢線の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業経済の振興並びに地方交通の利便を図る等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日　運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

生保内、雫石両駅間に鉄道敷設の請願（請願者　秋田県仙北郡大曲町長編原定吉外三十三名）（石田博英君外四名紹介）（第四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県仙北郡生保内村生保内停車場から岩手県岩手郡西山村を経て雫石停車場に至る約三十キロの沿線は三万町歩にわたる原始林を有し、硫黄鉱、石油、硫化鉄等の鉱物資源に恵まれ、水沢、鶴の湯その他十数箇所の温泉、名勝等観光資源にも富んでおり、この豊富な沿線埋蔵資源を開発し、秋田、岩手両県民の福利増進に資するため、生保内、雫石両駅間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに当該地方民の福利増進を図る等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日　運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

山田線復旧促進に関する請願（請願者　岩手県盛岡市内丸一番地県公会堂岩手県議会議長村上順平）（鈴木善幸君紹介）（第八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年九月十六日のアイオン台風によつて国鉄山田線は寸断され、これの復旧は、未だ実現されず、これが放置は沿線住民に多大の影響を及ぼしているから、民生安定、経済復興を期するため、山田線復旧促進されるとともに、その工事は、別表閉伊川水系砂防工事計画書に従つて、工事を推進し、原型復旧を基礎とされたいというのである。

二、請願の議決理由

民生の安定並びに産業経済の発展を図る等のため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道復旧につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日　運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

浜父、沼牟両駅間に鉄道敷設の請願（請願者　北海道上川郡鷹栖村長栗林由松）（松澤肇人君紹介）（第一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡鷹栖村は、無駅村であり、江丹別村には、二駅を有するが、不便な片隅にあるため、両村はバス、トラック、馬車で旭川市に連絡している現状であり、とくに冬期には交通機関が全く絶のため、馬そり、または徒歩による外はない。一方近年旭川市北部の商工業の発展に伴い、両村との産業経済上の関係が密接になり、深名線沿線の資源も旭川市に直結することは北海道中央部開発に資するところ大であるから、旭川市近文駅を起点として、鷹栖村、江丹別村を経て、雨龍郡幌加内村沼牛駅を終点とする区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日　運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

滝合、高梁両駅間に鉄道敷設の請願（請願者　岡山県上房郡水田村大字宮地千二百二十五番地増田銀男外二十八名）（大村清一君紹介）（第五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡落合町を起点とし、上房高梁町に至る間に鉄道を敷設することは、沿線に産出する石灰岩、銅、クローム、石綿、大理石等の地下資源の開発並びに運輸上また貨物類、茶、煙草の輸送上きわめて重要なことであり、しかも地方民の交通上の便も大である。ついては、一日も早く前記区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、

隼人、大泊間鉄道敷設の請願(請願者　鹿児島県肝属郡佐多町長田中栄熊外七名)(前田郁君紹介)(第一五五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島は、交通機関の不備なため、文化産業等の点において薩摩半島に著しく劣つている状態である。ついては、隼人、川北認定線を佐多町大泊まで延長されるとともに、古江、大泊間鉄道線測量を直ちに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業並びに文化の発展を図るため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊東下田間鉄道敷設促進の請願(請願者　静岡県賀茂郡町村会長外岡喜六外一名)(高山鶴吉君紹介)(第一五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次の理由により、伊豆半島循環鉄道の一環として、伊東下田間の鉄道を敷設されたいというのである。(一)伊豆七島及び青ヶ島にわたる漁場は、わが国有数の豊漁場であり、東海の各漁港より該漁場に至る最短距離は下田港であつて、下田、伊東間の幹線路が完備すれば漁獲物は、海道筋の都市に短時日で生鮮魚として配給され従つて利得を生じることができ、国家的にも地方的にもこの路線のもたらす利得は大である。(二)静岡県における新鮮生産量の六割は、当地方より産出し、県外移出し、近年さやえん豆の産出は年々増加しており、これら地方主要産物は、一部海運による外はほとんどが本路線によることになり他面郡内移入の物資についても本路線の負う使命は大なるものがある。

二、請願の議決理由

産業の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩内、黒松内駅間に鉄道敷設の請願(請願者　小樽市議会議長岩谷静衛)(苫米地英俊君紹介)(第一六〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内町より島野、磯谷、歌棄磯岸及び寿都を経て函館本線黒松内駅に至る路線の敷設価値は、これら沿線一帯に埋蔵せる鉱物資源の開発を促し、また豊富な海洋資源も開発できる等、本鉄道敷設のもたらす利益は沿線住民のみにとどまらず、本道産業開発上きわめて重要である。ついては、該鉄道をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮下、川口間鉄道敷設の請願(請願者　福島県大沼地方町村会長坂内藤外二名)(岩家喜六君紹介)(第二三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

只見川電源開発に必要な宮下、只見間の鉄道敷設については、すでに二十数回にわたつて請願をしてきたが、本年は、宮下発電所の完成を見、沼沢沼発電所の工事中であり、さらに柳津、高寺両発電所の準備調査の着手の運びとなつた。今後は、上流本名、滝、田子倉等予定され、これら豊富な電力資源開発に絶対不可欠の要件として、宮下、川口間の鉄道敷設は、沼沢沼発電所工事の本格化に伴い、資材、並びに労力輸送に緊急事であるから、早急に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力資源の開発を促進する等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

上野市、名張町間鉄道敷設の請願(請願者　上野市長中井徳次郎外十一名)(浅沼稲次郎君紹介)(第二三二号)及び同(請願者　名張町長北田森太郎外十一名)(川崎秀二君紹介)(第二三六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県上野市、古山村、美濃波多村、名張町を結ぶ西伊賀地方は、その背後の奈良県下、月ヶ瀬、波多野の両村とともに、劣悪な交通条件のまま残されている。上野市、名張町間の交通は、近鉄伊賀線の single 線が一本あるだけで、この線も近鉄本線と異つて輸送上に、経済的、技術的に多大の困難を感じている。すなわちこの地方の貨物輸送は、その販路の関係上、国鉄関西線伊賀上野駅に陸運で搬出しなければならないので、運賃の負担に苦しみ、旅客もまた西部地域ではほとんど利用価値がない。ついては、名張町、上野市間の鉄道を美濃波多村、古山村を経て敷設されたい。このことによつて、観光地、赤目ばく布、香落

深、月ケ瀬への国鉄からの道程が短縮されるという利便もあるというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

上信鉄道敷設促進の請願（請願者　上田市長井上柳梧外十五名）（小澤光平君紹介）（第二三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬、長野を結ぶ唯一の信越線が老朽化している現在、これに代る新路線として、また有事即応のために、群馬県渋川町と長野県上田市を結ぶ上信鉄道の敷設こそ国土再建上緊急事であり、その実現はきわめてせつなるものがある。ことにこの上信県境附近一帯は、農産物・林産物・鉱工業並びに豊富な電源を有し、産業・経済・文化に多大の貢献をしているのみでなく、観光方面においては随所に温泉、景勝地を有し、新日本の振興に寄与するところ大である。ついては、当鉄道をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業の開発並びに文化の振興を図る等のため、諸情勢の好転とまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩国、日原両駅間鉄道敷設の請願（請願者　岩国市長津田弥吉外四十七名）（佐藤栄作君紹介）（第二三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽線岩国駅より岩徳線西岩国駅を経て、山口線日原駅に通ずる陰陽連絡線岩国、日原間鉄道の敷設は、本州西部における山陰本線と山陽本線とを重要部分において連けいする幹線として、また現在死蔵されている豊富な木材、鉱物の資源開発のため、きわめて重要路線であり、かつ文化の進展に寄与するところも大である。ついては、すみやかに本鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

三陸鉄道敷設の請願（請願者　岩手県気仙郡盛町長鈴木文助外四十三名）（小澤佐重喜君紹介）（第二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸地方は、鉄道の恩恵に浴さないため豊富なる未開発資源がいたずらに死蔵されているばかりでなく、その沿線は、国立公園候補地として登場している「三陸フイヨルド」をはじめ風光明びな観光の重要地帯であるにもかかわらずこれを広く世人に紹介することができない状況であり、この地帯に鉄道を敷設されれば三陸沿岸の産業のほつ興はもちろん東北の文化向上も期待され、また東北本線一本によつて中央に輸送される物資のふくそうと輸送の煩雑は緩和され、従つて交通も便利になる一方八戸市、宮古市、釜石市の沿岸重要都市を結び常磐線と直結されて中央との距離が短縮され、輸送と交通が非常に済経的になるのである。ついては、仙台市より八戸市に至る沿岸の未架設地すなわち石巻より気仙沼に至る線、盛より釜石に至る線、宮古より久慈に至る線をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

勝山、倉吉両駅間鉄道敷設の請願（請願者　岡山県真庭郡二川村長飯田峰一郎外十六名）（星島二郎君外一名紹介）（第二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡勝山町を通過する姫新線と鳥取県倉吉町を結ぶ勝倉鉄道の敷設運動は、明治二十三年から今日まで六十年、父子孫を通じて行われてきた。沿線は、木材資源に恵まれ、米、茶たばこ、畜産の全国的主要産地であり、県の開拓指定地となつている。蒜山平野には、優秀なけいそう土が無尽蔵であり、埋蔵の推定量は三千万トンに達している。その他、名勝、温泉、スキー場、史せき等にも恵まれ、鉄道敷設の実現が、産業、文化に及ぼす影響は絶対なものである。近く旭川上流の開発を、伯耆大山地区特別開発計画の下に包含させて、湯原ダムが建設されるときくが、勝山、倉吉間鉄道敷設とあわせて実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

赤穂線敷設工事促進に関する請願（請願者　岡山県上道郡西大寺町長家野猛之外三十名）（若林義孝君外一名紹介）（第三四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽本線相生駅より岡山県西大寺駅附近に接続する赤穂線は、赤穂、日生間まで過半の敷設工事の完成を見、日生、香登間は決定済で、香登以西が未定となつている。この未選定区間の路線選定に当つては（一）邑久、上道両郡は拡大肥よくな岡山平野の東半部を占めること、（二）人口しゆう密全国屈指の穀物の宝庫を形成すること

と、(三)経済力豊富で文化水準も高いこと、(四)主要生産工場が多く分布し、西大寺町を中心とする物資の交流がおびただしいこと等の理由により岡山県邑久郡を経て上道郡西大寺町を経由する路線を選定された方が有利である。ついては、本線敷設工事をすみやかに実施することとともに未定区間の選定については前記路線に定められたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに輸送系路の見地より請願の趣旨について検討し、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

根北線鉄道敷設促進の請願（紹介議員　北海道選挙区選出参議院議員尾崎勇外四名）（第四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

根北線鉄道は、根室国と北見を直結する国有鉄道未成線で根室本線根室標津駅に発し、北見斜里駅に通ずる路線でこの沿線の資材は三千三百万石と称され地下資源は金、銀、銅等四千八百万トン埋蔵しており、かつまたこの地域は風光すこぶるよく、この鉄道の敷設により、無尽の魚族を包蔵する知床半島沿岸との交通ができる等資源開発に及ぼす影響は大きい。ついては、根北線鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

津軽線復活促進に関する請願（請願者　青森市長織山実）（山崎岩男君紹介）（第一五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

津軽半島は、日本三大美林の一つである青森「ひば」の大森林を有しているため、木材新炭の供給源であり、水産資源、陸地の農産資源及び地下資源は非常に豊富であり、海上交通としては良港がなく、陸上交通としては県道一本を唯一の交通路として、乗合自動車、貨物自動車、並びに馬車等を利用し、貨客の輸送しているが、輸送能力にも限度があり、地元民の被る不利、不便は大であり、文化交流の面においても非常に阻害されている。ついては、すみやかに津軽線を開通させ、とくに青森、碇田間の戦時中他に転用された線路を敷設し、経営の成立つ特別運賃制度を採用しても運輸営業を一日も早く復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

石巻線を雄勝町まで延長の請願（請願者　宮城県桃生郡雄勝町長藤野徳弥外四名）（内海安吉君紹介）（第二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡雄勝町は、海産、石産物等の大生産地として知られ、また金華山沖漁場に連けいするいわゆる三陸沿岸中、もつとも重要な地理的地歩を占めていながら、交通の不便と鉄道施設がないためその開発は著しく遅れている。ついては、石巻線を雄勝町まで延長し、本町産業の発展を図り、かつまた石巻市を中心とした総合開発に寄与されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、諸情勢の好転をまつて予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

浜松、米原間鉄道電化促進に関する請願（請願者　大阪市議会議長生田清助外七名）（青木孝義君外一名紹介）（第五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京、浜松間の電化は、諸方面への振興であり、発展であるが、いまだ実現されず、浜松以西への電化が中断されているため、東海道全線の機能を発揮できない実状であるから、これが電化をすみやかに実施し、わが国生産経済の振興を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願線区の電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

奈良、桜町間鉄道電化の請願（請願者　八尾市長脇田幾松外五名）（田中萬逸君紹介）（第一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

敗戦以来関西本線は、大なる被害を受け、復線であつた個所も単線に余儀なくされ、列車の回数においては、戦前の五分の一以下と言うみじめな現況になり、その反面大阪市の人口は著しく膨脹し、従つて通勤、通学者等の都市効外交通量はますます増加しており、国鉄輸送施設の改善強化を図らなければならない実状である。この関西線は、東海道線、城東線、片町線、阪和線と結そうせる電化区間にあつて、大阪、名古屋の二大商工都市、奈良の国際観光都市と直結する重要幹線でありながら非電化区間として残され、通学通勤に大なる不便を与えている。ついては、奈町、奈良間を電車化して、観光旅行を快適にし、通勤通学はもちろん商工業者等の利便円滑を計り、地方文化の向上に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約

を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願線区の電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

浜松、米原間鉄道電化促進の請願（請願者　岡崎市議会議長太田光二外七名）（江崎眞澄君外四名紹介）（第二七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道線浜松、米原間は、中部日本産業経済の中枢地帯を走っているので、とくに貨客の輸送がふくそうしており、これが電化による輸送力の増強はもちろん文化並びに経済の興隆は大なるものがある。ついては、該区間の電化をすみやかに実施するとともに、これに要する費用を追加予算に計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願線区の電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

門司港、鳥栖両駅間鉄道電化促進の請願（請願者　門司市議会議長栗林力太郎）（平井義一君紹介）（第三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北九州地区の人口は、九州五市七十万、筑豊地区九十万、日豊線沿線地区百万と合計三百万を数え、このため門司港、鳥栖両駅間の貨客はほう大な数に上り、その混雑はおびただしいものがあり、しかも列車運転回数が、きわめて少なく、かつ速度においても貧弱で、地方の開発に大きな障害となっている。ついては、該区間の鉄道を電化されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して請願線区の電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

名古屋多治見間鉄道電化の請願（請願者　多治見市長金子義一外六名）（平野三郎君紹介）（第五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央線は、東海道線に次ぐ重要幹線で、これが電化についても東海道線についで行うべきで、その促進はしばしば請願しており、なかんづく名古屋、多治見間は交通量においても全国にまれな混雑をきわめ、関係住民の不便と迷惑はじん大であり、さらに国鉄独立採算制という見地からしてもこの区間の電化は現下の急務である。ついては、名古屋、多治見間鉄道の電化を急速に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して請願線区の電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

日南鉄道全通促進の請願外一件（請願者　宮崎県日南市長井戸川一外十一名）（田中不破三君紹介）（第四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日南地方は、年産四万余トンのパルプを生産する日本パルプ工場を有し、かつ山林資源及び水産資源は、年々増加の一途をたどりつつあるが、戦前、都城、志布志、油津、北郷を経て宮崎に通ずる環状線が計画され、昭和十六年北郷駅まで延長して戦争のため中止せられ、今日に及んでいる。日南鉄道の貫通は無尽蔵の各資源を開発し、国家再建の重要役割を果すのであるから、南九州総合開発の重要拠点としての当地方の産業を振興するにおいても日南鉄道全通の工事に着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源並びに産業の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまって、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

阪和線掘下げに関する請願（請願者　大阪市南区雁波新地六番町十二番地南海電気株式会社取締役社長小原英一）（小西寛松君外二名紹介）（第四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の阪和線は、戦時中輸送対策の一環として政府が南海鉄道から強制的に買収したもので、その目的の解消した現在においては、当然元所有者に還元される性質のものであって、沿線居住者もこれを切望している。ついては、すみやかに阪和線を掘下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

買収鉄道の掘下げについては、現下の政治経済情勢等ともにらみ合せて、輸送力の確保増強等の見地から、国有鉄道網全体としてこれを研究せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

踏切道廃止並びに道路開設の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡北川村長夏田義忠外百四名）（佐藤重遠君紹介）（第六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日豊線日向長井駅、北川両駅の中間にある宮崎県東臼杵郡北川村大字長井字仁瀬と宮原の境に位する小部落では、日豊線開通以来、宅地は、高さ八メートルの築堤でさえぎられ、今まで平坦であった道路は、ため池のような状態になり、踏切道路も坂道となって道幅もわずかに八十センチになったため、リヤカーの往来も不可能となり、毎年の豪雨毎に床上、浸水となって、被害を受けるばかりでな

く、この踏切の設置以来、下り列車は見透しがきかないため、細心の注意を拂つてもなお、かつ悲惨な犠牲者を出しており、大正十年以来二十九年間多忙な農民がこの踏切のために忍ぶ苦痛は多大であるから、この踏切を廃し、きよう(拱渡)又は暗きようとして放水路と人畜の道路を兼ねたものを開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地域の実状に対応し予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

鉄道線路の防雪接続装置に関する請願(請願者　長崎県島原市上新町二百三十番地　山田謙太郎)(坪内八郎君紹介)(第一六一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

列車進行によつて発する線路維目における騒音は、長途の旅行者に限らず、直接、間接に心身の疲労に影響するものであるが、鉄道線路防雪接続装置を使用すれば、無接続の一本の線路の上を、汽車を走るように騒音を発しないで全国の旅行者は静かな旅行ができ、観光日本としても欠くべからざる役割を果すものである。この装置の使用は車両の耐久年数を延長するという利点も備え、すでに第八国会で採択されたものと同じであるが、構造において改良を加えたもので、詳細は、請願書原文の通りであるから、この鉄道線路防雪接装置を国鉄で採用されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客輸送の快適を図る等のため、予算、資材等を勘案して、防雪接続装置につき、考慮せめるしよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

南小樽駅に急行列車停車の請願(請願者　小樽市議会議長岸谷静衛)(苫米地英俊君紹介)(第一六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道南小樽駅は、小樽市産業の中心部に位し、周辺には工場、問屋等多く、十八万人口の半ばこれが利用圏内にあり、しかも戦後この地帯の産業経済の復興は真に目覚しいものがあつて、ことに貨物の発着、人車の往来は著しく、同駅の利用度は高まつているが、急行列車が停車しないため、同方面住民の被る不利不便はきわめて大なるものがある。ついては、市内交通機関の不備な当市の現状にかんがみ、函館本線南小樽駅に急行列車を停車されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

野村、谷川両駅間に列車増発の請願(請願者　兵庫県多可地方事務所長福井忠治外五名)(吉田省三君紹介)(第一六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄谷川線、野村、谷川駅間の列車運行は、午前に三往復、午後に三往復で、下りは朝六時から十時までなく、上りは十九時止まりであるから、阪神、但丹方面に旅行するのには六時では早きにすぎ、十時では遅きにすぎ、この間に四時間の空白があるから、八時に一列車を、又上りは福知山線を受けて二十一時を増大されたい。なお、地方民、通勤者、中学及び高等学校生徒のために、レカー汽動車でもよいから上り、下り各一本づつ増発し、船町口に常駐駅員を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめる適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

吉都線に熊本経由門司行の準急列車増発の請願(請願者　宮崎市議会議長久保田初見外四名)(田中不破三君紹介)(第三九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吉都線は、鹿児島本線と日豊本線を結ぶ南九州を横断する重要路線であり、本路線は、都城―吉松(吉都線)吉松―八代(肥薩線)と一応分断されており、都城より熊本経由で九州へ行く直通列車は現在一本あるだけで、接続に非常な不便を感じているのみならず当地方より九州への旅客は、相当数にのぼり、本路線の利用度は非常に高い現状であり、地方民の被る不利不便も大なるものがある。ついては、吉都線に都城発熊本経由門司行直通の準急列車を一本増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、交通量並びに時間間隔等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

日豊線準急列車を東京まで延長の請願(請願者　宮崎市議会議長久保田初見外四名)(田中不破三君紹介)(第三九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在日豊線には唯一の準急列車として昨年九月より都城、京都間の列車が運行されたため、東九州各線の受けている便利は大きく、南九州の総合開発が国策として取上げられ、南方との貿易の重要性が強調されているとき、南九州と東京間の往来もひん繁となつてきたが、東京への旅行者は多大の時間を費して鹿児島、門司において東京行急行列車に移乗している現状である。ついては、九州の全体的交通網の充実を計るため、日豊線都城、京都間準急行列車を都城、東京間まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、車両並びに要員等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

を議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

日詰、古館両駅間に簡易停車場設置の請願（請願者　岩手県紫波郡日詰町長堀内琢十郎外一名）（山本猛夫君紹介）（第一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県紫波郡日詰町は、紫波郡の中央に位し、産業、文化、商業の中心地であり、かつ本町を中心とする、盛岡、大迫並びに近村に通ずる交通の中枢地であるが、本町の利用駅である日詰駅までは南方三、一キロあるため、通勤、通学者千余名は大なる不便を感じており、その反面利用者は、増加の一途をたどっている実状であるから、町の中央に簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、簡易停車場設置につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

鵜住居、釜石両駅間に簡易停車場設置の請願（請願者　岩手県上閉伊郡鵜住居村長古川清見外一名）（山本猛夫君紹介）（第一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県上閉伊郡の鵜住居駅、釜石駅間に簡易停車場設置の請願については、すでに昭和十二年、同十五年、同十七年及び同二十四年に請願を行い、採択に至らないで今日に及んでいる。この停車場設置によつて利用する部落は、両石、箱崎を合して二百五戸、鵜住居、箱崎間道路改修後はさらに増加する予定である現在通学、通勤者はけわしい峯の峠を歩くため相当に重荷となつて、教育、生産に及ぼす影響は多大である。釜石市の急激な発展による住宅難は、簡易停車場設置により、両石方面で解決されるであろうし、水産、林産に恵まれ、海水浴場としても優秀な両石地域の発展のため、鵜住居村両石に簡易停車場設置を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、簡易停車場設置を適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

矢神、坂根両駅間に簡易停車場設置の請願（請願者　岡山県阿哲郡矢神村宮田重五郎）（橋本龍伍君紹介）（第五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県阿哲郡矢神、坂根両駅間は、人口も密で、地上、地下の資源も豊富であり、従つて旅客の集散も多く、学生、工場通勤者等乗降するものは、駅がないため、往復二時間を空費し、その損失は多大である。ついては、地方産業発展及び文化向上のため、前記両駅間に簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の発展並びに文化の向上を図る等のため、予算、資材等を勘案して簡易停車場設置につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

大津港駅改築の請願（請願者　茨城県多賀郡大津町長村山清蔵外一名）（北澤直吉君外三名紹介）（第一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県多賀郡大津町駅舎は、明治三十年二月開業され、前後三回におより改築し、柱の腐朽、接木を行つたが、風のため柱は傾斜し、冬期の西北風には掛時計が止まることも珍しくない。同町は東浜地方を控えて直通の便があるため、近海漁業の発展は目覚ましく、海産加工及び冷凍設備の整備は中央市場に重要な役割を果し、一方、常磐炭鉱、神之山磯、及び関本岩礁の開発とともに昭和二十一年には炭礦専用線の敷設を見ている。昨年八月、関本村の一部を合併して、本年五月、関本駅を大津港駅と改称し、築港の拡張とともに大津港駅の交通上の地位もますますその重要性を加えてきたから、同駅の駅舎改築を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願駅の現状にかんがみ、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

大山駅待合室築設の請願（請願者　兵庫県多紀郡味間村佐貫又蔵（佐々木龍雄君紹介）（第二三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄福知山線、丹波大山駅の待合室は、戦時中の鉄類回収により撤去されたまま今日に至つているが、同駅は、地形とその設備配置に特殊様相を備えている関係上、列車入構後は、下り乗客は、乗車不能、列車行違いの際には、上り下りとも乗車不能等のため、乗客は、発車前に乗車場に出て到着を待ち、降客は通過するまで待つの外ない状態で、ことに降雨雪のときにおける乗客の困難は深刻なものがある。ついては、同駅に待合室を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

福島仲町駅拡張の請願外一件（請願者　宮崎県南那珂郡福島町長西北勝良外一名）（田中不破三君紹介）（第二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄志布志線福島仲町駅は、隣接北方、木城、椎井村方面並びに遠く日南市、都城市、鹿児島県各

地よりの乗合が年々増加し、附近町村の発展に伴い、諸産物の貨物取扱いが、多く、現在の駅舎設備では、はなはだしくふくそう繁雑を極めることに本線施設は当時手線として悪評を受けている関係上、輸送に大なる不便を感じている現状である。ついては、同駅の拡張工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客並びに貨物輸送の円滑化を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

志布志、古江両線の列車ダイヤ改正の請願（請願者　宮崎県南那珂郡福島町西北野　良外十二名）（第三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

志布志線、古江線を利用する乗客は、毎日相当数に上っているが、列車本数の不足により、汽車を待つ時間が長いため、貴重な時間を空費し、乗降の際の混雑は言語に絶するものがある。しかも日南、大隅両地区の開発が進むにつれて、人的、物的交流は盛んとなり、この両線を簡易線のまま放任することは開発上はなはだ遺憾である。また客車は、老朽し、車体の鳴動がおびただしい。ついては、志布志、古江線の列車ダイヤを改正するとともに、施設完備並びに客車改善を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、車両、要員並びに予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

学士院会員に無賃乗車券交付に関する請願（請願者　東京都台東区上野公園内日本学士院長山田三良外一名）（松本七郎君紹介）（第四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本学士院会員は、学術上の功績により、鉄道省から、多年無賃乗車券を下附されていたが、この制度は、国鉄の経営が国鉄公社に移譲されたときに、廃止された。しかしながら、当時下山総裁は、半年もすれば復活するだろうと説明されたので、再発行の時機を待ち、この後交渉の結果、本年四月九日から三箇月間有効の乗車券を発行され、今後も春秋二回短期間のパスを発行されるにすぎない状態である。学士院会員は、現在百四十一名であって、約半数は地方に居住しているので、毎月一回例会のため上京する必要があり、在京会員も研究のため、地方に旅行する必要がある。ついては、学士院会員に対して、無賃乗車券の特典を附与するため単行法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨については現行に即し、研究の上、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

鶴ヶ坂駅に貨物取扱開始の請願（請願者　青森県東津軽郡新城村会議長佐藤真作）（山崎岩男君紹介）（第一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奥羽本線鶴ヶ坂駅を中心とする東津軽地方は、背後に津軽焼珠山を中心とする豊大な国有林野を控え、さらに東津軽郡内唯一の広大な原野を有し、最近これが開拓の歩が進んでいる。従つて国有林野より生産する材木、木炭及びりんご等の出荷は年々増加し、これら生産品はいずれも中心地たる鶴ヶ坂駅に集積されてくるが、貨物取扱いがいまだ開設されていないので、全部小運送により隣駅もしくは青森市まで搬出されている現状である。ついては、輸送経費のため、鶴ヶ坂駅を貨物取扱駅に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

貨物輸送の円滑化を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願駅の貨物取扱いにつき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

坑木の鉄道運賃等級引下げに関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内日本商工会議所内日本石炭協会長高木作太）（岩川與助君紹介）（第五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年四月貨物等級改正実施に当り、坑木は、下級製材及び原木と同一に七級に決定されたが、坑木は、製材並びに原木と比し、いちじるしく安価で、しかも積載量から見た運賃負担率は製材七・一パーセント、原木八・八パーセントとなり、坑木二十パーセントとなり、坑木の負担過重かつ均衡逸失の程度は一目りょう然であり、しかも坑木費の石炭価格に及ぼす影響は実に大きい。ついては、坑木の鉄道運賃等級を引下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、経済情勢に対処し当該貨物の需給状況運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

県道遠野川井線に国営自動車運輸開始の請願（請願者　盛岡市岩手県議会議長村上順平）（野原正勝君外三名紹介）（第二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県県道遠野川井線は、本県内陸部を縦貫するきわめて重要なる交通路線であるが、この地方は交通機関に恵まれないため、地方産業文化は遅れており、ことに豊富なる天然資源に恵まれながら、それを開発し得ない実状で、地方民挙げて本線の省営自動車の運行を期待している。ついては、県道遠野川井線に国営自動車を運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図るため、予

算、資材等を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

広尾港修築費国庫補助の請願(請願者　北海道広尾港改修工事促進期成会長北海道議会議長坂東秀太郎外二名)(高倉定助君外一名紹介)(第九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広尾港は、北海道東海岸十勝の南端に位し、釧路、室蘭間における唯一の避難港として重要であるが、世界三大漁田の称ある襟裳海田を指呼の間に控え、漁港としても重要な使命を有しているが、近時港内埋没し、風浪害によつて船だまり、突堤の沈下等により、避難港としての機能を失う危険が愛慮されており、去年度は、国費六百万円でしゆんせつ工事を行い、漁船の入港が可能になつたが、昭和二十五年実施された漁港基本調査の結果、改修五箇年計画書が示されたから、その線に従つて防波堤の延長工事、船だまり東突堤増築工事、護岸工事、しゆんせつ工事等を国費をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

広尾港の避難港及び漁港としての重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

青森港修築工事促進の請願(請願者　青森市長横山実)(山崎岩男君紹介)(第一五七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森港は、本州と北海道との人的・物的資源交流の重要点であり、かつ本州と北アメリカ西海岸、北潮鮮、満洲方面とを結ぶ至近距離に位置し、貿易港として多大の使命を有するが、港湾施設として一般商船の接岸施設を有せず、本船は堤外において停泊し、貨物は、はしけによつて物揚場に運ばれるため、天候次第によつては荷役の不能に陥いることがある。また中央ふ頭前面に波除堤がないため、東西両物揚場の利用率がはなはだしく低下し、小型船の衆害はひん発する状態にある。ついては、この障害をさけるため、汽船接岸施設及び旧北防波堤の改良工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

青森港は、北海道との連絡港として重要拠点である。よつて、これが修築工事の完遂を図るよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

赤碕港改修工事促進の請願(請願者　鳥取県東伯郡赤碕町長三好久義外二十一名)(稲田直道君紹介)(第三二三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

赤碕港は、鳥取県の中央部に位する重要港湾で、その利用度は著しく、日本海を航行する船舶の中継地であり、避難港として重要な役割を果し、また本県の重要漁港でもあるが、日本海特有の漂砂は、港内の埋没をきたし、年々の災害は防波堤その他の港湾施設を破壊して近来港湾としての機能を失いつつある。ついては、本港の重要性を認識して、根本的改修計画を樹立し、継続的改修を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

赤碕港の重要性にかんがみ、当港の継続的改修を図るよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

熊石港しゆんせつ並びに拡張工事施行の請願(請願者　北海道爾志郡熊石村長針谷為治外一名)(川村善八郎君外一名紹介)(第一五一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道爾志郡熊石村は、戸数千四百、人口八千五百を算する純漁村で、開拓の歴史は古く山海の資源はきわめて豊富であり、また熊石港は、近時沖合漁業の発展に伴い大型漁船の出入は、著しくふくそうしている現状であるが、幅員十五米、延長百三十米にわたる未掘さく岩盤の残存があるため、きわめて狭あいで荒天の際は附近就業航行中魚船の避難入港としては、とうてい収容できない実状である。ついては、同港の拡張工事をすみやかに実施するとともに船入まのしゆんせつを実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

熊石港の避難港としての重要性にかんがみ、予算並びに資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

有家港災害復旧費国庫負担金交付促進の請願(請願者　岩手県九戸郡中野村長南舘恭(山本猛夫君紹介)(第一六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県九戸郡中野村有家港は、物資の出入港として地方民の主要門であり、近隣に良港なく避難港としても重大なる役割を果し、かつ地方産業の振興のために、さきに災害復旧工事として運輸省の査定を受け、本年その査定予算の約三分の一の国庫負担で着工したが、港湾工事の特異性にかんがみ、地元民の出資と村費の立て替えを以て、全工事の完成を目指している。しかるに打続く不漁と地方財政の貧困より、地元負担の重圧には全くたえ難い実情である。ついては、有家港復旧工事費の未交付分を、昭和二十六年度初期に交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

有家港の避難港並びに経済的に重要な地位である点にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内

閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

港湾法の一部改正に関する請願

(請願者　横浜市長石河京市外六名)(坪内八郎君外一名紹介)(第三一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

港湾法は港湾行政の簡素化と運営と効率増進を図るものであるが、本法修文中にはなはだ妥当を欠く箇所があるので、これをすみやかに次の通り改正されたいというのである。(一)第二條二…利用及び管理の方法…を二…利用及び管理運営の方法…とすること。(二)第四條第一項中「又は予定港湾区域を地先水面とする地方公共団体」を「又は予定港湾区域を地先水面とする市町村(都の区を除く)」とすること等。

二、請願の議決理由

港湾行政の簡素化並びに円滑を期するため、現地の実状を検討の上、善処するよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

港湾法による港湾工事費負担率改正の請願(紹介議員　塩釜市長桜井辰治)(紹介議員　都後皆君紹介)(第一五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

港湾法第四十二條第一項の規定によれば、重要港湾における施設または建設改良の工事費負担は、国と港湾管理者がそれぞれ十分の五を負担するとあるが、東北地方は、その地理的條件から産業、経済、文化等政治的恩恵に浴すること少なく、港湾のごときも修築と整備はそのほとんどが今後に残されており、これ等巨額の工事をすでに全額国庫負担により整備された先進港湾と同率に負担することは不合理である。また建設工事費負担は、国と港湾管理者のそれぞれの率により、これを負担することであるが、これら工事に対する費用は、その性質上、相当多額であり、従つてこれを当該単年度の税収により支弁することはほとんど不可能である。ついては、施設または建設改良の工事費は国庫負担を十分の六以上に引上げるよう改正するとともに、同工事費については、その全額の起債を承認する等すみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方の地理的特殊性にかんがみ、他地方との関係並びに地方財政の状況等を勘案して、善処するよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

下田港を避難港に指定の請願

(請願者　静岡県賀茂郡下田町長河津市次郎外十二名)(高山鶴吉君紹介)(第一五三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下田港は、伊豆半島の最南端に位し東西航行船舶の避難港として、また伊豆を中心とする主要貨物の移出入商港として、かつまた魚族豊富な伊豆七島並びに遠海漁場出漁船の漁業基地として船舶の出入はひん繁をきわめている反面港湾設備はきわめて悪く、かつ本町は、平衡交付金中より港湾管理費を大幅に削減されたため、今後の港湾修築工事はもちろん、工事負担金を負担する能力もほとんどない状態であり、地理的にも経済的にも天然の良港を現状のまま放置しておくことは本港のもつ重要性より見のがしできないところであるから、本港を避難港と指定し、もつて同港の修築工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

下田港は、避難港及び商港等として重要な地位を占めている。よつて請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

根占港を商港に指定並びに修築の請願

(請願者　鹿児島県肝属郡大根占町長浜崎隼人外七名)(前田郁君紹介)(第二三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

根占港は、鹿児島県大隅半島雄川河口に位置し、港を中心として背後に産する物資を移出し、あるいは日常生活必需物資及びその他の移出港としてはもちろん湾内の避難港として、また海上交通の拠点としてきわめて重要な位置を占めているが、雄川の流失する土砂により河口が次第に浅くなり、船舶の港口出入に大なる影響を及ぼしており、沖合より「はしけ」または満潮時を利用して積出さなければならない状態になつている。ついては、南大隅地区の海上交通の拠点である根占港を商港に指定するとともに、港湾の修築工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

根占港の重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

油津港を重要港湾に指定の請願

(請願者　日南鉄道期成同盟会長井戸川一外八名)(田中不破三君紹介)(第三九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

油津港は、東南九州における天然の良港で、特産飫肥杉の集散地であり県道坂元三俣線の改修により鹿島盆地に直結される日も迫つている。また日本パルプ工場も月産三千トンを目標に増産に努力しており、当港の移出入量は、年間四十万トンといわれ、一方港湾の修築貯水場及び堀川運河の整備拡充並びに船舶給水施設等目下進ちよく中で関係においても港湾法による重要港湾の指定をうけ本港の重要性は実証されている。ついては、閣議決定の線にそつて油津港を重要港湾に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

油津港の重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

13

附録

2-3

官報 号外

昭和二十五年十二月十日

○第九回国会 衆議院会議録第十三号附録(二)の三

首崎に燈台及び霧笛設置の請願（請願者　岩手県気仙郡越喜来村長熊谷留之助）（鈴木善幸君紹介）（第七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県気仙郡越喜来村首崎は、太平洋中もつとも深く突出し、北に釜石港、南に大船渡港を擁し、地形高く、濃霧の襲来激しく、南東、北東の強烈な地方風と附近に二大潮流の合流点があつて航路の偏向著しく、昔から航海者の鬼門とされており、大小船舶の難破ぜん等相次ぎ、遭難者も数多くある。ついては、越喜来港湾の門戸であつて、港内広く、かつ水深く、大小汽船の避難港として重要視されている首崎に、燈台及び霧笛を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における海難を防止するため、予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

綾里岬燈台に霧中信号施設設置の請願（請願者　岩手県気仙郡綾里村長野村善二郎）（浅利三朗君紹介）（第二九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県気仙郡綾里村の突端綾里岬及び脚崎附近は、かつて三陸沿岸における船舶の最大の難所とされていたが、昭和十二年に綾里岬燈台が設立されて以来今日まで、航行船舶に大なる利便を与えたため、船舶の被害は著しく減少したが、金華山以北綾里岬附近は、貨客漁船の交錯がひん繁であるため、毎年濃霧の時期及び北海特有の吹雪の時季においては、燈台の機能も全く失われ船舶の遭難はもちろん航路一回による燃料の損失と漁獲物の鮮度低下による損失はじん大である。ついては、これを解決するため、綾里岬燈台に霧中信号の施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における船舶の遭難を防止するため、予算資材等を勘案して、趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

花咲燈台に霧信号設置の請願（請願者　北海道根室町長岸田利雄）（伊藤郷一君紹介）（第四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道根室町和田村字花咲港は、終戦後千島及び北洋の漁田を失つた北海道漁業の現在の情勢から沿岸及び太平洋方面遠洋漁業の基地としての重要使命を帯びるに至り、輸出向けかん詰工場等も施設され、また各種冷凍工場貯氷場等の諸施設も計画されており、出入船舶の数も激増の一途をたどつており、地元漁船のみでなく、本州方面よりの漁業船の数も相当数に達している現状であるが、当地方は、五月末から八月末までの盛漁期において海霧濃厚のため、海難事故が多く、漁獲高も半減し、船舶の不安は多い。ついては、すみやかに花咲燈台に霧中信号を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における海難防止を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

落石埼燈台に霧笛設置の請願（請願者　北海道根室郡和田村落石漁業協同組合長理事阿彦保太郎）（伊藤郷一君紹介）（第四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道根室郡和田村字落石附近は、近い沖合で、黒潮流が交さする関係上、三月から九月まで毎日濃厚な海霧がたちこめ十数間先も見えず波浪荒く、浅瀬や岩礁の多いため、船舶の運航は危険をきわめ、この濃霧期間がこの海域の漁業最盛季で、漁船数百隻余りが昼夜兼行出漁するが、完全な羅針器がないため、帰港の方位を誤り、その間の燃料や時間の不経済はばく大なものがあり、また漁獲高への影響も多大である。ついては、すみやかに実情調査の上落石埼燈台に霧笛を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を図るため、実状を調査し落石岬燈台に霧笛設置するやう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと、議決した。なお、本請願は、これを議院において、採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

塩釜に燈台設置の請願（請願者　青森県上北郡大三沢町長小比類巻富雄外一名）（山崎岩男君紹介）（第八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本州の最北端に位する尻屋岬海域は、魔の海と称され、航海者に恐れられているが、尻屋の南方鮫岬と中間に位する青森県上北郡大三沢町地域の近海は、常に風と潮とは逆流し、遭難船舶年々数隻によりその損失は多大である。ついては、大三沢町地域内塩釜は、六箇所村の南方約五キロの格好の地点にあるから、沿岸航海の支障を除き、海運業の発展を期すをため、燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における海難を防止するため、すみやかに請願の地点に燈台を設置するよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これ

明治二十五年三月二十一日　第三種郵便物認可

を議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的
　船舶航行の安全を確保するため、予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。
二、請願の議決理由
　船舶航行の安全を確保するため、現地の実状を調査して請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長幣原喜重郎殿

小瀬戸、神の島間水路開鑿の請願（請願者　長崎県西彼杵郡町村長会長森孝一外二十四名）（坪内八郎君紹介）（第二四六号）及び同（請願者　長崎県議会議長岡本直行）（岡西明良君紹介）（第四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　長崎港口神の島と小瀬戸との間は、従来幅員約二百五十メートルの海峡をなし、長崎港以北及び玄海沿岸一帯と往来する各種中小船舶にとつて、この水路は、長崎港口北の出入口をなし、唯一安全な交通路として全面的に利用されて来たのであるが、終戦直前軍の建設用地として埋め立てられたため、交通路は、閉ざされ、しゆん功を見ないまま放置されている現状である。ついては、すみやかに本水路を開設し、もつて長崎港の発展に寄与されたいというのである。
二、請願の議決理由
　長崎港の発展を期するため、現地の実状を調査して請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長幣原喜重郎殿

黒島に航路標識設置の請願（請願者　対馬支庁長平原神哉外十三名）（田口長治郎君紹介）（第四六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　対馬東沿岸一帯は、長崎県下有数の漁場であり、近時沿岸航行、近海航行の諸船舶は、数多くなつているが対馬には南北両端の各一箇所の航路標識（燈台）があるのみで夜間航行は不安である。とくに冬期間の数箇月間はまことに危険であるが、本島黒島は、玄海灘に面し、対馬中部に位し、標記光達距離の関係上理想的な水路の要衝に位置し、同島の最高の地に燈台を設置されれば漁民は安心して、漁業に従事することができ、漁獲量は相当増加し、沿岸航行船舶の安全保持に貢献することができる。ついては、本島黒島に航路標識を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
　船舶航行の安全を図るため、すみやかに請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長幣原喜重郎殿

日南市油津海上保安部内に船舶検査官分室設置の請願（請願者　日南市長井戸川一外十八名）（田中不破二君紹介）（第四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　気象災害による毎年の膨大な損失に対し、気象機関の防災機能を高めることはきわめて重要で、ことに鹿児島県は、地理的条件よりしても気象機関の分布上よりしても日本全土の防災と安寧に重要な関連を有しており、史上最多の災害地である。また南方の諸地域を喪失し、南からの気象報を得られないため、本県の気象官署気象報が、一層重要度を加え、これが機能如何は、県下に止らず、日本全土の災害程度に重要な影響を及ぼすものである。ついては、現在の鹿児島測候所を地方気象台に昇格せしめ、内容を拡充し、あわせてさん下の各気象官署の機能を発揮せしめられたいというのである。
二、請願の議決理由
　気象災害の防止を図る等のため、予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長幣原喜重郎殿

鹿児島測候所を地方気象台に昇格の請願（請願者　鹿児島県議会議長増田静）（前田佛君紹介）（第五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　気象災害による毎年の膨大な損失に対し、気象機関の防災機能を高めることはきわめて重要で、ことに鹿児島県は、地理的条件よりしても気象機関の分布上よりしても日本全土の防災と安寧に重要な関連を有しており、史上最多の災害地である。また南方の諸地域を喪失し、南からの気象報を得られないため、本県の気象官署気象報が、一層重要度を加え、これが機能如何は、県下に止らず、日本全土の災害程度に重要な影響を及ぼすものである。ついては、現在の鹿児島測候所を地方気象台に昇格せしめ、内容を拡充し、あわせてさん下の各気象官署の機能を発揮せしめられたいというのである。
二、請願の議決理由
　気象災害の防止を図るため、予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十五年十二月八日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長幣原喜重郎殿

日和佐町に徳島測候所分室設置の請願（請願者　徳島県海部郡日和佐町長町弥一）（岡田勢二君紹介）（第四八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　徳島県海部郡日和佐港は、本県南方五十カイリ沿岸における唯一の良港として高度の利用価値をもつているが、漁業と不可分の気象観測は、徳島測候所より遠く二十里を隔たり、しかも通信、交通不便のため、その連絡は困難であり、従つて一度台風が来襲すれば、航行中の船舶事故はもちろ

ん、停泊中の漁船においても多大の被害を受けている実情である。ついては、海上事故の防止並びに農作物災害防止等のため、日和佐町に観島測候所分室を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

海上事故並びに農作物災害等の防止を図るため、予算等を勘案して請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

経済安定委員会

民間経済調査機関拡充等に関する請願（請願者　東京都千代田区神田駿河台政経ビル内地方調査機関全国協議会理事長伊藤武雄外十一名）（松澤兼人君紹介）（第四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民間経済調査機関は、地方経済の科学的実証的調査研究に努力しているが、関係官公庁は、目前の政策的必要を充すに急であるため、調査機関を利用すること少なく、従つて統計は断片的であつて体系的持続性に欠けるものがあり、かくてはわが国民大衆の要望に応えることはできない。ついては、官公庁の調査統計機能の充実と合理化を図るとともに、民間経済調査機関を拡充し、もつてその相互協力を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、具体的経済調査機関の内容を政府において、充分検討することとし、その趣旨においては適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長幣原喜重郎殿

労務用物資割当制度の存続に関する請願（請願者　東京都渋谷区羽沢町四十番地全国建設業協会安藤清太郎外六十九名）（野村專太郎君紹介）（第一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

労務者用の実質賃金を向上して生活内容を充実させるため、生活必需物資（主食、衣料繊維、酒類、ゴム製品、食用油等）の労務者用割当制度を存続し、良質にして安価な物資の配給、その他積極的対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、現下の労務事情にかんがみ、経済復興促進のため妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月八日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔日程追加の分〕

人事委員会

岩国市の地域給引上げの請願（請願者　山口県岩国市長津田弥吉外二千六百三十五名）（吉武恵市君外二名紹介）（第八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩国市は、純然たる消費都市で、附近は、内海工業の一つで大なる罹災を被たが、近時は、着々大規模な化学工業などを主体とする諸産業が続興し、これ等従業員は公務員のとうてい及ばざる待遇を受け、また国際空港と開港を控え、かつ観光都市でもあり、人の動きは激しい上に、朝鮮動乱の影響はもつとも敏感に反影して、数ヶ月来諸物価は高騰しているため、在住の官公職員は、生計費の増加に困窮している状態である。ついては、今回人事院勧告による給与改訂に当つて、全国的見地から地域給が改訂される際、岩国市の現行一割の支給割合を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩国市の消費都市としての特殊性並びに周辺民間諸企業のいん盛による物価高等にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて切実なものでありかつその目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

お、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

富海村の地域給引上げの請願（請願者　山口県佐波郡富海村長河村盛市外千五百六十三名）（吉武恵市君外二名紹介）（第八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県佐波郡富海村は、徳山、防府の両市にはさまれ、人口密度及び戸数から見て町の候補地と目されているので、日常生活用品の価格は、両市の高物価をそのまま反影し、とくに夏季遊園地として、交通便はすこぶる多く、購買力は増大している。かかる状況にあるので、諸村への教員希望はなく、教育行政及び教員配置の困窮は打開されない状態である。ついては、在住の官公職員の生活条件向上のため、今回人事院勧告による給与改訂に当つて、富海村に対し、一割の支給割合に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

徳山、防府両市の間にはさまれている佐波郡富海村は、両市の高物価をそのまま反映し、在住公務員の生計費高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

和木村の地域給引上げの請願
（請願者　山口県玖珂郡和木村長村上泰謙外五百六十二名）（吉武恵市君外二名紹介）（第八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口県玖珂郡和木村は、岩国市及び広島県大竹町の中間の小村であるが、その立地的条件のために同村の大部分は工業地帯を形成して、岩国市とは全く同様の経済状態にあるので、住民の大部分が高給與の企業従業員であり、第三国人の在住することなど、物価は高騰しているため、在住の官公職員の生計費の増加に困窮している状態である。ついては、今回人事院勧告による給與改訂に当つて、和木村を現行の乙地程度に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
和木村の立地條件の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月九日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

小松町の地域給引上げの請願
（請願者　山口県大島郡小松町中島源房外三百六十一名）（吉武恵市君外二名紹介）（第九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口県大島郡小松町は小松港を擁するばかりでなく、島内交通の要衝であり、また全くの消費地である等の関係からきわめて高物価である。これらの実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月九日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

東岐波村の地域給引上げの請願
（請願者　山口県吉敷郡東岐波村長三好茂吉外九百五十六名）（吉武恵市君外二名紹介）（第九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口県吉敷郡東岐波村は、山口、宇部及び防府などの高物価圏である地域の間にあつて、他市町村に比し、人口密度は高く、生活必需品は、宇部市より仕入卸売されているので、一般市価より高く、隣接する山口県鉱工業の勤務者に比して在住官公職員は低給であるため、物価の高騰の最近においては、生活は困窮の状態にある。ついては、今回人事院勧告による給與改訂に当つて、この地域に対し、一割五分の支給割合に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
東岐波村がその特殊な立地條件等によつて高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月九日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

大嶺、伊佐両町の地域給引上げの請願（請願者　山口県美禰郡大嶺町長牛尾美鶴外六百六十八名）（吉武恵市君外二名紹介）（第九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口県美禰郡大嶺町及び伊佐町は、山陽、山陰の中間点にあり、奇勝秋吉洞に至る中継地点で交通上の要地であり、県下有数の地下資源石炭地帯で、多くの鉱産鉱工業場があり、平和産業資源の一大給源地であるだけに郡内の経済的な中心地である。これら地域の特殊事情の反影により物価は高騰し、とくに朝鮮動乱の余波を受け、在住官公職員は生計費の増加に困窮している状態である。ついては、今回人事院勧告による給與改訂に当り、伊佐町及び大嶺町の両地域に対し、一割五分の支給割合に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
山口県美禰郡大嶺町及び伊佐町が山陽、山陰の中間に位し、交通上の要地であるとともに、また郡内経済の中心地である等の特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月九日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

高森町の地域給引上げの請願
（請願者　山口県玖珂郡高森町長山本林之助外九百六十一名）（吉武恵市君外二名紹介）（第九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山口県玖珂郡高森町は、隣接五ケ町村の政治的、経済的中心地で農産物を主として発展し、さらに岩国、錦山間の鉄道の開通により、交通の便もよくなつたが、戦後のインフレは当然農村にも波及して物価は急激に高騰してきており、また諸物価の取引きは京阪神、広島方面のため、その影響を受け、生活物価は、その地方と匹敵するような特殊事情であり、官公職員の経済生活はきわめて苦しい状態にある。ついては、今回人事院勧告による給與改訂に当つて、この地域に対し地域指定を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
高森町の立地條件等からして物価の高騰を免れず、本請願の趣旨は切実なものであり、目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十五年十二月九日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

小野田市の地域給引上げの請願
（請願者　小野田市長久野東一外一千六百八十二名）（吉武恵市君外二名紹介）（第九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
小野田市は、宇部市に連互する炭田地帯であつて、石炭工業及びセメント工業を中心とした産業が発達し、加えて第三国人が多数在住している等隣接宇部地区同様に一般消費者生活、とくに公務員の生

活環境はなはだ悪く、生活状態は日々ひつ迫している。ついては、今回の給與改訂に際しては、岡市市街地域に対し二割五分、その他の地域は一割五分にそれぞれ地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

小野田市の立地條件の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

玖珂町の地域給引上げの請願（請願者　山口県玖珂郡玖珂町長原田正直外七百十三名）（吉武惠市君外二名紹介）（第九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県玖珂町は、近接町村の中心地であつて、附近には鉱山の開発も行われ、農林産物の集散地として交通の要地であり、近時多数の官公署、民間会社が設立され、経済状況は活潑であるが、日常生活必需物資を他府県に仰いでおり、運賃、諸雑費等は、広島、岩国及び徳山などの近接都市に劣らず高騰しているため、在住の官公職員は、生計費の増加に困窮している状態である。ついては、今回の人事院勧告による給與改訂に当つて、全国的見地から地域給が改訂される際、玖珂町の地域給を現行の乙地域程度に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

玖珂町が近接町村の中心地として、また農林産物の集散地として特殊な消費形態を営んでおり、いきおい物価高を免れざる実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

柳井町の地域給存続の請願（請願者　山口県玖珂郡柳井町助役皿田潤之輔外百九十名）（吉武惠市君外二名紹介）（第九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県玖珂郡柳井町は、柳井港を擁し、内海交通の中心地であり、古くから水産業を基盤とする食品工業及び中小企業が発達し、かつ内海の島々などの商業中心都市で消費物資の多くは他に依存せねばならないので、関西方面の直接的強力な影響を被り、物価はきわめて高く官公職員の生活は苦難の度を加えつつあり、地域給の支給が必要である。ついては、今回人事院勧告による、給與改訂に当つて、現行地域給支給の区域には今後さらに継続して指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

柳井町がその立地條件等からして消費地的性格を濃厚にもち高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

光市の地域給存続の請願（請願者　山口県光市市長山本留造外千九十三名）（吉武惠市君外二名紹介）（第九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

光市は、人口三万五千を有し、農業の耕作面積は、八百五十町歩で、農家一戸当り約三反という零細農家が約八割を占め、完全保有米農家は、ほとんどない実状であり、従つて主食、蔬菜類等の市場価格は常に高価を示し、また漁業面においても内海漁業の不振により、市民需要量の大半は県外よりの輸入にまつ外はない実状であり、一方市内民間工場等の給與ベースは、一万円ないし一万二千円の線にあつて、これに基く物価の値上りも予想以上に加わり、また朝鮮動乱は、全国的に影響し、物価の騰貴に拍車をかけ、国境線上に位する山口県は、地理的條件より一層深刻なものがある。ついては、今回人事院勧告による給與改訂に当り、全国的見地から地域給が改訂される際、光市の地域給についても現行通り支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

光市の立地條件の特殊性により高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

小串町の地域給存続の請願（請願者　山口県豊浦郡小串町長籠田清外四百三十一名）（吉武惠市君外二名紹介）（第九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県小串町は、西部海岸の中央に位し、観光川棚温泉は、約三軒の地にあり、人口五千四百余人を包含し、密度九百三十人というしゅう密さにおいても市制施行の都市に劣るところがない。また秋冬季には、季節風のため、農作物の発育悪く、漁ろうによる鮮魚介及び隣接農村の生産する蔬菜類は、自由経済の今日都市中心地に集荷し、統制経済時代とは逆現象を呈し、日常生活必需物資を他県に仰いでいるため、在住の官公職員は、生計費の増加に困窮している状態である。ついては、人事院勧告による給與改訂に当つて、全国的見地から地域給が改訂される際、現行給與を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

萩市の地域給指定に関する請願（請願者　山口県萩市地域給対策萩地区協議会長中川忠男外千七百二十五名）（吉武惠市君外二名紹介）（第九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地域給制度が変更され、昭和二十四年十一月実施の特別CPS（消費者価格指数）による東京対比地域差指数に基いて地域給支給率を決定することが予想されているが、当萩市について昭和二十四年十一月の特別CPSによる地域差指数を基礎とする場合、従来の一割の地域給は零になることが予想され、当地区における公務員は生

沿上重大な脅威を受け、千円程度のベース改訂の効果は皆無に等しく、職務遂行上に及ぼす影響は見逃し得ないのである。ついてはベース改訂に伴う地域給の改訂に際し一割五分ないし一割に決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

下松市の地域給指定に関する請願(請願者　山口県下松市役所産業員組合執行委員長池本宮雄外五百九十九名)(吉武恵市君外二名紹介)(第一〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県下松市一帯は、近年大工業都市として目覚ましい発展を遂げ、商業も繁栄し、消費物資のほとんどを他地域から流入するために、物価はすこぶる高く、この地域に在住する官公職の生計は困窮をきわめている。今回官公職員の給与改訂に当つて、地域給の支給率が大幅に削減される模様であるが、地域給の配分案が特別消費者価格調査を基礎とするものとすれば、下松市のような地域では、生計費が安価で、厚生施設の有利な労働者の生計費指数があらわれ、公務員の生活をおびやかす結果になるから、地域給の改訂は公務員を主体とする資料によつて再検討されたいというのである。

二、請願の議決理由

下松市一帯が大工業都市として消費地的性格を濃厚にしていることと並びに民間企業労働者が特殊な労働条件の下にあつて公務員に比しはるかに有利な厚生福利施設等を有している実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

深川町の地域給存続の請願(請願者　山口県大津郡深川町山口県大津地方事務所長中村貞雄外六百八十七名)(吉武恵市君外二名紹介)(第一〇二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県大津郡深川町地域は、山陰、山陽両方面を結節し、郡内行政経済の中心地であつて、水産業、食品工業及び商業の発達は、仙崎町と同様の条件にあり、終戦当時の引揚地として、また朝鮮人の送還終結地として高騰した物価はそのまま現在に及んでいるため、官公職員の生活は困難をきわめている。今回人事院の報告によつて、官公職員の給与改訂に当り、地域給支給率の全般的引下げが行われるに伴い、深川町に対する現行一割が全然不支給となるものとすれば、いたずらに大都市偏重の悪平等となるから生活調査及び物価調査に基いて、朝鮮動乱による地理的特殊性を考慮され、最低一割の支給率にされたというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

阿知須町の地域給引上げの請願(請願者　山口県吉敷郡阿知須町長田上重正一外二百六名)(吉武恵市君外二名紹介)(第一〇三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県吉敷郡阿知須町は、山口市の南部に接し、中国地区の鉱工業の中心地宇部市とはわずかに十キロに近接し、自治体警察も設置されている。同市の勤務者は、約千六百余名で、その中八十パーセントは宇部市に、その他十パーセントは山口市小郡町方面に勤務し、残り十パーセントにも達しない。地元在勤者の給与は他地区に比較してすこぶる小額であり、その反面、南北二市の影響で日常生活必需物資は他市町から仕入れられるため、小売物価は一割以上も高価となつている。従つて阿知須町在住の公務員の生活は、困窮をきわめている。ついては、今回官公職員の給与改訂に当り、地域給の支給率に対し、同町の窮状を考慮され、現行地域給以上に指示されたいというのである。

二、請願の議決理由

阿知須町は鉱工業の中心地宇部市及び山口市小郡町の中間に位し、両市の影響を受けて生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

田布施町の地域給存続の請願(請願者　山口県熊毛郡田布施町長森山岩夫外千七百九十名)(吉武恵市君外二名紹介)(第一〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県熊毛郡田布施町は、下松市、徳山市等の大工業地帯を控え、東は県下最大と言われる大阪の商業圏である柳井町に隣接しているため、商業、金融面に関してはこれら市街地と密接な関係を有し、都市的形態をなしており、さらに最近は、朝鮮動乱の進展に伴い、特需景気の発生も懸念され、同市における主食類を始め、生活必需物資は高騰している。ついては、田布施町の官公職員の地域給改正に当つては、現行の乙地域を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

熊毛郡田布施町が周辺に下松市、徳山市等の大工業地帯、並びに大阪の商業圏として著名な柳井町を控え生活必需物資の高騰を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

平生町の地域給存続の請願(請願者　山口県熊毛郡平生町長中嶋忠利外五百四十名)(吉武恵市君外二名紹介)(第一〇五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県熊毛郡平生町は、岩国市、柳井町、田布施町、光市、下松市、徳山市と地域的に一帯をなし、その生活、経済もまた密接な一環をなし、物資の運送は不

便で、平生町の生活必需物資は、他地域から仰いでいるため、高価であるから、在住の官公職員の生活は困窮をきわめている。ついては、今回の給與改訂に当つて、平生町の地域給現行乙地域が改廃されるというが、このようなことが実現されるならば、同市の公務員の困窮は、あらゆる方面に悪影響を及ぼす危險があるから、減廃等のないように指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、切実でありその目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

防府市の地域給引上げの請願（請願者　防府市長宮地良三外千七百四十三名）（吉武惠市君外二名紹介）（第一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県防府市は、下関市、宇部市に次いで県下第三位の大都市であり、県内物資の集散地で、山陽沿線における唯一の非戰災都市として、急激に人口の増加を見、陸海交通の要地であるため、物価の変動著しく、他都市に比しはるかに物価高を示している。同市の官公職員の給與に関しては、現行地域給を甲地域に引上げるよう再三要求してきたのであるが、そのまま今日に至り、今回の給與改訂に当り、地域給改訂の引下げに対して、不安の念にかられている。ついては、地域給の指定は、実状に即した、妥当な決定が行われるようされたいというのである。

二、請願の議決理由

防府市が県下第三位の大都市として、また県下諸物資の集散地であり、かつ非戰災都市である関係上、いきおい物価の変動著しく、他都市に比して物価高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊東村の地域給引上げの請願（請願者　山口県豊浦郡豊東村長藤村理一外三百十八名）（吉武惠市君外二名紹介）（第一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県豊浦郡豊東村地域は、土地肥よくで農林産物に富み、鉄道、軌道バスの利便があるため、戰時中以来疎開者の移住する者多く、下関地区のみならず、厚狭町、小野田市、宇部市及び門司市、若松市等の通勤者も多数である。これらの関係で、下関市場の物価値段が直ちに同村に影響し、生活必需物資の変動が多く、市場に隣接している生産地である。同村には多数の仲買人が集つて、物価のつり上りが行われ、時には下関市戸市場の相場を上廻ることさえあり、官公職員の生活は、苦痛を加える一方である。かねて現行地域給両地域を、乙地域に引上げるよう陳情してきたが、今回の給與改訂に当り、これが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

山口、小郡地区の地域給指定に関する請願（請願者　山口市長山下太郎外四千六百八十四名）（吉武惠市君外二名紹介）（第一〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口市、小郡町地域は純消費都市であつて、市内に生活必需品の生産工場がなく、物資の移入を悪質仲買人が行つているため、物価は北九州地方よりも高く、また県庁所在地であるにもかかわらず、同地域在住の官公職員の地域給が乙地域として扱われているので、山口市を甲地域に引上げるように、昭和二十二年三月申請し、同年十二月の地域給審議会で甲地域指定の最終決定をみて、実現に至らない中に今回の給與改訂となつた。ついては、山口市、小郡町は、甲地域としてあらゆる條件を有し、朝鮮動乱による影響もあり、急激に増加する人口に伴つて住宅難もあるから、今回の地域給指定に当つて、同市を甲地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山口市及び小郡町地域が純消費都市であり、かつその立地條件の特殊性により、北九州地方よりも物価高である実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

秋吉村、大田町美東地区の地域給指定に関する請願（請願者　山口県美祢郡秋吉村美東地区全官公庁協議会長河本龍三郎外八百四十五名）（吉武惠市君外二名紹介）（第一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県美祢郡秋吉村、大田町美東地区は純然たる農村であるにもかかわらず、官公庁、出先の会社出張所多く、物価指数は、甲地域に劣らず高く、住宅難のため闇鉄、私バスを利用する者の交通費はばく大なものである。名勝秋芳洞を控えているため、旅行者の出入が物価を高騰させ、加えて朝鮮動乱は、生活必需物資をインフレ当時と同様上昇させたのである。このような現状の中でとくに重大なことは、生活に困難な同地域に教員を希望する者がなく、同地域の中、小学校に人材を求めることが困難となつている。ついては、今回の給與改訂に当り、同地域の特殊性が地方行政上一大支障となつている点を考慮され、該地区を甲地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

久賀町の地域給指定に関する請願（請願者　山口県大島郡久賀町山口県大島地方事務所長河本宗式外八百十九名）（吉武惠市

君外二名紹介）（第一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県大島郡久賀町地域は、郡内の行政経済の中心地であり、内海交通の要地で、経済は、対岸の広島県各都市及び柳井町、岩国市などの商物価圏にあつて、消費地的性格著しく、物価は高騰しているため、久賀町在住の官公職員は困窮をきわめ、当然地域給指定区域に該当するものと確信し、すでに地元当局には要請してきたのである。ついては、今回の給與改訂に当り、同町を地域給該当地として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大島郡久賀町地域が郡内行政経済の中心地であるばかりでなく、その立地條件等からいきおい物価高を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

厚狭地区の地域給指定に関する請願（請願者　山口県厚狭郡厚狭町長白石龍彦外千六十六名）（吉武惠市君外二名紹介）（第一一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県厚狭郡厚狭町は、宇部、小野田及び下関、北九州に近接している結果、工業都市に匹敵する高物価地域であり、朝鮮動乱の影響で、日常生活必需品は著しく高騰し、公務員の生活実態は困窮をきわめている。すでに同市の官公庁職員の地域給を甲地域に引上げの陳情を行つたが実現に至らないで今日に至つている。ついては、官公庁職員の給與改訂に当つて、同市の地域給を二點に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨には切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

西市町の地域給指定に関する請願（請願者　山口県豊浦郡西市町大字矢田富永德司外三百八十名）（吉武惠市君外二名紹介）（第一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県豊浦郡西市町は、石炭、坑木、竹材、薪炭、食糧品の集散地であり、商工業は活況を呈し、諸物価は高騰しており、ことに同町には酒類の密造、あめの仲買人等が主食その他の生活必需物資の買いあさりをするために、物価は高騰し、官公庁職員の困窮した生活実態は行政上由々しい問題となつている。ついては、今回の官公庁職員の給與が改訂されるに当つて、地域給の改正が行われる際には、他地域との均衡を欠くことのないよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

秋穂町の地域給指定に関する請願（請願者　山口県吉敷郡秋穂町秋穂中学校論内田正明外五百五十九名）（吉武惠市君外二名紹介）（第一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県吉敷郡秋穂町地域は、単なる農漁村と異なり、保有米農家は全世帯の三割程度で、漁業、石材、製塩、その他各種製造工業、商業等が盛んで、消費地的性格を有し、風光明びな海岸を有しているため、観光地的な性格を有し、ために諸物価は高く、戦災者、引揚者は言うまでもなく、給料生活者は、子弟の教育にも多額の交通費を必要とし、生計費は高く、困窮の一途をたどつている。ついては、今回、官公庁職員の給與が改訂されるに当つて、同町の地域給支給指定に、何分の考慮を拂われたいというのである。

二、請願の議決理由

吉敷郡秋穂町地域は消費地的性格を有するばかりでなく、観光地的性格もあわせ有し、いきおい高物価を免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

埴生町の地域給指定に関する請願（請願者　山口県厚狭郡埴生町長田村利三郎外四百八十六名）（吉武惠市君外二名紹介）（第一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県厚狭郡埴生町は、戸数一千八百の半農半漁の貧弱な町村であつたが、近時町内に炭鉱業が数箇所に起り、バス、貨物自動車の往来がひん繁になつたため、貨客の出入も盛んになつて、近隣の小野田、宇部等の都市と経済的部面でなんら差異のない現状となり、これに加えて、風光明びな同町に来遊する者、各都市の会社、工場勤務者が住居を求める者も多くなり、町内に在住する公務員の生活状態のみ、低い水準にとり残されているから、今回官公職員の地域給改訂に当つて、埴生町にも地域給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

大内村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県吉敷郡大内村山口県農業試験場長尾崎三男外四百二十名）（吉武惠市君外二名紹介）（第一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県吉敷郡大内村は、山口市の中心地域に川一つの隔りで、山口市の延長であるため、日常生活物資の大部分は山口市より支給されている関係上、消費者の物価指数は高いのであるが、地域給の支給は皆無の実情であつて山口県農業試験場の職員並びにこの地域の官公職員の生活は著しく困窮している実状である。ついては、今回人事院勧告による、給與改訂に当つて大内村に地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大内村が山口市の延長であるため、その影響を受けて高物価を免

れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

右田村の地域給指定に関する請願（請願者　山口県佐波郡右田村長村田繁樹外七百七十六名）（吉武東市君外二名紹介）（第一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県佐波郡右田村は、隣接の中枢的商工業都市である防府市の郊外住宅地区であり、都市的性格の実際的諸条件を等しくする実情であるが、海陸交通の便よく各種工場があり、最近占領軍の進駐、警察予備隊の駐とん等で人口の増大、商工業の飛躍的発展は日常生活物価を高騰させることになる。一方公共団体、会社工場等の勤務者の大部分は、現行乙地地域手当を受けているにもかかわらず、該村官公職員は支給されていない実状である。ついては、今回人事院勧告による給与改訂に当つて、この地域に適当な地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

右田村が中枢的商工業都市である防府市に隣接するばかりでなく、戦後の特殊事情等により高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

宇部市の地域給指定に関する請願（請願者　山口県宇部市宇部郵便局長弘永隆外二千六名）（吉武東市君外二名紹介）（第一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県宇部市附近は、新興鉱工業地で、石炭採掘事業が飛躍的発展し、現在では海底採炭事業にまで及び、典型的大工業都市を形成し、それがための諸会社工場の労務者の多数は比較的高給者で購買力は必然的に高物価となり、この地に在住する官公職員の生活は困窮をきわめている。ついては、今回人事院勧告による給与改訂に当つて、この地域に適当な地域給を指定支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

宇部市附近が典型的大工業都市を形成し、これらの民間企業に従事する労務者は高給であり、その余波を受けて公務員の生計費に高騰を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

下関市の地域給指定に関する請願（請願者　下関市長松尾寧治外一万三百七十一名）（吉武東市君外二名紹介）（第一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下関市は、行政区域こそ北九州五市と異つているが、地理的に、経済的に密接不離の関係にあり、昔から韓国人の在住者が多く、国内船舶の出入も盛んで国際都市、貿易港の形を呈しているので、物価の高騰は他の地域と比較にならないことは言うまでもない。今回官公職員の給与改訂に当つて、地域給の改正が行われるにつき、その査定の基準となる消費者価格指数は、地方の実情に即しないものがあり、下関市の場合でも下関市の消費者価格指数の不合理は、あらゆる方面から指摘できる。ついては、今回の下関市の地域給は、北九州五市と同一の地域給に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

下関市の立地条件等から物価の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

舞鶴市の地域給存続の請願（請願者　舞鶴市長嶋根達雄）（大石ヨシエ君紹介）（第一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴市は、旧軍港都市より平和産業都市に転換中であるけれども、軍港都転換法の適用を受けた現在に至るまでなんら見るべき産業なく、失業者続出し、生活必需物資は戦時の海軍の各種工場施設のため、現今平和産業に切り換られているが、他都市の中小企業と同様倒産し、京阪神よりの移入にまたなければならない状態でありかつ非戦災都市であるため、人口は増加するなど他の六大都市に比し物価も大差ない実情である。ついては、今回人事院勧告による、給与改訂に当つて、この地域に現行通りの地域給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

呉市の勤務地手当割合改訂に関する請願（請願者　呉市泉畑町三百四十一番地呉地方地域給対策協議会会長橋作一）（前田栄之助君外一名紹介）（第一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

呉市は、昭和二十二年八月五日附で臨時勤務地手当支給地則第二条第一項により甲地域に指定されてきたが、官公職員の生活費は、物価の高騰によつて困窮の状態であり、地域給支給の当市への割合が昨年の消費者価格指数調査の結果、人事院規則六区中、指数低位により最下位となり、そのため、現給の地域給が全く支給されないという事態が予想される。ついては、今回人事院勧告による地域給支給に当つて、現給の二割を削減されないようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実なものであり、その目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

裏佐村を寒冷地手当支給地域に指定の請願（請願者　山口県知事田中龍夫）（吉武恵市君紹介）（第二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年度における国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給については、山口県阿武郡裏佐村地域はその対象となつていないが本地域は、裏日本的性格が強く、冬期の寒冷の起因による生活の苦痛は北陸方面に匹敵する。なお寒冷を利用し各種の高冷地試験及びスキー場など人口の交流繁しく、諸物価に原因して冬期間の生活費指数は著しく上昇する実情であるにもかかわらず、島根県津和野町の地域のみ指定され、この地域が指定されていないのは不合理である。ついては、所在官公職員の経済生活はとくに冬期にもつとも困窮をきたすから、寒冷地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

厚東村の地域給引上げの請願（請願者　山口県厚狭郡厚東村百九十一名）（吉武恵市君外二名紹介）（第二七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県厚狭郡厚東村地域は宇部、小野田、船木町等の炭鉱業都に三方を囲まれた小農村であるが、村の中央を山陽線が縦貫している関係から物価は諸物価圏にあるとともにそれらの地域との交流が激しく、とくに山口市に密接する位置もあつて直接にその影響を受け非常に高騰しているのみならず、炭鉱業都へ通勤する多数の高給與労働者があり在住の官公署職員の生活は深刻である。ついては、今回の官公庁職員の給與が改訂されるに当り、地域給が改正される際には、地域給を宇部市と同等にされたいというのである。

二、請願の議決理由

厚東村地域が宇部、小野田、船木町等の炭鉱業都市に囲まれ、かつ村の中央を山陽線が縦貫する等の関係から物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

新見、上市両町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県阿哲郡上市町長白神森吉外二十八名）（近藤鶴代君紹介）（第二〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県阿哲郡新見町及びこれに隣接する上市町大字西方については、官公職員の地域給審議会に乙地域指定の陳情をしていたが、その中途で給與法の改正になり、そのまま実現されないで今日に至つている。両町の特殊性及び必要性については、県下の民主団体も県対策委員会も、もつとも急を要する候補地として要請しているから、新見町及び上市町大字西方に勤務する官公庁職員の勤務地手当地域給を乙地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はきわめて切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

十日市、三次両町の地域給存続の請願（請願者　広島県双三郡十日市三次町全官公庁地域給対策協議会代表永谷満明）（船越弘君紹介）（第二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県双三郡三次、十日市両町は、経済的にも文化的にも県北部の要地として重要な役割を果し、諸官庁の数は四十八もあり、交通網は発達し、本年六月の人口は昭和十五年に比して百五十パーセントの増加を示しているが、生活必需物資は、ほとんど京阪神、広島、鞆山方面から仰き、物価の高いことは都市に比して劣らないため、官公庁職員の生活は困窮をきわめている。今回公務員の給與改訂に当つて、地域給を特別指定者価格に基いて大幅に引下げられるということであるが、わずか二回の調査では不完全であり、前記の理由によつて三次、十日市両町に対する地域給は現行通り、一割を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

三次、十日市両町がその立地條件等からして、いきおい諸物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

林野庁の常勤的労務職員に年末手当支給の請願（請願者　東京都千代田区霞ヶ関二丁目二番地全国有林労働組合代表小谷春行）（藤枝泉介君外五名紹介）（第二二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山里深く、寒さと生活苦の中に国有林野事業に従事している職員は、公務員一般職の職員としての種々の制限を受け、待遇の面では、国家公務員法の矛盾と林業の特殊性に対する無理解のため、一切の保護を受けておらず、低い労働條件の下におかれている。これらの職員の賃金は、一般職種別賃金の適用に受けておらず、民間労務者と比較して三十パーセント以上低くなつているから、この差額を年度末に調整するため、二箇月分以上支給されたい。なお、林野事業に従事する職員の身分は、非常勤職員とよばれているが、一部には常時勤務しているものもあるから、公務員の年末手当等に対しては、常勤職員として同額を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はきわめて切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

江別町の地域給引上げの請願（請願者　北海道札幌郡江別町長古田島藤平外二十二名）（宇野秀次郎君紹介）（第二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌郡江別町は、札幌市の隣接村として人口三万九千八百五人に達し、現在札幌市への通勤者は三千人を越えている関係上、札幌市勤務者の住宅地となつている。一方当町の物価は、各種工場が多いため、札幌市より上廻つており、この原因は、当町の北日本製紙株式会社が従業員八百余名を擁し、平均給料月一万四千円余であつて、この給与が官公庁職員の二倍以上に及んでいるのと、札幌市への通勤者三千名が乙地域の給与を受けているのが大きな要因である。これ等の現状であるので、優秀な教員や公務員を誘致することが困難であり、当町内の学校や官公庁の運営上大なる打撃を与えている。ついては、すみやかに同町を乙地域に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

江別町が札幌市に隣接し、かつ公務員の給与をはるかに上廻る民間企業労務者を有するため、いきおい物価高を免れざる実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的

琴似町の地域給指定に関する請願(請願者　北海道札幌郡琴似町国鉄電修場琴似地区全官公労組協議会議長澁谷新時)(宇野秀次郎君紹介)(第二六一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌郡琴似町は、札幌市に隣接し、琴似駅を中心として交通便利の位置にあつて、人口も年年著しく増加し、生活の諸物資もまた札幌市と同様の物価を示している。ついては、今回の地域給指定に際しては、札幌市と同率に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

琴似町がその立地條件等から、札幌市同様の物価を示している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県下の地域給指定に関する請願(請願者　鹿児島県知事重成格)(岩川與助君外九名紹介)(第二九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県下は、引揚者等の密集による抽出調査対象が低所得者階級に偏し、最近の連続的台風による被害のため、生活水準を切り詰めることを余儀なくされ、また統計になれていないことと税金等の関係による記載洩れが多く、かつ食糧事情が年間平均よりよかつたため、特別消費者価格指数による地域差指数が低く、罹災者が多いため必然的にやみ物価は上昇している。とくに鹿児島市において生活物資の高騰は六大都市とほとんど変らない実情である。ついては、本県下の地域給の指定に関しては別紙のとおり支給率を決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨にはまことに無理からざるものがあり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的

新城町の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県南設楽郡新城町伊田新七外五名)(青木孝義君紹介)(第二九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回給与ベース改訂を機に勤務地手当の支給地域区分及び支給率については、合理的に改訂されるように外開しているが、愛知県南設楽郡新城町は豊橋市の近くで物価は高く、今回のC・P・S調査の結果のみで改訂の基準とされることは不合理であり、生活水準の切り詰めをしなければならないため業務能率に大なる影響を及ぼしている。ついては、新城町の地域給を確保するとともに、豊橋市と同格程度の考慮を払われたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実なあり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的

帯広市の地域給指定に関する請願(請願者　札幌市南十四條西七丁目千五十九番地原顯登)(岡田春夫君紹介)(第二九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

帯広市は、終戦後急激に商工業関係、諸工場会社等激増の一途をたどり、人口も急激に増加し、加えて当地方は十勝川温泉を中心とする観光地帯であり、観光客は帯広駅を利用するため、乗降客は漸時増加し、従つて物価は全道唯一の高価を示している。ついては、今回の官公庁職員の給与ベース改訂に際しては当市を二割の地域給の地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

帯広市の立地條件並びに戦後の特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的

室蘭市の地域給指定に関する請願(請願者　札幌市南十四條西七丁目千五十九番地原顯登)(岡田春夫君紹介)(第二九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

室蘭市の経済は、富士製鉄、日本製鋼所、室蘭ドック等大会社の影響下におかれ、市の人口の六割がこれらの会社の従業員で占められ、大会社は、完備した購買施設を有するため、商業は振わず、地理的にも生活必需物資はすべて他府県から移入しなければならぬ結果、物価は札幌に近い高い指数を示している。今回官公職員の地域給の改訂に当り、室蘭のような、特殊な事情にある都市の指定は、特別消費者価格調査に基くことは不合理であるから、これを訂正して、室蘭市の地域給を一割五分に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

室蘭市が特殊の経済構造をもち、ために札幌に比肩する物価高

を免れず、公務員の生活また安定を保しがたい実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

美唄市の地域給指定に関する請願（請願者　札幌市南十四條西七丁目千五十九番地原駟登）（岡田春夫君紹介）（第二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道美唄市は、本年四月、市制を施行され、炭礦の拡張とともに人口はますます増加し、物価は、道内主要都市を上廻つている統計を示している。すなわち、同市は、消費都市であるため、生活必需品は、他都市から移入されねばならず、しかも住民の約六割は辺ぴな炭礦地帯に住み、消費物資は請負業者の消荷売によるために高価になり、開発事業に他地方から入つてくる土建業者の無軌道購買は、さらに一層騰貴をすすめている。したがつて、美唄市に在住する官公庁職員の生活は困窮をきわめているから、今回の給與改訂に関連して、地域給の指定については、一割五分を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

美唄市が炭坑地帯として特殊な経済構造をもち、ために物価の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩見沢市の地域給指定に関する請願（請願者　札幌市南十四條西七丁目千五十九番地原駟登）（岡田春夫君紹介）（第二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩見沢市は、函館線室蘭線その他各線の集合点で、空知平野、石狩炭田の物資の集散地でもある。従つて各種官公署、病院、工場、学校も増加し、文化的、政治的、経済的に空知の一大中心地であり、このために会社員、一般労働者の賃金にも大きく影響し、これに反して公務員は、悲惨な生活に追いこまれている。今回公務員の給與改訂に当つて、消費者価格調査資料に基いて地域給が改訂されるが、岩見沢市の場合、一割削減されることは在住の公務員にとつて致命的なことである。すなわち算定の基準となる総合指数は、岩見沢市に関する限り、きわめて不備な点があり、特殊な事情、調査の時期、方法等、実情に添わない点があるから、岩見沢市に対する地域給を一割五分に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩見沢市が、空知の文化的、政治的、経済的中心地として高物価を免れず、公務員の生活また安定を保しがたい実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

苫小牧市の地域給指定に関する請願（請願者　苫小牧市長田中正太郎）（岡田春夫君紹介）（第二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回人事院の考慮している地域給によると、現在まで一割支給の苫小牧市が五分支給に低額されるとのことであるが、しかし昭和二十四年度五月、十一月の特別消費者価格調査は七十八世帯調査中も つとも賃金も市内で高く低廉な物資を購入できる苫小牧製紙会社員がその中四十世帯すなわち全体の五割一分の調査対象となつており官公吏世帯は七世帯の八分九厘しか対象になつていない。また漁業等は時期的に非常に左右されるものであるから、この調査について用された物価指数は不合理である。ついては、当市を一割五分の地域給支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

苫小牧市が特殊な経済構造をもつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

千歳町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道千歳郡千歳町長山崎友吉外十九名）（岡田春夫君紹介）（第三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道千歳郡千歳町は、終戦後人口の増加著しく、ことに物価は全道一といわれる高騰を示し、六千三百七円ベースの官公庁職員の生活は極度に困窮している。ついては、地域的にも、経済的にも、また文化的にもすべて札幌市の圏内下にある本町を地域給の地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

札幌市の圏内下にある千歳町の経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

稚内市の地域給指定に関する請願（請願者　北海道稚内市庁内北海道財務労働組合加藤佛夫外十五名）（松澤兼人君紹介）（第三二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道稚内市は、昭和二十四年四月一日より市制が施行され、地域給支給の対象より除外されているが、地理的悪條件により、産業は遅れ、これに生活必需品は他地区から仕入れており、生計費は著しく高く、北海道内各市中最悪の経済状態にある。ついては、本市を地域給の支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

稚内市の経済事情の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

大牟田市の地域給指定に関する請願（請願者　福岡市大牟田市長田中忠蔵）（寄野武一君外一名紹介）（第三二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大牟田市の官公庁職員の地域給は、現行二割を支給されているが、近く給與ベースの改訂に伴つて地域給の改訂が行われ、その改訂の数字的資料として特別消費者価格調査の指数が大きな役割をなすもの、とすれば、大牟田市の場合、統計に表われた数字は公務員をはじめ、一般市民の消費生活の実態を示したものとは言い難いのである。すなわち、同調査の被調査世帯数の七十パーセントは炭鉱及びその関連産業労務者であつて、食費、住居費、光熱費の低廉な、購買施設、厚生施設を持つ労務者の家族で、同調査直前、三池炭鉱労働組合では罷業を行つており、この期間に対する給料不拂のため、各調査、当月における消費生活が影響を受けた事実もある。ついては、大牟田市の特殊事情を考慮されて、同市における地域給を従来通り二割に指定されたいというのである。

二、請願の談決理由

大牟田市の特殊な経済構造の実態等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

松阪市の地域給指定に関する請願（請願者　三重県松阪郵便局区内松阪市全官公労組協議会代表谷本保男）（中村清君紹介）（第三三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回給與ベース及び地域給の合理的是正を機に松阪地区全官公労組協議会は、内閣統計局発表の特別C・P・Sを基礎とした調査によると、松阪市の特殊事情等は高物価と低収入のため、困窮な状態である、ついては、当地区全公務員の生活難緩和のため、もつとも適当な地域給を指定されたいというのである。

二、請願の談決理由

松阪市の経済的特殊事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

海部郡下各町村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県海部郡永和村長宇佐美久我二外五名）（江崎真澄君紹介）（第三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡は、名古屋市の中央を中心とした二千キロメートルの半円周内に全部含まれ、交通の便がよく、近く大名古屋都制が施行されるときは郡の半数近くの町村は、都内に加わり、工業地として重要な地域である。最近特需景気によつて、一宮市、津島市の繊物業が活潑となつたため、物価は上昇し、日用生活物資の値上りで海部郡内の勤務者は、ほとんど都市に走るため、とくに公務員の人事に関しては地域給の差異が人事の交流を阻害し、業務能率の減退をきたす危険がある。今回、官公庁職員の給與改訂に当つて、地域給の全面的改訂が行われる場合には、従来の不合理を再検討されて、海部郡一円の地域給を津島市並にされて一率に二割以上の支給地に指定されたいというのである。

二、請願の談決理由

名古屋市に隣接する海部郡の立地條件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

南陽町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県海部郡南陽町長坂野義信）（江崎真澄君紹介）（第三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡南陽町は、庄内川をへだてて、名古屋市に接続し、わずかに堤を渡れば市内電車停留所を持ち、近く大名古屋都制が施行されるときは町内はほとんど都内に加わり、工業発展地として重要な地域である。同町の二十パーセントは職災にあつたため物価水準は高く、在住の官公職員は、深刻な生活條件の圧迫を受け、有能な者は職を転じ、名古屋に走るなど、自治側の公務運営にも悪影響を及ぼす危険がある。今回海部郡一円に、官公職員の地域給引上げを請願したのであるが、庄内川を一本へだてた名古屋市とその地域給が一割ないし二割の差があつては困るから、南陽町独自の立場から、名古屋市に準じた地域給を指定されたいというのである。

二、請願の談決理由

庄内川をへだてて名古屋市に隣接する海部郡南陽町の経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

岡山村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県八女郡岡山村長末広栄外五名）（高橋権六君紹介）（第三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡岡山村は、久留米市の南方十キロの地点にあり、羽犬塚、福島両町にはさまれた農村であるが、両町とは不離一体の関係にあつて、近く福島町との合併も実現されようとしている。交通の便がきわめて良く、築後飛行場の設置によつて、人口が増加し、物価客観的に高め、生活必需物資が主として両隣村から供給されるために高価であるから在住の官公職員は深刻な生活苦にあえいでいる。昭和二十三年、福島、羽犬塚両町の公務員の地域給が乙地に指定されたのに、同村は丙地のまま現在に至つているから、今回公務員の地域給改訂に当つては、両町並に引上げられたいというのである。

二、請願の談決理由

岡山村が戦後の特殊事情によつて、物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

蟹江町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県海部郡蟹江町全官公庁代表戸谷静雄外百八十七名）（江崎真澄君紹介）（第三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡蟹江町は、名古屋市の中央を中心とした二千キロメートルの半円周内に全部含まれ、交通の便がよく、近く大名古屋都制が施行されるときは郡の半数近くの町村は、都内に加わり、工業地として重要な地域である。最近特需景気によつて、一宮市、津島市の繊物業が活潑となつたため、物価は上昇し、日用生活物資の値上りで海部郡内の勤務者は、ほとんど都市に走るため、とくに公務員の人事に関しては地域給の差異が人事の交流を阻害し、業務能率の減退をきたす危険がある。今回、官公庁職員の給與改訂に当つて、地域給の全面的改訂が行われる場合には、従来の不合理を再検討されて、海部郡一円の地域給を津島市並にされて一率に二割以上の支給地に指定されたいというのである。

二、請願の談決理由

名古屋市に隣接する海部郡の立地條件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

にあつて、各種の交通機関を通じて、名古屋市と十数分で連絡し、大名古屋都制が施行されるとすれば、もちろん都内に包含される区域である。交通の便よく、近年工業の発展が活況を呈し、市の住宅地としても重要であるが、物価は時には名古屋市を上廻る状態であるため、公務員の生活は苦しく、地域給が乙地域給であるため、いずれも名古屋市に転職する状態である。今回勤務地手当地域給の改訂されるについては、蟹江町の地域給を名古屋市と同率に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

名古屋市に近接する蟹江町の立地条件等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

網走市の地域給指定に関する請願（請願者　北海道網走市長吉田栄吉）（岡田春夫君紹介）（第三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

網走市の五月の物価は、副食物の大部分である魚類、野菜等が生産期であるためもつとも低く、同市における物価は、北見市に比して全面的に高い実情にある。一月から四月までは港湾が流氷で閉鎖されるため、生産県としての条件は全く停止し、五月になつて消費価格が急変するため、もつとも不適当な時期である五月の一回分の消費者価格調査で、万一地域給が低減されるようなことがあれば、実状に添わない不合理と考えられるから、同市に対して一割五分以上を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

網走市の経済的特殊事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

釧路市等の地域給指定に関する請願（請願者　北海道全官公労組連絡協議会釧路地方協議会代表原脩登）（岡田春夫君紹介）（第三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回公務員の地域給が改訂されるに当つて、その基準となる特別消費者価格調査は、北海道釧路市の場合、さば漁獲のため、季節的に他府県から出入の時期があつて、帰省後は物価は下落するから、五月、十一月はその時期に当つて、もつとも不適当である。本来同市は、交通不便で、輸送困難なため、全国的に高く、大会社の高率な賃金に圧迫され特殊な気候にあつて、公務員の生活は困難である。釧路国支庁の場合も同様で、調査対象が一部市町村に限られたため、実状に即しないし、物価は高く、文化的教育施設に欠け子弟は釧路市に通学しているから、これに要する費用は多大となる。ついては、釧路市及び釧路国支庁の地域給を二割支給に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

荒木町の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡荒木町長近藤卓雄外十名）（龍野喜一郎君紹介）（第四二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡荒木町は、久留米市と隣接し、経済、文化等あらゆる面において久留米市と密接不離の関係にあるため、当町の物価は、久留米市に比較して、はるかに高い現状である。ついては、今回の給与ベース改訂に伴う地域給改正に当つては、久留米市と同等か、あるいはそれ以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

荒木町が久留米市に隣接し、同市と密接不離の関係の下におかれているため、いきおい物価高を免れざる実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

羽犬塚町の地域給存続の請願（請願者　福岡県八女郡羽犬塚町長田島孝）（龍野喜一郎君紹介）（第四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡羽犬塚町は、一見物資豊かな筑後平野を擁して、きわめて恵まれた環境下にあるようであるが、官公庁職員は、北九州と同一な条件下にあつて、地域給を現行以下に切り下げられることは、生活水準の切り下げに外ならない実情である。ついては、今回の地域給改訂に際し当町の地域給を現行のまま存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊平町地域給指定に関する請願（請願者　北海道札幌市南七条西四丁目全国進駐軍労働組合同盟札幌進駐軍要員労働組合代表川嶋博）（松井政吉君外一名紹介）（第五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

札幌市に隣接する豊平町の一地域にあつた北海道唯一の畜産試験場のある真駒内地域は、昭和二十年九月、連合国軍が北海道に進駐後、連合国に接収され、同二十一

添田町福岡県筑豊四郡地域給対策協議会長石原貞彦外五十九名）（松本七郎君外一名紹介）（第四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県の筑豊四郡は、筑豊炭田の中心部で、多数の労働者を有する大消費地であつて、その給与は、公務員に比して優位にあり、厚生施設や現物給与的な臨員組織を有している。生活必需物資は、他地域からの移入によるため、物価は福岡市や北九州の都市に比して低くなく、むしろ上廻つている。今回、官公庁職員の給与改訂に当つて、地域給が特別消費者価格調査に基いて改正されるならば、この地域の調査の対象になる世帯の六十パーセントが炭坑従業員であるという特殊性を考慮され、実状に即して地域給の指定を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

筑豊四郡が筑豊炭田の中心部として特殊な経済事情の下にあり、いきおい物価高を免れざる実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

年四月、真駒内にキャンプクロフォードが設営され、これまで、この地域で演習試験場に勤務していた大部分の労務者は、軍命で勤務地を変更し、同地区に勤務するようになつた。従つて、札幌市を中心として、小樽市、江別町、豊平町一円も生活必需品は高価格である。今回公務員の給与改訂に関連して、地域給の再検討が加えられるに当つて、キャンプクロフォードに勤務する連合国軍関係使用人の特殊的な生活環境を考慮され、真駒内地区を札幌市と同様に勤務地手当指定地域に加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

真駒内地区が戦後の特殊事情等により物価高を免れざる事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

田川市の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県田川市長久野保）（平井義一君紹介）（第五一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の田川市民とくに、全官公署職員の生計費は他の特別地域に比較しても、またその他の交通産業等凡ゆる客観的状勢からして膨脹する一方で、経済的精神的に破たんを招来しつつあることは事実である。これらの基因するところは、(一)顕利厚生施設が完備せる炭住労務者の購入する物価指数と、一般官公職員その他の購入する物価指数とにはなはだしい隔差があること、(二)特別CPS（消費者価格指数）調査において官公署の職員が調査対象としてきわめて少数であつたことである。ついては、当田川市の地域給については、特別な考慮を払われたいというのである。

二、請願の議決理由

田川市が特殊な経済構造をもつ実情にかんがみ、本請願の趣旨は切実でありその目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

福岡県京都郡の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県京都地方事務所長　安部譲治）（平井義一君紹介）（第五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県京都郡は、工業都市北九州に隣接し、経済局、交通條件等密接不離の関係にあり、筑豊炭田とも多大の関連をもつ特殊地域である。生活必需品は、すべて京阪神、北九州に求めるために、物価水準は北九州五市と比較して、なんら変らず、むしろ高価となつている。官公庁職員の給与は、北九州工場地帯の民間給与に比して相当のひらきがあつて、公務員の生活水準は困窮をきわめている。今回、公務員の給与改訂に当つて、地域給の改正が行われる際には、京都郡の地域給が現行一部乙地域、残り丙地域になつていることは北九州及び筑豊との均衡上妥当性を欠いているから、同郡の特殊性を考慮して、隣接都市と同様に引上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年十二月九日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

（第七回国会第四十七号、二三三三頁参照）

報告書

地方税法案

右は、両院協議会の成案を得なかつたよつて報告する。

昭和二十五年五月二日

地方税法案両院協議会

衆議院両院協議会議委員議長　星島　二郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

一三	一九	納税	納税
一三	一〇	毎年十二月	毎年、十二月
一三	一七	考えるのでございます	考えるのでございます
一三	二二	のみをしまして	のみをしまして
一三	二三	対し	対し
一三	二四	権利を	権利を
一三	二五	法的排撃	法的排撃
一三	三〇	（勝間田清一君外一名提出）	（勝間田清一君提出）

衆議院会議録第十号中正誤

一六	二九	次議案	決議案
一六	三〇	理事に、	理事は、
一六	〃	（第三十七條、第四十一條）	（第三十七條、第四十一條）
一六	〃	（三）	（三）
一六	三一	考えるのでございます	考えるのでございます
一六	三二	（第三十七條、第三十九條）	（第三十七條、第三十九條）
一六	三三	（三）	（三）
一六	三四	末六	末六
一六	三五	（一〇）	（一〇）
一六	三六	中各又は又はのいずれも	中各又は又はのいずれも
一七	一	整理	整備
一七	一三	表中総理府の項	表総理府の項中
一七	一四	末七	合計の項
一七	一〇	異議	異議
一七	一一	刑事訴訟施行法	刑事訴訟法施行法
一七	一二	採沢	採決

に改める。

衆議院会議録第六号中正誤

頁	段	行	誤	正
穴	二	末	若ハ	若ハ、
穴	一	三	第三項の規定の	第三項の規定

衆議院会議録第八号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	二	末	受けた者	受けた者

衆議院会議録第九号中正誤

頁	段	行	誤	正
二	二	末	同條第二号以下は別行になるべきの誤	同條第二号以下は別行になるべきの誤
二	二	末	受ケル	受ケタル
二	二	一〇	税制改制案数倍、	税制改正案数倍、

に改める。

熊本電波高等学校	熊本県		熊本電波高等学校	熊本県
富山商船高等学校	富山県		富山商船高等学校	富山県
鳥羽商船高等学校	三重県		鳥羽商船高等学校	三重県
大島商船高等学校	山口県		大島商船高等学校	山口県
広島商船高等学校	広島県		広島商船高等学校	広島県
弓削商船高等学校	愛媛県		弓削商船高等学校	愛媛県

に改める。

は

熊本電波高等学校	熊本県		熊本電波高等学校	熊本県
富山商船高等学校	富山県		富山商船高等学校	富山県
鳥羽商船高等学校	三重県		鳥羽商船高等学校	三重県
大島商船高等学校	山口県		大島商船高等学校	山口県
広島商船高等学校	広島県		広島商船高等学校	広島県
弓削商船高等学校	愛媛県		弓削商船高等学校	愛媛県

に改める。

の誤

熊本電波高等学校	五二人		熊本電波高等学校	五二人
富山商船高等学校	五五人		富山商船高等学校	五五人
鳥羽商船高等学校	五五人		鳥羽商船高等学校	五五人
大島商船高等学校	五五人		大島商船高等学校	五五人
広島商船高等学校	五四人		広島商船高等学校	五四人
弓削商船高等学校	五四人		弓削商船高等学校	五四人

に改める。

は

熊本電波高等学校	五二人		熊本電波高等学校	五二人
富山商船高等学校	五五人		富山商船高等学校	五五人
鳥羽商船高等学校	五五人		鳥羽商船高等学校	五五人
大島商船高等学校	五五人		大島商船高等学校	五五人
広島商船高等学校	五四人		広島商船高等学校	五四人
弓削商船高等学校	五四人		弓削商船高等学校	五四人

に改める。の誤

第二條第一項中

文部省	本省	六三、六一一人
	文部財保護委員会	四一〇人
	計	六四、〇二一人

を

文部省	本省	六三、八八四人
	文化財保護委員会	四一〇人
	計	六四、二九四人

に

うち、六二、一一〇人は、国立学校の職員とする。

は

第二條第一項中

文部省	本省	六三、八八四人
	文化財保護委員会	四一〇人
	計	六四、二九四人

を

文部省	本省	六三、六一一人
	文化財保護委員会	四一〇人
	計	六四、〇二一人

に

うち、六二、一一〇人は、国立学校の職員とする。

は

運輸省	本省	二五、三八五人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、一九二人

を

運輸省	本省	二五、六五八人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、四六五人

に改める。

運輸省	本省	一五、六五八人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、一九二人

に改める。

運輸省	本省	一五、三八五人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、一九二人

運輸省	本省	一五、六五八人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、四六五人

に改める。

運輸省	本省	一五、六五八人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、一九二人

に改める。

運輸省	本省	一五、六五八人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、四六五人

に改める。

運輸省	本省	一五、六五八人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、一九二人

に改める。

運輸省	本省	一五、六五八人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、四六五人

に改める。

運輸省	本省	一五、三八五人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、一九二人

運輸省	本省	一五、六五八人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、四六五人

に改める。

運輸省	本省	一五、六五八人
	船員労働委員会	五九人
	海上保安庁	八、六六三人
	海難審判庁	八五人
	計	二四、一九二人

に改める。